

令和7年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

令和6年8月2日

全 国 知 事 会

令和7年度国の施策並びに予算に関する提案・要望

本年8月1日、2日に福井県福井市において、全国知事会議を開催しました。

今回の全国知事会議では、人口減少・少子化への対応として、「人口戦略対策本部」の設置、「人口減少問題打破により日本と地域の未来をひらく緊急宣言」及び「子ども・子育て政策を強力に推進するための提言」をはじめ、三巡目を迎える国民スポーツ大会の見直しに関する考え方など、現場の英知を結集した忌憚のない議論により、「令和7年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」をとりまとめました。

また、オンラインにて松本剛明総務大臣に御出席いただき、地方税財源や人口戦略、子ども政策、地方創生について、意見を交換しました。

同じくオンラインにて御出席いただいた自見英子万博担当大臣とは、大阪・関西万博（2025年日本国際博覧会）推進本部会合において、都道府県と国が実施する万博に向けた取組について意見を交換する等、来年4月の開幕に向け、双方の連携強化を確認しました。

全国知事会は、都市と地方が共に輝き、次代を担う若者など誰もが明るい未来を展望できる社会の実現に向け、「結果を残す知事会」として、47名の知事が一致結束して進取果敢に挑戦してまいります。

政府におかれては、本提案・要望を十分に踏まえ、今後の予算編成や施策立案に反映されますよう強く要請いたします。

令和6年8月2日

全国知事会会長 村井 嘉浩

目 次

《全国知事会議 宣言》

令和6年8月全国知事会議 福井宣言 1

《政策提案》

【人口戦略関係】

1 人口減少問題打破により日本と地域の未来をひらく緊急宣言 2

【子ども・子育て関係】

2 子ども・子育て政策を強力に推進するための提言 3

【地方創生関係】

3 地方創生・日本創造への提言 11

【地方税財政関係】

4 地方税財源の確保・充実等に関する提言 24

【環境関係】

5 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進に関する提言 38

【デジタル社会関係】

6 デジタル社会の実現に向けた提言 46

【大阪・関西万博関係】

7 万博を契機とした更なる地域の活性化に向けた提言 61

【社会保障関係】

8 2040年を見据えた医療・介護提供体制の構築に向けた提言 . . . 62

9 ジェンダー平等の実現に向けた提言 69

【文教関係】

10 学校教育を担う人材の確保に関する取組の充実について 76

1 1 高等学校段階におけるデジタル人材育成の抜本的強化について・・・80

【農林商工関係】

1 2 L Xで切り拓く持続可能な経済の実現に向けた提言・・・82

1 3 国産木材の需要拡大に向けた提言・・・102

1 4 豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止に向けた提言・・・110

1 5 農林水産物の輸出拡大のための提言・・・115

【国土交通・観光関係】

1 6 国土強靱化の推進、交通ネットワークの整備・維持及び観光による
稼げる地域の実現に向けた提言・・・117

【災害対策・国民保護関係】

1 7 大規模災害への対応力強化に向けた提言・・・120

1 8 緊迫度を増す国際情勢等を踏まえた国民保護の
更なる充実に係る提言・・・131

1 9 原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言・・・133

【東日本大震災関係】

2 0 東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言・・・147

【地方分権関係】

2 1 地方分権改革の推進について・・・164

【その他】

2 2 参議院選挙における合区の解消に関する決議・・・171

2 3 3巡目国スポの見直しに関する考え方・・・172

《政策要望》

【農林水産関係】	174
1 食料・農業・農村政策について	174
2 経済連携協定について	174
3 農林水産業におけるカーボンニュートラルの実現について	174
4 農業・農村の振興について	175
5 林業の振興について	184
6 水産業の振興について	186
【商工労働関係】	189
1 実質賃金の増加・エネルギー価格高騰への対応について	189
2 地域経済の活性化について	189
3 中小企業の振興について	191
4 雇用対策及び労働の質の向上について	193
【消費生活関係】	196
1 消費生活相談体制等の充実・強化について	196
2 食の安全安心の確保について	197
【国土交通・観光関係】	198
1 地方創生を支える社会資本整備等について	198
2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ継続的・ 安定的な推進について	199
3 社会インフラの老朽化対策の確実な推進について	201
4 道路整備の推進等について	201
5 港湾整備の推進等について	203
6 鉄道整備の推進について	204
7 地域における交通の確保等について	204
8 航空路線の維持・充実等について	207
9 観光振興対策の推進について	207
10 過疎地域等特定地域の振興施策の推進について	209
11 盛土等に伴う災害防止に関する推進について	210
【社会保障関係】	211
1 地域医療体制の整備等について	211
2 医療保険制度改革の推進について	217
3 健康づくりの推進について	220
4 超高齢社会への対応について	222
5 子ども・子育て政策の推進について	224
6 障害保健福祉施策の推進について	227
7 生活困窮者などの対策について	228
8 地域共生社会の実現に向けて	229
9 人権の擁護に関する施策の推進について	231
10 犯罪被害者等支援施策の充実強化について	233

【文教関係】	234
1 教育施策の推進について	234
2 地域における科学技術の振興について	242
3 地域における文化芸術の振興について	243
4 国際的なスポーツイベント・パラスポーツイベントの 開催効果及びレガシーの全国への波及・継承について	243
5 スポーツを生かしたまちづくりの推進について	244

【環境関係】	245
1 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について	245
2 海洋ごみ対策等の推進について	248
3 生物多様性保全対策等の推進について	248
4 有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進について	249
5 大気環境保全対策の推進について	250
6 アスベスト対策の推進について	251
7 「国連・世界湖沼デー」の実現について	252

【エネルギー関係】	253
1 資源エネルギー対策の推進について	253
2 電力需給対策等の推進について	256

【災害対策・国民保護関係】	258
1 大規模・広域・複合災害対策の推進について	258
2 事前防災・減災対策の推進について	263
3 多様な災害対策の推進について	267
4 発災後の総合的な復旧・復興支援制度の確立につい	272
5 原子力災害対策の推進について	275
6 国民保護の推進について	277

【地方行政関係】	280
1 地方公務員の定年引上げに係る制度移行について	280
2 会計年度任用職員制度の運用について	280
3 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の 適用の推進について	280
4 公金収納等事務手数料有償化等に係る地方財政措置について	281
5 国の地方公共団体に対する補充的な指示について	281
6 地域国際化等の推進について	281

【基地対策・領土問題・拉致問題等関係】	284
1 基地対策の推進について	284
2 北方領土及び竹島問題の早期解決について	286
3 拉致問題の早期解決について	286
4 漂着船等に対する万全な対策について	287
5 ウクライナ避難民の受入について	287

【道州制関係】	289
1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について	289
2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論 を行うべき事項について	290
3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について	290

《参 考》

項目別担当部一覧

《全国知事会議 宣言》

令和6年8月全国知事会議 福井宣言

「越山若水」と称される美しい自然や歴史・文化、1500年を超える伝統工芸や革新を続ける地場産業、子育て・教育・女性活躍など人が輝く「幸福度日本一」の豊かな暮らしを誇る福井。この春、北陸新幹線東京・敦賀間が直結し、日本海国土軸となる小浜・京都・大阪への延伸をめざすこの地において、我々は全ての住民が幸せを実感できる社会を実現するため、少子化・人口減少、地球温暖化、国土強靱化、緊迫度を増す国際情勢など、多様化・複雑化する課題への挑戦を決意する。

- 今年10年の節目となる地方創生は、今、まさに正念場を迎えており、人口減少や東京一極集中という課題に対応するため、地方においては、自ら率先した取組みを積極的に展開していく。一方、国に対しても、人口減少問題が我が国最大の戦略課題であるとの認識の下、国の責任において、大学・企業の地方分散など、真に実効性ある政策の再構築、政策を統括推進する司令塔組織の設置などを求めていく。
- 少子化・人口減少が深刻化する中、子ども・子育て政策は従来の施策にとどまらない幅広い観点からの対応が求められている。“急がば回れ”という先人たちの教訓を肝に銘じながら、今いる子ども・若者、将来生まれてくる子ども一人ひとりを大切にしていくことで、全ての人が将来にわたって幸せに暮らすことができる社会の実現を目指す。
- 人口減少社会に立ち向かうために、地方分権の観点から国と地方の役割分担を見直しつつ、デジタル技術の活用等によって分散型社会を目指していく。
- 能登半島地震をはじめとする大規模災害の被災者が一刻も早く日常生活を取り戻せるよう、被災地の迅速な復旧・復興の支援に、都道府県の力を結集して取り組む。切迫性が指摘される国難レベルの大災害を見据え、国に対して、国土強靱化に向けた高規格道路のミッシングリンクの早期解消、新幹線の整備促進などを求めていく。また、過去の災害の課題や教訓を基に、国との役割分担を踏まえ、自治体における相互連携体制の強化、進展著しいデジタルなどの新技術の積極的活用など、災害対策の充実・強化を強力に推進していく。
- 国家プロジェクトである大阪・関西万博の開幕まであと9か月。万博の成功のみならず、その後の日本経済の成長・発展に着実に結び付けていくためにも、全国の機運醸成や更なる地域の活性化に向けた取組みについて、引き続き、全国知事会において、国や博覧会協会、経済界等と連携しながら、オールジャパン体制で推進していく。
- 都市と地方が共に輝き、次代を担う若者など誰もが明るい未来を展望できる社会の実現に向け、全国知事会は、国、市町村、各種団体等と危機感を共有しながら連携をさらに深め、「結果を残す知事会」として、進取果敢に挑戦していくことをここに宣言する。

《政策提案》

1 人口減少問題打破により日本と地域の未来をひらく緊急宣言

我が国は「人口減少」という強力な波に呑まれ、その奈落の底に引き込まれつつある。確かな未来を手にするのか、奈落へと落ちていくのか。東アジアに共通するこの危機から脱却していくのか否か。私たちは、歴史的な岐路に立ち、前者の道を選んで今こそ踏み出していかなければならない。

昨年の我が国の出生数は統計開始以来最少の72万7277人となるとともに、合計特殊出生率も1.20と過去最低を更新した。昨年国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によると、このままでは2100年には6300万人と日本の総人口は半分に縮んでいくとされており、そこからさらに縮小していくと見込まれている。

急速な人口減少が進めば、医療・福祉、買い物、教育など、一定の人口規模が必要な生活サービスの提供が困難となるほか、人手不足により公共交通やインフラの維持管理も困難となる。

さらに、消費者人口の減少は、国内市場の縮小をもたらし、我が国の投資先としての魅力を低下させる。同時に、人口減少は労働力不足だけでなく、人々の集積や交流を通じたイノベーションを生じにくくさせることによって研究開発能力などの低下を招く。

次の世代に持続可能で夢や希望を描くことができる未来を引き継いでいくために、地方部も大都市部も共に地域経済の成長を図り、子育てなど安心して生活できる新たな社会づくりに挑戦していく必要がある。

人口減少問題について、国は過去10年間、「地方創生」等の中で進めてきたが、個別の施策では成果が上がったものの、マクロレベルでは成果が出ていない。これは、特定の地域への人口集中や、(※)子育てに係る経済的・時間的な負担、さらに、大規模災害リスクの観点も踏まえ、解決困難な構造的課題に対して、国全体で集中して施策を投入できていなかったためである。

我々は、福井県における全国知事会議において志を固め、人口減少問題に対し47人の知事が一致結束して立ち上がることとした。全国知事会として「人口戦略対策本部」を組織し、我が国が直面する最大の危機である人口減少問題に立ち向かうこととし、幾多の困難が待ち受けていようとそれらを乗り越えるべく、現場主義と創意工夫で課題解決の先導的役割を果たし、総力を挙げて怒涛のような人口減少への構造的潮流を食い止め、この国とそれぞれの地域を新たな未来へと導いていく壮大な挑戦に乗り出す決意である。

現下の人口減少の構造を改めていくためには、①人口や産業が特定の地域に集中している現状を見過ごすことなく、(※)地方部も大都市部も人口減少傾向に歯止めをかけ、地域における社会減を緩和する対策、②子どもや若者が将来に夢を描きながら、その希望に応じて、パートナーと出会い、結婚し、安心して妊娠・出産・子育てができる、保育・教育の無償化をはじめとする子ども・子育てにやさしい社会へ転換する対策、③人口減少地域においても住み続けることができる持続可能な地域づくり対策などの重要課題について、国も地方も、そして民間企業をはじめ様々な主体、国民が連携協力して、真に効果的な施策や運動を展開していくことが、希望ある未来へと繋がる筋道であり、災害に強く豊かな国をつくることになる。

国においては、こうした人口減少問題の構造的課題解決を国政の中心に据え、人口戦略を総合的に推進する組織や体制を整えて、地方と協力しながら、機動的かつ戦略的に必要な政策手段を重点的に投入されるよう強く求める。また、国や地方団体のみならず、経済界・労働界・社会福祉団体・教育機関をはじめ広く国民の皆様にご賛同をいただき、課題解決に向け連帯して行動を起こしていただくようお願いする。

以上、決議する。

※「人口戦略対策本部の設置に当たり、特定の地域への人口や産業の集積と日本全体の人口減少を関連づけた考え方は、因果関係が不明確であり、本質的な課題解決につながらないため、削除すべき」との意見（東京都）があった。

2 子ども・子育て政策を強力に推進するための提言

令和5年度は、4月のこども家庭庁設置やこども基本法施行をはじめ、12月にはこども大綱やこども未来戦略等が決定されるなど、子ども・子育て政策を巡る大きな転換期となった。

一方で、本年4月、民間の有識者グループが公表したレポートを受けて、子ども・子育て政策は時間との勝負であることが改めて浮き彫りとなった。

子ども・子育て政策を強力に推進するためには、適切な役割分担のもと国と強力に連携し、従来の施策にとどまらず、労働・雇用政策や地域交通、まちづくりなど幅広い観点から、全てのライフステージにおいて全ての子ども・若者や子育て世帯に対する子育て支援策を講じていくことが重要である。

子どもや若者、子育て当事者はもとより、全ての人が将来にわたって幸せに生活を送ることができる社会となるよう、子ども・子育て支援施策の多くを担う地方としてもしっかりと役割を果たす決意であり、特に以下の項目について対策を講じられたい。

記

1. 子ども・子育て政策の早期かつ着実な実施について

- ・ こどもまんなか実行計画の策定・実施・評価に当たっては、実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換を行うなど、真に実効性ある取組が早期かつ着実に展開できるよう、地方の意見を反映するとともに、PDCAサイクルにより各施策の不断の強化・改善を図ること。また、国におけるPDCAサイクルによる各施策の見直しを踏まえ、地方において取組の検討・実施ができるよう、都道府県・市町村別データの収集・提供を行うこと。
- ・ 子ども・子育て支援施策は、全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わせることで、効果的なものとなることから、全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担について、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置すること。また、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。
- ・ こども・子育て支援加速化プランを支える安定的な財源確保のための子ども・子育て支援金制度については、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うこと。また、子ども・子育て支援納付金について、低所得者の過度な負担増とならないよう、国による十分な財政措置を行うとともに、制度導入に伴うシステム改修費等の必要な経費についても、財政的支援を講じること。さらに、歳出改革等については、地方の意見を十分に踏まえて検討すること。
- ・ 子ども関連政策の一元化により、障害児者支援などの取組において省庁間のいわゆる「縦割り」の弊害が生じないよう、緊密な連携を図るとともに、こども家庭庁が積極的に関与すること。

2. 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革について

- ・ こども基本法の掲げる基本理念に則り、子どもが自立した個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるこどもまんなかの社会環境づくりに向けて、子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運が醸成されるよう、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知啓発等を行うこと。また、子どもの意見表明に係る環境整備や民間の設備設置等に係る補助の充実等、地方が行う取組への支援を強化すること。
- ・ 男性は仕事、女性は家事・育児といった固定的な性別役割分担意識を解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境となることが、子ども・子育てにやさしい社会づくりの礎になると考えられることから、行政、医療、教育、経済、政治分野をはじめ、社会全体の意識改革に国を挙げて取り組むこと。
- ・ 価値観やライフスタイルが多様化する中で、子ども・若者が主体的に将来を選択できるよう、家庭生活や家族の大切さについて考える機会をつくとともに、妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自ら主体的に適切な判断ができるよう、発達段階に合わせたライフプランニング教育やキャリア教育、プレコンセプションケア、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に対する理解促進を全国的に進めること。
- ・ 「こどもまんなか社会」及び共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育を推進するため、全国的な気運醸成を進めること。
- ・ 社会全体で子どもや子育て当事者を支える地域づくりの重要性について、理解を深めるための周知啓発等を行うこと。また、子どもたちが社会と関わる力を養い、自己肯定感や自立に向けて生き抜く力を育むため、安全で安心して過ごせる子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域の実情や多様な支援ニーズに応じた独自の取組に対して安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- ・ 子どものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化するため、子ども・若者が自由に移動できるよう、公共交通の維持・活性化やノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの普及に向けた支援を推進すること。

3. 多様な働き方や妊娠・子育てとの両立を実現する労働・雇用環境等の整備について

- ・ 長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方、男性の育児休業の取得等の促進、不妊・不育症治療に係る休暇制度の創設など、子どもの成長過程を通じて、誰もが希望に応じたキャリア形成や、妊娠・子育て等と仕事を両立することができる仕組みを構築するとともに、人材面・資金面で課題を抱える中小企業への伴走型支援を強化すること。また、フリーランスを含む自営業者や条件によって雇用保険の対象外となる非正規雇用者も安心して妊娠・出産できるよう、育児休業期間中の経済支援制度を創設すること。
- ・ 育児休業の更なる取得促進と育児休業期間中の経済的安定を図るため、育児休業給付金について手取りで10割相当となる給付期間の更なる延長を図ること。
- ・ 正規雇用労働者と比べて賃金が総じて低く、経済的に不安定な立場にある非正

規雇用労働者が結婚や出産に踏み切れるよう、正規雇用化に向けた地方の取組への財政的支援を行うこと。

- ・ 若い世代の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方を広げ、地方においても若い世代、とりわけ女性が活躍できる環境を整備するため、地域資源を起点とした新たな雇用機会の創出等を進める地方に対して必要な支援を行うこと。
- ・ 空き家への改修費助成等による利活用支援の強化など、子育て家庭に向けたゆとりある質の高い住宅の提供に繋がる地方の取組に対して支援すること。

4. 出会いから子育てまでのライフステージを通じた経済的支援の強化について

(1) 出会い・結婚から子どもの誕生まで

- ・ 国主導により、若い世代の結婚や、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる環境づくりを更に大胆に推進すること。特に、未婚化・晩婚化対策の重要性を明確に打ち出し、より一層支援の強化を図ること。
- ・ 奨学金返還の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、従業員の奨学金返還を支援する企業への助成や地方自治体が行う奨学金返還支援制度への財政支援、過去の借入により返還が負担となっている方を支援する取組を充実すること。
- ・ 地域少子化対策重点推進交付金制度について、複数年にわたり同一事業が対象となるよう、更なる運用の弾力化を図るとともに、補助対象となるメニューの充実、補助率の引上げ及び確実な予算の確保を行うこと。
- ・ 結婚に向けた経済的不安を軽減するため、結婚新生活支援事業の所得要件の撤廃、補助対象経費の拡充及び補助上限額の引上げを行うとともに、都道府県主導型市町村連携コースの補助メニューを常設化すること。
- ・ 不妊・不育症治療等について、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しによる改善を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。
- ・ 小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存治療に係る助成制度について、対象経費の拡大や助成上限額の引上げなど更なる充実を図ること。また、研究促進を目的とした事業であることを踏まえ、地方負担分の財政措置を行うこと。
- ・ 妊婦支援給付金は、現金その他確実な方法により支払うものとされているが、デジタル地域通貨などを含めることを検討すること。また、クーポン等による給付に係る好事例の周知や事務費の支援だけでなく、実質的に各自治体で育児用品やサービス、クーポン等の給付が進むよう、独自に給付の上乗せをする場合の補助等、新たな具体的支援について検討すること。併せて、都道府県及び市町村における給付事務に要する経費について、引き続き、国において財政的支援を講じること。

(2) 子どもの誕生から青年期まで

- ・ 児童手当の拡充の実施に当たっては、現場が混乱することなく円滑な給付が可能となるよう、地方自治体の準備に必要な情報やスケジュールを早期に示すこと。
- ・ 多子・多胎児世帯に有利な税制・保険・年金制度等を構築すること。

- ・ 所得や地域等に関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で早期に実現すること。また、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料の軽減措置対象年齢の拡大及び軽減割合の拡充を図ること。
- ・ 就労や障害の有無、所得等に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、国の制度化が実現するまでの間、独自に保育料の減免や無償化を実施する地方自治体への財政的支援を行うこと。さらに、放課後児童クラブの利用料について無償化を含む負担軽減策を講じること。
- ・ 学校給食費の無償化の実現に向けては、学校給食に関する地域の実態等を考慮し、国全体として負担の在り方を抜本的に整理した上で、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すこと。
- ・ 家庭の環境や経済状況に関わらず、子どもが希望する教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度や高等教育の修学支援新制度について、所得制限や支給制限の撤廃など支援対象の拡大や給付額の引上げ等を図り、国の責任と財源において確実に授業料の無償化を進めること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。また、高校生等奨学給付金の拡充等、教育費の更なる負担軽減を図ること。さらに、大学院段階での導入が予定されている授業料後払い制度について、学部段階での導入についても検討すること。
- ・ 子ども・若者の健やかな成長、社会性や自己肯定感の形成に必要な自然・文化・社会交流などの体験活動や地域活動に対して積極的に支援すること。

5. 子ども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充、教育の機会の確保・質の向上について

(1) 妊産婦や子どもの安全・安心の確保

- ・ 里帰り期間中も含め、全国のどこに住んでいても切れ目なく支援が行き届き、妊産婦や子どもたちの命、健康が等しく守られるよう、新生児マススクリーニング検査の公費負担の対象疾患の拡大や新生児聴覚検査の公費負担による検査実施など、妊産婦や新生児、乳幼児への相談支援や検査・健診の全国一律の制度設計を引き続き行うとともに、安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- ・ 心身ともに負担の大きい産後の母親のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう、産後ケア事業について体制整備支援や財政支援を含む制度拡充を図るほか、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。
- ・ かけがえのない子どもの命を救うため、予防のための子どもの死亡検証（CDR）について、国において個人情報の収集や取扱い等の法令整備をした上で全国展開すること。その際、子どもを亡くした遺族の喪失感情に十分配慮するとともに、遺族の負担を増やすことがないよう、制度設計を行うこと。また、検証結果の分析・評価などの仕組みを構築し、地方において有効な予防策が講じられるよう、財政支援を含め取組を強化するとともに、QODの視点から回避できない死についても検証を行い、必要な支援を行うこと。
- ・ 災害時に妊産婦や乳幼児等に対して適切な配慮や支援が行われるよう、平時か

らそのポイント等について周知啓発を図ること。

- ・ 子ども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入に当たっては、任意とされている者を含む子どもに直接関わる職に就く者や社会的養護に関わる者等の性犯罪歴をもれなく確認できるものとする。また、不起訴処分（起訴猶予）や行政処分等についても照会対象となるよう、引き続き検討すること。さらに、加害者の更生や治療に係る支援を強化するなど、子どもの性犯罪・性暴力対策を総合的に推進すること。
- ・ 共同親権の制度設計や具体的な運用に当たっては、地方自治体にとって大きな負担増とならないよう、実務レベルも含め基礎自治体と丁寧な調整や意見交換を行うこと。なお、地方自治体への負担が増える場合は、人員体制を担保する財政措置を講じるとともに、現場が混乱することなく円滑な制度が導入できるよう、地方自治体の準備に必要な情報やスケジュールを早期に示すこと。

（2）幼児教育・保育の充実等

- ・ 人格形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの育ちや学びを保障するため、施設種別や設置者の別を問わず、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等のキャリアアップ研修の充実や研修受講に伴う代替職員の配置など、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ること。
- ・ 保育士等の負担軽減を図りつつ、待機児童やいわゆる育休退園等の早期解消、年度途中の保育ニーズにも柔軟に対応できるよう、保育士等の他産業と遜色ない水準までの更なる処遇改善や、保育士修学資金貸付等事業の継続・拡充、潜在保育士の再就職支援等の推進、保育士等の離職防止のための職場環境の改善、保育現場の魅力向上につながるポジティブキャンペーンの展開等により人材確保を強力に進めること。また、経過措置を設けた上で、1歳児の職員配置基準の改善を早期に行うとともに、配置基準より多く保育士等を配置した場合の加算制度等を創設すること。
- ・ 人口減少地域においては、利用児童の減少や物価高等により将来の施設運営を不安視する声があることから、地域特性に応じた持続可能な保育等サービスの提供が行えるよう、公定価格を見直すとともに、保育と児童発達支援の一体的な支援や保育施設の多機能化を図るための施設整備などの制度的・財政的支援の充実を図ること。
- ・ 医療的ケアや障害、アレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもを保育所や幼稚園、認定こども園で安心して受け入れられるよう、看護師等の配置や施設改修等について施設種別による差異を解消するとともに、補助率の引上げなど更なる支援の充実を図ること。また、公定価格に看護師や調理員等の配置加算を創設・拡充するなど、保育所等における看護師等の配置促進に向けた財政措置を講じること。
- ・ 障害児や発達障害等の診断には至らないものの継続して支援が必要な児童が増加傾向にあることを踏まえ、公定価格や補助対象等を見直すとともに、加配要件の緩和等、障害児保育への支援の充実を図ること。
- ・ 保育所等における使用済みおむつの処分の推奨に当たっては、施設で適切な処分が行われるよう、処分費用を公定価格に含めること。

- ・ 就学前教育・保育施設整備交付金や次世代育成支援対策施設整備交付金について、全ての自治体の施設整備事業が確実かつ円滑に実施できるよう、早期の補正予算対応により令和6年度予算枠を確保するとともに、施設整備に遅れが生じないよう、実施設計の事前着手を認めるなど柔軟な対応を可能とすること。また、令和7年度当初予算編成に当たっては、各自治体の整備計画に支障を来たすことのないよう、十分な予算額を確保すること。併せて、各自治体が計画的に整備事業を実施できるよう、採択に当たってのルールを明確にすること。
- ・ 児童福祉施設等の安全対策を推進するため、全ての施設の耐震診断費用を助成対象とするとともに、耐震改修費用の補助率の引上げや地方財政措置の拡充など、更なる財政支援を行うこと。
- ・ こども誰でも通園制度の実施に当たっては、全国一律の制度とせず、保育人材の不足等地域の実情に応じて、開始時期や対象児童の年齢、保育時間などに柔軟に対応できる制度設計とするとともに、市町村や施設が円滑に取り組めるよう、事業運営に必要な財政措置を講じること。
- ・ 放課後児童クラブについて、待機児童の解消や児童の安全確保を図るため、国の責任において施設整備や放課後児童支援員の確保に資する安定的な財源を確保すること。また、放課後児童支援員等の資質向上のための研修体系の整備や処遇改善に係る補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。さらに、小学校の長期休業期間における受入体制を確保するための財政支援を拡充すること。

(3) 質の高い公教育の実現

- ・ 教職員の勤務環境の改善及び教育の質の向上を図るため、教職員定数の一層の改善及び支援スタッフの配置の充実を図ること。特に、小学校の教科担任制を推進するための計画的な定数の拡充及び部活動指導員等の外部人材の活用に向けた財政措置の拡充を図ること。また、教員に優れた人材を確保するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法や学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨、教員の長時間労働の実態等を踏まえ、法改正を含め、教員の処遇を抜本的に改善すること。さらに、不登校やいじめ、特別支援教育などの学校全体の取組に中核的な役割を担う教員や学級担任など、職責や負担に応じた処遇の改善を行うこと。
- ・ 子どもの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、GIGAスクール構想で整備された端末や校内外通信ネットワーク機器等の維持・更新及びGIGAスクール運営支援センターの設置・運営に係る費用について、国の責任と財源で確保すること。
- ・ 義務教育においては、教員が児童生徒の確かな学力の育成やつまずきへの対応等に時間を十分確保できるよう、学習指導要領を見直すこと。

6. 困難な環境にある子どもたちへの支援強化について

(1) 多様な支援ニーズに応える支援基盤の充実

- ・ いじめや不登校などの困難な環境にある子どもたち、ヤングケアラーや医療的

ケア児、日本語指導が必要な子どもたちへの支援を総合的に推進するため、教育支援センターやNPO、フリースクールなど学校以外の多様な居場所や学びの場の整備・運営に対する支援を充実すること。その際、不登校児童生徒への支援を行う民間施設等に関する支援の考え方について整理すること。また、加配の更なる拡充など児童生徒の支援に向けた教職員定数の一層の改善を図るほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、医療的ケア児等コーディネーターの配置拡充について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

- ・ 地方において子ども・若者やその家族等の状況に応じたひきこもり支援が行えるよう、十分な財政支援等を行うこと。
- ・ 子どもの自殺対策を効果的に講じるため、子どもたちの特性及び地域の特性に応じた自殺実態の分析を進めること。また、分析結果も踏まえた多角的な視点での対策が必要となることから、子どもの自殺対策が更に進むよう、財政支援の充実を図ること。
- ・ 児童虐待への更なる対応力強化に向けて、児童福祉司、SV職員や一時保護に従事する職員、市町村相談員等の専門的人材の確保及び育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援を行うこと。また、児童福祉司等を養成する大学の学部・学科等の創設や運営への支援も含めた子ども家庭福祉分野の人材養成の充実を図ること。さらに、児童相談所と市町村や警察等の関係機関との連携強化に向けた取組への支援の充実を図ること。
- ・ 児童虐待事案へのAIツールの導入に当たっては、過去の類似事例や対応の留意点を提示することで経験の浅い職員をサポートするなど、現場の課題や運用に対応した実効性の高いシステムとすること。また、児童相談所におけるAI技術の活用に関しては、柔軟に活用可能な財政措置や先進事例の更なる共有等、地域の実情を踏まえて、業務効率化や対応力の向上に資する取組に広く支援を拡充すること。
- ・ 社会的養育の一層の推進に向け、その必要性や里親制度等について、広く国民に周知するとともに、養育里親を育児休業制度の対象に含めることや、ファミリーホームの措置費を実態に見合うよう見直すこと等により、里親等の受け皿の拡充や運営基盤の安定化を図ること。
- ・ 児童養護施設等の職員配置については、子どもの年齢及び小規模グループケアや地域小規模児童養護施設等のケアの形態により一律の基準が定められているが、子どものケアニーズ等を含め総合的に勘案し、適切な支援が行われるよう見直すとともに、子育て短期支援事業等に柔軟かつ積極的に取り組むことができるよう、基準単価の引上げ等、制度の改善を図ること。
- ・ 社会的養護経験者（ケアリーバー）が孤立することなく安心して自立した生活を送れるよう、施設入所中の自立支援や退所後のアフターケアなど、当事者の状況に応じた取組を行うための財政支援を拡充すること。
- ・ 児童養護施設入所者等の学びや体験の機会を確保するため、新たに小学生の学習塾費用を支援対象とすることに加え、高校生の学習塾費用についても実費での支援とするとともに、学習塾以外の習い事や大学生等多様な人との交流事業など

についても幅広く対象とし、夢や進学を叶えられるよう支援を強化すること。

- ・ 児童家庭支援センターの安定的な運営及び設置促進のための財政支援を拡充すること。
- ・ 改正子ども・若者育成支援推進法に基づき、ヤングケアラーの支援を更に推進するため、国において、福祉、介護、医療、教育、労働など横断的かつ年齢で切らない支援体制の構築、相談しやすい環境づくり、支援者の育成・確保に取り組むとともに、地方自治体が地域の実情に応じた取組ができるよう財政措置を講じること。
- ・ 外国籍の子どもの就学状況を把握し、就学を促進するために必要な法整備を行うとともに、帰国・外国人児童生徒、外国につながる児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制の整備拡充、教材等の開発に必要な措置を早急に講じること。とりわけ、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」について、各都道府県の交付申請額に不足が生じないよう、十分な予算を確保すること。
- ・ 非行少年等であって、更生保護や社会的養護等の各種制度の支援対象から外れる少年について、立ち直りを支援する制度を創設すること。
- ・ 医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援の充実のため、家族等のレスパイトに必要な短期入所事業所や医療的ケア児等を受け入れる障害児通所支援事業所の安定的な運営に十分な報酬水準を確保するとともに、多発する災害に備え、災害時における電源確保等必要な支援措置を講じること。
- ・ ひとり親家庭や重度心身障害者等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

(2) 多様な支援ニーズを有する子ども・若者や子育て世帯への支援強化

- ・ 物価高による影響が特に大きい生活困窮世帯への生活福祉資金貸付について、支援の更なる拡充を図ること。
- ・ 生活困窮世帯の子どもたちが夢や進学を諦めることがないように、重点的に学習・生活支援に取り組むための十分な財政措置を講じること。また、団体等と連携した食事の提供など、子どもや子育て家庭に寄り添った更なる支援を行うこと。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援に対する財政支援を拡充すること。
- ・ 母子家庭・父子家庭の世帯の平均年間収入が子どものいる全世帯の水準を下回っているなど、ひとり親世帯は経済的にも困難を抱えている状況を踏まえ、児童扶養手当の更なる増額及び所得制限限度額の引上げを行うこと。また、多子加算額の更なる増額及び支給額逓減措置の撤廃、年度途中の家計急変世帯への特例措置の創設を行うこと。

3 地方創生・日本創造への提言

人口減少・少子高齢化は急速に進行し、本格的な人口減少時代に突入した。

令和5年の出生数は、統計開始以来初めて80万人を下回った令和4年に比べてさらに5.6%減の72万7,277人となり、国立社会保障・人口問題研究所(以下:社人研)が令和2(2020)年国勢調査の確定数を基に推計した値(令和5年公表)より11年早いペースで少子化が進行している。また、同じく社人研の将来推計人口によると、令和2年以降の総人口は46道府県で一貫して減少し、令和22年以降はすべての都道府県で一貫して減少する見通しである。

コロナ禍からの社会情勢の正常化に伴い、東京圏の転入超過幅は拡大しており、大都市圏に人口が集中する傾向が再び顕著となっている。こうした流れが続くことで、地方部の人材不足は様々な分野に及び、今後、深刻度は一層増大していく。

さらに、半世紀にわたって続く少子化の影響で、高齢者世代を支える現役世代の割合も低下しており、このままの推移で少子化が続くと、日本の社会経済システムの基盤が崩壊しかねず、人口減少はもはや地方だけの問題ではなく、危機的な状況となっている。

国は、令和5年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を改訂し、本年6月には「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を踏まえ、人口減少、東京一極集中、地域の生産年齢人口の減少や日常生活の持続可能性の低下等の残された課題に対応するため、女性・若者にとって魅力的な地域づくり等地域の主体的な取組を、伴走支援を含めて強力に後押しし、国民的議論の下、強い危機感を持って地方創生の新展開を図ることとしている。

人口減少は国全体の問題であり、今こそ、国と地方が方向性を一にして、経済界・労働界をはじめとした各界や国民を巻き込み、我が国一丸となって総力を挙げて人口減少・少子高齢化対策に向けた新たなスタートを切るべき時と考える。

地方は、人口減少に歯止めをかけ、将来世代が暮らし続けられるまちを守るため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく法定のスキームの下、2次にわたり総合戦略を策定し、施策を総動員して地方創生の取組を進めてきた。また、地方が抱える人口減少などの課題をデジタルの活用によって解決する視点は重要であり、地方は国と足並みを揃えて積極的に取り組む所存である。

一方、「まち・ひと・しごと創生法」が目的とする「潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」及び「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進する「まち・ひと・しごと創生」は、その意義を失っていないばかりか、国内全体で持続性、多様性、強靱性などの向上に向けて一層重要性を増している。

地方の側においては、都道府県、市町村の別を問わず、それぞれの実情に応じて、固有の課題への対処は、その団体における自律的な解決を基本とし、また単独では対処が困難な共通課題に対しては、主体的な姿勢で臨みつつ、国には人口減少問題が我が国最大の戦略課題であるとの認識の下、政府の強力なリーダーシップにより必要な対策を求める所存である。

デジタルを有力なツールとして活用しつつも、そのみを全ての処方箋と考えず、リアルの世界で積み重ねてきたこれまでの努力や成果も力にして、地方がそれぞれの実情に応じた施策を引き続き総動員して取り組むこと、そして、国はそのような政策努力を柔軟に認め、包容力をもって地方を支援する姿勢が必要である。

物価高騰の影響が長期化する中で、国民・事業者を支援するにあたっては、短期的には重要であるものの、長期的視点では、一過性の減収補填や激変緩和策だけではなく、企業の収益構造を改善し賃金を上昇させるといった、将来にわたって効果が持続するような支援が重要である。

本提言は、地方が、将来にわたって成長力を確保し、また、出生数増加による人口構造の若返りを図りながら、地方それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指し、自ら率先して地方創生に取り組む方向性を示すものであり、併せて、国に対しては、新たな国土形成の観点を踏まえた総合的な施策の実施とともに、地方が中長期的な視点による地方創生施策を展開できるよう、地方の実情に応じた取組みに対する支援を求めるものである。

※用語：国との関係については「地方」、地方自治体間における関係については「都市部」と「地方部」、その他生活・経済圏等は「地域」と表記。

I 人口減少対策を要とした地方創生の実現に向けて

- 人口減少が続くことで、地域の担い手が減り、これまで人が担ってきたことが継続できなくなることや、地域経済規模が縮小することで、地域での生活の維持が困難となることが懸念される。

そのような状況においても、その地域で住み続けられるよう、デジタルの活用や公共インフラ・公共交通の維持、買物・医療等の生活機能確保などによる社会機能を維持することが必要である。

- 人口減少、少子化対策の根本は、若い世代が将来に明るい展望を持ち、希望する誰もが安心して結婚し、子どもを生子・育むことができるような社会経済状況を作り出していくことである。

そのためには、若い世代を始めとした人々の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方を広げるとともに、若い世代が生活の先行きを見通せるよう、働き手の正規雇用化の促進や処遇改善を進める必要がある。また、地域産業の成長力強化とともに働き手のスキルアップが企業収益の増加と賃金アップの余力をもたらし、実際に働き手に還元されるといった持続的に循環する環境を整える必要がある。

また、子育て期においては、多様で柔軟な働き方の実現や育児休業等の取得の促進とともに、地域の担い手でもある子育て世代を地域ぐるみで応援する環境づくりも必要である。

加えて、子育て期のみならず、子育てを経験した男女がともに希望に応じたキャリア形成を実現できる環境を整えることも必要である。

さらに、家庭環境にかかわらず、子育ての負担を軽減する環境の整備や住環境の整備、また、将来を担う子どもの育成には、安心して子どもを生子・育むことができる環境づくりも必要である。

- また、それぞれの地域が魅力ある地域づくりをすることで、外国人まで含めた人の往来・交流・定着の促進につなげ、全体として持続可能な社会を実現する必要がある。

- 以上の認識の下、地方は、国と連携・協力しながら、人口減少下における地域社会を維持するとともに、地方創生の実現に向けて施策を総動員して取り組む。以下、地方が主体となり行うべき取組みを掲げるとともに、国の支援や対応を求めるものである。

1 人口減少地域での生活機能維持

(デジタルを活用した生活機能の維持)

- 高齢化の進行、担い手の減少等による生活サービス機能の低下・喪失の懸念等の課題を有する地域においても、生活機能を維持し、住み続けられるよう、国は地方と連携して社会基盤確保やデジタル基盤整備、行政DX、遠隔医療等のデジタル活用を促進すること。

(生命・財産を守る社会資本の維持への支援等)

- 生活の基幹となる公共インフラや公共交通などの社会基盤は、国民の生命・財産を守り、地域社会の生活機能を維持するために不可欠であることから、持続可能な地域社会の実現のため、国においては、地方が行う社会資本の維持に必要な支援を行うこと。

- 安心して暮らし続けられる持続可能な地域づくりを推進するため、買物環境や医療・介護提供体制の維持・確保に向け、民間事業者の事業承継等に係る支援や人材確保対策等、各地域が実情に応じて行う持続的な取組みに対し、包括的かつ柔軟に支援する新たな制度を創設するなど、財政支援を行うこと。

(人の流れを支える公共交通ネットワークの維持・確保への支援)

- 地域の実情に応じた生活交通の維持・確保、及び持続可能な地域公共交通の実現に向けて取り組む地方に対し、国は、必要かつ十分な支援を行うこと。

特に、主にJR各社が担う全国的な鉄道ネットワークは国全体・地方双方にとって重要であり、ひとたび廃止等が行われれば容易に復活できない。

JR各社の地方路線の果たす役割が引き続き堅持されるよう国の責任において同社に対する経営支援及び指導を行うこと。

また、同社を含む鉄道事業者側の事情・判断のみによって廃止等がなされることがないように沿線地域の意向を十分に尊重すること。特に、災害により被災した鉄道の復旧には十分配慮し、被災鉄道の早期復旧のため鉄道事業者を支援するとともに、災害を契機とした安易な存廃・再構築の議論が行われないよう鉄道事業者を指導すること。

さらに、鉄道事業者と地方が一体となって存続・活性化に取り組もうとする際に沿線地域の実情に応じて十分な支援を実施すること。

なお、国鉄改革における分割民営化が地方に与えた影響、分割方法の妥当性、国鉄改革の精神等について改めて検証を行った上で、現在のJR各社の経営状況や事業構造及び内部補助の考え方等に加え、人口減少をはじめとした社会環境が変化する中における将来の総合的な交通体系を勘案し、日本全体として持続可能な鉄道ネットワークのあり方そのものについて、まずは国の責任において議論し、方向性を示すこと。

- 高齢化の進行や運転免許証自主返納者の増加により、一層重要となっている高齢者等の移動困難者の交通手段を確保するため、地方が行うバス路線の確保・維持に対して、国は必要な支援をすること。
- 若年層の人口流出等を防止する一助とするため、学生をはじめ自動車運転免許を持たない若年者等の地域内の移動の利便を確保するとともに、高齢化等に伴う移動困難者の増加や地域公共交通事業者の人手不足等に対応するためにも、自動運転等の技術の活用等による地域交通の確保・充実に対して、国は必要な支援をすること。
また、地方の交流人口を増加させるために観光客の輸送手段確保のための実証について支援をするとともに、制度の見直しについて検討すること。

2 未来に展望を描ける社会の構築

(地域産業の成長力強化等)

- 若い世代をはじめとした人々の地元定着の基礎条件として、持続的に向上する十分な所得と働きがいを得られるとともに男女を問わず子育てとの両立ができる良質な雇用を多様な選択肢の中から選び取れる環境の充実が必要である。
地域産業の成長力強化を推進するよう、成長性豊かな産業の育成・集積、既存産業の高付加価値化の促進、地域資源を起点とした新たな雇用機会の創出等を進める地方に対して、国は必要な支援をすること。
また、良質な雇用を創出すべく、国内投資が円滑に行われるよう、産業立地を進める地方に対して、国は産業拠点の周辺の関連インフラを含めた総合的な支援の継続と拡充を行うこと。
- 地方の実情や資源等を踏まえた研究開発や産業振興を行うため、デジタル田園都市国家構想総合戦略に示された地域ビジョンをもとに地方が自主的・主体的に行う取組みなどに対し、国は必要な措置を講じること。
産業の競争力を支える地方の中小企業等の研究開発力を強化するため、産学官共同研究に対する支援制度を充実させるなど、地方の科学技術の振興策を強力に推進すること。
また、新たなアイデア・技術を育てるベンチャー投資や、社会課題・地域課題を解決し得る社会的投資の拡充・強化、実証の場の創設・拡充等、地方発のイノベーションを創設するスタートアップが育ちやすい環境整備に取り組む地方に対して、国は必要な支援をすること。
- 企業誘致は、地域に新たなビジネスや雇用を創出し、地域経済の発展に大きな効果が期待できるが、地方への立地が期待できる企業は日本企業に限らない。
対日直接投資は、内外資源の融合によるイノベーションや地方での投資拡大・雇用創出を通じて、日本経済の成長力強化にも貢献することから、グローバル企業の誘致に取り組む地方に対して、国は重点的に支援すること。

- 水素・アンモニア等の脱炭素化に資する燃料や半導体等の重要物資は、我が国のエネルギー安全保障及び経済安全保障に寄与し、国内生産を長期的、安定的に確保することで大きな経済効果、雇用創出も見込まれることから、これらの製造・研究・人材育成等の拠点整備や関連産業の集積、開発支援等の産業の下支えに取り組む地方に対して、国は重点的に支援すること。

(地域産業を支える人材づくり)

- 地域経済の成長に向けて、その原動力となる経営者や個々人の挑戦心（アニマル・スピリッツ）が不可欠である。地方が取り組むスタートアップなどに挑戦心を持って果敢に取り組む人材の育成と、それらの人材が活躍できる環境の整備について、国は必要な支援をすること。

また、地方は、中小企業の生産性の向上に向けたデジタル化の推進を行うが、中小企業等が単独で、ものづくり産業の高度化に必要なAI、IoT、ロボットなどデジタル技術の導入やその製品開発に必要な設備を整備することは困難である。

このため、国においては、技術支援を担う地域公設試験研究機関及び産業支援機関に対し、こうした設備の整備について支援すること。

- 地方に産業が根付き、栄えるための条件として、働く人々が時代の求めるスキルセットを備え、必要とされる分野・企業で自在に生かせる環境が必要である。

地域産業で活躍しうる人材の育成と就業を促進するとともに、性別、年齢等に関わらず、意欲のある女性や高齢者等が活躍するチャンスを得て、個性や能力といったそれぞれの特有の強みを生かし、持てる力を余すことなく発揮できることが必要である。

このため、大学との連携等により、デジタルをはじめ時代の要請に適った学びの機会の提供や、リスキリングなど働く人々の能力開発への支援等に取り組む地方を支援すること。

(賃金向上)

- 地域経済の成長の果実が十分に住民へ分配されるためには、地方の中小企業等が賃上げの原資となる企業収益を確保できるようにすることが必要である。

地方は、成長分野への積極投資や人材投資などによる生産性向上の支援のほか、地域の企業の持続的な賃上げを可能とする環境整備を推進し、国においては、価格転嫁の円滑化等による取引適正化等のほか、必要な支援をすること。

その際には、賃金の男女格差の是正にも配慮すること。

3 子育てと仕事と生活の調和

(若い世代が将来の見通しを立てられる社会の構築)

- 国は、地方とともに、結婚したい若者を支援する取組みを推進することや地方からの若年女性をはじめとした人口流出を防止するために、若年者の正規雇用の促進や賃金給与の向上に向けた環境整備、長時間労働などの硬直的な働き方の見直しや男性の家事・育児への参画のための男性の育児休業取得の一層の促進、アンコンシャス・バイアスの解消など、若者が結婚や妊娠・出産・子育てに希望を持てる環境の整備を図ること。

また、子育て期のみならず、子育てを経験した男女がともに希望に応じたキャ

リア形成を実現できる環境づくりに、企業や団体など多様な主体と一体となって取り組むこと。

併せて、希望する誰もが、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、価値観やライフスタイルが多様化している現代において、働き方の違いにより、受けられる出産・子育ての支援に差がある状態は解消する必要がある。

このため、フリーランスを含む自営業者等の育児期間における休業の取得や収入の保障がなされる制度を構築すること。

男女を問わず若い世代が未来に展望を描ける社会の構築にも踏み込んで総合的かつ抜本的な人口減少対策を断行すること。

(結婚や、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる環境づくり)

- 国は、地方と連携し、子どもを持ちたい人々のウェルビーイングが十分に実現できていないことを踏まえ、子育てに係る経済的負担の軽減や幼児教育・保育等の充実を図ること。

また、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進や不妊治療の保険適用範囲の早期拡充を図るとともに、現実問題として子育てにかかる負担が大きい女性に対し、母子保健事業の拡充や周産期医療体制の確保、出産後のレスパイトケアの推進など、妊娠・出産、子育てと仕事の両立を支援すること。

併せて、かけがえのない子どもの命を救う予防のための子どもの死亡事例の検証・予防策の実施などを含め、結婚や、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる環境づくりをさらに大胆に推進すること。

- 子育て負担軽減に向けた「子ども医療費助成」や「幼児教育・保育の無償化」、「学校給食費の無償化」、「高等学校等の授業料無償化」などの助成事業については、地域間の差が生じず、全国一律に受けられるよう、国の責任と財源により必要な措置を講じること。

また、一時的な現金給付だけではなく、学童保育を含めた待機児童ゼロや少人数保育のような保育サービスをはじめとした子育て支援施策の充実を図ることが有効であるため、国においては、子育てに係るサービス給付の充実を図ろうとする地方を重点的に支援すること。

併せて、安心して子どもを預けられる保育環境の実現を図るためには、保育士や幼稚園教諭等の確保、並びに負担軽減や保育の質の向上も必要である。

このため、職員や教員の配置基準の改善や更なる処遇改善を図るとともに、業務改善や子どもの安全確保のため、ICTの活用と研修体制の整備に対する支援について、引き続き検討・実施すること。

- 家庭環境に関わらず、地域で行う子どもの健やかな成長や社会性・自己肯定感の形成に必要な体験活動などの取組みへの支援や、子どもが夢をあきらめることのないよう、地方が行う進学支援や食事提供などの取組みに対して、国は積極的に支援すること。

(住宅対策)

- 空き家への改修費助成等による利活用支援の強化など、子育て家庭に向けたゆとりある質の高い住宅の提供に繋がる地方の取組みに対して、国は支援すること。

4 魅力的な地域づくり

(誰一人取り残されない持続可能な社会等の実現)

- 人々が健やかに、心豊かに生活できるまちを維持するためには、「誰一人取り残されない」持続可能な社会の実現をめざすSDGsの理念の下、地域としての魅力や価値を向上させる必要があることを踏まえ、国は、地方とともに、次の事項をはじめとする取組みの推進及び充実に努めること。
 - 地方創生に向けた自治体SDGs推進のための取組みへの支援
 - 地方が脱炭素社会の実現をめざす上で必要となる制度・技術・インフラ等の環境整備及び取組みに対する支援
 - 持続可能な社会を支える土台となる生物多様性、森林、海洋等の自然の保全及びこれらの自然を活かした地域づくりへの支援
 - 望まない孤独・孤立に悩む人々に寄り添い、細やかにかつ包括的に支援するための、官民連携プラットフォームや重層的支援体制整備事業等を通じた多様な主体による連携の深化及び地方における先導的な取組みへの支援
 - 一人ひとりの個性が尊重され、その能力が遺憾なく発揮されるとともに、性的少数者、外国人、障害のある方、高齢者などを含め全ての人が孤立することなく、自己肯定感を高く持って自分らしく生きられる環境づくり及び支援
 - 所得の高い仕事とゆとりある住環境があり、教育・介護施策が充実し、文化・スポーツ、食、アウトドアのレジャーを満喫できるなど、独自の楽しさがある個性あふれる地域づくりへの支援
 - 「顕在化した」あるいは「潜在的な」地域資源を活用した、インバウンドを含めた観光の活性化、高付加価値化による持続可能で豊かな地域づくりへの支援

(若年世代の定着促進)

- 人口減少に歯止めをかけ、地方が持続可能性を高めるためには、若者にとって魅力ある地域を目指すとともに、地域で生まれ育った若者の流出抑制及び都市部の若者の流入促進により、特に若年層の社会減を縮小させる必要がある。

地域で生まれ育った若者の地元定着及び都市部の若者の地方部での就学・就職の促進、就職期世代が定着を希望する産業の育成や雇用の創出等に取り組む地方に対して、国は必要な支援をすること。

とりわけ、地方部の国立大学は、地元の若者の進学意欲に応える受け皿であるだけでなく、都市部の若者の受入れにもつながることから、定員増を弾力的に認めるとともに、国立大学法人運営費交付金の充実及び安定的な配分を図ること。

(大学や企業の本社機能等の分散)

- 国は、地方部の人口流出を緩和するため、大学、企業の本社機能や研究開発部門等の地方部への分散を促進するとともに、大規模災害等の際の持続可能性や首都機能のバックアップ体制の強化の観点からも、政府関係機関等の分散を推進するなど、経済機能や雇用機会の大都市部への偏在を是正すること。これらの地方移転の取組みを国家戦略の一環として位置づけ、抜本的に強化すること。

なお、政府関係機関の地方移転については、地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮状況などの総合的な評価を踏まえ、着実に進めること。

また、「地方拠点強化税制」についても、更なる制度の拡充を図ること。

(地方創生を支える基盤整備の早期実現)

- 地方部と都市部の往来を活発化し国土の均衡ある発展を図るため、高速交通ネットワークの整備による国土構造の多軸化等の基盤整備が不可欠であることを踏まえ、国は、高規格道路のミッシングリンクの解消、暫定2車線区間の4車線化、代替機能を発揮する直轄国道等とのダブルネットワーク化などの国土をつなぐ幹線道路ネットワークの構築、並びにリニア中央新幹線や整備新幹線の整備促進、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げ、代替機能を発揮する交通インフラのネットワーク化などの早期実現を図ること。

5 地方における共生社会の構築

(多様性を尊重する共生社会化の推進)

- 人口減少が続く中、活力ある地域づくりを進める上では、年齢・性別・国籍・障害の有無等にかかわらず、一人ひとりがお互いの多様な個性や価値観を認め合い、支え合うことで、その能力を最大限発揮できる共生社会を構築することが重要である。
就労支援や地域生活支援、生活と仕事の両立支援等、誰もが自分らしく活躍できる多様性が尊重される共生社会の構築に向けた地方の取組みに対して、国は必要な支援をすること。

(女性の活躍推進)

- 人口減少に伴う社会活力の低下が懸念されるなか、人口の約半分を占める女性が活躍できる環境づくりに向けた、実効性ある施策の展開が重要である。
女性の就業継続や正社員化・賃金向上・待遇改善・管理職登用を進め、男女間の格差解消と地方の企業の大半を占める中小企業・小規模事業者等における女性活躍を推進するための取組みを実施すること。
また、地域の実情に合わせた独自施策を展開できるよう、十分な財源を確保すること。

(外国人の就労・多文化共生社会づくり)

- 外国人の就労環境については、技能実習に代わる新制度「育成就労」を創設するための改正法が成立したところであるが、外国人材を受け入れることは、深刻な人手不足の緩和にも寄与する観点から、大変重要である。国においては、外国人材の特定地域への偏在防止及び地域の実情とニーズに応じた長期的・安定的な外国人材の確保・定着につながる新たな制度の柔軟な運用を行うとともに、人権侵害を防止する対策を講ずること。
- 国籍・文化的背景にかかわらず、児童生徒を含む全ての外国人が社会に参画し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会を形成する必要がある。
国は、地方が取り組む外国人材の企業への受入促進や、互いの文化の違いを認め合う相互理解の環境整備を支援し、必要な制度改正を行うとともに、日本語教育など多文化共生施策に対して継続的な支援を行うこと。

(移住の促進・多様なライフスタイルの実現)

- 首都圏の若者の地方移住への関心が高まっているとの調査結果を踏まえ、誰も

が自らの意思によりライフスタイルを選択できるよう「デジタル田園都市国家構想総合戦略」における「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向けた取組みを国と地方が連携して進めること。

また、地方は、コロナ禍で生まれた地方回帰の潮流を一過性で終わらせることなく、地域の魅力を高め、地方への移住につながる取組みを促進し、国においては、そのための効果的な支援策を強化すること。

(新たな暮らし方・働き方の加速)

- 国は、地方とともに、テクノロジーの進化とコロナ禍で生じた意識を背景とした、場所にとらわれない働き方・暮らし方への志向の高まりを具現化させるため、テレワークやワーケーション、サテライトオフィスの導入など働く場所の分散化や、二拠点居住など多様な選択肢から暮らし方を選び取れる環境づくりを進め、新たな働き方・暮らし方の普及・定着を支援及び推進すること。

(関係人口の創出・拡大)

- 全国各地への人の流れをつくる第一歩として、地域に関心やつながりを持つ人々の増加が必要不可欠である。
国においては、全国の人材と地域をつなぐマッチング機能の強化や、地方が行う地域の企業への人材還流促進等の取組みを支援し、各県の関係人口の実態について把握し公表するなど、地域と多様に関わる関係人口の創出・拡大を推進すること。

6 当面する広域的重要課題への対応

(国の司令塔組織の設置)

- 深刻化する人口減少問題に、国が責任を持って戦略的に挑戦するため、①東京一極集中を是正し、企業・大学の地方への移転・投資や移住定住を促進する社会減対策、②少子化に歯止めをかける自然減対策、③希望を持って住み続けることができる持続可能な地域づくりについて、これまでの経験を糧として真に実効ある政策を再構築し、国において政策を統括推進する司令塔の設置や地方との適切な役割分担により、強力に推進すること。

(被災地域における地方創生、復興後のまちづくりのあり方)

- 人口減少・高齢化社会においては、被災者が復旧後に災害前と同様なコミュニティに戻れるよう、国は地方と連携し「被災地の復興なくして地方創生なし」の考え方のもと、被災者に寄り添いながら、現場主義を徹底して被災地の復興を加速するため、地域の基幹的産業の復興促進等により安定した雇用を確保すること。
- 復興後のまちづくりに際しては、人口減少や地域の衰退などの被災地域が抱える課題も解決できるまちづくりのあり方を検討する必要がある、国は地方が行う取組みに対して支援をすること。

(防災対策の構築)

- 地震等の災害から生命・財産を守るためには、上下水道などのライフライン、住宅及び建築物の耐震化や、救援活動・復旧活動に支障を生じさせないための緊急輸送道路等の公共インフラの機能強化を推進する必要がある。国は地方が行う

これらの防災対策の取組みに対して、必要な支援をすること。

また、被災時も日常時の生活のクオリティを維持できるよう、平時と災害時を区別しない「フェーズフリー」の考えのもと、備えを強化すること。

(大阪・関西万博等の開催に向けた取組みの推進)

- 2025年大阪・関西万博や2027年国際園芸博覧会(神奈川/横浜)、東京2025世界陸上競技選手権大会、第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025、第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)、第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)及びワールドマスターズゲームズ2027関西など大規模国際大会等を成功に導くとともに、その開催を、全国各地の地域資源の磨き上げや発信等を通じた地方創生加速の契機とするため、国は、財政措置を含め、地方自治体や民間団体・企業等が独自に又は連携して行う地域活性化の取組みを支援すること。

II デジタル田園都市国家構想の実現に向けて

1 「地域内発型DX」を実現するための基盤の整備

- デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会を目指し、地方から全国へとボトムアップの成長を図ろうとする国の構想は時宜に適ったものである。

地方としては、直面する人口減少・少子高齢化等によって引き起こされる問題に対して社会機能を維持していくとともに、地方の中小企業の生産性向上を国全体の生産性向上につなげていくための有力な手段として積極的に取組みを行っていく。

特に、次の観点から、国主導によりデジタル技術が最大限利活用される環境整備に取り組むこと。

(デジタル基盤の整備)

- 中山間地域や離島等条件不利地域は光ファイバが未整備の箇所が残っていること、また、DXの基盤として期待される5Gについては都市部を中心に整備が進められ、整備状況に差がある。

このため、国は、全ての国民や事業者がデジタル化の恩恵を享受できるよう、まず前提となるデジタル基盤の整備を十分な通信品質を確保した上で、地方部においても確実に進めること。

また、各種DXの推進にあたり、例えば医療分野では、ハード面におけるセキュリティ対策のみならず、医療情報等への不正なアクセスを防止するため、医師資格を電子上で証明する手段として、医師資格証の取得にかかる国の支援を充実することなどにより、その普及促進を図る等、安全な運用に資する取組みについて国主導で万全な対策を講ずること。

(デジタル人材の育成・確保)

- デジタル社会の実現に向けては、デジタル技術を活用して、地域の課題解決を図るため、新たな価値を生み出す人材、システムの連携を担う人材、スキル獲得や能力向上のための教育を担う人材など、専門知識を有する多種多様な人材の育成・確保が必要であることから、こうした人材の育成・確保に向けた地方の取組みが進むよう、国は支援すること。

また、地方のデジタル化の取組みを進めていくに当たっては、知識・技能の習

得だけでなく、実務において活用できる能力を身につける必要がある。

このため、地方が行うデジタル実装に向けた試行錯誤も含めた取組みに対して、国は必要な支援をすること。

(デジタル人材の育成を含めた魅力ある地方大学の実現)

- 地方大学は、地方における「知の拠点」として、地域産業の創出や就学機会の提供、有為な人材の確保・育成・定着など地方創生に大きく貢献しており、深刻な状況にある地方のデジタル人材不足の解消等を図るため、国においては「地方国立大学の特例的定員増」を活用した地方大学の機能強化、研究環境の充実、地方大学・高等専門学校 of デジタル分野の定員増など積極的に支援すること。

(全ての国民へのDXマインドの浸透、デジタルリテラシーの向上)

- デジタル技術を使って生活やビジネスを効率化し、利便性を向上させていくためには、国民や事業者がデジタルに対する正しい知識を理解し、自分ごととして捉え、デジタルを活用できるようになることが望まれている。
このため、地方が取り組む専門的なデジタル人材の育成に加え、全ての国民や事業者へのDXマインドの浸透とデジタルリテラシーの向上を図る教育・研修に対する地方の取組みに対して、国は支援すること。

(デジタル田園都市国家構想 × 地方創生)

- 国は、デジタル田園都市国家構想総合戦略及びその他の政策の遂行に当たり、総花的な展開ではなく、次に掲げる事項を一例とした、デジタルの力で地方創生の本来的な課題解決を加速させられる有望分野において、重点的に進めること。
 - ▶ 国民や事業者の活動に欠かせない様々な行政手続がオンライン化され、利便性・効率性が向上するようなデジタル活用（行政DX、マイナンバーカード活用など）
 - ▶ 地域の産業が、地方で暮らし続ける上で魅力的な「しごと」を提供する場として成長を遂げられるようなデジタル活用（産業DXなど）
 - ▶ 多様な暮らし方・働き方を後押しし、日本各地への新たな「ひと」の流れを加速するようなデジタル活用（テレワーク、二拠点居住など）
 - ▶ 全国どこでも誰もが高い満足度のもと安心して暮らし続けられる「まち」を創出するようなデジタル活用（自動運転、Ma a S、遠隔医療など）

2 デジタルのみにとられない包括的支援

- 地方創生を必要とする根底には、人口減少・少子高齢化により地域の活力が減衰して持続可能性を失い、地域の集合体である国全体もいずれ衰退の危機に直面するという深刻な問題がある。
このため、法律に基づき、国・地方が足並みを揃え総力を挙げて取り組んできたが、息の長い取組みが欠かせない課題であることから、施策の継続性を重視し、ここまで積み上げてきた地方の努力の成果、蓄積が国の政策転換によって損なわれることのないよう、国は特に留意すること。
- 地方創生にとって「デジタル」は一つの手段であって、デジタルにより課題がすべて解決するわけではない。効率性が追求されることにより、画一化、コミュニケーションや創発の場の不足という懸念もある。

地方はこれまで対面における人と人の触れ合いが不可欠な施策など、それぞれが直面する現実に即して、デジタル以外の方法も含め、あらゆる工夫を凝らして着実に取組みを進めてきたものであるため、国においては、デジタル実装の進捗にかかわらず、こうした施策の継続・拡充を図ること。

- デジタル化の推進に併せて考慮すべきは、生身で感じる「快適さ」「安らぎ」「創造性を刺激する環境」など、人のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）全般に関わる、効率性では測ることのできないその土地ならではのリアルな価値である。

地域の高いQOLを含め、地域の資源を活かしたLX（ローカル・トランスフォーメーション）の実現に向けて、これまでの地方の取組みが発展的に活かされ、デジタルを新たな力としてリアルな価値が高まり、地方が持続可能な地となっていく必要がある。

このため、国は、真に必要なデジタル化を進め、地方が実践の場となるよう包括的に地方を支援する姿勢を堅持すること。

3 安定的な地方創生関連予算の確保・充実

- これまで地方が進めてきた「まち・ひと・しごと」をはじめとした地方創生の課題解決の取組みが無駄になることのないよう、デジタルのみにとらわれない包括的な支援が必要であるため、国においては、「地方創生推進費」及び「地域デジタル社会推進費」を拡充・継続し、地方交付税等、恒常的な一般財源を確保すること。

また、デジタル田園都市国家構想交付金をはじめとする地方創生関連予算についても大幅に拡充・継続すること。

加えて、社会実装だけでなく先例のない実証的な取組みへの支援も含め、複数年にわたる支援を可能にするとともに、要件緩和や交付対象拡大、手続きの簡素化など地方の実情を踏まえた運用の弾力化を図ること。

なお、間接補助事業については、年度末までの事業期間を確保するため、間接補助方式による補助事業の事業完了の定義を見直し、年度を越しての事業費の精算が可能となるよう、運用の改善を図ること。

- 地方における「移住支援金制度」の更なる活用促進に向け、支援金の対象者である東京23区に在住・通勤する者への周知・広報の一層の充実を図るとともに、実施状況や地方の実情も踏まえ、国においては、更なる制度の拡充や要件の緩和、運用の弾力化等に加えて、十分な予算の確保を行うこと。

4 国と地方等の役割分担

- 国・地方に共通する様々な政策課題に関して、国は、地方と十分協議の上、国と地方の役割分担や責任の所在の明確化を図るなど、必要な見直しを行い施策の実効性や効率性を高めていくこと。

また、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、国においては、地方の意見を十分に反映しつつ、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用するとともに、計画等の策定による地方の負担の軽減に資する具体的な取組みを進めること。

加えて、ナビゲーション・ガイドの対象となっていない議員立法についても、

当該ガイドの趣旨に鑑み、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこと。

4 地方税財源の確保・充実等に関する提言

I 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

我が国の経済は、各種政策の効果もあり、雇用・所得環境が改善する中で、緩やかに回復している。しかしながら、引き続き物価高により地域経済は未だ厳しい状況にある。また、本年初頭に発生した能登半島地震で被災した地域の一刻も早い復興・再生が望まれている。

このような中、人口減少・少子高齢化は急速に進行しており、強い危機感を持ってその対策に我が国全体で戦略的に取り組んでいく必要がある。

地方財政に目を向けると、こども・子育て政策の強化を含む社会保障費の一層の増加が見込まれる中、地方創生・人口減少対策、脱炭素化の推進、頻発する自然災害に備える国土強靱化などの重要課題への対応のほか、物価高や民間の賃上げ等に伴う財政需要の増加も見込まれる。

これらの状況を踏まえ、地方が国と一丸となり、「賃金と物価の好循環」や「成長と分配の好循環」の実現に向け取り組んでいくとともに、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。

このため、地方が責任をもって増大する役割に適確に対応していくためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築とともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すべきである。

なお、地方において積立金現在高が増加しているが、これは、臨時財政対策債償還基金費の臨時的措置による将来の償還に備えた積立てのほか、激甚化・頻発化する自然災害への対応、喫緊の課題である公共施設等の老朽化対策、最近において変動が大きい地方税収への対応など、今後の安定的な地方財政運営のために必要な積立てを行ったものであり、地方財政に余裕が生じているものではない。

加えて、依然として地方債残高が高い水準で推移する中、金利上昇の影響で公債費が増加する可能性など、地方財政の状況は引き続き楽観視できる状況ではない。

1 地方一般財源総額の確保・充実

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（2024年（令和6年）6月21日閣議決定）において、2025年度（令和7年度）から2027年度（令和9年度）までの3年間の予算編成に関して「これまでの歳出改革努力を継続」し、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する」とされた。

このため、引き続き、東日本大震災の復興財源を別枠扱いとした上で、特に増加する社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、前述の人口減少対策などの重要課題に対応しつつ、安定的に行政サービスを提供できるよう、2025年度（令和7年度）においても、地方交付税等の一般財源総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すべきである。その際、地域における賃金

と物価の好循環の実現を支えるため、物価高や民間の賃上げ等に伴う人件費、行政サービス・施設管理等の委託費の増加、金利上昇を踏まえた公債費の財源等を確実に措置すべきである。

2 地方財政計画における必要な歳出の計上

地方歳出は、国の制度に基づく社会保障関係費の増加を、給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収するとともに、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。このような中、新たな行政需要の増加に対応するための人材確保、民間給与の継続的な上昇に伴う会計年度任用職員を含む公務員給与の対応、物価高や民間の賃上げに伴う様々な委託料等の増加、公共施設等の老朽化に伴う対応、国土強靱化事業に対する財政需要の増加、更には金利上昇の影響に伴い公債費が増加する可能性など、地方歳出が必然的に拡大する要素が確実に生じており、このような歳出の増加を適切に地方財政計画に計上すべきである。また、地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要について明確に措置すべきである。

加えて、今後も増加する社会保障関係費については、その増分を適切に計上するとともに、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税・地方消費税の増収分を充てることとされている社会保障の充実や消費税・地方消費税率引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増、こども・子育て政策の強化を含む社会保障に係る地方単独事業の経費についても、地方の財政需要としての的確に反映すべきである。

さらに、「デジタル田園都市国家構想事業費」や「地域社会再生事業費」など、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施するために必要な歳出も確実に地方財政計画に計上すべきである。

なお、一般行政経費（単独）について、令和6年度地方財政対策として、こども・子育て政策の地方単独事業分など4千億円が増額されている。一般行政経費（単独）は、地方が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であり、地方は、国の制度に基づく国庫補助事業と、地方の実情に応じたきめ細かな地方単独事業を組み合わせ行政サービスを提供し、住民生活の安心を確保している。今後、地方分権改革が進展し、また、地方創生の実現に向けて地方の主体的な役割が高まる中で、地方が自主性をもって、地方単独事業に取り組むことができるよう、今後もその総額を確保・充実すべきである。

また、令和5年度から実施されている地方公務員の定年引上げにより、職員構成や採用計画等に影響が生じることから、各自治体における検討状況も踏まえ、職員数の一時的な増加や年度間での増減に対応するために必要となる財源を安定的に確保するための方策を講じるべきである。

3 地方交付税の総額確保・充実等

地方交付税については、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべきである。なお、地方団体の予算執行等に支障が生じないように、引き続き、地方交付税関係法案の年度内成立や普通交付税の7月中の早期交付決定に努めるべきである。

また、地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえた上で、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすべきである。

4 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

臨時財政対策債については、令和6年度を含め、近年抑制傾向にあるものの、依然として極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、その償還額が累増していることを踏まえ、引き続き発行額の縮減・抑制に努め、併せて、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源についても確実に確保すべきである。

5 社会保障に係る地方財源の確保

消費税・地方消費税の引上げ分は、地方交付税原資分も含めるとその約3割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないように、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講じるべきである。なお、その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

また、現在、政府において、全世代型社会保障構築本部を設置し、全世代型社会保障の構築の具体化に向けた本格的な議論が進められているが、制度設計に当たっては、施策の推進において重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえるとともに、十分な財源を確保すべきである。

さらに、国民健康保険制度については、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について、引き続き地方と協議を行うとともに、2015年（平成27年）1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に行うべきである。また、地域医療介護総合確保基金については、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築のためにも、その配分に当たっては、都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すべきである。

6 強靱な国土づくり等に係る地方財源の確保

（1）防災・減災、国土強靱化対策の強化

現在、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、国・地方を挙げて流域治水対策や地震・津波対策、インフラ老朽化対策など、ハード・ソフト両面で災害予防の徹底に取り組んでいるところであり、また、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」や「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急浚渫推進事業債」といった地方財政措置も講じられている。

これらの取組を加速させるため、資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中でも5か年加速化対策を強力に推進できるよう例年以上の規模で予算を確保するとともに、改正国土強靱化基本

法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内のできるだけ早い時期に策定し、必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠で確保すべきである。

加えて、能登半島地震で改めて重要性が認識された住宅の耐震化については、全国的な課題であることに鑑み、住宅所有者の費用負担を軽減するため、十分な財政措置を講じるなど、住宅耐震対策の抜本的な強化を図るべきである。

さらに、能登半島地震で改めてライフラインとしての重要性が認識された上下水道施設の耐震化について、今後も持続可能な上下水道の整備ができるよう、国庫補助採択基準を緩和するなど財政措置の強化・充実を図るとともに、5か年加速化対策終了後も必要な財源を確実に措置すべきである。

なお、令和6年度に事業期間が終期となる緊急浚渫推進事業債については、近年頻発化・激甚化する豪雨災害等への対応が引き続き必要であるため、制度を延長すべきである。

(2) 物流・人流ネットワークの早期整備等

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向けた取組を加速前進させていくため、物流・人流ネットワークを早期整備・活用し、地方創生に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進する必要がある。

このため、社会資本整備の地域間格差や、条件不利地域、大都市といった多様な条件を抱える地方団体の実情を踏まえ、必要となる投資的事業等を推進すべきである。特に、長期的に多額の費用を要する高速道路や新幹線などの防災・減災に資するインフラの整備・維持に要する新たな財源の創設について検討すべきである。

加えて、地域公共交通は、地域住民の日常生活や社会経済活動の基盤として不可欠なものであるため、そのネットワークの維持・活性化に向けた再構築の取組を着実に推進できるよう、安定的かつ十分な財源を継続して確保すべきである。なお、鉄道は、国民の生活・経済活動に不可欠な社会インフラであることを踏まえ、鉄道災害復旧補助制度における国負担及び地方負担に対する地方財政措置を拡充するとともに、適用要件を緩和するなど、JRも含めた鉄道事業者が、被災した路線を早期に復旧できる制度を構築すべきである。

(3) 公共施設等の適正管理

全国知事会調査によれば、都道府県では、2022年度（令和4年度）からの5年間程度で1.5兆円程度もの需要が見込まれ、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化することから、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する「公共施設等適正管理推進事業債」について、地方の実情を踏まえ、より弾力的で柔軟な運用や拡充等を検討するとともに引き続き、十分な財源を確保すべきである。

あわせて、将来的な人口構造の変化への対応が深刻な課題であることを踏まえ、複数自治体による広域的な集約化・共同利用など、適正管理を進めるための支援をさらに強化すべきである。

7 公立病院の経営安定化支援

公立病院は、コロナ禍で中核的な役割を果たし、その重要性が改めて認識されたが、国のコ

コロナ政策による経営の歪みや、国民の受療行動の変化に加えて、物価高や賃上げの影響等により、現在もなお極めて厳しい経営環境にある。このような状況を踏まえて、医師・看護師不足や不採算地区など条件不利地域を含むすべての地域において必要な医療を安定的に提供できるよう、繰出金に対する地方財政措置を更に拡充すべきである。また、適切に経営改善に取り組む公立病院の資金繰りの円滑化のための企業債を創設するとともに、地方団体の長期の貸付けについて地方財政措置を講じるべきである。

8 大規模災害からの速やかな復旧・復興

東日本大震災からの復旧・復興について、国は、2021～25年度（令和3～7年度）の5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、この期間の事業規模と財源を定めたところであるが、特例的な財政支援措置を可能な限り拡充するとともに、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、国の責任において所要の財源を十分に確保すべきである。

また、今年1月に発生した能登半島地震をはじめ相次いで発生している大規模災害から早期に復旧・復興を成し遂げるためには、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組む必要があることから、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講じるとともに、補正予算を含めた機動的な対応を図るべきである。

9 学校教育を担う人材確保

学校における働き方改革の更なる加速化や、いわゆる「教師不足」の課題解決に向けて、教師が担う必要のない業務等を外部委託する経費についても、十分な財政措置を図るとともに、教員業務支援員及び副校長・教頭の学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援する人材の更なる配置に必要な財源を確保すべきである。

なお、骨太方針2024において、「教職の特殊性や人材確保法の趣旨、教師不足解消の必要性等に鑑み、教職調整額の水準を少なくとも10%以上に引き上げることが必要などとした中央教育審議会提言を踏まえるとともに、新たな職及び級の創設、学級担任の職務の重要性と負担等に応じた手当の加算、管理職手当の改善等の各種手当の改善など職務の負荷に応じたメリハリある給与体系への改善も含めた検討を進め、財源確保と併せて、2025年通常国会へ給特法改正案を提出するなど、教師の処遇を抜本的に改善する」とされており、この検討に当たっては、必要な財源のあり方を適切に検討し、その上で必要な財政措置を講じるべきである。

10 公営競技納付金制度の延長

地方公共団体金融機構から地方団体に対する貸付けは、公営競技施行団体からの納付金を積み立てた地方公共団体健全化基金の運用益の活用等により、財政融資資金並みの低金利となっており、財政状況の厳しい地方団体にとって必要不可欠なものとなっていることから、令和7年度で期限が到来する公営競技納付金制度については延長を図るべきである。

11 補助金等の見直し

補助金等については、地方の実情を踏まえて自由度を高めるほか、要件の緩和、手続きの簡

素化、補助単価等について地方と十分に協議した上で地方の実情を踏まえた見直しを行うべきであり、本来の負担割合を超えた超過負担については、必要な法整備や所要の国費の確保を行うことなどにより、速やかに解消を図るべきである。また、地方団体の予算執行等に支障が生じないように、補助金等の早期交付決定に努めるべきである。なお、年度を超えて切れ目なく柔軟な執行が可能となるよう、事故繰越を含めた繰越要件の弾力的運用を図るべきである。

Ⅱ 人口減少対策及び地方創生の強力な推進のための財源確保

人口減少・少子高齢化が急速に進行している。人口減少は国全体の問題であり、今こそ、国と地方が方向性を一にして、経済界・労働界をはじめとした各界や国民を巻き込み、我が国一丸となって総力を挙げて人口減少・少子高齢化対策に向けた新たなスタートを切るべき時である。

なお、国においては「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を踏まえ、地方が厳しい状況にあることを重く受け止めるとともに、「自然減」「社会減」それぞれの要因に応じた適切な対策や住み慣れた地域で希望をもって住み続けることができる持続可能な地域づくりへの対策を講じていく必要がある。

このため、地方団体が、地域の実情に応じ、少子化に歯止めをかけ、地域の人口減少がもたらす諸課題を克服し、将来にわたる成長力の確保を目指す地方創生を推進し、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組めるよう、安定的な財源を確保し、財政措置を充実すべきである。

1 子ども・子育て政策の強化のための安定的な財源確保

「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策や今後拡充された場合の施策の実施に当たっては、地域間格差が生じることのないよう、地方負担分も含めて国の責任において必要な財源を確実に確保すべきである。

なお、子ども・子育て政策の強化に向けては、全国一律で行う施策と地方がその実情に応じて行うきめ細かな事業が組み合わさることが効果的であり、地方が行うサービスの提供などについても、地方団体の創意工夫が活かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図るべきである。

また、「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定的な財源の確保のための子ども・子育て支援金制度については、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うとともに、制度導入に伴うシステム改修費等の必要な経費については、適切に財政措置すべきである。

さらに、子ども・子育て政策の強化に係る財源確保のための歳出改革等については、地方の意見を十分に踏まえて検討すべきである。

2 デジタル田園都市国家構想の推進等のための財源確保

(1) 地方創生・地域のデジタル化に必要な経費の拡充・継続

昨年12月に改訂された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、これまで地方が進めてきた地方創生の取組の成果を最大限に活用し、地方がその実情に応じた息の長い取組を

継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、地方財政計画に計上されている「地方創生推進費」や「地域デジタル社会推進費」といった地方創生の取組に必要な経費を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

(2)「デジタル田園都市国家構想交付金」等の拡充・継続及び弾力的な運用

「デジタル田園都市国家構想交付金」については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を確実に実行し、地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、地方の意見等を十分に踏まえ、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大、手続きの簡素化など、その使途拡大や運用の更なる改善を図るべきである。

また、地方への新しいひとの流れを大きくし、東京一極集中を是正するため、「移住・起業支援事業」により、若者の地方移住に対する支援を強化するとともに、子育て世帯の地方への移住や地方での起業の動きを引き続き後押しすべきである。

3 デジタル社会の実現に向けた財政措置等

(1) デジタル・ガバメントの構築に向けた財政措置

デジタル原則への適合を実現するため、アナログ規制の見直しに向けた取組が進められている中において、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に実施するとともに、その維持管理・更新等に対して継続的かつ十分な財政措置を講じるべきである。

また、地方団体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行が円滑かつ確実に実現できるよう、各地方団体の状況に応じたきめ細かなフォローアップに努めるとともに、標準準拠システムへの移行に関して、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、当該システムの状況を十分に把握した上で、所要の移行完了期限を設定するとされたことから、国において、地方団体における状況をしっかりと把握し、移行が困難なシステムを柔軟に認定するなど、各地方自治体の状況を勘案した上で、適切な移行期限を設定するとともに、当該期限までに行う標準化基準に適合させる作業などを含め、令和8年度以降の移行に係る経費についても確実な支援を行うべきである。併せて、令和5年4月以降の標準仕様書の改定への対応に係る令和8年度以降のシステム改修時における経費についても支援を行うべきである。

また、地方団体の標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るデジタル基盤改革支援補助金については、補助対象が限定的であることから、基幹業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修を補助対象とするなど、地方団体の負担が生じないよう確実な財政支援を行うべきである。

さらに、地方団体のガバメントクラウドの利用料については、ガバメントクラウドの利用に応じて地方団体が負担することとされている。システム運用経費等の削減が確実に図られるよう、クラウドの利用料について、各地方団体の運用状況を考慮の上、適切に設定されるよう検討し、標準準拠システムの利用料についても、適切な水準となるよう、国が主体的に事業者との調整を行うとともに、運用経費の正確な分析と検証を行い、将来的にも地方の負担増とならないよう検討すべきである。その上で、標準化に伴う運営経費等の減少額を地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切

な措置を講じるべきである。

なお、デジタル行財政改革における「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用」については、自治体の規模や地域の実情、ニーズを十分に踏まえる必要があることから、国と地方が一体となって取組を進められるよう、地方の意見を十分に聞きながら検討するとともに、国・地方双方に効果をもたらすことを踏まえ、必要に応じて国において適切な支援を行うべきである。

(2) 地方における5GをはじめとしたICTインフラ整備への財政措置

光ファイバ、5G等の未整備地域解消に向けては、引き続き整備を着実に進めるため、国庫補助金等による支援制度を拡充すべきである。特に、過疎地域等の整備条件が厳しい地域での整備が進むよう、支援制度の拡充に取り組むとともに、ユニバーサルサービス制度の開始までの間も未整備地域の解消が進むよう、不採算地域における整備が行われた場合の維持管理費に係る支援制度を新たに設けるべきである。また、公設施設の民間移行が円滑に進むよう、支援制度の創設を含め、取組の強化を図るべきである。

(3) マイナンバー制度の推進

今後の行政手続のオンライン化の進展やマイナンバーの利用範囲の拡大を見据えたマイナンバー制度における情報連携、大規模な災害の発生や感染症のまん延等の事態において国民の生命、身体又は財産を守る目的でマイナンバーを活用するシステムの整備に伴い必要となる地方団体のシステム改修等に対しては、技術的・財政的支援を確実に行うべきである。

また、マイナンバーカードの利便性向上に向けた各種免許証や障がい者手帳、健康保険証等との一体化、手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービスの実施などに当たっては、地方に過度な負担を課すことがないように、具体的な手法やスケジュールを適切な時期に明示するとともに、必要となる地方団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うべきである。

4 「ふるさと納税」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の運用

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資するものである。2019年度（令和元年度）には「ふるさと納税指定制度」が導入され、法令に定められた基準の下で運用がなされているところである。

今後とも、「ふるさと納税制度」を健全に発展させていくため、各地方団体において各指定基準を踏まえた節度ある運用に引き続き努める必要があるが、国においても、制度本来の趣旨に沿うよう、ふるさと納税制度の健全な運用に向けた取組を進めるべきである。

また、令和6年度で終期となっている「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組とするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブともなっている。このため、今後、これまでの取組状況等を検証しつつ、一層の活用促進を図るとともに、地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、税の軽減効果を維持した上で5年間

延長すべきである。

5 持続可能な地域づくりを推進するための財政措置

安心して暮らし続けられる持続可能な地域づくりを推進するため、買物環境や医療・介護提供体制の維持・確保に向け、民間事業者の事業承継等に係る支援や人材確保対策等、各地域が実情に応じて行う持続的な取組みに対し、包括的かつ柔軟に支援する新たな制度を創設するなど、財政支援を行うべきである。

6 脱炭素施策への財政措置

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」及び「特定地域脱炭素移行加速化交付金」について、予算規模や交付対象、事業期間等を大胆に拡充するとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善に取り組むべきである。

さらに、民間企業も含めてLED照明や電動車の導入に対する需要が高まる中、地方団体が公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、脱炭素化推進事業債による支援を継続・強化すべきである。

7 魅力あふれる地域づくりのための財政措置

(1) スポーツ・文化施策への財政措置

スポーツ・文化芸術活動の活性化に向けた地方の取組や負担増に対して国費による支援を講じるとともに、地方が実情に応じ、拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を行うことができるよう、公共施設等適正管理推進事業債の対象施設の弾力的で柔軟な運用等を検討すべきである。

特に、国民スポーツ大会の開催に当たって、施設整備や大会運営等、地元開催地の負担が重く、国において必要な財政措置を講じることで負担を軽減すべきである。

(2) 観光施策への財政措置

新型コロナによって大きな打撃を受けた観光の本格的な復興を図り、国内観光の活性化やインバウンド需要の復活を地方創生につなげていくため、2025年日本国際博覧会（大阪府大阪市）や2027年国際園芸博覧会（神奈川県横浜市）、東京2025世界陸上競技選手権大会や第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025、第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）や愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会及びワールドマスターズゲームズ2027関西の開催等も見据え、受入環境の整備や観光資源の磨き上げなどに積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すべきである。

また、国際観光旅客税については、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、その税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を生かせる交付金等により地方に配分するよう検討すべきである。

Ⅲ 物価高への対策に係る地方財政措置

現下の物価高から地域の生活・経済を守るため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」

を着実に実施するとともに、今後の経済状況等も踏まえ、引き続き必要な対策を適時的確に講じるべきである。

なお、追加の対策を講じるに当たっては、都道府県単位での対応には限界があることから、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤である電力やガスなどエネルギー価格等の安定に向けて、地方団体間で対策の内容に格差が生じないよう、国の責任において全国一律の対策を直接講じるべきである。

また、引き続き国の対策を補完し、地域の実情に応じた対策を機動的に講じることができるよう、今後の経済状況等も踏まえ、適切な財源措置を講じるとともに、地方に対する交付金については、総額を十分に確保した上で、可能な限り自由度を高くするなど地方の裁量を尊重し、適正な事業期間で効果的な施策を展開できるよう、繰越要件の緩和、基金積立要件の弾力化、対象事業の拡大など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図るべきである。

加えて、公共事業の補助単価や地方債における庁舎・公立病院の建築単価に関する地方財政措置等については、物価高に対応できるよう、実態に即した機動的な見直し等を継続的に行うべきである。

IV 税制抜本改革の推進等

1 地方法人課税の見直し

地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべきという観点から課税されているものであり、地方団体の重要な税源であることから安易な縮減などはすべきではない。また、デジタル技術を活用して国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大し、法人の事業活動が広がっていく中で、社会経済情勢の変化に的確に対応する形で、地方法人課税のあり方についても検討すべきである。

さらに、法人課税は、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源となっていることを踏まえ、地方財源が適切に確保されるようにすることを前提として議論されなければならない。

以上に十分留意の上、具体的な検討に当たっては、地方団体の意見を丁寧に聞き、以下の点を踏まえるべきである。

(1) 収入金額課税制度の堅持

法人事業税の収入金額課税制度については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。

令和6年度与党税制改正大綱において、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税法系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する」とされている。

電気・ガス供給業に関しては、令和2年度・4年度税制改正において、小売全面自由化、送配電・導管部門の法的分離等に対応して、既に課税方式の見直しが行われたところであり、また、電気・ガス供給業は消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として

有していること、現行方式は地元自治体から多大な行政サービスを受託している大規模な発電施設やLNG基地等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきことを強く求める。

(2) 法人事業税の分割基準の見直し

分割基準は前回の見直し（2005年度（平成17年度））から相当期間が経過しており、より実態にあったものに見直すべきである。その際、工場のロボット化・IT化の進展等の社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とすべきである。また、近年の法人形態や取引形態など社会経済情勢や企業の事業活動の変化等を踏まえた対応についても検討すべきである。

なお、分割基準の見直しについては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえたものとし、財政調整を目的として行うべきではない。

(3) 国際課税ルールの見直しに伴う対応

新たな国際課税ルールにおける「第1の柱」（市場国への新たな課税権の配分）については、令和6年度与党税制改正大綱において、「今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する」とされている。国際的な課税権の配分の基準となる「売上高」は、地方団体が提供するインフラや公共サービスを基盤として住民が経済活動を行うことで成り立っていると考えられることから、多数国間条約の締結に向けた進捗状況等を注視しつつ、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むよう検討すべきである。その際には、地方税源部分について国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど、納税者の事務負担等にも配慮した制度を構築する必要がある。

2 自動車関係諸税の見直し

令和6年度与党税制改正大綱において、「自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する」とされている。

自動車税は、財産税的性格と道路損傷負担金的性格を有する都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源であるが、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中、車体課税に係る税収は、2024年度（令和6年度）は1兆9,839億円で、ピーク時の1996年度（平成8年度）と比較すると、4,300億円程度の税収減が見込まれており、今後も急速な自動車の電動化が進むことを踏まえると安定的な財源確保に懸念がある。

また、電気自動車等については、エンジンを持たず総排気量の値がないため、自動車税種別割において、最低税率（25,000円）が適用されていること等について、税負担の公平性の観点から課題があり、対応を検討すべきとの指摘がある。

このため、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現を、補助金等を含めた施策全体で積極的に進める中で、地方に多くの雇用を抱える自動車産業への影響に配慮しつつ、税負担の公平性を確保し、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう、課税趣旨を適切に踏まえた電気自動車等への自動車税の課税のあり方について、早期に検討すべきである。

3 個人住民税の充実確保

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有しており、地方の基幹税目であることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

また、令和6年度与党税制改正大綱において、「扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないように、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。」とされている。今回の扶養控除の見直しに伴い制度上の不利益が生じないように適切な対応を行うとともに、各地方団体が独自に実施している事業についても適切な対応を行えるよう所要の措置を行うべきである。

さらに、今後、各種控除や私的年金の税制のあり方等の個人所得課税の見直しを行う場合には、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が所得に応じて負担を公平に分かち合うことが重要であることも踏まえ、その充実・確保を前提として検討すべきである。

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村の基幹税であるため、税負担の公平性を図りつつ、引き続きその安定的確保を図ることが重要であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

5 個人事業税の課税の仕組みの見直し

個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列挙方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討すべきである。

また、限定列举方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象に随時追加すると共に、現行の法定業種についても、納税者にとってより分かりやすく、かつ税務行政の効率化に資するよう、業種認定に係る取扱いを明確化すべきである。

6 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

全国知事会としては、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていく上で、地方税は最も重要な基盤であり、地方税の充実とともに税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきであるとかねてより主張してきた。

令和6年度与党税制改正大綱及び今般の「骨太方針2024」に取り上げられたとおり、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むべきである。

7 地方税務手続のデジタル化の一層の推進とシステムの安全性等の確保

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、eLTAX（地方税ポータルシステム）等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税務手続のデジタル化を一層推進していく必要がある。

具体的には、eLTAXを通じた申告・申請・納付手続の対象税目等を拡大するとともに、令和6年度与党税制改正大綱において、「地方税関係通知のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュール等を考慮しつつ、納税者等からの求めに応じて、eLTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。また、eLTAXを通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加するための措置を講ずる」とされていることも踏まえ、eLTAXの更なる活用などを図るべきである。

また、デジタル化・標準化に当たってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても十分な準備期間を確保し、必要な支援や財政措置を適切に講じるべきである。

なお、こうした地方税のデジタル化の一層の推進に当たっては、地方団体の意見を丁寧に聞くことが必要である。

V 課税自主権の活用等

1 課税自主権の積極的な活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方団体の財政状況を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

地方分権改革を進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を生かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権の更なる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

2 課税自主権の拡大をはじめとする地方の自由度の拡大に向けた検討

地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等は認められているものの、実際の適用には高いハードルがあり、神奈川県臨時特例企業税条例を違法・無効とした2013年（平成25年）3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方団体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の見直しの検討を進めるべきである。

その観点からも、2012年度（平成24年度）税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重するため、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

VI 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。2025年度（令和7年度）の地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、地方の実情を踏まえた政策を立案、推進するため、社会保障や地方税財政などの特に重要なテーマについては、分野別分科会等を設置し、地方の意見を適切に反映すべきである。

5 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進に関する提言

【ポイント】

- 地方から脱炭素と経済成長を推し進めるため、「脱炭素成長型経済構造移行債」（GX経済移行債）も活用し、地方公共団体への大規模かつ安定的な財政措置（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、脱炭素化推進事業債、地方交付税）を講じること。
- 水素・アンモニア、e-メタン、ペロブスカイト太陽電池など新たなエネルギー、技術の実用化に向けた支援策を講じること。
- 「地球温暖化対策推進法」により導入された「促進区域」制度を市町村が積極的に活用できるよう、市町村への財政支援や地域への利益還元の仕組みを創設する等により、実効性の高い制度を構築すること。
- 熱中症特別警戒情報については、デジタル技術を活用して都道府県・市町村や住民等に即時に一括して情報伝達できる手法を構築すること。

令和2年10月、国はパリ協定の目標達成に向け、「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」を宣言し、また、同年11月には衆参両議院において「気候非常事態宣言」が決議されたことで、国全体が地球温暖化と向き合う姿勢が明確になり、令和3年4月には2030年度の温室効果ガス排出削減目標を46%減（2013年度比）とする目標値を表明した。

このような中、昨年開催されたCOP28においては、平均気温上昇を1.5℃以内に抑えるためには緊急な行動が必要であること、また世界全体の温室効果ガスの排出量を2030年までに43%削減、2035年までに60%削減（いずれも2019年比）する必要があることが改めて認識された。

また、国は、2035年までの削減目標と実施方針を策定し、2025年までにNDC（国が決定する貢献）を国連に提出することが求められており、GX2040ビジョンの策定並びにエネルギー基本計画及び地球温暖化対策計画の改定を予定している。

我が国においては、2022年度の温室効果ガス排出量が過去最低値を記録したところではあるが、2050年までに脱炭素社会を実現するために残された時間は限られており、少しも無駄にすることはできない。気候変動に対する責任を自覚し、目先のことだけでなく若者世代と共に将来のことを考え、今以上に快適で利便性がよく、質の高い脱炭素社会を実現するためには、国が高い目標を掲げ、達成に向けたロードマップを示し、先導的に取り組むことで、民間による速やかな行動と大胆かつ継続的な投資を促すことが必要となる。

また、ロシア・ウクライナ情勢により我が国のエネルギー安全保障という課題が顕在化し、さらに昨今、円安の影響等により、エネルギー価格が高騰している。このような状況の中で、深刻な気候危機に対応し、脱炭素社会の実現に向けて取組を進めるためには、エネルギー政策に大きな責任と役割を持つ国の役割が決定的に重要である。

については、エネルギー供給に大きな責務を有する国がエネルギーの安定供給に万全の対策を講じつつ、国と地方がそれぞれの役割を踏まえ、日本の脱炭素化を力強くリードしていくため、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー・脱炭素政策に次の事項が反映されるよう強く提言する。

1 脱炭素社会を目指す基盤

全ての地域が足並みを揃えて「2050年カーボンニュートラル」を目指していくため、以下を提言する。

- (1) 2050年カーボンニュートラルに向けて限られた時間を無駄にしないため、国が行う全ての政策に脱炭素の視点を取り入れるとともに、技術革新等に率先して取り組むこと。

また、国のGX2040ビジョンの策定並びにエネルギー基本計画及び地球温暖化対策計画の改定の検討に当たり、新たな温室効果ガス排出量の削減目標を設定する際には、あらゆる主体がオールジャパンで取組を加速できるよう、現行の目標を上回る目標を設定すること。加えて、COP28で採択された「2030年までに再生可能エネルギー発電容量を世界全体で3倍にする」という目標を踏まえたエネルギーミックスやロードマップを示すとともに、その実現に向けた具体的な対策と自治体の施策を後押しする取組もあわせて示すこと。

- (2) 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を推進し、地方公共団体、事業者、NPO等の取組を後押しするなど、国を挙げて地球温暖化対策に取り組む機運を醸成すること。

- (3) 地方公共団体での地域共生型再生可能エネルギーの大量導入や省エネルギー対策により、地方から脱炭素と経済成長を推し進めるため、20兆円規模の「脱炭素成長型経済構造移行債」(GX経済移行債)も活用し、地方公共団体への大規模かつ安定的な財政措置を実施すること。特に、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」については、各地方公共団体で計画した事業が確実に実施できるよう、予算規模の拡充や事業期間の延長を図るとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善を行うこと。

また、「脱炭素化推進事業債」について、適用に当たっての要件緩和や対象事業の拡充など、制度を引き続き見直すとともに、事業期間についても延長を図り、継続的に地域の脱炭素化を支援すること。

さらに、上記によらない地方公共団体の取組を支援するため、国庫補助事業の地方負担分はもとより、地方公共団体それぞれが創意工夫を凝らして取り組む地方単独事業に対しても、脱炭素化推進事業費を増額した上で、大胆かつ十分な地方財政措置を講じること。

- (4) 脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握し、可視化することが非常に重要であるため、都道府県別の温室効果ガス排出量算出に係る統計資料を早期に提供すること。

また、既設分も含めた再生可能エネルギーなどのCO₂削減効果を適切に反映した温室効果ガス総排出量、自家消費分まで含めた地域における再生可能エネルギー電力の需給状況や非化石証書などのクレジットの活用状況、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)導入状況、軽自動車の燃料別新車販売台数等について、都道府県別、市町村別に統計整備し、提供すること。

- (5) 地域の脱炭素化に向けて、専門人材の派遣や人材育成など人材支援策を継続

すること。また、地域地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業者及び住民に対する普及啓発活動や広報活動、地球温暖化防止活動推進員への活動支援等に対し、十分な財政支援を行うこと。

- (6) 政府が目指す成長志向型カーボンプライシング構想の具体化に当たっては、温室効果ガスの排出抑制を最大化する効果を発揮するとともに、地域経済の成長促進につながるものとなるよう、検討を進めること。なお、検討に当たっては地球温暖化対策に係る地方財源の充実の視点も踏まえること。

また、排出量取引の拡大につなげるため、J-クレジットについては、環境配慮型コンクリートなどのGX製品の利用を対象に含めるほか、JブルークレジットなどのボランタリークレジットについてはSHK制度の対象とするなど、カーボンクレジット制度の拡充のための見直しを進めること。

- (7) エネルギーの安定供給と脱炭素化を両立させるため、「水素基本戦略」に基づき、サプライチェーンの構築において燃料種及び地域間などで生じる価格差への十分な支援、供給インフラ整備及び水素・アンモニアを活用した火力発電のゼロエミッション化など、新たなエネルギーの実用化に向けた支援策を講じること。

- (8) 2050年カーボンニュートラルのトランジション期における脱炭素の取組を進めるエネルギーであり、既存のインフラ設備等を利用可能な「e-メタン」の活用に向けて、関連する技術開発や国内外における社会実装に向けた取組の推進、CO₂カウントルール等の整備等に積極的に取り組むこと。

- (9) オゾン層保護及び地球温暖化対策の両面から重要な課題であるフロン類の排出抑制について、第一種特定製品廃棄時のフロン類回収率が未だ低迷していることから、国は、関係事業者へ法令の周知徹底を図るなど回収率向上のための施策を着実に推進すること。

また、フロン類使用製品からのフロン類の漏えいを防止するため、国は機器使用時のフロン漏えい防止に資する技術の普及に向けた取組を行うとともに、事業者のみならず、広く一般国民に対しても法令周知を行い、フロン類の適正管理の徹底を図ること。

さらに、ノンフロン製品への転換を加速化させるため、技術開発や製品の導入に対する支援のさらなる充実などの普及のために必要な措置を講じること。

- (10) 2050年カーボンニュートラルの実現に不可欠とされる、削減しきれないCO₂を地中に貯留するCCS及び素材や燃料に再利用するCCU/カーボンリサイクルなどの革新的技術の早期社会実装に向け、技術支援や貯留を想定する地域の理解を得るための普及啓発等に取り組むとともに、貯留によるCO₂削減効果の算定方法を早急に示すこと。

また、CO₂等の回収・輸送・利用に係るサプライチェーン構築に向けた支援策やCCU製品の市場創出に向けた公共調達の推進、法規制の見直し等の対策を講じること。

2 交通分野の施策

2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現させ、環境負荷軽減と地域交通の最適化を同時に実現するため、以下を提言する。

- (1) 自動車交通に起因するCO₂排出量の削減は、地球温暖化対策として極めて重要であることから、電動車、特に電気自動車や燃料電池自動車の加速度的普及を図るため、研究開発の推進、購入補助をはじめとする需要拡大に向けた支援、規制緩和、道路整備や維持管理等に影響を及ぼさないよう国の財源措置による高速道路等の利用料金減免といったインセンティブ付与など、実効性のある取組を進めるとともに、充電・充填インフラなどの環境整備を加速すること。なお、インフラ整備に当たっては、積雪寒冷地など地域の特性に配慮すること。
- (2) 自家用車依存の高い地方部における公共交通への積極的な支援や、新モビリティサービス（MaaS、CASE）の基盤づくりを推進し、CO₂排出量を抑えるとともに、地域における多様な移動手段を確保すること。
- (3) 従来のトラックによる貨物輸送から、環境負荷が低いとされている鉄道や船舶等へと転換するモーダルシフトや、燃料電池トラックの導入等も重要であることから、実効性のある施策を推進するための十分な予算を確保すること。
なお、鉄道輸送におけるモーダルシフトについては、主要幹線鉄道のみならず、地方鉄道路線を活用した鉄道輸送についても、推進すること。
また、輸送拠点の集約など物流の効率化・合理化を促進するとともに、ディーゼル機関車（鉄道）については、動力源の非化石化に向け、非化石ディーゼル燃料の導入や、燃料電池機関車への転換を促すこと。
さらに、LNG燃料船、水素・アンモニア燃料船、バッテリー船等の先進的な取組の実証・導入や、モーダルシフトによりCO₂排出量が増加する鉄道事業者・船舶事業者に対して積極的な支援等を行うこと。

3 建設分野の施策

住宅をはじめ、公共施設や社会福祉施設、商業用ビルなど、建築物の早期ネット・ゼロ・エネルギー化の実現と、インフラ分野におけるカーボンニュートラルの実現に向け、以下を提言する。

- (1) 戸建住宅の新築に当たっては、地域工務店等のスキルアップを含め、十分な支援策を講じた上で太陽光発電設備等の設置を要件としたZEHの適合義務化を早期に図る等、効果的な施策を講じるとともに、地域でのZEHを上回る先導的取組等を実施する地方公共団体への支援を行うこと。
また、多雪地域等、太陽光発電や断熱化に不利な地域においてもZEHの導入が進むよう、技術開発や設置に当たっての財政支援を行うこと。
- (2) 既存住宅については、高断熱性能の確保、再生可能エネルギー設備や蓄電池の設置に向け、全国の地方公共団体が足並みを揃えて取り組めるよう、購入補助等の十分な支援策を講じること。

- (3) 業務用建物に係る各省庁の補助制度は、ZEB化の推進や地方公共団体の先導的取組に資することを前提としたものにするとともに、地方公共団体のZEB化等に向けた取組を推進する財政措置等、必要な支援策を講じること。
- (4) 炭素貯蔵効果を有する建築物の木造化・木質化について、環境負荷の低減策として有効であることを普及啓発するほか、補助制度の拡充を図るなど、十分な支援策を講じること。
- (5) 空港、道路、ダム、下水道等の多様なインフラを活用した再生可能エネルギーの導入促進やエネルギー消費量削減の徹底、脱炭素に資する都市・地域づくりを推進すること。また、産業の脱炭素化・競争力強化に向け、建設施工に係る脱炭素化の更なる促進を図ること。

4 産業分野の施策

地域の企業が、事業活動での脱炭素化や革新的技術の創出により、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるよう、以下を提言する。

- (1) 工場等における熱電併給の導入など計画的な省エネルギー設備への投資、再生可能エネルギーや水素・アンモニア等の次世代エネルギーの積極的な導入、自動車・船舶などの電動化、電化が困難な産業における化石燃料の消費削減・燃料転換、生産過程で多くの二酸化炭素を排出する産業における新たなプロセス開発、大規模な水素・アンモニア需要の見込めるエリアにおける供給インフラ整備、都市ガス導管の整備、カーボンニュートラルコンビナートへの転換など、実効性のある脱炭素対策を促進するための十分な支援策を講じること。
また、サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む企業のニーズに対応した脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組への支援策を講じること。
さらに、これらの取組により産業構造の変革が予想されるため、産業界からの意見を踏まえて関連企業への支援を強化するとともに、大きな影響を受ける雇用についても、対策を講じること。
- (2) 次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池をはじめとする脱炭素化に資する製品の実用化に向けた取組のほか、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発・実証・社会実装の取組を支援する制度を創設、拡充すること。
- (3) 農業機械の電動化や脱炭素燃料化、畜産由来のメタン等の温室効果ガスの排出抑制に必要な技術開発の早期実現と導入支援を行うこと。
また、農地へのバイオ炭や作物残渣等の投入による炭素貯留など温室効果ガスを低減する取組を一層推進すること。
- (4) カーボンニュートラルに貢献するプラスチック等の循環的利用や、CCUS/カーボンリサイクルなど、資源循環への移行を加速させるため、技術開発や施

設整備に当たっての財政支援を引き続き行い、実用化を加速すること。

5 再生可能エネルギー分野の施策

第6次エネルギー基本計画において、2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー割合について38%以上の高みを目指すとしているが、昨年開催されたCOP28で「2030年までに再生可能エネルギー発電容量を世界全体で3倍にする」という新たな目標が採択されたことを踏まえ、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギー由来の電力を飛躍的に普及拡大させるとともに、再生可能エネルギーの熱利用を促進させる必要があるため、以下を提言する。

- (1) 系統接続の制約の早期解消に向けて、広域系統長期方針（マスタープラン）及びGX実現に向けた基本方針に基づき、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を着実に進めること。
また、送電線の容量不足を補うために系統接続を希望する再生可能エネルギー発電事業者が負担する工事費等について支援すること。加えて、系統用蓄電池は、再生可能エネルギーの出力変動に対応できる調整力等の供出や余剰電力の吸収が可能なものであることから、一層の普及拡大を推進すること。
- (2) FIT・FIP制度運用に係る手続の効率化・迅速化を行うこと。新たにV2Hや蓄電池等を導入する際に必要となる変更申請手続は、処理に時間を要するなど速やかな電力確保が困難な状況にあるため、適切な措置を講じること。
- (3) 長期電源化のためには、既存の再生可能エネルギー設備について、FIT制度の調達期間終了後も最大限の活用を図ることが重要であることから、事業者による適正管理のための追加・再投資への支援など適切な環境整備に向けた方策について検討を進めること。
- (4) 地方における再生可能エネルギーの活用量を拡大し、太陽光発電などの出力制御の際の需給調整対策としても有効である蓄電池の普及を推進するため、FITを活用した既設の再生可能エネルギー発電への導入も補助対象とするなど支援制度を拡充すること。加えて、再生可能エネルギーの地産地消の推進や、災害時の停電対策等にも資する地域マイクログリッドの導入支援を拡充すること。
- (5) 「地球温暖化対策推進法」により導入された「促進区域」制度を市町村が積極的に活用できるよう、地域脱炭素化促進事業に係る市町村への財政支援や、地域住民からの理解を円滑に得るため、再生可能エネルギーの地産地消など地域への利益還元の仕組みを創設する等により、実効性の高い制度を構築すること。
また、同法改正により都道府県及び市町村が共同して促進区域等を定めることができることになるが、本改正の目的は、地域の合意形成を図りつつ、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入を拡大することであり、地域に精通する市町村の関与が不可欠であることから、促進区域等の設定や地方公共団体実行計画協議会の運営等について、それぞれの役割を明確にし、指針やモデルケース等を示すこと。

- (6) 発電設備の設置に当たっては、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、自然環境や景観、歴史・文化等に十分配慮し、地元地方公共団体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築すること。
- (7) 再生可能エネルギーは防災力強化の観点からも重要な役割が期待できるため、避難施設等として位置付けられた公共施設等への再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入を支援する「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」については、次期国土強靱化5か年加速化対策にも引き続き位置付け、令和8年度以降についても十分な支援策を講じること。
- (8) 再生困難で今後営農が見込めない荒廃農地について、農地転用許可後に太陽光発電設備を導入するなど地域と共生した形で活用する場合は、山林化している荒廃農地の整地費用など、十分な支援策を講じること。
- (9) 被災等による再生可能エネルギー設備の放置・不法投棄の防止のため、地方公共団体においても事業者への指導をできるようにするとともに、事業者が所在不明や指導に応じない場合に撤去等を行える仕組みを構築すること。加えて、既存設備を含めた適切な廃棄処分やリサイクルの促進について、基金の設置など財源確保も含めて必要な対策を講じること。
- (10) 水素社会の実現に向け、「水素基本戦略」で示された数値目標を確実に達成するため、新たな水素関連技術の開発や実証、既に社会実装されている技術等の積極的な導入に取り組む企業への支援をはじめ、水電解装置の製造能力強化や水素パイプライン等の供給インフラの整備、燃料電池バス・トラックなど商用車の導入促進に向けた支援や水素ステーションの整備促進など、水素の利活用拡大のための取組を推進すること。
また、再生可能エネルギー由来の電力により生産されるグリーン水素の利活用に向けて、調整手段確立に向けた研究開発等を引き続き支援するほか、先駆的な取組を推進する地方公共団体への支援策を講じること。
- (11) 洋上風力発電の設置の拡大に向けて、排他的経済水域（EEZ）への展開を可能とする「再エネ海域利用法」の改正の動きなどの背景を踏まえ、浮体式洋上風力発電の技術開発・漁業への影響調査や、実証試験に向けた一層の支援を行い、早期の社会実装を促進すること。
また、洋上風力発電の設置や維持管理の際に必要な港湾について、地域振興の方向性などを踏まえ、地域の実情に応じた整備を推進できるよう支援策を講じること。
- (12) 地中熱や太陽熱の熱利用など、再生可能エネルギーの電力以外の利用や用途開発を強力に進めること。
- (13) 洋上風力発電以外の海洋再生可能エネルギー、地熱、太陽熱など、国内において膨大に賦存しているものの十分に開発が進んでいない再生可能エネルギー

の技術開発について、積極的かつ継続的に推進すること。

6 吸収・適応分野の施策

森林の健全な育成と森林資源の循環利用、藻場・干潟の保全や拡大を図ることで二酸化炭素の吸収量を確保するとともに、防災・減災などの適応策を講じるため、以下を提言する。

- (1) 主伐・再造林・保育等の森林整備や、ICT等を活用して作業の効率化を図る「スマート林業」の推進、林業の担い手の確保・育成など、森林の適正な管理への支援を強化すること。

また、炭素貯蔵効果とともに、他の資材より製造時のエネルギー消費が比較的少なく、輸入木材と比べて、輸送時にCO₂排出抑制効果が期待できる国産木材の活用や、未利用間伐材等のバイオマス発電・熱利用への活用など、森林資源の持続的な利用を一層推進すること。

さらに、森林管理に係るJ-クレジットについては、発行手続期間を短縮するとともに、国内外において、より汎用性のある制度となるよう、内容の拡充を図ること。

- (2) 藻場・干潟による炭素固定（ブルーカーボン）を各地で推進するため、地域毎のCO₂吸収量の評価手法に対し技術的支援を行うとともに、藻場・干潟の保全や拡大に向けた取組、海藻養殖の促進に対して支援を充実させること。

- (3) 気候変動の影響に基づく災害等のリスクによる国民の生命、財産、生活、経済等への被害の最小化や、迅速に回復できるレジリエントな社会の構築に向けて、気候変動に対する国民の危機意識の啓発を図る取組を強化し、適応策を強力に推進すること。

特に、熱中症対策については、国が責任を持って、制度内容を国民へ周知するとともに、都道府県・市町村が熱中症対策を着実に実行できるよう、財政措置を含めた必要な支援策を講ずること。また、熱中症特別警戒情報については、デジタル技術を活用して都道府県・市町村や住民等に即時に一括して情報伝達できる手法を構築すること。

- (4) 省庁間や研究機関との連携を強化し、気候変動の実態や影響予測・評価などの情報を積極的に国民や地方公共団体に発信してリスクコミュニケーションを強化すること。

また、地域における適応の取組を促進するため、気候変動適応法で規定された地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定や実行、地域気候変動適応センターの整備、運営等について、国において十分な財政措置を講じるとともに、地域の状況に応じた気候変動影響評価手法の開発や評価の実施など技術的援助の強化を図ること。

6 デジタル社会の実現に向けた提言

～ 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化のために ～

国においては、デジタル社会の実現に向けて、デジタル庁をはじめ、各府省庁において、アナログ規制の点検・見直し等の構造改革の推進や、デジタルの力を活用し、地方の社会課題解決や魅力向上を目指す、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた様々な取組が進められている。

このうち、構造改革については、「デジタル規制改革推進の一括法」により、デジタル技術の効果的な活用のための規制の見直しが推進され、デジタル田園都市国家構想の実現に向けては、ハード・ソフトのデジタル基盤整備や人材の育成・確保等の取組が進められるとともに、デジタル田園都市国家構想交付金等による分野横断的な支援の実施により、地方におけるデジタル実装の取組が広がるなど、徐々にその成果が現れている。

また、「生成AI」技術の進展等、AIの急速な進歩や普及により、AIの活用を通じた新しい価値の創出への期待が高まる一方で、社会に及ぼすリスクへの懸念も高まっており、国においては、AIの活用に向けて、「AI事業者ガイドライン（1.0版）」を策定し、AIガバナンスの統一的な指針を示すとともに、AIに関する国際的なルール作りを進めている。

これらに加え、国においては、急激な人口減少社会への対応として、デジタル行財政改革会議のもと、「デジタル行財政改革とりまとめ2024」「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」を決定し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現するとしている。

全ての国民や事業者がデジタル化の恩恵を享受するためには引き続き、デジタル田園都市国家構想や構造改革等の取組の深化、加速化を図り、AIなどの新たな課題に適切に対応していくことが必要であり、国、地方を挙げた取組を速やかに実施していかなければならない。

全国知事会としては、こうした国の動きに即応し、47都道府県が一致団結して、デジタル庁をはじめとする国の機関や市町村、民間等と連携し、想いも一つにしながら、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を、スピード感を持って進め、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡り、国民一人ひとりが自らの価値観やライフスタイルに合ったサービスを選択し、多様な幸せを実現できる社会の実現を目指して、全力で取り組んでいく決意である。

ついては、政府におかれては、こうしたデジタル化の推進に向けて、我々が重視する以下の項目に適切かつ迅速に対応されるよう、ここに提言する。

1 デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく着実な施策の推進等

(1) 国と地方が一体となった重点計画の推進

重点計画に基づく施策の推進に当たっては、司令塔であるデジタル庁のもと、各府省庁、地方自治体や民間事業者などと緊密に連携しながら、社会全体のデジタル化に向けた取組を着実に進めるとともに、国と地方が一体となった取組が重要であることから、今後の施策の推進や制度の見直し等に当たっても、地方の意見を積極的に取り入れること。

(2) デジタル原則を踏まえた規制の見直し

デジタル化を真の意味で達成し、社会全体が豊かになるためには、「アナログ規制」を見直し、我が国の社会構造を大胆に改革することが必要である。国においては、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目の規制等について、それぞれ対象となる法令の各条項の見直しに係る工程表を作成し、デジタル化を妨げるアナログ規制を可及的速やかに一掃するため、令和6年(2024年)6月までの2年間を目途に、各種見直しを加速するとしているが、見直しの実施に当たっては、対象となる地方自治体の業務に十分配慮の上、着実に取組を進めること。

また、アナログ規制の見直しは国だけでなく、地方においても重要となる。国においては、地方の自主的な取組を支援するため、「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」を作成している。地方自治体の規制の見直しの推進に当たっては、関係する条例等の洗い出しや改正作業、現場でのデジタル技術の適用など、多くの業務が発生することとなる。そのため、国において、規制の類型ごとに条例等の具体的な改正例を示し、適用するデジタル技術についても、対象となる製品・サービス情報を整理した技術カタログの充実を図るなど、自治体間で取組の進捗に差が生じないように、現場に寄り添った実践的な支援を行うこと。

(3) デジタル田園都市国家構想の実現

過疎化や高齢化といった地方の社会課題を、デジタル技術の実装により解決し、地域の活性化と地方から全国へのボトムアップの成長を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けては、デジタル田園都市国家構想交付金による分野横断的な支援を通じ、デジタルを活用した地域の課題解決に資する様々な取組が進められている。地方におけるデジタル実装を更に加速していくためには、地方自治体のチャレンジを広く認め、試行錯誤を許容しつつアジャイルに取組を進めることが重要である。そのため、地方の意見を十分に聴き、地方の実情を踏まえた取組を推進するとともに、引き続き、当該交付金について、予算の大幅な拡充・継続、要件緩和、交付対象の拡大や手続の簡素化等の運用の弾力化を図るなど、地方における取組を強力に支援すること。

(4) デジタル行財政改革の推進

デジタル行財政改革の推進にあたっては、これまで進めてきた重点計画に基づく施策や、規制改革、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組と整合を図りながら、「デジタル行財政改革取りまとめ 2024」に基づき、教育、交通、医療・介護、子育て、福祉相談、防災等の各分野において、国と地方が連携・協力して、制度やシステムの整備を推進するとされたことから、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会等を通じ、地方の意見を積極的に取り入れること。特に国・地方デジタル共通基盤の整備・運用においては、円滑な取組の実現に向けて、対象業務等について速やかに情報提供を行うとともに、トータルコストの最小化により地方の費用負担の減少が見込まれる場合、地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画等により適切な財政措置を講じること。

2 地方からの変革に向けたデジタルインフラの整備促進

(1) 光ファイバ等の整備促進

光ファイバ等の全国の世帯カバー率を令和9年度（2027年度末）までに、99.9%とする政策目標の達成に向けて、未整備地域を解消できるよう、引き続き国庫補助金等による支援制度の拡充に取り組むこと。

特に、未整備地域が多く残されている離島については、「海底ケーブルの敷設」により整備費や維持管理費が多額になるなど、財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。

また、整備後の維持管理費の負担への懸念が、条件不利地域における光ファイバ整備が進まなかった要因ともなっていることから、今後実施されるブロードバンドのユニバーサルサービス制度の開始までの間においても、光ファイバの未整備地域の解消が滞ることなく進むよう、不採算地域における整備が行われた場合の維持管理費に係る新たな支援制度を創設すること。

災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークの機能が維持されるよう、「国土強靱化の観点」に立って、「光ファイバ網の多重化や地中化」、「停電時における光ファイバ網の無停電化」、「衛星回線の活用のための設備導入」等を促進するための新たな支援制度を創設すること。

また、4G等の無線ブロードバンドサービスは、山間部の道路や耕作地などの不採算地域では民間業者による整備が進んでいない地域があり、今後、スマート農業や林業、インフラ管理など様々な分野でのデジタル技術の活用を促進するためには、居住地域だけでなく活動エリアを網羅する必要があることから、有線ブロードバンドサービスと同等の支援制度を創設するとともに、整備の促進に向けた支援制度の拡充を図ること。

さらに、災害情報や地域情報の発信などで極めて重要な情報インフラである地上デジタル放送共聴施設についても、整備が進んでいる光ファイバ等のブロードバンド基盤を用いた配信サービスの活用を図るとともに、共聴施設の更新・維持管理に係る支援制度を創設するなど難視聴地域の負担軽減を図ること。

（２）光ファイバ等のユニバーサルサービス化と新たな交付金制度の在り方

ブロードバンドのユニバーサルサービス制度においては、新たな交付金による支援対象地域として指定される「一般支援区域」について、全国規模の通信事業者・電力系事業者が整備した地域が指定対象にならない場合もあり、こうした通信事業者等による不採算地域における民設民営での光ファイバ整備が今後進められなくなることが懸念される。全国規模の通信事業者・電力系事業者が整備した地域であっても自治体の支援を受けて整備が行われた地域なども新たな交付金制度による支援対象区域とし、民間事業者による有線ブロードバンド環境の整備を促進していくことが必要であることから、今後、その区域指定方法等について地方自治体の意見も取り入れながら、十分検討すること。

（３）公設で整備した施設への支援

新たな交付金制度について、公設公営の自治体を支援対象とすることは適当ではないとされているが、公設の光ファイバ網等の高速情報通信施設は、地域の情報通信サービスの基幹となる重要なインフラである一方、利用者が少なく、維持管理費や更新経費等を料金に転嫁することが難しいため、「構造的に不採算」の状況にあり、近年の情報通信技術の向上や多様化するサービスに対応するための設備投資が困難となっている。

このため、民間への移行が円滑に進むよう、移行にあたって自治体が公設設備の性能の高度化を伴う更新等を行う際の恒常的な支援制度などを創設すること。また、民間への移行が円滑に進まないなど、公設による維持が必要となる地域においては、それに伴う運営や機能向上のための設備投資等に対して新たな交付金制度と同等の支援が適用されるよう、制度の創設を検討すること。

（４）支援対象経費の拡充

新たな交付金制度について、支援対象経費として、設備の初期整備に要する費用は含まれず、更新に要する経費については、サービス維持等の観点で必要最小限の設備とされている。コロナ禍を経て普及が進んだテレワーク等のサービスの持続的な提供など必要最小限の設備は、その時々によって変わる可能性があるため、引き続き電気通信事業者からの聴取等を通じて、事例の蓄積を行い、その蓄積を踏まえて必要最小限の設備に係る判断・解釈の積み上げを行うこと。

（５）公設施設の民設への移行促進

新たな交付金にて支援対象地域として指定される「特別支援区域」における未整備地域の解消や公設施設の民間への移行促進等が図られるよう、特別支援区域でブロードバンドサービスの提供を行う事業者が、同区域における施設整備やサービス提供に関する計画を策定・公表するとされている。ブロードバンドサービスがあまねく日本全国で提

供されるため、当該計画が実効性の高いものとなるよう、国において事業者の取組状況の把握や事業者への働きかけなどに主導的に取り組むこと。

（６）新たな交付金制度創設等に関する地方との協議

社会全体のデジタル化に当たり、光ファイバ等のブロードバンド基盤の在り方は、地方に大きな影響を及ぼすことから、新たな交付金制度創設に係る詳細な制度設計、特に支援対象区域や交付金額の設定等に当たっては、広く地方自治体などの意見をしっかりと反映させるプロセスを設けること。

（７）５Ｇの整備促進

５Ｇの人口カバー率を令和１２年度（２０３０年度）末までに全国・各都道府県ともに９９％とする政策目標の達成に向けて、十分な通信品質を確保した上で都市部に遅れることなく、全ての地域において基地局の整備を一気に進められるよう、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じて、その整備促進を図ること。

ローカル５Ｇは、地域や産業の個別のニーズに応じて、企業や地方自治体等の多様な主体が免許を取得して、敷地内などの限られたエリアで５Ｇシステムを柔軟に構築できるものであり、地域課題を解決する重要なインフラである。ローカル５Ｇを活用した新たなサービスやビジネスモデルの開発、生産性向上等を目指す実証事業に対する支援策を拡充するとともに、これまでの開発実証の成果を踏まえ、より柔軟にローカル５Ｇのエリア構築が可能となるよう、今後の普及促進に向けた取組を進めること。

さらに、より高次元の社会インフラとなり得る６Ｇについては、実用化に向けた取組を加速するとともに、その実証フィールドを地方とし、地方から整備が進むよう取り組むこと。

（８）情報通信基盤の安定的な運用

近年の携帯電話サービスの大規模な通信障害において、企業活動や行政サービスなど様々な分野で国民生活へ多大な影響が生じる事態が発生したことから、国は検討会を設置し、非常時における事業者間ローミング等に関する検討を行っている。検討会が取りまとめた第３次報告書においては、一般の通話やデータ通信、緊急通報機関からの呼び返しが可能なフルローミング方式による事業者間ローミングは、令和７年度（２０２５年度）末頃の開始となる見込みであること、「緊急通報の発信のみ」を臨時に可能とするローミング方式についてもフルローミング方式と同時期となる令和７年度末頃の導入に向け、準備を進めることとされた。

デジタル社会の実現に向けては、その前提となる情報通信基盤の安定的な運用が不可欠であることから、引き続き今後の検討会における議論を踏まえ、不測の事態にも適切に対応できるよう、事業者間ローミングの早期導入を含め、障害発生時におけるバックアップ体制の構築に取り組むこと。

(9) データセンターの強化・最適配置

今後のDXの推進による情報処理量の増大に伴い、データセンターの重要性は増している。国においては、レジリエンス強化、再生可能エネルギー等の効率的活用、通信ネットワーク等の効率化の観点から、地域を分散して、十数箇所のデータセンター拠点を5年程度で整備することとし、拠点化が進む東京・大阪を補完・代替する第3・第4の中核拠点の整備促進を図るとしている。

その整備にあたっては、地方におけるデジタル化の推進やデジタル産業の創出につながるよう、地方の意見も十分に反映し、立地計画を策定するとともに、立地を促進するための支援制度の継続及びさらなる拡充を図ること。

また、データセンターの利用については、民間の需給に任せたままでは引き続き首都圏に集中する可能性が高いことから、国においては、地方のデータセンターの活用の促進策について、検討を進めること。

(10) 海底ケーブルの整備促進

国においては、我が国の災害に対する国内通信ネットワークの強靱化等の観点から、日本を周回する海底ケーブル「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」を令和7年度(2025年度)末までに完成させるとともに、国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けた海底ケーブル等の整備や多ルート化を促進するとしているが、現行の国の支援制度では、太平洋側の海底ケーブルの整備は支援の対象外となっている。

このことから、国内通信ネットワークの強靱化はもとより、デジタルインフラの地方分散による国全体の経済安全保障や自然災害などのレジリエンスのさらなる強化を図るため、未整備となっている太平洋側の区間においても整備支援を行うとともに、国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けた海底ケーブル等の整備を一層促進すること。

3 多様な主体によるデータ利活用環境の整備

(1) 個人情報に配慮したデータ利活用環境の整備

データは価値創造の源泉であり、その流通・利用がデジタル社会の重要な礎となる。このため、国において、デジタル化された個人や産業の各種データを、個人情報に配慮しながら、新たなサービスや社会経済活動の創出等に積極的に利活用できる環境整備を進めること。

また、新たな個人情報保護制度の内容を国民へ丁寧に説明するとともに、地方自治体を含む関係者向け研修会の開催や、相談窓口の設置など、制度の円滑な施行に向けて取り組むこと。

（２）オープンデータの利活用環境の整備

活力あるデジタル社会を実現するためには、地域課題に対する新たなソリューションやイノベーションの創出の源泉となる、行政機関が保有するデータを積極的にオープンデータ化し、多様な主体が、豊富に流通するデータの中から必要なデータを容易に検索し、活用できる環境を整えることが重要であることから、国において、機械判読性の強化や形式の統一など、オープンデータの質の向上を図るとともに、地方自治体が行う地域課題の解消に向けた様々な取組に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

また、「ベース・レジストリ」については、行政手続におけるワンスオンリーや民間事業者のDX促進等に向けて、データの品質の確保を徹底していくことが必要である。国においては、デジタル社会形成基本法等の一部改正法に基づき、公的基礎情報データベース整備改善計画を策定し、総合的かつ計画的に整備や利用を推進するとしているが、地方自治体において、既に独自のデータベースを構築している場合もあることから、その整備に当たっては、地方自治体の意見を十分踏まえるとともに、あらかじめデータ項目やスケジュール、優先順位等を明示し、地方自治体に過度な負担を課すことがないよう、効率的かつ段階的にデータの集積を進めること。

特に、住所・所在地、地番などの「アドレス」に関する「ベース・レジストリ」である「アドレス・ベース・レジストリ」については、令和7年度（2025年）から町字データ提供の運用が開始されるが、整備に当り生じる地方自治体の作業に関して、効率的な手法の検証及び速やかな情報提供を行い、地方自治体の作業の負担軽減を図ること。

（３）データ連携基盤の整備

データ連携基盤は、官民データの共有・活用の基盤となるものであり、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、現在、80以上の自治体において整備が進められている。

その一方で、このまま新規の整備が広がっていくと、同一機能を有した基盤への重複投資が広がる恐れがあることから、国において、「データ連携基盤の共同利用の基本的な考え方」が示され、都道府県ごとに、データ連携基盤の共同利用や整理統合も含めた中長期的なビジョンを遅くとも令和6年度中に策定することとされている。

このため、都道府県によるビジョンの策定が円滑に進むよう、国において、データ連携基盤の具体的な定義や目指すべき全体像等について、早急に示すこと。

併せて、都道府県において、今後、市区町村がデータ連携基盤の新規利用を検討する際の相談・連絡体制を構築できるよう、技術的な助言、人的支援を行うこと。

さらに、既存のデータ連携基盤を共同利用に移行する際の移行経費、共同利用に移行した後のデータ連携基盤の維持管理・更新経費について継続的かつ十分な財政措置を講じること。

4 急速なA Iの進歩・普及を踏まえた対応

「生成A I」技術の進展等、A Iの急速な進歩や普及を踏まえ、国においては、「A I事業者ガイドライン（第1.0版）」を取りまとめ、我が国におけるA Iガバナンスの統一的な指針が示されたところであるが、A Iの利活用については、行政の様々な分野で活用が広がる可能性があることから、国において、同ガイドラインの継続的な見直しに取り組むとともに、望ましい活用の在り方の検討やA I実装の推進を図ること。

また、行政分野においては、生成A Iに関する先進技術の情報収集や各都道府県での取組等を共有する仕組みが構築されていることから、こうした取組を参考に、生成A Iの利活用の促進に向けた地方自治体共通の指針を示すとともに、国と地方全体の行政事務の効率化等や生成A Iを安全・安心に活用できる環境整備等を進めること。

5 誰一人取り残されないデジタルデバインド対策

誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備するとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるICTリテラシーの向上を支援すること。

高齢者等が、身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境作りを推進するため、国の「デジタル活用支援推進事業」については、全国展開型、地域連携型のほか、講師派遣も実施されている。自治体の要請に応じた十分な講習機会を確保できるよう、必要な予算を計上するとともに、民間事業者に働きかけるなど、多くの自治体で活用が図られるよう進めること。また、デジタルに不慣れな方をサポートする「デジタル推進委員」の取組については、自治体と連携して、地方で活躍できる仕組みを構築するなど、今後もより多くの地域で効果的な取組になるよう配慮した上で、デジタル活用の促進を図ること。

併せて、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバインド対策に対して、財政的支援を拡充すること。

さらに、U I（ユーザーインターフェース）・U X（ユーザーエクスペリエンス）に配慮した情報発信の充実や、音声入力や画像認識等による本人確認、A Iを活用した行政手続のデジタルサポートなど、地方公共団体が独自に行う先進的な取組や実証等に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

6 デジタル社会を支える人材の育成・確保

デジタル社会の実現に向けては、デジタル技術を活用して、地域の課題解決や新たな価値を生み出す人材や、システムの連携を担う人材、国民の能力の向上のための教育を担う人材など、専門知識を有する多種多様な人材の育成・確保が必要である。こうした人材については、質・量の両面での不足とともに、都市圏への偏在が課題となっており、

国においては、デジタル田園都市国家構想を実現するため、この課題解消に向けた取組を進めるとしている。

人材不足の解消に向けては、専門的なデジタル知識・能力を有し、デジタル実装による地域の課題解決を牽引する「デジタル推進人材」を、令和6年度（2024年度）末までに年間45万人を育成する体制を整え、令和8年度（2026年度）までに230万人の育成を目指すこととされ、また、人材の偏在解消に向けては、地域への人材還流を促進するための取組を「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」として、集中的に実施するとされた。これを踏まえ、特に地方における人材不足が喫緊の課題となっていることから、こうした取組を速やかに実施し、全国各地におけるデジタル人材の育成・確保を着実に進めること。

これらの取組に加えて、デジタル人材の育成が偏ることがないように、人材の育成・確保に向けた取組の更なる拡充について検討を進めること。

具体的には、デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めるとともに、限られたデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所での労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、専門性を発揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。

また、地方自治体での専門的な知識・経験を有する外部人材の確保を支援するため、国の官民人事交流制度と同様の制度を創設するとともに、国のデジタル人材派遣制度については、派遣の対象となる役職が限定されているなど、地方の実情にそぐわない要件が設定されていることから、地方自治体において柔軟な運用が可能となるよう、措置を講じること。これらに加えて、地方自治体内部のデジタル人材育成に向けた取組に対して、財政的支援を行うとともに、地方自治体職員向けの研修プログラムを充実・強化すること。

さらに、令和7年度（2025年度）中に全ての都道府県が市町村と連携したDX支援のための人材プール機能を構築できるよう、国においては、既に、都道府県が中心となり、様々な形で支援の仕組みを構築しているという現状を踏まえ、そうした地方の取組との相乗効果を高められるような形での支援を行うとともに、地方財政措置の継続を図ること。

加えて、今後、地方において、デジタル化の取組を底上げし、高度化を進めていくに当たっては、知識・技能の習得だけでなく、それを活かして地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができるデジタル人材を育成していくことも重要となる。このため、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、AI等を体験・活用できる環境の整備、学校における多様な外部人材の活用や大学・企業等と連携した即戦力人材の育成とともに、実務の中で活用できる能力を身に付けるため、失敗の許容も含めてデジタル実装に挑戦する取組など、地方自治体等が行う人材育成を支援すること。特に、迅速かつ集中的に対策を講じるためにも、人材育成に果たす役割が大きい大学等において、AIやデータサイエンスに関して専門的に学ぶ機会を拡大するために、人材の育成や教育プログラムの開発に取り組む大学等に対して、

十分な技術的・財政的支援を行うなどにより、多くの専門的人材を確実に輩出できる環境を整備すること。

また、こうした人材の育成に向けては、教える人材の確保も重要であることから、大学における実務家教員等の活用促進など、教育人材の確保にも取り組むこと。

併せて、実践的な知見やスキルを有する社会人を増やすため、企業のニーズを踏まえたリカレント教育に取り組む大学等への支援を充実させること。さらに、企業に対して社員の学び直しに積極的に取り組むよう働きかけるとともに、保有するデジタルスキル、スキルアップ状況等のデータを蓄積・可視化し、証明するデジタルクレデンシャルの取組を推進するなど、人材の育成・確保を重層的に進めること。

加えて、デジタル技術の活用により、生活やビジネスの場における効率化や、利便性の向上につなげるため、全ての国民や事業者がデジタルに関する知識を備え、利活用が可能となるよう、地方が行う取組の支援も含め、デジタルリテラシーの向上やDXマインドセットの形成を推進すること。

7 デジタル・ガバメントの構築

デジタル原則への適合を実現するため、アナログ規制の見直しの取組が進められる中において、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に実施するとともに、その維持管理・更新等に対して継続的かつ十分な財政措置を講じること。

また、国民一人ひとりのポータルサイトであるマイナポータルについては、行政機関と民間事業者のサービスとのAPI連携による官民の「情報ハブ」として機能するよう、UI・UXの向上や、APIの開発・提供等に取り組むこと。併せて、マイナポータル上のオンライン申請可能な手続の増加に向け、各自治体がより活用しやすいような改善を図ること。

その上で、オンライン化が実現した行政手続については、オンライン申請が定着するよう、手続の概要、変更点、メリット等について、様々な広報媒体を活用した効果的な広報活動に取り組むとともに、マイナポータル利用者への操作支援の充実など、様々なフォローアップに努めること。

「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、基幹業務システムを利用する地方自治体が、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標とし、国は、令和5年4月から令和8年3月までの「移行支援期間」において、必要な支援を積極的に行うとされている。しかしながら、移行支援期間中における各自治体の作業が集中し、それを担うベンダやデジタル人材の不足によるシステム構築等の進捗への影響や、地方の責任によらない経費の追加も生じているため、全ての地方自治体がシステムの移行を円滑かつ確実に実現できるよう、先行事業における検証結果等の速やかな情報提供を含め、地方自治体の状況に応じたきめ細やかなフォローアップに努めること。

なお、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、当該システムの状況を十分に把握したうえで、所要の移行完了期限を設定するとされていることから、国において、地方自治体における状況をしっかりと把握し、移行が困難なシステムを柔軟に認定するなど、各地方自治体の状況を勘案した上で、適切な移行期限を設定するとともに、当該期限までに行う標準化基準に適合させる作業などを含め、令和8年度以降の移行に係る経費についても確実な支援を行うこと。併せて、令和5年4月以降の標準仕様書の改定への対応に係る令和8年度以降のシステム改修時における経費についても支援を行うこと。

地方自治体の標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るため、システム移行に係る事業については、デジタル基盤改革支援補助金による支援が行われる。当該補助金については、令和5年度補正予算で5,163億円が追加計上されたが、補助対象が限定的であることから、基幹業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修を補助対象とするなど、地方自治体の負担が生じないよう確実な財政的支援を行うこと。また、地域におけるデジタル人材の確保等の観点から、地域のベンダの参入機会の確保に配慮すること。

標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すとしているが、移行形態によっては増加するとの試算もある。地方自治体のガバメントクラウドの利用料については、ガバメントクラウドの利用に応じて地方公共団体が負担することとしている。システム運用経費等の削減が確実に図られるよう、クラウドの利用料について、各地方自治体の運用状況を考慮の上、適切に設定されるよう検討するとともに、標準準拠システムの利用料についても、適切な水準となるよう、国が主体的に事業者との調整を行うこと。また、「国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会」での将来的な国と地方自治体のネットワークの在り方等に係る議論においても、地方の負担増とならないよう、配慮すること。

なお、標準準拠システムへの円滑な移行の実現に向けて、地方自治体における取組の推進に影響を及ぼす事項がある場合には、速やかに情報提供を行うとともに、地方自治体からの意見を積極的に取り入れること。

また、国が主導して地方公共団体の意見を聴きながら作成する仕様書に沿ったシステムを原則ガバメントクラウドに構築し、地方公共団体が複数の団体と同じシステムを利用する形でサービスを受ける取組（いわゆる共通SaaS）の推進にあたっては、自治体現場の実情や意見を十分に踏まえ、共通化すべき業務・システムを選択するとともに、特に既存システムの共通化については、基幹20業務の取組を検証し、取組手法等を十分に検証した上で進めること。

併せて、維持管理やシステム移行に多大なコストと人役を要する「レガシーシステム」の解消や、地方独自の助成制度や行政サービス、アナログ規制の見直しなどスマート自治体を加速化するための取組等、業務改革を含めた地方自治体独自の取組や既存システムから共通SaaSへの移行に対しても、技術的・財政的支援を行うこと。

こうした地方のシステムに影響を与える事項が、関係省庁において一方的に決定されることのないよう、地方の意見を丁寧に聞き、真に住民サービスの向上と行政の効率化につながるものとする。

また、情報システム等の調達については、国に加え、地方自治体においても、スタートアップ等の参入促進による担い手の拡大及び調達の迅速化等に向け、デジタルマーケットプレイスを含めた施策の検討を進めることが示された。地方のデジタル化の取組において、スタートアップ等が開発した優れた技術の導入促進につなげるとともに、地域の活性化に向けて、地方のIT企業の受注機会の拡大にもつながるよう、国において調達制度の改善に向けた取組を着実に進めること。

併せて、地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、引き続き、地方財政計画に計上する地域デジタル社会推進費の拡充を図るなど、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

加えて、地方自治体の情報システムの標準化に伴う運営経費等について減少が見込まれる場合、地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるとともに、先行して共同化等により運用経費の削減を行ってきた自治体において、従来以上の負担が生じる場合は、地方財政計画等において適切な財政措置を講じること。

8 マイナンバー制度の推進

(1) マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けた取組の推進

マイナンバー制度はデジタル社会の基盤となるものであり、マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けては、国において、制度のメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解促進に向けた取組の強化はもとより、関連システムを含めた安定的なシステム運用により、安心してサービスを利用できる環境を構築することが必要である。

また、マイナンバーと各種制度との紐付け誤りの発生を受け、実施された総点検の結果を踏まえた再発防止対策を徹底するとともに、関係する各省庁、地方公共団体、事業者が一体となったチェック体制の構築や、正確かつ適正な情報の紐づけがなされる仕組み（情報システム）を構築すること。

(2) マイナンバーの利用範囲の拡大等の推進

マイナンバー制度については、令和5年6月の法改正で、社会保障制度、税制、災害対策分野以外の行政手続においてもマイナンバーの利用の推進を図ることとされたが、令和6年5月に、情報照会者とされている地方公共団体の事務手続において、マイナンバー情報照会実施率が低調となっているとの会計検査院による報告が公表された。

国においては、今般の報告を受け、令和6年夏までに各制度所管省庁に対してそれぞれの事務においてマイナンバーの利用可能性の悉皆的な調査を行うとしているが、こうした実施状況の把握に加え、マイナンバー情報照会の実施がより一層推進されるよう、

検査院の指摘を踏まえ、地方公共団体における問題の解決に資する適切な助言を行うとともに、地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題の解決に向けた方策を検討し、適切に対応していくこと。

なお、こうした取組の実施にあたっては、地方自治体の意見を十分踏まえるとともに、対象となる行政手続やスケジュール、優先順位等を明示し、地方に過度な負担を課すことがないように、効率的かつ段階的に進めること。

さらに、マイナンバー制度の推進に向けて、マイナンバーの利用範囲の拡大や情報連携に係る見直しを行う際は、国民の理解を得た上で、厳重なセキュリティ確保による個人情報保護を図りつつ、住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

なお、今後の国家資格等に係る各種申請手続を含む行政手続のオンライン・デジタル化の進展やマイナンバーの利用範囲の拡大を見据え、マイナンバー制度における情報連携に関し、セキュリティを十分に担保した上で、業務の効率性向上を実現するため、引き続き、必要な見直しを検討するとともに、大規模な災害の発生や感染症のまん延等の事態において、国民の生命、身体又は財産を守る目的で、マイナンバーを活用するシステムについては、国において、あらかじめ対象業務を指定し、セキュリティの確保や事務負担の軽減等に配慮した情報連携の仕組みを確立すること。併せて、これらに伴い必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

(3) マイナンバーカードの普及・利活用の拡大

デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードの更なる普及・利活用の拡大に向けて、以下の取組を推進すること。

全国民のマイナンバーカード取得につながるよう、本人確認に関する運用の見直し等の交付事務に係る更なる負担軽減の検討など市町村が実施するカードの交付拡大に向けた取組について、支援強化を図ること。

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の更新について、利用者の利便性向上を図るため、更新手続を可能とする場所を拡充するとともに、オンラインによる更新手続を可能とすること。

マイナンバーカードの利便性向上に向けては、引き続き、各種免許証や障がい者手帳等との一体化等、手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス実施など、国民が利便性向上を実感できる取組について、関係機関と適切に連携を図りながら確実に実現するとともに、カードを活用した「書かない窓口」の取組など、地方自治体におけるカードの利活用シーンが広がるよう、自治体への支援強化を図ること。本年12月の健康保険証との一体化に向けては、国民の不安の払拭や一体化の意義についての理解が進むよう、メリットや安全性について、国において改めて丁寧に説明を行うこと。

また、今回の能登半島地震におけるマイナンバーカードの活用状況等を踏まえ、災害時に被災者一人一人が災害の状況に応じた適切かつ迅速な支援を受けられるよう、防災分野におけるカードの利活用等について重点的に取り組むこと。

これらの実施にあたっては、地方に過度な負担を課すことがないように、具体的な手法やスケジュールを適切な時期に明示するとともに、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

9 サイバーセキュリティ対策の強化

行政手続のオンライン申請や情報を活用した多種多様なサービスの利用が定着したデジタル社会において、強固なサイバーセキュリティ対策は、多様な主体が安心して社会経済活動を行う上で、不可欠な環境整備である。このため、個人情報の漏えい等の懸念により、デジタル化の取組全体が阻害されることのないよう、国の責任においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講じるとともに、地方自治体に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。

国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げつつ、単にクラウドに移行するだけでなく、クラウドの利用メリットを十分に得られるスマートなクラウド利用を促進するため、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」を抜本的に見直すとともに、具体的な評価制度やガイドライン等を整備している。地方自治体においても、業務システムのスマートなクラウド利用を推進するため、境界型防御のみに依拠した「三層の対策」を見直し、ゼロトラストアーキテクチャの考え方を導入する必要があることから、セキュリティ対策や国での導入事例の紹介及び技術的な助言等を通じて、地方自治体の取組を支援すること。

さらに、エンドポイント・セキュリティについては地方自治体が実施するものではあるが、その基準や規格については国が一定の見解を示すこと。

また、デジタル・ガバメントの構築に向けては、行政手続のオンライン化の拡充による住民サービスの利便性向上や、クラウド化・テレワーク等の推進による業務の効率化のため、庁内ネットワークにおける高度なセキュリティ対策が必要となることから、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の継続的な見直しに取り組むとともに、同ガイドラインに基づき、地方自治体が実施するセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

なお、情報セキュリティポリシーに基づく技術基準並びに管理基準に適合しているか判断する情報セキュリティ監査については、国が最新の技術的観点から助言を行うこと。

さらに、国においては、セキュリティ人材の育成を推進し、官民でのサイバーセキュリティ対策を強化するとともに、それらの成果を踏まえ、デジタル社会の安全・安心性について、国民に対し、様々な広報媒体を活用して、分かりやすい説明と効果的なPR活動を行うこと。

加えて、激化するサイバー攻撃に対応できるよう、現在のパッシブディフェンス（受動的な防御）だけでなく、アクティブディフェンス（能動的な防御）についても検討すること。

10 デジタル社会における情報モラル向上等に向けた体制強化

差別と偏見のないデジタル社会の実現には、情報を正しく安全に活用することが重要であり、情報発信に関する情報モラル教育や啓発活動を強化すること。

また、インターネット上の誹謗中傷や匿名の投稿者による悪質な書き込みによる人権侵害が多発していることから、人権侵害に係るネットモニタリング体制の構築、不適切情報の削除を強化し、人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

加えて、国においては「違法・有害情報相談センター」の相談員の増員等さらなる体制強化を図るとともに、他の相談機関とも連携し、対応の充実を図ること。

11 デジタル化推進のための国と地方の協議の場

「デジタル社会形成基本法」では、重点計画の案において地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策については、全国知事会等から意見を聴かなければならないとされており、その他の施策についても、国と地方自治体で相互連携を図る必要性が規定されている。法の趣旨を実現するためにも、国と地方の協議の場にデジタル化に関する分野別分科会等を設置し、地方の声を反映させるプロセスを設けること。

7 万博を契機とした更なる地域の活性化に向けた提言

2025年4月、ついに大阪・関西万博の開幕を迎える。

この間、全国知事会においても、オールジャパン体制のもと、大半の都道府県が自治体催事に参画するなど、国内外に向けた各地の魅力発信や、海外参加国との国際交流等による地域の活性化を精力的に進めているところである。

国においても、こうした動きを踏まえ、補助金・交付金制度の拡充や財源措置などにより地方の取組みを後押しいただくとともに、今般、「骨太の方針 2024」に新たに「全国的な機運醸成の推進」を盛り込んでいただいたことに、心より感謝申し上げます。

万博の成功はもちろんのこと、万博後も見据えて、地域の持続的な発展をめざす地方創生を成し遂げていくことは、万博開催の大きな意義でもある。

このように、我が国の世界的なプレゼンスを高める万博を、更なる地域の活性化、ひいては日本経済の成長・発展に着実に結び付けていくため、国において格別の措置を講じていただくよう、下記のとおり提言する。

記

1. 万博の全国的な機運醸成に向け、国自らも取組みを進めるとともに、各地の魅力発信や参加国との交流促進など、万博を契機とした更なる地域の活性化に向けた地方の取組みに対し、デジタル田園都市国家構想交付金や、各府省庁所管の補助金・交付金等をより一層活用できるよう、必要な財源を確保すること。併せて、地域の実情に応じた柔軟な制度設計を行うこと。
2. 万博が安全・安心に開催されることが非常に重要である。国においても、会場での安全確保の取組とその発信について、より一層推進していくこと。加えて、教育旅行で訪問する児童・生徒の学びが充実したものとなるよう、必要な取組みを進めること。
3. 会場を起点とした交流人口の拡大を図り、地域活性化の取組みを結実させるためには、開催地・大阪における円滑な移動の確保が極めて重要である。現在、多様な輸送手段の確保、TDMの取組みなどが進められているところであるが、とりわけ、ライドシェア制度については、期間中、爆発的に増加する移動需要に対応するため、地元の意見も十分に聞きながら、開催地・大阪の実情にあった制度となるよう、速やかにさらなる緩和を行うこと。

8 2040年を見据えた医療・介護提供体制の構築に向けた提言

【ポイント】

- 新たな地域医療構想については、実務を担う都道府県の意見を反映しながら、中長期的課題や制度的対応を十分に検討し、ガイドライン等を早期に発出するとともに、構想の推進にあたって技術的・財政的支援を行うこと。
- 医師偏在対策の検討にあたっては、地方との協議をしっかりと行い、地方の実情を十分に認識した上で、地方において安定的・継続的な医師確保が行われるよう、真に実効性のある医師偏在・確保対策を行うこと。
- 感染症危機等の事態に備え、医療機関や都道府県等が平時から取り組む体制整備に対して、必要な技術的支援及び財政支援を講じること。
- 介護人材の確保・定着のため、人材確保に資する確実な収入の引上げにつながるよう、介護報酬における処遇改善加算の見直し等により、介護事業所で働く全ての従事者の更なる処遇改善を図ること。
- 生活習慣病予防対策について、自治体や医療関係者等の連携による効果的な取組を地域間の格差なく推進できるよう、十分な財政支援を講じること。

我が国においては、2025年には「団塊の世代」が75歳以上となり、さらに、全国的には2040年頃に高齢者人口がピークを迎えると見込まれる一方、急速に少子化が進展し、2025年以降、生産年齢人口は更に減少が加速するなど、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えようとしているところである。

社会保障制度の持続可能性そのものが課題となる中、医療・介護などのサービス提供体制については、地域ごとに状況が異なる人口動態の変化や、医療・介護の複合ニーズの高まり、コロナ禍や大規模災害への対応において顕在化した課題等も踏まえ、地域の実情に応じ、質の高い医療・介護を効率的・効果的に提供できる体制の構築に向け、着実に取組を進めていく必要がある。

また、健康寿命の延伸は、高齢者の社会参加や生きがいにつながるばかりでなく、社会保障制度においても医療費・介護給付費の削減につながることから、健康増進対策や生活習慣病予防対策に関する取組も、今後より一層重要となる。

政府においては、令和5年12月、2040年頃までを見据えた「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」を取りまとめ、「全世代型社会保障」の構築に向け、取り組むこととしたところであるが、医療や介護、保健などの社会保障分野の施策については、その多くを地方が担っていることから、地方自身も責任を持ち、適切な役割分担の下、国と連携しながらその役割を果たしていく決意である。

については、2040年を見据え、これから生まれる将来世代も含めた全世代の安心を保障する持続可能な医療・介護提供体制の構築に向け、特に以下の項目について適切に対応されるよう、政府に対し提言する。

1 医療提供体制の構築

(1) 地域医療構想の実現

新たな地域医療構想については、将来にわたり地域で必要となる医療提供体制等を確保していくため、都道府県において地域の実情を踏まえた実効性のある構想が策定できるよう、適宜、意見交換の場を設け、実務を担う都道府県の意見を十分反映しながら、現行の地域医療構想の評価・課題や地方における公立・公的病院の重要性等を踏まえ、中長期的課題や制度的対応について十分に検討すること。

また、新たな地域医療構想の検討状況については、随時、都道府県に情報提供を行い、ガイドライン等を早期に発出すること。

さらに、新たな地域医療構想の推進にあたっては、地域の実情に応じた取組が進むよう、十分な技術的・財政的支援を行うこと。

(2) かかりつけ医、かかりつけ薬剤師の機能の確保

ア 令和7年4月施行となる「かかりつけ医機能報告」について、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することの確認や必要な機能を確保する具体的な方策の検討、地域での協議等において、都道府県が実務を担うこととされていることから、その具体的内容について、早期に示すこと。

イ かかりつけ薬剤師・薬局の機能の推進等を図るため、健康サポート薬局、認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）制度が導入されているところであるが、健康サポート薬局や地域連携薬局については、その基準・要件に共通している部分もあり、違いが分かりにくいとの指摘もあることから、機能や地域における役割、位置付けを改めて整理するとともに、健康サポート薬局、認定薬局に対する調剤報酬上の検討や認知度向上に向けた対策を講じること。

(3) 在宅医療の推進

高齢化の進展により、今後需要が増大する在宅医療の提供体制を充実させるため、在宅医療を担う人材の確保・育成のほか、訪問診療・訪問歯科診療・訪問看護等に必要な設備整備への財政支援や、地方における各患者宅への移動時間の長さ等を考慮した適切な診療報酬の設定など、在宅医療の推進を図るための施策を地域の実情を踏まえながら講じること。

(4) オンライン診療の活用

医療資源の乏しい地域や受診機会が不十分な診療科がある地域等において、受診を希望する住民の適時受診を確保するため、オンライン診療の普及・促進を図るとともに、インフラの整備や設備整備への財政支援を行うこと。

(5) 医療DXの推進

ア 医療DXの推進にあたっては、医療現場で混乱を生じさせないよう医療機関や都道府県の意見を踏まえながら必要な技術的・財政的支援を行うとともに、推進の具体的な内容に係る情報を早期に提示すること。

イ 医療分野でのDXを通じた医療サービスの効率化・質の向上を図るため、電子カルテシステム導入及び更新費用の低廉化や財政支援によりデジタル環境の整備を促進すること。

また、国が開発を進めることとしている標準型電子カルテシステムについて、医療機関が導入しやすいシステムを構築し早期の運用開始を図るとともに、電子カルテ未導入の医療機関に対する支援策を講じること。

ウ 現在、国において構築している保健・医療・介護等の情報を集約する全国医療情報プラットフォームの今後の拡張方針や、これまで各地域で構築・運用されてきた地域医療ネットワークとの役割分担を早期に示すこと。

エ 医療DXの推進にあたり、ハード面におけるセキュリティ対策のみならず、医療情報等への不正なアクセスを防止するため、医師資格を電子上で証明する手段として、日本医師会が発行する医師資格証の普及促進を図る等、安全な運用に資する取組について国主導で万全な対策を講じること。

オ 電子処方箋管理サービスの普及促進を図るため、医療情報化支援基金（ICT基金）及び機能拡充促進事業による導入支援を継続すること。

また、電子処方箋管理サービスの更なる普及を図るため、令和5年度に新たに医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）が創設されたところであるが、都道府県の財政負担が生じることから制度の活用には差異が生じ、その結果、サービス導入に地域格差が生じることが懸念される。国民が平等にサービスを享受できるよう地方負担分の財政措置を行うとともに、一定の普及が図られるまでの間、補助事業を継続すること。

さらに、電子処方箋を推進するため、診療報酬のあり方を含めた制度設計を行うとともに、電子処方箋管理サービスの導入及び更新費用の低廉化や対応可能なベンダの一層の拡大など、体制整備への支援策を講じること。

（6）医療人材の確保

ア 国において、前例にとらわれない包括的な医師偏在対策の検討が行われているが、医師の高齢化の進展や働き方改革の影響も懸念される中、離島、中山間地域はもとより都市部においても安定的な医師の確保が喫緊の課題となっていることから、地方において安定的・継続的な医師確保が行われるよう、地方との協議をしっかりと行い、地方の実情を十分に認識した上で、実効性のある偏在対策・確保対策を行うこと。

イ 医師の地域偏在、診療科偏在が依然として解消されていない現状や、医師の働き方改革の影響、さらには今後起こり得る新興感染症への対応など、今後想定される様々な要因に加え、地域の実情に十分配慮した上で、医師需給推計を再度検証すること。その上で、大学が主体的に地域と連携して医師の育成及び医師不足の地域・診療科への医師派遣に取り組むよう、国が責任を持って大学への指導や制度改正を講じるとともに、大学が当該役割を十分に果たすことができるよう、恒久定員内での地域枠の設置を要件とすることなく、地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員増を延長するとともに、恒久定員の増員も含めて一定水準の定員を担保すること。また、臨時定員の配分にあたっては、最新の情報による医師偏在指標等により、地域の実情を詳細に分析

した上で行うこと。

ウ 医師の不足が顕著な地域や医学部定員が少ない地域における医学部新設や、地域で不足する診療科に対応する地域枠として全国での別枠制度を創設するなどの対応を行うこと。

エ 医師偏在指標は、あくまで医師の多寡を相対的に示したものにすぎないことから、地域ごと・診療科ごとに真に必要な医師数を算定した上で定員を設定すること。

また、全国の医師の偏在解消のために県境を越えた地域枠を多数設けている大学の恒久定員を減員しない等の対応を行うこと。

オ 臨床研修医の募集定員については、特定の地域への集中を是正する抜本的な対策を速やかに行うこと。

また、専攻医の募集定員におけるシーリングについては、その厳格な適用が可能となるよう、日本専門医機構に強く働きかけること。

カ 産科をはじめとした医師の診療科偏在や地域偏在の解消に各都道府県が参画できる仕組みの導入を検討すること。

キ 都道府県の医師の確保・偏在是正対策や、医師の働き方改革に対応した地域の医療提供体制の確保に向けた取組に対して、地域医療介護総合確保基金の充実や事業区分間の弾力的な活用などを含む抜本的な財政支援を講じること。

ク 特に離島、中山間地域の医療機関では、医師の安定的な確保が困難となっており、診療体制の縮小や後継者不足による診療所の閉鎖が相次ぎ、地域住民から不安の声も聞かれることから、離島、中山間地域を支える医師の確保対策を強力に進めること。

ケ 医師の働き方改革の施行が地域医療に及ぼす影響を調査するとともに、地域医療提供体制の維持・確保に支障を来さないよう、地方と緊密に連携しつつ、国民へのより一層の周知を含めた必要な対策を機動的に行うこと。

(7) 感染症危機等の事態に向けた対策

ア 新興感染症対策に当たる医療機関のほか、災害拠点病院や災害派遣医療チームを設置している医療機関、災害支援ナースの派遣に関する協定を都道府県と締結している医療機関においては、平時からの人的・財政的負担が大きい上、対応時の人的・物的補償も不十分であることから、人材・物資の確保、施設・設備整備、災害等対応時における補償の充実など、新興感染症対策や災害時医療の提供に要する経費について、国において負担すること。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県が平時から負担することとなる流行初期医療確保措置に関する事務の執行に要する費用についても財政支援を行うこと。

イ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定を踏まえた丁寧な情報提供等により、都道府県における行動計画の改定を支援するとともに、医療機関や保健所等で感染症危機に対応できる人材を確保するための訓練・研修や個人防護具の備蓄など、感染症危機に備えた体制整備への技術的支援及び財政支援を講じること。

2 介護サービス提供体制の確保

(1) 介護人材の確保

ア 介護人材の安定的な確保に向け、国においてもあらゆる手段を活用し、緊急にかつ集中的に財源を投下して、介護職への理解促進とイメージアップに取り組むとともに、学生、主婦、元気高齢者、外国人など多様な人材の確保を推進すること。

イ 介護を必要とする方に持続的に介護保険サービスを提供するためには、介護人材の確保・定着が不可欠であることから、人材確保に資する確実な収入の引上げにつながるよう、介護報酬における処遇改善加算の効果を検証し適切に制度設計するなど、サービス種別を限定せず、介護事業所で働く全ての従事者の更なる処遇改善を図ること。

(2) 介護の生産性・質の向上

介護ロボットやICT機器等を活用し、業務の改善・効率化、生産性の向上を進めることで、介護職員の業務負担の軽減を図り、介護の質の向上につなげることが重要である。よって事業者が行う各種取組を進めるために、事業者や都道府県の財政負担を一層軽減するなど実効性のある施策を強力に推進するとともに、引き続き都道府県の取組に対する助言・支援を行うこと。

3 健康づくりの推進

(1) 健康長寿社会の実現

ア 健康長寿社会の実現を目指して、健康寿命の延伸に向けた取組等国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

特に、健康に関する無関心層や無行動層が、生活習慣病等への意識を高め、「健康づくり・未病の改善」を実践できるよう、より効果的なインセンティブの付与や、健康情報等の利活用に向けたICT基盤の構築、意識せずともより健康的な行動を起こさせるような新たな社会システムについて、国においても自治体や企業等と連携して、積極的に検討、導入を進めること。

また、各自治体が地域の実態に応じて実施する、健康づくり（健康経営を含む）にかかる普及啓発や県民運動の展開等の実践活動、健康づくりに取り組みやすい環境整備、ICT基盤の構築等の取組に対し、必要な財源措置を講じるとともに、保健師等の専門職員の確保について推進すること。

イ 運動習慣や食生活等の生活習慣の改善の効果は、すぐには表れず、長期的に取り組む必要があることから、地方の実情に合わせ、柔軟に活用できる人的支援及び補助金制度の創設や継続等の財政的支援を行うこと。

(2) 生活習慣病予防対策の推進

ア 健康長寿の最大の阻害要因である生活習慣病の予防対策について、予防から早期発見、重症化予防の各段階における自治体や医療関係者等の連携・協力による効果的な取組を地域間の格差なく推進できるよう、十分な財政支援を講じ

ること。

イ 特定健診やがん検診の重要性について、事業主や特に健（検）診の入り口となる40歳代の国民に対して、国において受診促進に向けた周知・啓発活動を強化すること。

ウ 全ての者が漏れなく適切に特定健診やがん検診が受けられるよう、都道府県独自の積極的な取組に対する財政支援を行うとともに、全医療保険者に対しても財政的な支援等の拡充を図ること。

エ 市町村をはじめとする多くの保険者において、重症化予防のポイントとなる保健指導等を担う保健師等のマンパワーの確保が課題となっていることから、人材確保等に対する支援を行うとともに、講師派遣や効果的な保健指導力向上のためのスキルアップ研修を充実すること。また、市町村のみならず、全保険者への恒久的な補助制度の創設など財政的な支援等の拡充を行うこと。さらに、国においてヘルスケア産業の育成を支援するなど民間委託の推進を後押しすること。

(3) 地域包括ケアシステムの深化

ア 高齢者の介護予防、自立支援・重度化防止等の取組の重要性等について、高齢者はもとより医療・介護関係者に対し、国をあげての周知・啓発活動を強化すること。また、医療・介護の専門職団体との連携が重要であり、関係団体の組織的な取組が求められることから、関係団体が専門職の人材確保・育成等を充実できるよう支援策を講じること。

イ 地域包括ケアシステムの深化に不可欠な在宅医療・介護連携推進事業については、地域によって取組に差があり、支援体制を強化する必要があることから、要介護高齢者が、切れ目なく・格差なく、医療・介護サービスを利用して生活できるよう、人材の育成・確保、研修機会の提供等に関する支援や医療機関と居宅サービス事業所等の情報共有が行える仕組み（入退院調整ルール）を関係者が連携して運用・評価していくために必要な支援を行うこと。

また、市町村が行う在宅医療との連携を行う拠点（在宅医療・介護連携支援センター等）の整備に対する支援など、地域の在宅医療と介護サービスの連携推進に必要な支援を行うこと。

4 医療・介護保険制度の安定的運営

(1) 医療保険制度

ア 医療保険制度における給付と負担の見直しについて検討を行う場合は、制度設計者である国の責任において、必要な医療への受診抑制につながることはないよう、特に低所得者に十分配慮した制度のあり方を検討すること。

なお、見直しにあたっては、医療費等の増加に伴う公費負担の財源について、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう、国において十分な財政措置を講じ、持続的で安定的な制度とすること。

イ 国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能は極めて重要であることから、引き続き維

持するとともに、保険者へのインセンティブ機能としては保険者努力支援制度を有効に活用し、その評価のあり方など制度の運用については地方と十分に協議を行うこと。

ウ 生活保護受給者の国保等への加入について、拙速な議論は地方や国民を混乱させ、ひいては社会保障制度の信頼を損なうこととなるため、議論にあたっては制度の課題や運営状況の分析を行い、慎重な議論を行うこと。

(2) 介護保険制度

介護サービスの安定供給のために必要な措置を十分に講じた上で、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担のあり方を含め、国庫負担割合を引き上げるなど必要な制度の改善を図ること。

また、低所得者対策については、引き続き介護保険料や利用料の負担軽減について、恒久的な制度として拡充に努めること。

9 ジェンダー平等の実現に向けた提言

～一人ひとりが幸福を実感できる社会の実現に向けて～

【ポイント】

- ジェンダー平等の実現に向けた基盤の整備を図るとともに、雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスを推進すること。また、政策・方針決定過程への女性の参画を促進すること。
- あらゆる暴力の根絶に向けた対策を推進するとともに、生活上の困難に対する支援を拡充すること。また多様な人材が活躍できる環境整備を促進すること。
- 地方で女性も活躍できる環境を整備するために、地方が本気で取り組むための十分な財源を確保すること。

「意思決定への女性の参画を30%以上にする」という目標は、国連では1990年代に掲げられ、諸外国はあらゆる政策や制度にジェンダーの視点を取り入れ、一人ひとりの活躍を社会の成長へとつなげていく取組（ジェンダー主流化）を進め、制度と意識の面からジェンダー平等の実現に向けて取り組んできた。

我が国においても、2003年に政府の男女共同参画推進本部において、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的な地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標（202030目標）」が設定されたが、20年経過してなお、ジェンダー・ギャップ指数は世界第118位と低迷が続き、目標達成にはほど遠い状況にある。

少子化・人口減少が進む中で、我が国が持続的に発展していくためには、年齢や性別、障がいの有無や国籍、性的指向及びジェンダーアイデンティティなどの違いにかかわらず、誰もが、個性や能力を最大限発揮し、一人ひとりが幸福を実感できる社会の実現を図っていくことが重要であり、その達成のためには、ジェンダー平等の実現に向けた粘り強い取組が不可欠である。

全国知事会としては、これからもなお一層、ジェンダー平等の実現に向け全力で取り組んでいく決意である。ついては、地方において実効性ある取組が展開できるよう、政府に対し以下のとおり提言を行うものである。

【第1部】 ジェンダー平等を実現するために

提言1 ジェンダー平等の実現に向けた基盤の整備

(1) 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組の促進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気づきを促し、その対処法を広く周知・啓発するため、メディアミクスによる政府広報の展開等取組を強化すること。

(2) 男女共同参画社会の実現に向けた教育・学習の推進

中長期的視点で子どもたちに家族などへの感謝や愛情の育み、絆の大切さも含めたライフデザイン形成に関する学習を充実させるとともに、乳幼児期から心身の発達の過程において性別にかかわらず誰もが互いに尊重し合い、共に支え合い、社会に参画する意欲や態度を育む教育・学習を推進すること。

(3) 選択的夫婦別氏制度の導入に係る議論の活性化

結婚に際して、いずれか一方が必ず氏を改めなければならない現行法制度は、改氏をする側にとっては、職業や日常生活での不便・不利益、アイデンティティの喪失など、活躍を阻害する大きな要因の一つとなっているとの指摘があることから、選択的夫婦別氏制度の導入に係る議論を加速させること。

(4) 男女共同参画の視点に立った税制や社会保障制度等の整備

税制や社会保障制度等については、「年収の壁」を巡る当面の対応はなされたが、根本的な解決には至っていないことから、就業者の多様な属性に配慮しつつ、働く女性の意欲を促進し働き方やライフスタイルの選択を阻害しない制度となるよう、抜本的な見直しを行うこと。

(5) 男女共同参画の視点を踏まえた調査・分析

女性活躍に関する都道府県単位でのきめ細かい調査結果の公表・分析等がなされていないため、若年女性が個性と能力を発揮できる環境の整備や魅力的な地域づくりなど若年女性の地方定着・回帰策を検討するにあたり、地域の実情を踏まえ各都道府県・市町村単位の比較ができるよう各種既存統計の見直しを一層進めること。

提言2 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 女性の正社員化・賃金向上

女性の年齢階級別正規雇用比率が20代後半をピークに低下し、30代、40代以降は、非正規雇用が中心となる状況（「L字カーブ」）は、女性の経済的自立を阻む企業の労働慣行や家事・育児負担などの様々な問題の存在を示している。女性の正社員化・賃金向上を進め、男女間の格差解消と地方の企業の大半を占める中小企業・小規模事業者等における女性活躍の促進を加速する実効性ある取組を進めること。

また、若年女性の地方定着を促進するためにも、最低賃金の地域間格差を是正するとともに、ワーク・ライフ・バランスや生産性向上に加え、女性のキャリアアップやリスキングに取り組む中小企業等へインセンティブを付与する等、支援を充実すること。

(2) デジタル分野や理工系分野で活躍できる女性の人材の育成

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上をけん引する高レベルなスキルを持った専門人材であるデジタル推進人材を育成するため、初等中等教育段階からSTEAM教育や情報リテラシー教育を進めるとともに、文理を問わず多くの大学・短大・高専等で数理・データサイエンス・AI教育に取り組むことを後押しすること。

理工系分野のジェンダー・ギャップが大きいことから、進路選択の際の「理工系は女子に向かない」といった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消する取組及びキャリアパスやロールモデルに関する情報発信等の取組を強化すること。

また、「女性デジタル人材育成プラン」に基づき、「デジタルスキル習得支援」及び「デジタル分野への就労支援」について、地域女性活躍推進交付金を拡充し地方での取組を支援すること。

(3) 中小企業等における柔軟な働き方の導入の推進

女性の就業継続や正社員化、管理職登用を進めるため、また、誰もが、子育てや介護、不妊・病気治療等を理由に離職することなく仕事と生活を両立するためにも、男性中心の労働慣行の見直しと同時に女性への家事・育児の負担の偏りの解消を進める必要がある。このため、人材面・資金面で課題を抱える中小企業に対して長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の導入が可能となる伴走型支援を強化するとともに、男性の家庭参画への理解促進を図ること。

(4) 男性の育児休業の取得促進

事業主、雇用者双方に育児休業制度の理解を促進するとともに、育児休業取得を社会全体で応援する機運醸成を図ること。また、所得補償と合わせて育児休業を一定期間義務付ける等の法整備や、育児休業取得のための独自制度を実施する企業に対する支援等を行うこと。

(5) 仕事と子育ての両立支援及び幼児教育・保育の完全無償化

子育て世代が仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、待機児童の解消に向けて自治体の実施する保育人材確保等の取組を支援すること。また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3歳未満児も含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。

提言3 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

(1) 政治分野における女性の参画拡大

日本では政治分野における女性の参画が著しく低い。諸外国においてはクォータ制の導入等により、女性の政治参画が進んでいる状況に鑑み、政治分野における男女共同参画推進法の実効性ある取組を進めること。

女性の政治参画の障壁となっているハラスメント対策を一層進めるとともに、立候補しやすい環境整備が重要であることから、企業等における立候補に伴う休暇の設定や不利益取扱いの禁止、公務員の立候補制限の見直し等について取組を進めること。

(2) 経済分野における女性の参画拡大

企業の意思決定層への女性の登用を促進するためには、企業の規模に関わらず、経営者の意識改革が最も重要であることから、組織内の男女間の格差の要因となる労働慣行等を分析し積極的な改善策を講じるとともに、生産性の向上や業績の上昇が認められた好事例を収集・活用し、経営者の気づきと行動変容を促す取組を進めること。諸外国では、役員比率等にクォータ制を導入している事例があることから、女性役員比率に係る数値目標を掲げる対象企業を拡大するなど、取組を強化すること。

(3) 農林水産分野における女性の参画拡大

農林水産業者の減少・高齢化が進む中、農林水産業の発展、農山漁村への人材の呼び込みのためには、男女ともに働きやすく暮らしやすい農山漁村にすることが重要であるが、地域の方針決定の場面で女性の参画が少なく、多様な視点が反映されにくい状況である。このため、農林水産分野における地域のリーダー層や意思決定層への女性登用に対する理解や意識改革を促進する取組、経営への女性参画の推進及び労働環境整備への支援を行うとともに、方針決定への参画が期待

される、地域をリードする女性農林水産業者を育成するための研修等を充実させること。

(4) 教育分野における女性の参画拡大

すべての教職員が仕事と生活を両立できるよう、勤務時間管理の徹底や担うべき業務の明確化等、働き方改革を推進すること。さらに、女性教員の管理職登用を促進するため、様々な経験や役割を担う機会の確保などキャリアアップに向けた積極的な取組に対する支援を行うこと。

(5) 地域における男女共同参画の推進（自治会、防災分野、等）

自治会やPTA等のリーダーは男性が多く、また、防災活動は男性が担うことが多い。地域活動に女性の意見を取り入れるため、根強い固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、地域における女性のリーダー育成や防災に関する施策・意思決定の場への参画及び自主防災組織や避難所運営等において責任ある役割を女性も担うなど、地域における女性の活躍促進に向けた取組に対する支援を行うこと。

提言4 生涯を通じた健康支援の強化

(1) 職場等における女性の健康に関する理解促進

妊娠・出産、更年期等、女性特有のライフイベントや健康課題に起因する望まない離職を防ぎ仕事との両立を図るためには、職場の理解が重要であることから、働く女性の健康に関する研修や正しい情報の啓発を促進すること。

(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）に関する意識の浸透

予期せぬ妊娠について女性の自己決定権を尊重し、かつその負担を少しでも軽くすることを目指して、プレコンセプションケア（早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること）にかかる教育や相談支援、健診等を通し体や生殖の仕組みだけでなく、ジェンダー平等や性的同意について誰もが年代に応じて学ぶことができる機会を増やすこと。

【第2部】 あらゆる暴力を根絶し、様々な困難を克服するために

提言5 暴力の根絶に向けた対策の推進

(1) 暴力の根絶に向けた啓発、教育、学習の充実

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり根絶すべきものである。加害者や被害者、傍観者を生まないために正しい認識が浸透するよう教育の機会を確保するとともに

に、「女性に対する暴力をなくす運動」等の啓発活動に対する財政支援を講ずる等、若年層をはじめ幅広い世代を対象とする予防啓発を拡充すること。

(2) DV被害者に対する支援体制の充実及び加害者対応の推進

相談から自立支援に至るまで、被害者に寄り添ったきめ細かい支援を実施するためには地域における民間団体との連携が重要であるが、地方においては行政と連携が可能な民間団体やマンパワーが不足しているため、都市部のNPOが持つ団体や人材育成のノウハウを地方が共有し活用できる仕組みづくりを行うなど全国的なサービスの平準化を検討すること。

また、被害者への支援に力を入れることはもとより、加害者が自ら加害責任を自覚し、認知・行動変容を起こすことを目的とした加害者プログラムを一層推進するとともに、プログラム受講につなげていく仕組みづくりを行うこと。

(3) 性犯罪・性暴力被害者のための相談体制の充実

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける24時間365日オンコール体制を整えるため、相談員の確保と支援体制の充実及びメール、SNS等を活用した相談体制の充実に向けた支援を拡充すること。

また、AV出演被害防止・救済法の相談体制については、国において相談専用ダイヤルを設置するとともに、ワンストップ支援センターの人員体制や関係機関との連携体制等の強化を図るために必要な財政的支援、相談者対応のための情報提供及び助言などの支援を十分に行うこと。

提言6 生活上の困難に対する支援

(1) 不安や困難な問題を抱える女性への支援

望まない孤独や孤立で不安を抱える女性が、社会とのつながりを回復することができるよう、支援を継続すること。デジタルを利用できる環境が整わない等、情報弱者がいることを念頭に支援を必要としている方に確実に支援が届くよう有効な周知方法を検討すること。また、男女共同参画センター等関係機関のSNS等による相談機能の充実に伴う人的配置や環境整備等への支援を拡充すること。

加えて、不安や困難な問題を抱える女性への支援は、本人の意思を尊重しながら、抱えている問題やその背景及び心身の状況等に応じて、国、県、市町村及び民間団体が相互に連携し、切れ目なく重層的に実施していく必要がある。そのため、協働する民間団体への支援の充実や、女性のニーズにきめ細かく対応できる補助要件の設定など、自治体にとって柔軟で使いやすい財政支援を講ずること。

(2) ひとり親家庭の生活基盤の確保

一人で子育てと生計を担うひとり親は、非正規雇用労働者が多いことなどから経済的基盤が弱く、物価高騰等の社会経済の影響を強く受けやすいため、養育費

確保制度や児童扶養手当等各種給付金による支援の更なる強化を図ること。

(3) 「生理の貧困」への対応

女性特有の生理は、心身の不調等による女性の社会参画への影響に加えて金銭的負担も大きい。いわゆる「生理の貧困」は、コロナ下における女性の経済的困難により顕在化したものであるが、全ての女性の健康と尊厳が守られる必要があることから、生理用品の非課税化の検討及び無償提供を含む自治体の取組のための必要な財政措置を講ずること。

提言7 多様な人材が活躍できる環境整備

(1) 多様性への理解促進と誰もが安心して暮らし活躍できる社会づくりの推進

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に定める基本計画及び運用指針の策定にあたっては、地域の実情を把握した上で、課題を整理し、早期に方向性を示すこと。

また、LGBT等の当事者が、ライフステージにおけるあらゆる場面で抱える生活上の困難や課題について、実態把握のための調査を実施し、その解消に向けた取組を実施すること。加えて、自治体が独自施策を展開するために必要な経費について、十分な財政措置を講ずること。

【第3部】 地方で女性も活躍できる環境を整備するために

提言8 女性活躍の推進に地方が本気で取り組むための十分な財源の確保

(1) 地域女性活躍推進交付金の充実

事業成果の定着を図るための十分な財源確保と複数年の継続事業やハード整備も交付対象とする等、柔軟で使いやすい運用とすること。特に地方においては、中小企業・小規模事業者等における女性活躍が課題となっており、地域女性活躍推進交付金により支援を強化すること。加えて、不安や困難を抱える女性への支援が途切れることの無いよう、財政支援の拡充・継続を図ること。

(2) 女性活躍応援基金（仮称）の創設

地域の実情に合わせた独自施策の展開を継続的に可能とする「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。

10 学校教育を担う人材の確保に関する取組の充実について

【ポイント】

- 学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的・総合的に推進すること。
- 学校教育人材確保法に基づく給与改善当時の教師の優遇分を超える処遇とするため、給特法の改正等により、教師の処遇を抜本的に改善するとともに、教師の職責や負担に応じたメリハリある処遇改善を図ること。
- 複雑化・多様化する教育課題に対応し、新たな学びを実現するとともに、教師の勤務環境を抜本的に改善するため、教職員定数の充実を図ること。
- 産休・育休代替教員への対応については、各教育委員会の取組状況等を踏まえた対応をさらに検討すること。
- 子どもたちに対してより良い教育を行い、教師自身の志気が高まるよう、学習指導要領を見直すこと。
- 国において、学部段階の奨学金の返還支援制度を創設すること。
- 地域の即戦力となる現場ニーズに対応した質の高い教師人材の養成・確保に向けて、「地域教員希望枠」を活用した教員養成大学・学部の機能強化を促進すること。
- 新たな学びへの転換・充実を図るため、学校内外の資源の活用など学校の教育力を最大化する管理職のマネジメント能力強化に向けた研修プログラムを開発・実施すること。

2020年代を通じて実現を目指す「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の理想的な姿として、中央教育審議会の答申においては、教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、多様な人材の教育界内外からの確保や教師の資質能力の向上により、質の高い教職員集団が実現されるとともに、学校における働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、教師を目指そうとする者が増加し、教師自身も志気高め、誇りを持って働くことができている姿が理想とされている。

しかしながら、いわゆる「教師不足」は依然として厳しい状況が続いており、教員採用の倍率も低下傾向にある中、教師の厳しい勤務実態も明らかとなっている等の教師を取り巻く諸課題を踏まえると、この姿の実現が危ぶまれている。

今後、児童生徒等の充実した学びを保障するためには、優れた教師人材の確保に向けて、教師の処遇や勤務環境を改善し、学校現場を持続的かつ魅力的な組織としていくことが急務であるとともに、地域の教育を支える教師人材の養成・確保に取り組むことが重要であることから、以下の事項について提言する。

1 学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的・総合的な推進

学校教育の質の向上に向けて、教職が魅力ある仕事として教職志望者に再認識されるとともに、教師が自信と誇りを持って「令和の日本型学校教育」を担うことができる環境を整備するため、中央教育審議会における議論も踏まえ、以下に提言する学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的・総合的に推進すること。

2 学校における働き方改革の更なる加速化

学校における働き方改革については、これまでの取組の成果は着実にしつつあるが、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き取組を加速させていく必要がある。

国においては、学校・教師が担う業務の在り方について、更なる役割分担・適正化を推進するため、中央教育審議会の特別部会における緊急提言等に基づく取組の方向性等が示されているが、これらをより実効性あるものとするための仕組みを構築すること。また、標準法における「乗ずる数」の見直しや、小学校における教科担任制の更なる推進や不登校児童生徒支援を含めた生徒指導担当教師の配置拡充をはじめとする教職員定数の改善、教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員をはじめとする支援スタッフの充実、副校長・教頭や養護教諭の複数配置の拡大、外部人材の積極的な活用、教師が担う必要のない業務等の外部委託の推進、学校部活動の地域連携・地域移行や学校DXの推進、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進による地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現など、あらゆる施策と十分な財政措置を講じること。

3 教師の処遇の抜本的な改善

教師の処遇については、現行制度が長年続いてきた中で、教師の勤務実態と乖離していると指摘されていることから、教師に係る人材確保と教育の質の向上を図るため、早急に教師の処遇を改善していく必要がある。

このため、教師の勤務環境が大きく変化している実態等を踏まえ、学校教育人材確保法に基づく給与改善当時の教師の優遇分を超える処遇とするため、できるだけ早期に法改正を含めて、教師の処遇の抜本的な改善策を講じること。また、不登校やいじめ、特別支援教育などの複雑化・多様化する課題に対応する業務や、保護者等からの要望に対応する業務など、教師によって業務の内容や負荷が様々であるため、本来の質の高い人材確保の目的に資する、職責や負担に応じたメリハリある処遇改善を図ること。あわせて、国においてこれらに必要な財源のあり方を適切に検討し、その上で必要な財政措置を講じること。

4 新しい時代の学びを支える学校の指導・運営体制の充実

学校の指導・運営体制は、教師の勤務環境と密接に関連することから、学級編制の標準の引下げ等を含めた少人数によるきめ細かな指導体制や、専門性の高い教科指導と教師の持ち授業時数の軽減にも資する小学校の教科担任制の更なる推進、不登校児童生徒等への支援の充実など、複雑化・多様化する教育課題に対応し、新しい時代の学びを支える指導体制を整備するため、教職員定数の一層の充実を図ること。その際、加配定数の付け替え等によらず十分な財政措置を講じること。

加えて、近年、教職員定数の改善が見送られている高等学校においても、生徒の多様な興味・関心に沿った探究活動を支援するための定数改善など指導体制の充実を図ること。

5 代替教員への対応

数年前から続く大量採用の影響で、若年層が増加傾向にあり、それに伴い、産休・育休取得者も増加している。また、男性の育児休業等の取得促進に取り組んでいるところであり、今後も産育休の代替による臨時的任用教員等の採用ニーズの増加も予想される。

国においては、2023年度から、産休・育休代替教員の安定的確保のための前倒し加配が措置され、2024年度から対象職種の拡大が図られたが、対象校種や対象期間についても拡大するとともに、さらに必要に応じ、育休取得者等が担当していた職務を正規教員が行う場合にも義務教育費国庫負担金の対象とするなど、各教育委員会の取組状況等を踏まえた対応を検討すること。

6 学習指導要領の見直し

学習指導要領は、急速に変化する時代に対応するため、育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目の新設や目標・内容の見直しが行われている。これを受けて学校現場では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するため、教師は懸命に授業等を行っている。しかしながら、学習内容が多いために児童生徒のつまづきへの対応等、きめ細かな支援を行う時間を十分に確保することができないため、日常生活で必要となる基礎的な学力が児童生徒に十分身に付いていない恐れがある。

義務教育においては、教師が児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能等を確実に身に付けさせるために、児童生徒に対応する時間を十分確保し、子どもたちに対してより良い教育を行い、教師自身の志気が高まるよう、学習指導要領を見直すこと。

7 人材確保強化、教員養成大学・学部との連携・協働による教員養成

教育の機会均等、教育水準の向上を実現していく上で、特に深刻な地域課題に直面している地方も含め、各地域において学校教育を担う人材を確保することはますます

重要な課題となっている。

国においては、教師不足が深刻な学校現場の現状を打破するため、優秀な教師候補者を確保する新たな対策として、学部段階の奨学金の返還支援制度を創設すること。

また、大量退職・大量採用を背景とする教員採用選考の倍率低下が続く中においても、大学と教育委員会の連携・協働のもと、教員養成から教員採用までの一貫した取組を推進し、地域や現場のニーズに対応した質の高い教師人材を継続的・安定的に養成・確保することが重要であることから、高校生に対する教職関連プログラムの拡充、大学入試における「地域枠」により入学した学生への現場課題に即したカリキュラムの構築・展開、教員採用選考における特別選考の実施、採用後のキャリアパスなど、大学との円滑な連携に資する支援を拡充し、全国各地でこのような取組が実施されるよう後押しすること。

8 新たな学びの充実等に向けた管理職のマネジメント能力の強化

教科等横断的、探究的な学習の推進など新たな時代に社会で活躍するために必要な力を育成する学びの充実を図るため、学校内外の人的・物的資源を活用し、実社会の課題と学校教育での学びを結び付けることができるような学習を支える環境の構築や、教育課題の多様化・複雑化に対応するための組織的な課題対応力の向上に向けて、校長等の管理職のマネジメント能力が極めて重要となる。このため、働き方改革・業務改善に資するマネジメントをさらに推進するとともに、学校の組織としての教育力や課題対応力を最大化するために必要な高度な管理職マネジメント能力の育成を図る研修プログラムの開発・実施を行うこと。

1 1 高等学校段階におけるデジタル人材育成の抜本的強化について

【ポイント】

- デジタル人材育成の大前提となる ICT 環境の整備について、地域間格差が生じないように、一人一台端末の整備・更新やネットワーク環境の強化等に関し、国による十分な財政支援措置を講じること。
- デジタル・理数人材育成のために必要な環境整備を行うとともに外部専門人材の活用や大学等との連携を推進することなどを通じて、より充実した学習内容を実現するため、高等学校 DX 加速化推進事業を継続的に実施すること。
- 国主導でデジタル分野の専門人材や大学、企業等との連携促進に取り組むこと。
- 成果やノウハウ等の横展開を進めるため、国における取組の充実を行うこと。
- 高等学校において、生徒の多様な興味・関心に沿った探究活動を支援するための定数改善など指導体制の充実を図ること。

社会全体のデジタル化が急速に進む中、政府においてもデジタル推進人材を 2026 年度末までに 230 万人育成する目標を掲げているが、とりわけ地方におけるデジタル人材の不足は極めて深刻である。

大学・高専機能強化支援事業によって大学等におけるデジタル等の成長分野への学部転換等の改革が促進されているところであるが、高等学校における文理選択において理系を選択する生徒が少ないという現状もある中において、高校生がデジタル分野に関心を持ち得るような学習環境を確保することで、多くの生徒がデジタル分野の学部等へと目的を持って進学し、成長分野の担い手となるという好循環を生み出すことができる。よって、高校生の多くがデジタル分野への進学を志し、その担い手を増加させるためには、高等学校段階でのデジタル人材育成が必須である。

さらに、高等学校段階でのデジタル人材育成にあたっては、デジタル等の専門分野を社会課題解決や次世代の研究領域の創出等に活かす視点を養うため、文理横断的・探究的な学びが不可欠である。こうした学びの充実に向けては、指導側の体制・環境整備が重要であり、地域の専門人材や大学等との連携も必要である。しかしながら、地方の小規模校等においては、配置される教職員数が少ないといった課題が生じている。

また、成長分野関連の企業等は都市部に偏在しており、各地方の教育を支えるデジタル人材の確保が課題である。

このような中で、デジタル人材育成の強化にあたっては、日本全体の人材確保・地方の人材確保の両面から、デジタル人材を継続的に輩出していく仕組みこそが重要であり、かつ、国が全体を俯瞰しながら、国策として責任をもって推進していくことが不可欠であるため、以下の事項について提言する。

1 高等学校段階のデジタル人材育成の抜本的強化

デジタル人材の育成を進めるためには、その基盤となる GIGA スクール構想を国が国策として責任をもって推進していくことが必要不可欠であり、とりわけ大前提となる ICT 環境の整備について、地域格差が生じないように、一人一台端末の整備・更新やネットワーク環境の強化等に関し、高等学校段階においても、国による十分な財政支援措置を講じること。

また、高等学校 DX 加速化推進事業（DX ハイスクール）においては、必要な環境整備の経費支援が実施されているところであるが、人材育成の取組は一朝一夕で成るものではなく、単年度の取組で終わってはならない。日本の将来を見据え、デジタル・理数人材育成のために必要な環境整備を行うとともに外部専門人材の活用や大学等との連携を推進することなどを通じて、より充実した学習内容を実現するため、当該事業を継続しつつ、更に拡大して実施すること。

加えて、高等学校は、その社会の担い手となりうる者を地域社会とも連携して育成する、地域にとって中核となる教育機関である。

そのため、DX ハイスクール事業を通じて、各地域の大学、企業等のデジタル分野の専門人材が各高校と連携し教育活動を支えることで、その地域の高等学校教育の底上げを実現するとともに、そうした環境で学習した生徒が目的を持って各地方のデジタル等の成長分野の学部等に進学するなど、デジタル人材として社会で活躍する好循環を構築するため、国主導でデジタル分野の専門人材や大学、企業等との連携促進に取り組むこと。

さらに、その成果やノウハウ等の横展開等を進めるため、国において取組の充実を図ること。

2 探究的な学びを支える指導・運営体制の強化

デジタル人材に期待される役割として、経済団体等からは、DX 活用による社会課題解決が挙げられている。それも踏まえると、デジタル人材育成にあたっては、デジタル等の専門分野を社会課題解決や次世代の研究領域の創出等に活かす視点を養うため、文理横断的・探究的な学びが不可欠である。このため、高等学校において、生徒の多様な興味・関心に沿った探究活動を支援するための教職員定数の改善など指導体制の充実を図ること。

1 2 L Xで切り拓く持続可能な経済の実現に向けた提言

我が国が目指すべき持続可能な経済の姿とは、大胆な投資と質の高い労働によって高い付加価値を生み出し、その付加価値に見合った適正な価格設定のもとで稼得された収益が、働く人に十分還元されることで個人消費が拡大する、成長と分配の好循環が実現される経済である。

このような経済を実現する重要な鍵はイノベーションにあり、そしてイノベーションの源泉はまさに人々の挑戦にある。

我々は、高いQOLを含め地方が持つ様々なリソースをベースとして、そこにデジタルを持ち込むことで、地方をあらゆる人々にとっての多様な挑戦の場に変革させることができる。これが我々の提唱するL X（ローカル・トランスフォーメーション）であり、デジタル化の急速な進展と働き方・暮らし方に対する価値観の変化が、地方が挑戦の舞台となる可能性を大きく広げている。

また、食料や再生可能エネルギーの強固な国内供給基盤を構築していくことは、国民生活の安定と安全保障に大きく貢献するだけでなく、世界に冠たる豊かな自然資本の潜在力が地域社会の活力に生まれ変わることを通じて、挑戦の舞台としての地方の魅力をさらに高めることにつながるため、L X実現に不可欠なものである。

デジタル田園都市国家構想をはじめとした国の施策を大きな推進力にしながら、地方と国が連携してL Xの考え方を基軸に据えた施策を展開していくことが、日本中で無数の挑戦を生み出し、その積み重ねの上にイノベーションが創出されることによって、持続可能な日本経済を切り拓いていく。

以上より、L Xの考え方を基軸に据えた、あらゆる人々の挑戦を引き出し、挑戦に寄り添う施策をオールジャパンで展開するため、地方は自ら率先して取り組むとともに、全国統一的に制度検討や見直しが必要なものについて、国に対して、以下のとおり提言するものである。

1 官民連携による大胆な投資の実現

(1) スタートアップ等の起業の推進

いつの時代にあっても経済の活力源は起業にある。起業の数の増加と規模の拡大が加速し、スタートアップ等が牽引役となって、社会課題の解決や良質な雇用の創出、新しい産業クラスターが形成されていくことが持続的な成長にとって極めて重要であることから、挑戦心（アニマル・スピリッツ）を持って果敢に起業を志す人が、その能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備することが必要である。

- 大学等の技術シーズの事業化の促進
 - ・ギャップファンドの拡充推進
 - ・経営人材等の専門人材の確保支援
 - ・高等教育機関や研究機関における研究活動や機能強化に対する支援
- 地方圏においてもメンターやアクセラレーターの支援が十分に受けられる環境の整備
 - ・全国や世界に遍在しているロールモデルとメンターを全国規模でプール化し、そうした人材と地方公共団体とをつなぐ仕組みの構築
 - ・起業エコシステムの先進組織リソース（人材や仕組みなど）を活用する地方公共団体に対する継続的な支援の実施
- 起業に踏み出す意欲を高める環境の整備
 - ・経営者保証を不要とする信用保証制度の活用促進や経営者保証に依存しない融資慣行の確立
 - ・公的資金による出資強化のほか、事業会社や個人、海外投資家、金融機関など多様な主体の参入を促す環境整備やベンチャーキャピタルの育成によるリスクマネーの供給拡大
 - ・小中高生も含めた若者への起業家教育や国を挙げての起業の推進により、起業を身近なものと捉え、失敗を受け入れる風土の醸成
- 起業に寄り添った制度の構築
 - ・社会実装に向けた大胆な規制緩和と各種制度・規制の一元的な情報提供
 - ・法人設立手続など各種行政手続の簡素化
- 大企業人材等の出向や副業・兼業、労働移動の円滑化の促進
- スタートアップ等からの公共調達促進
 - ・製品・サービスの品質・コストの適正な評価や必要な認証の取得が円滑に行われる環境の整備
 - ・スタートアップ等からの提案内容が評価できる人材を地方が活用できる仕組みの構築
 - ・公共調達の結果、優れた製品・サービスが創出した付加価値に相応する地方公共団体の財政面での負担増に対する国の支援の実施
- 地方公共団体が実施するベンチャー・スタートアップ支援施策に対する財政支援の充実

（２）DXの推進

（商工労働関係）

地域・企業でDXを進め、地域課題の解決と企業の生産性向上を図るためには、その担い手となるデジタル人材の育成が不可欠であり、全国での質的・量的不足の解消と地域的偏在の緩和が急務となっている。

また、我が国の従業者数の7割を占める中小企業の生産性向上は「成長と分配

の好循環」実現の鍵であり、その手段としてデジタルの活用は極めて重要であるが、中小企業は大企業に比べて相対的に経営資源に恵まれておらず、DXの取組は総じて遅れているため、デジタル技術の活用による新しい働き方・稼ぎ方の実現に挑戦する中小企業を強く後押しすることが必要である。

さらに、地方公共団体が実施するデジタル実証事業を幅広く支援するとともに、ハード・ソフト・ルールに渡るデジタル基盤の整備を促進する必要がある。

- デジタル人材の育成・確保
 - ・非正規雇用労働者を含む在職者や求職者に対する職業訓練におけるデジタル分野の強化
 - ・企業におけるリスクリングの取組に対する支援の充実
 - ・実社会・ビジネスとの接続を意識した出口志向のデジタル教育や女性デジタル人材の育成等に取り組む地方公共団体に対する支援の充実
 - ・実務の中で活用できる能力を身に付けるため、失敗の許容も含めて地方公共団体が行うデジタル実装に挑戦する取組に対する支援の充実
 - ・各地域における高等教育機関の情報系学部等の定員増や実務家教員の確保など、地方においても質の高い十分なデジタル教育が提供できる環境の整備
 - ・地方公共団体によるIT企業のサテライトオフィス誘致や副業・兼業人材の呼び込みに対する支援の充実
- DXに挑戦する中小企業の裾野の拡大
 - ・支援機関等によるデジタル化の課題の設定から解決までの伴走型支援の充実
 - ・商工指導団体における経営指導員等のデジタル分野に関する研修の促進
- デジタル基盤の整備
 - ・過疎地域も含めた光ファイバ、5G等のデジタルインフラの整備
 - ・多様な主体によるデータ利活用環境の整備
 - ・デジタル化を妨げるアナログ規制の一掃に向けた取組の推進

(農林水産関係)

農林水産業従事者の高齢化の進行、担い手の減少等により、農林水産業の生産構造が脆弱化する中、生産現場において、一層の省力化や生産性・収益力の向上を実現するためには、生育状況や気象、販売実績などのビッグデータをAIによって解析し、ロボット技術により生産性を向上させるなど、より高度なスマート農林水産業の技術開発及び現場実装の加速化が必要である。

また、高齢化や過疎化が進行している農山漁村において、集落機能が低下しつつある一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、リモートワークなど場所を問わない働き方の進展などにより、社会経済や人々の暮らし方・働き方に様々な変化が生じ、農山漁村への関心が高まっていることから、農山漁村の情報通信基盤など生活インフラの整備等に対する支援の強化が必要である。

- スマート農林水産業の技術開発と現場実装の加速化
 - ・ロボット・人工知能等の先端技術を活用した次世代型農業の実現による生産性向上に向けた取組の一層の推進
 - ・スマート農業実証プロジェクト等を通じて効果が明らかになった技術・機械等の導入支援の強化
 - ・有機農業や幅広い品目、中山間地域など条件不利地域にも対応できる技術開発・実証を更に進めるための実証プロジェクトの推進
 - ・現場でスマート農業の普及を担う人材や農業支援サービス事業者の育成の促進
 - ・ドローンに適した登録農薬の拡大の推進や中山間地域を含めたスマート農業に適した生産基盤整備の推進、通信基地局設置の推進など、スマート農業の実装・普及を加速するための環境整備の推進
 - ・気象、栽培環境、生育、出荷等のデータを活用した農業者の経営改善等に寄与するシステム構築などの環境整備に対する支援の強化
 - ・航空レーザ等のリモートセンシング技術の活用推進や伐採・造林に係る自動運転・遠隔操作等の先端技術の開発、ドローンに適した登録農薬の拡大及び通信環境の整備、それらの技術の普及を担う人材の育成を促進するなど、スマート林業の実装・普及を加速するための環境整備の推進
 - ・養殖生産の効率と収益力を高める技術等の開発、ICT等を活用した漁場の見える化技術や漁獲情報データを活用する環境整備、新たな技術の普及を担う人材育成の促進など、水産資源の持続的な利用と水産業の成長産業化を実現するスマート水産業の推進
- 農山漁村の活性化に向けた支援の強化
 - ・農用地保全や、生活支援、地域資源の活用、デジタル技術の導入・定着等に取り組む農村型地域運営組織（農村RMO）の活動のほか、多様な人材の移住促進に対する支援の強化
 - ・農山漁村の情報通信基盤など生活インフラの整備等に対する支援の強化

（３）GXの推進

（商工労働関係）

過去においてオイルショックへの対応から省エネ技術を発展させることで我が国経済の国際競争力を高めたように、脱炭素社会の実現に向けた挑戦を成長の機会と捉え、産業競争力を高め、経済社会システム全体の変革（GX：グリーン・トランスフォーメーション）を強力に推進していくことが重要である。脱炭素化は、サプライチェーン全体での達成に向けた国際的な機運が高まる中であって、中小企業も例外なく取り組まなければならない経営課題であり、中小企業の取組を加速化させる必要がある。

- 再生可能エネルギー由来電力の導入拡大
 - ・十分な送電容量の確保に向けた電力系統の増強
 - ・自然変動電源（太陽光・風力）の出力変動への対応及び「電力の供給量に合わせて需要量を調整する」DR対応に向けた定置用蓄電池や水電解水素製造による調整力の活用促進、地域間電力融通のための連系線の増強
 - ・地域ごとのポテンシャルを活かした次世代技術の調査研究・実証事業等の推進
 - ・地元企業の参入機会創出による産業集積の形成支援
 - ・電気自動車や燃料電池トラック（商用車）などの普及拡大、充電インフラや水素製造・供給インフラの整備加速に向けた支援の拡充
- 水素・アンモニアの強靱なサプライチェーン構築と需要の創出
 - ・水素製造や燃料電池等の技術開発・実証事業の推進と社会実装の拡大への支援
 - ・地域の水素需要量に応じた十分な価格差支援の実施
 - ・大量かつ安定・安価な水素・アンモニアの輸入・供給を可能とする拠点の整備
 - ・合成メタンや合成燃料等のカーボンリサイクル燃料の導入拡大に向けた技術開発支援
 - ・水素ステーションなどエネルギーインフラネットワークの拡充
- 中小企業における脱炭素経営の促進
 - ・自社のGHG（温室効果ガス）の把握や目標・計画の策定支援
 - ・エネルギー消費効率の高い設備や再生可能エネルギー設備への転換・導入支援
- 社会の脱炭素化により事業転換や再構築等が必要な企業に対する支援の充実
 - ・地域経済・雇用を支える重化学工業における大規模な事業転換等に対する支援
 - ・自動車部品サプライヤーやSS（サービスステーション）などの中小企業の事業転換等に対する支援

（農林水産関係）

2050年カーボンニュートラルの実現に農林水産業分野として対応していくため、「みどりの食料システム戦略」に掲げる、将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承や持続的な産業基盤の構築に向け、収益性を兼ね備えた環境への負荷を軽減する生産方法等の技術を早期に確立するほか、生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図る取組を強化することが重要である。

- 革新的な技術の開発や社会実装に向けた取組の推進
 - ・スマート農林水産業の実装加速化、農林業機械や漁船の電化・水素化による化石燃料起源の二酸化炭素の排出削減
 - ・環境負荷低減と高い生産性を両立する新品種や農林業機械・養殖システムの開発・実証、社会実装に向けた環境整備の一層の推進
 - ・水田や家畜の消化管内発酵・家畜排せつ物管理からのメタンの排出削減
 - ・持続可能な資材や再生可能エネルギー及び未利用資源の活用
- 持続可能な農業・食品産業への転換に向けた取組の推進
 - ・化学肥料等の使用量低減や有機農業の取組拡大など、環境への負荷を低減する取組の一層の推進
 - ・環境負荷低減の取組の「見える化」を通じた食料システムの関係者・消費者の理解醸成や、有機加工食品における国産原料の取扱いの拡大、国産有機農産物等の需要喚起・消費拡大の取組の一層の推進
 - ・集荷場の整備・集約等による共同輸配送や、鉄道等へのモーダルシフトの促進など、流通の合理化による温室効果ガスの排出量の削減を図る取組の一層の推進
- 森林資源の持続的活用の推進
 - ・主伐後の再造林や間伐、路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設、燃料用チップの加工、木質バイオマス利用施設の整備等に対する支援に必要な予算の安定的な確保
 - ・地域の関係者の連携の下、熱利用等により森林資源を地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」の構築の推進
- 農地・森林・海洋における炭素の吸収や長期・大量貯蔵に向けた取組の推進
 - ・堆肥や緑肥など有機物の施用や不耕起栽培など農地の炭素貯留効果に関する評価手法の確立
 - ・人工林資源の循環利用の推進や木材利用の拡大
 - ・二酸化炭素の吸収源として重要な役割を有する藻場の形成・拡大技術の開発などに向けた取組の推進
- J-クレジットを活用したカーボン・オフセットの取組の推進
 - ・森林の所有者や管理主体への制度活用の働きかけや、森林経営活動等を通じた森林由来J-クレジットの創出拡大
 - ・堆肥施用の促進などの農業生産活動を通じた農業由来J-クレジットの創出拡大
 - ・J-クレジットを活用したカーボン・オフセットの取組の推進による企業や地方公共団体等における需要拡大

(4) 国内の生産能力等の強化

新型コロナウイルス感染症の影響や地政学的な環境変化、自然災害等により、企業のサプライチェーンが不安定化する中であって、その再構築が喫緊の課題となっており、また、DXやGXを技術的に支える半導体や蓄電池等の重要物資に係る国内供給力の強化は、雇用を生み出すだけでなく、カーボンニュートラルへの貢献、国際競争力の確保や経済安全保障の向上にとって不可欠な要素となっていることから、国として大規模な政策的支援が必要である。

さらに、対GDP比で見た我が国の対内直接投資残高は諸外国に比して極端に低く、逆に言えば伸びしろが大きいことから、スタートアップやDX、GX等への官民連携の大胆な投資を呼び水としながら、国外企業のインセンティブを高める施策を展開することで、雇用創出や国際競争力の加速化を図ることが必要である。

- サプライチェーンの強靱化
 - ・生産拠点等の国内回帰を行う企業の設備投資に対する支援の拡充
 - ・レジリエンス向上に向けたサプライチェーンの分散化の取組に対する支援の強化
 - ・サプライチェーン全体でのセキュリティ対策や脱炭素化、人権保護に対する取組の促進
- 半導体や蓄電池等の重要物資の国内供給力強化
 - ・国民の生存に必要な不可欠な又は広く国民生活・経済活動が依拠している特定重要物資である半導体や蓄電池等（製造装置や部素材等を含む）の国内製造基盤拡充のための投資への支援の強化
 - ・サプライヤー支援や産学官連携による人材確保・育成への支援の充実
 - ・土地利用調整の円滑化、工業用水や下水道、道路等のインフラ整備への支援
 - ・再生可能エネルギー等による電力の安定・安価な供給の確保
 - ・次世代半導体の量産等に向けた必要な法制上の措置や必要な出融資の活用拡大など支援手法の多様化、次世代技術に対する開発支援の加速化
- 都市部のみならず地方への対日直接投資の拡大
 - ・海外から我が国への投資の拡大に向けた自治体・地域による戦略策定やプロモーション活動、海外企業とのマッチング等に対する政府や日本貿易振興機構（JETRO）による支援の充実
 - ・国内外の資金を成長分野へつなぐ国際金融センターとしての札幌、東京、大阪及び福岡の魅力向上につながる支援の充実
 - ・海外からの高度人材等の誘致に向けた在留資格の制度改正やビジネス・生活環境の整備

(5) 物流改革の推進

重要な社会インフラである物流網を維持・強化するため、トラックドライバーの長時間労働の改善や賃金水準の向上、物流の効率化、荷主や消費者の意識変革などの物流改革を推進しなければならない。

- 荷待ち・荷役等の附帯作業に要する時間の削減等によるトラックドライバーの長時間労働の改善
 - ・ 標準仕様パレットの活用促進、予約システムや荷役機器・設備の導入支援
 - ・ 中継輸送や共同輸送、モーダルシフトの推進、自動運転技術の導入支援
- 適正な運賃収受と賃上げによる事業者の経営安定とトラックドライバーの賃金水準の向上
 - ・ 下請振興法に基づく「振興基準」の遵守、「標準的な運賃」に則った適切な料金設定の推進
 - ・ 適正な価格転嫁の実現に向けた独占禁止法や下請法の執行強化、下請Gメン等による監視の強化
- トラック事業者による働き方改革関連法や改善基準告示等の法令の遵守徹底
- 広報等を通じた消費者の意識改革・行動変容を促す取組の強化
- 運賃の値上げにより費用負担が増加する、特に国内の大消費地から距離的に遠い地方の生産者・製造業者の競争力維持に向けた支援策の実施

(6) 気候変動問題への対応

我が国の年平均気温は、100年当たり1.35℃の割合で上昇し、世界平均の2倍近い上昇率で温暖化が進んでいる。

近年、米の白未熟粒の発生や、りんご、ぶどうの着色不良など、高温障害による農作物の品質低下等が顕在化してきている。また、海水温などの海洋環境の変化等により、サケ、サンマ、スルメイカなどの不漁や、ノリなどの養殖生産量の減少が続いており、主要な魚種の水揚量や生産量の減少は、漁業者の収入の減少だけでなく、水産加工業など地域経済に大きな影響を及ぼしている。

農林水産業は、気候変動の影響を受けやすい産業であり、農林水産業における気候変動問題への対応は、極めて重要である。

- 将来の影響予測等を踏まえた計画的な対応策の推進
 - ・ 高温による品質及び生産量の低下や長雨による不作など、気候変動が農産物に及ぼす影響を分析し、気候変動に対応した強い品種の開発、生産技術の開発及び新たな品目栽培の支援の推進
- 持続可能な水産業を推進する総合的な施策の展開
 - ・ 水産資源の回復及び増養殖の拡大、海洋環境の変化等に対応した新たな増養殖技術の開発、漁業者・水産加工事業者の魚種転換の取組への支援の充実・強化

- ・海水温の上昇を踏まえた海藻種の選定などの新たな知見の導入や、多様な主体の参画による持続可能な藻場・干潟の保全・創造に向けた取組の一層の推進

2 全ての働く人が活躍できる社会の実現

(1) 人への投資と円滑な労働移動の推進

グローバル化やデジタル技術の進化に加え、2050年カーボンニュートラル実現に向けた脱炭素社会への移行に向けて、産業構造や求められる能力・スキルが大きく変化している状況においては、働く人の学び直しを促し、それを社会全体で支えることにより、我が国における人的資本の蓄積を充実させていくことが益々必要とされている。

また、生産年齢人口が減少している我が国において、今後成長が見込まれる分野や深刻な人手不足に陥っている分野に円滑に労働力が移動していくことが重要であり、そのためには働き方に対して中立的な制度の構築やセーフティネットの充実、雇用慣行の見直しを進めることが必要である。

- 学び直しに挑戦する意識の醸成や環境の整備
 - ・労働者の自律的・主体的なキャリア形成意識の醸成
 - ・時間や場所に制約がある人に対するオンラインやオンデマンドのeラーニング等による学習機関の充実
 - ・教育プログラム、教育機関、支援制度などの情報発信
 - ・費用負担に対する支援の充実
 - ・デジタル分野などの企業ニーズが高いスキルの習得に資する講座の拡充
- 学び直しに対する企業による取組の促進
 - ・企業が求めるスキルの明示や適正なスキルの評価と処遇の推進
 - ・スキルアップした非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換促進
 - ・休暇や勤務時間の柔軟化の促進
- 働き方に対して中立的な制度の構築
 - ・退職所得に対する課税の見直し
 - ・被用者保険の適用拡大、被用者保険適用のメリットの周知
 - ・民間企業に対する配偶者手当見直しへの働きかけ
- セーフティネットの充実
 - ・求職者支援制度における職業訓練・所得保障機能の強化
 - ・自己都合で離職した場合における失業給付等の公的支援の充実
- いわゆるメンバーシップ型、年功賃金、終身雇用といった我が国に根付く雇用慣行の見直しの推進
- 地域における企業の事業再構築や産業構造の転換と企業ニーズを踏まえた人材育成を一体的に取り組む地方公共団体に対する支援の充実

(2) 働き方改革と多様な働き方の推進

働き方に対する人々の価値観が多様化し、付加価値の源泉が有形資産から人的資本をはじめとする無形資産に比重がシフトしている中であって、働く人の厚生を高めることは、労働生産性を向上させ、企業にとって質の高い労働力の確保に不可欠な要素となっている。ついては、ワーク・ライフ・バランスを実現し、働き方に関わらず貢献に見合った公正な待遇が受けられる社会を実現させる必要がある。

さらに、時間や場所に制約されず自己のパフォーマンスを最大限に発揮できる働き方や、自己実現と社会貢献の両立を図る副業・兼業のような働き方など、誰もが自分に合った働き方を自己選択できる環境の整備も必要である。こうした多様な働き方は、都市と地方の人の交わりを活発化し、関係人口の創出等への波及効果も期待されることから、地方創生の観点からも積極的に支援していくことが重要である。

- 長時間労働の是正
 - ・ 時間外労働の上限規制など制度の継続的な周知や監督強化による法令遵守の徹底と労働時間の改善に積極的に取り組む中小企業に対する支援強化
 - ・ 勤務間インターバル制度の普及促進
- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間における不合理な待遇差の禁止徹底、正規化の促進や教育訓練の充実等による非正規雇用労働者の処遇改善
- テレワークの推進
 - ・ 育児や介護、障害等の理由から制約がある人のテレワーク導入の促進
 - ・ 地元での暮らしを続けながら都市部の企業で働く遠隔勤務の普及促進
 - ・ 転職なき移住や二地域居住など場所に制約されない暮らし方・働き方の推進
 - ・ ワークーションの実施に係る安全配慮義務の明確化や時間管理における制度の緩和
- 職務、勤務地、労働時間を限定した多様な正社員制度の普及促進
- フレックスタイム制の普及促進、健康福祉確保措置を併せた裁量労働制の対象業務の拡大、時間単位の年次有給休暇制度の導入促進
- 副業・兼業の推進
 - ・ 中小企業との人材マッチング事業の充実
 - ・ 中小企業に対して人材確保の一手として副業・兼業の活用の推奨
 - ・ 副業・兼業に伴う健康維持や労務管理上の懸念解消への制度的対応
 - ・ 地域ごとの特性に応じて展開する地方公共団体の事業に対する支援の充実
- フリーランスとして安心して働ける環境の整備
 - ・ 雇用類似のフリーランスに対する労働者に準じた保護や社会保険の適用

(3) 多様な人材の活躍の推進

性別、年齢、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関わらず、誰もがその能力を十分に発揮できることは、個人にとっての働くことによる自己実現のみならず、社会にとってもイノベーションの土壌となるダイバーシティを育むものであることから、多様な人材が活躍できる環境を創り出すことが必要である。

- 出産・育児・介護等と仕事のトレードオフの解消
 - ・フリーランスを含む自営業者や会社経営者も育児期間における休業の取得や収入について十分な保障がなされる制度の構築
 - ・雇用の安定性や賃金水準の違いに起因する正規・非正規雇用労働者間における育児休業・育児休業給付の格差是正に資する短時間正社員を含めた正社員化の推進や同一労働同一賃金の徹底
 - ・育児・介護と仕事やキャリア形成の両立実現や役員・管理職への女性登用などに積極的に取り組む中小企業に対する支援強化
 - ・育児・介護等により時間的・場所的制約がある人のテレワーク導入の促進
- 若年者におけるキャリア形成の初期段階におけるつまずきの解消
 - ・在学段階でのキャリア教育の推進
 - ・労働条件の明示徹底や企業情報の積極的な開示の推進、ユースエール認定制度等の活用による職業選択時のミスマッチ防止
 - ・採用後のハラスメントの防止徹底やメンタルヘルス対策の促進
- 企業の本社機能等の地方移転による若者・女性が活躍できる雇用の場の創出
- 意欲ある高年齢者の就業確保
 - ・ジョブ型雇用による能力やスキルに見合った処遇の促進
 - ・65歳を超えて継続雇用が可能な企業とのマッチング促進
- 障害者の雇用の量的拡大・質的充実
 - ・中小企業に対するノウハウ提供や採用前から採用後までの一貫支援の充実
 - ・企業に一定割合の雇用が義務付けられていない難病患者等の雇用促進のため、法定雇用率への算入や障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象への追加
- 就職氷河期世代の就労や社会参加の拡大
 - ・相談、教育訓練から就職、定着までの切れ目のない支援の実施
 - ・第二の就職氷河期世代を生まぬため、新卒・既卒者に対するきめ細やかな就職支援の充実
- 外国人との共生環境の整備
 - ・在留外国人への日本語教育や生活支援について、国が責任を持って取り組むとともに、地方公共団体が行う取組に対する継続的かつ十分な財政措置の実施

- ・外国人材を受け入れる企業等における人権侵害の防止対策、労働関係法令の遵守徹底や労働保険・社会保険の加入促進による就労環境の適正化
- ・技能実習制度に係る不適切な運営を行う監理団体や実習実施者への監督指導の強化
- 外国人材の就業促進
 - ・現行の技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行を実現するため、新制度及び特定技能制度の内容や手続等について十分な情報発信・相談対応の実施
 - ・在留資格「特定技能」について、1号及び2号の対象分野に企業等の実情を反映した特定産業分野の追加
 - ・特定地域に外国人材が偏在することがないように企業等と外国人材とのマッチングの充実
 - ・在留資格「技術・人文知識・国際業務」における従事可能な業務の緩和
 - ・在留資格制度の改善を含め留学生の日本企業への就職や起業を促す施策の充実及び留学生と中小企業とのマッチング支援
 - ・特定技能評価試験、介護福祉士・看護師の国家試験における受験上の配慮
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの理解増進に向けた国民・企業等への啓発等の取組の推進

(4) 人材確保の推進

地域や企業規模を問わず人材確保は喫緊の課題であることから、仕事と育児・介護の両立実現や就業調整の解消に向けた社会保険制度の見直し、リスクリングと柔軟・多様な働き方の推進による就業希望者の就業実現、外国人材が活躍できる環境の整備等により労働供給の増加を図るとともに、円滑な労働移動の推進や事業再生・再チャレンジへの支援による企業の新陳代謝の促進等により貴重な労働力の有効活用を進めること。

特に、知名度や経営資源等で大企業より不利な立場にある中小企業では、従来からの人材不足に拍車がかかり深刻な状況にある。地域の雇用の多くを支え、生活に密着したサービスを供給する中小企業における人材不足は、一企業の経営問題にとどまらず、地域社会の弱体化に直結するものであることから、賃上げや働き方改革、社員のリスクリング、省人化投資、M&Aによる人材確保、副業の受入れ等に積極的に取り組む中小企業への支援を強化すること。加えて、地方公共団体による生徒・学生の地元就職やU・I・Jターン、地域のニーズに即した人材育成等の取組についても支援すること。

3 中小企業・農林漁業者の持続的発展の支援

(1) 企業間における取引適正化対策の強化

中小企業による力強い賃上げや投資が実現するには、生産性向上はもとより、

労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁を進めるとともに、大企業と中小企業が共存共栄の関係を構築し、サプライチェーン全体での競争力向上を図ることが重要であることから、企業間における取引の適正化に向けた対策を強化していく必要がある。

- 取引対価の協議の実施や取引代金支払いの支払期日の短縮化、支払方法の現金化、手形割引料相当額を勘案した取引価格の設定等、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」に掲げられた内容の事業者団体等による自主行動計画への反映の促進
- 下請企業の親企業に対する価格交渉力強化へ向けた支援の強化に加えて、下請Gメンの機能強化による発注業者に対する働きかけや立入調査等の取締体制の強化など国による実効性のある価格転嫁対策の実施
- 下請代金支払遅延等防止法違反により勧告を受けた企業に対する厳正な対処
 - ・法律違反により下請企業が受けた不利益には、減額分の返還に法定利息を付すなど、厳格な原状回復を実現するための勧告や行政指導内容の強化
 - ・下請代金支払遅延等防止法違反により勧告を受けた企業等については、過去に遡って調査を行うなど、同法及び独占禁止法に基づく措置や行政指導を含めた可能なあらゆる手段の実行
- 大企業によるパートナーシップ構築宣言数拡大と宣言の実効性向上に向けた企業に対する働きかけの強化

(2) 持続的な賃上げの実現に向けた環境整備

我が国の持続可能な成長には分厚い中間層の形成が不可欠であり、それには雇用の約7割を占める中小企業の賃上げが重要であるが、賃上げ原資の確保に苦慮する中小企業が多いのが実情である。更には、大企業と中小企業との賃金格差がこれまで以上に拡大する場合、中小企業における人手不足が加速化し、事業継続や雇用継続を阻害しかねないことから、中小企業の賃上げが持続的に可能となるような環境整備が急務である。

このため、エネルギー・原材料・労務費の円滑な価格転嫁の実現や過剰債務をはじめとする事業者の実情に応じた金融面の課題解決のほか、デジタルの活用や脱炭素化に向けた設備投資、海外展開の拡大、リスクリング、働きやすい職場づくりなどの生産性向上に向けた支援を強力に実施すること。

(3) 中小企業の力強い再生に向けた金融支援の拡充

中小企業の多くは、エネルギー・原材料価格等の高騰や人手不足の影響、民間ゼロゼロ融資の返済の本格化等により、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進みつつある中であっても、依然として厳しい状況に置かれている。こうした中小企業に対して、引き続き十分な資金繰り支援を行うとともに、収益力の改善や円滑な事業再生・債務整理の実現が必要である。

- 万全の資金繰り支援
 - ・新規融資や既存債務の条件変更・借換、資本金劣後ローン等のニーズに対する柔軟かつ機動的な支援の実施
 - ・地方公共団体が実施する実質無利子・無担保融資及び独自の資金繰り支援の実施にあたり必要となる代位弁済額の都道府県負担分などの経費に対する財政支援の充実
- 経営改善への支援強化
 - ・中小企業活性化協議会やよろず支援拠点の体制充実・強化、他の支援機関との連携やノウハウの共有の推進
 - ・事業再生に至る前段階であって経営改善が必要な企業の掘り起こし強化
 - ・金融機関や信用保証協会による貸付先・保証先の企業に対するモニタリング機能の強化
 - ・経営者保証に依存しない融資や経営者保証の解除の推進
- 円滑な事業再生・債務整理
 - ・「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく準則型私的整理を軌道に乗せるため、その趣旨・内容の浸透や外部専門家・第三者支援専門家の確保、中小企業活性化協議会との連携強化
 - ・中小企業活性化協議会における支援人材の確保
 - ・保証人の個人破産回避に向けた「経営者保証ガイドライン」及び「廃業時における「経営者保証ガイドライン」の基本的な考え方」等に基づく保証債務の整理の推進
 - ・信用保証協会に対して損失補償を行っている都道府県の意向を十分に踏まえた円滑な私的整理の実施

(4) 事業承継・引継ぎの推進

中小企業は、地域の経済や雇用、住民生活を支える重要な存在であり、多様な技術・技能の担い手であるが、経営者の高齢化と後継者難に直面しており、後継者難に伴う廃業やそれに伴う雇用・技術の喪失は、地域存続に関わる重大な危機となるものである。中小企業がこれまで培ってきた価値ある経営資源を次世代に引き継ぐとともに、事業承継を経営体制の変更ということだけでなく、更なる成長・発展を遂げるための契機とすることが重要であることから、事業承継・引継ぎに対する一層の支援が必要である。

- 経営者保証の解除の推進
 - ・事業承継特別保証制度の活用促進
 - ・中小企業活性化協議会や外部専門家による経営改善の支援強化
 - ・経営者保証に依存しない融資の確立に向けた「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」の周知強化

- 多様な事業承継の促進
 - ・事業承継・引継ぎ支援センターによるM&Aや創業希望者とのマッチング等の支援充実
 - ・事業承継・引継ぎ支援センターの体制充実、支援機関同士の連携強化
 - ・M&Aの買収資金確保や承継後の設備投資等に対する支援の充実
 - ・移住政策とも連携した社外第三者への引継ぎの推進
- 後継者による経営革新に向けた挑戦への支援の拡充

(5) 海外需要の取り込みの拡大

(商工労働関係)

海外展開やインバウンドにより旺盛な海外需要を取り込むことは、付加価値の高い製品・サービスを有する中小企業が更なる成長を遂げることを可能にするとともに、エネルギーや食料等の輸入価格上昇により海外へ流出している所得の国内還流にも資するものであることから、大企業に比べて経営資源が乏しい中小企業に対して、積極的な海外展開を可能とする支援を行う必要がある。

- 海外の市場や法規制等に関する情報提供の拡充
- 販路開拓支援
 - ・現地のニーズや規制に即した製品・サービスへの磨き上げやマーケティング等の支援の充実
 - ・海外バイヤー等に向けたPR機会の提供
 - ・模倣被害の防止強化
- 海外ビジネスを担当する人材の確保・育成
 - ・留学生や大企業OB・OG等のグローバル人材の確保に対する支援の実施
 - ・企業内人材や地域の支援機関等に対する人材育成事業の拡充
- 地域における支援体制の強化
 - ・地域商社等による輸出サポート機能強化の促進
 - ・地方公共団体等が実施する海外展開支援に対する財政支援の実施
 - ・事業者同士の連携や地域一体となった推進体制の整備に対する支援の実施

(農林水産関係)

国では、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく2025年の輸出額2兆円目標の前倒し達成を目指しつつ、2030年の5兆円の実現に向けた取組を進めている。輸出による新たな販路の拡大は生産者の所得向上などにつながる重要な取組であることから、全国知事会でも昨年「農林水産物輸出拡大プロジェクトチーム」を立ち上げ、輸出拡大に向けて輸出障壁の整理や、海外共同プロモーションを計画している。これらの地方の動きを踏まえ、オールジャパンによる取組を加速させるとともに、成長する海外市場を取り込み、一層の輸出拡大に向けた環境整備や地方の取組などへの支援の強化が必要である。

- 海外展開に向けた環境整備の推進
 - ・輸出先国・地域の法規制や食品衛生規制等に関する情報提供の拡充
 - ・輸入規制を維持している国・地域における規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化
- 海外での需要拡大に向けた取組の推進
 - ・輸出先国・地域のニーズの絞込みや、商品のブランディング・マーケティング等の取組の推進
 - ・日本食・食文化に関する情報発信
 - ・国内外での商談会やキャンペーン等のプロモーション活動の推進
 - ・海外での品種登録出願や模倣品対策等への支援の強化
 - ・地理的表示（G I）保護制度の相互保護を行う国・地域の拡大に向けた協議の推進
 - ・日本の主要な地名（都道府県名等）の冒認出願拒絶に向けた各国への働きかけの強化
- 輸出先国・地域の食品衛生規制や需要に対応した取組の強化
 - ・H A C C P等の要件に適合する施設の整備等に対する支援の強化
 - ・畜産物の輸出拡大に必要な食肉処理施設の整備等に対する支援の強化
 - ・加工食品などの輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の整備等に対する支援の強化
- 輸出支援体制の強化
 - ・輸出事業計画策定等への支援の強化
 - ・輸出支援プラットフォームの設置・運営による輸出事業者への支援の強化
- 地方の販路開拓・輸出拡大に向けた支援
 - ・地方が海外で行う販売促進活動等の輸出拡大に向けた取組に対する支援の強化
 - ・オールジャパンのP R活動時における地域ブランドの積極的な発信
 - ・都道府県レベルでの効率的な物流構築に資するため、都道府県単位で輸出品目や輸出額を把握できる仕組みの構築

（日本産水産物等の輸出回復・拡大と供給体制強化等への万全の対策）

A L P S 処理水の海洋放出に伴う影響の監視と透明性確保に万全を期した上で、輸入停止措置を継続している中国政府等に対してその撤廃を強力に求めるとともに、輸入停止や風評被害により損害を被った全ての事業者に対して、迅速かつ確実に賠償が行われるよう、国と東京電力が責任を持って対応すること。加えて、足元における在庫増や出荷調整、それに伴う資金繰り悪化等に対して実効性ある支援を行うこと。

また、日本産水産物等の安全性と魅力を粘り強く発信し続けることにより、国内外の理解醸成の深化による風評被害の払拭と新たな販路開拓による需要拡大を

図るとともに、特定国・地域依存を分散するため、将来に向けて海外拠点を含めた供給体制の強化を促進すること。

一部の県を対象として、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制を今なお継続している国や地域に対し、これらの規制を早急に撤廃するよう強力に求めること。

(6) 商工指導団体の機能強化

中小企業を取り巻く経済環境が激変する中であって、経営課題や中小企業政策が多様化し、商工指導団体に対する中小企業の支援ニーズが質的にも量的にも拡大している。商工指導団体の支援体制の強化に対して都道府県が十分な財政支援を行うことができるよう、経営指導員等の指導費等に係る財政措置を複数年度にわたり拡充すること。

(7) 農林水産業の担い手の確保・育成と生産基盤の強化

世界的な人口増加等による食料需要の高まり、気候変動や災害、家畜伝染病の発生による生産量の減少など、我が国の食料の安定供給に影響を与える可能性のあるリスクが高まっている中で、食料安全保障の強化を図り、将来にわたる食料の安定供給の確保、食料自給率の向上を図っていくためには、国内生産の増大への転換や、生産・流通等の各段階の持続性を確保するための合理的な価格形成に資する環境の整備が重要である。

我が国の農林水産業が、魅力と競争力のある産業として地域経済を牽引する役割を果たしていくためには、多様な自然環境や地域資源を活用し、市場ニーズや地域の特性に合った特徴ある産地づくりを推進していくことが重要であり、優れた経営感覚を備え、戦略をもって農林水産業に取り組む経営体の育成を図るとともに、当該経営体が活躍できる環境を整備する必要がある。

また、こうした状況を踏まえ、農地を含めた土地の利用については、真に守るべき農地を見定めつつ、地域の実情を踏まえた土地利用が必要である。

○ 持続可能な食料供給の実現

- ・ 飼料、燃料、肥料など生産資材等の価格高騰対策の拡充など、農林漁業者等への影響を緩和する支援策の充実・強化
- ・ 輸入に大きく依存する麦、大豆、飼料作物等の水田等を有効活用した生産拡大等への支援の一層の推進
- ・ 耕畜連携による飼料の供給・利用拡大のための体制構築や、飼料生産組織における作業受託の拡大に必要な機械導入など、国産飼料の増産を図る取組への支援の強化
- ・ 国内資源の肥料利用拡大や肥料原料備蓄など、肥料の国産化・安定供給体制の確保

- ・食料生産基盤である農地の確保や、担い手の確保・育成、農業者の所得向上など、食料供給の現場である地方の実情に応じた施策の充実・強化
- ・生産・流通コスト等を踏まえた再生産に配慮した合理的な価格形成・取引を推進するための仕組みの早期構築
- 意欲と能力のある経営体や多様な人材の確保・育成
 - ・「新規就農者育成総合対策」や「農業経営・就農支援体制整備推進事業」、「森林・林業担い手育成総合対策」、「経営体育成総合支援事業」の十分な予算の確保
 - ・地域計画の実現のための農地中間管理機構等による農地の集積・集約化や、農地等の生産基盤の受け皿となる経営体を確保する取組への支援の強化
 - ・作業の効率化・省力化に資するスマート農林水産業の導入支援など、農林水産業の体質強化に資する基盤整備の推進に必要な予算の確保や財政措置の充実
 - ・経営資源の有効利用や経営の多角化など、経営感覚に優れた人材等を育成・確保するため、法人化や第三者への継承も含めた経営継承支援、規模拡大に必要な雇用労働力の確保等の経営課題の解決に向けた支援に必要な予算や制度の充実
 - ・農業経営・就農支援センターの効果的な運営体制の構築に向けた不断の見直し
 - ・農林水産業分野における女性の参画や、国、都道府県、市町村、関係事業者等が一体となった農福連携等の一層の推進
- 「新しい林業」に向けた取組の展開
 - ・エリートツリー等の植栽や自動運転機械等の新技術による作業の効率化により、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする取組や、林業従事者の所得と労働安全の向上を目指す「新しい林業」に向けた取組の展開
- 経営安定所得対策等のセーフティネットの充実・強化
 - ・国主導による米の消費喚起等の需要拡大対策の推進
 - ・水田活用の直接支払交付金の制度の恒久化
 - ・経営所得安定対策等の十分かつ安定的な予算の確保、漁業経営安定対策の拡充、資金繰り支援の充実
- 地域の実情を踏まえた土地利用
 - ・農地を含めた土地の利用について、国による土地利用規制は必要最小限とし、地方が主体的に土地利用を進められるよう、都道府県が確保すべき農用地等に係る面積目標の設定方法の見直しや、農用地区域の設定・除外等について、農地の実態や地域の実情に応じた適切な対応が可能となるようにすること。
- 家畜伝染病及び野生鳥獣被害等対策の充実・強化
 - ・家畜伝染病及び病害虫の国内への侵入防止のための水際対策の強化・徹底や、国内での発生防止及びまん延防止に係る施設整備、調査・防除事業、影

- 響を受けた事業者の経営維持・再開に対する財政支援の充実・強化
- ・高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病についての科学的根拠に基づく有効な発生予防対策の確立や、迅速かつ安全な殺処分の新たな手法の開発と普及、防疫資材等の供給体制強化などに資する国による広域的・体系的な都道府県連携の仕組みの構築
 - ・関係府省が連携した野生鳥獣被害対策の推進と支援対策の拡充、恒久化
 - ・外来生物・外来種雑草種子の水際対策の強化及び防除等に対する国の支援対策の拡充
 - ・都道府県の情報交換を図るためのネットワークの構築
 - ・公務員獣医師に限定される「と畜検査」について、AI診断の活用に向けた調査研究の推進や民間獣医師等の活用に向けた制度の見直し

(8) 速やかな復旧、防災・減災対策のための基盤強化

気候変動の影響により、台風や豪雨、土砂災害などの自然災害が激甚化・頻発化する中、被災した農林漁業者の早期事業再開の実現や、災害に強い施設にすることが重要である。

また、農林漁業の更なる成長産業化を目指すためには、生産基盤の構築と密接不可分な農山漁村地域の防災力の強化を図ることも重要である。

- 災害復旧事業をはじめとする支援制度の改善と万全な措置
 - ・BCP（事業継続計画）策定の推進
 - ・原形復旧にとどまらず、再度災害の防止に向け、農地や農業用ハウス、農林業用施設、林内路網、定置網等の漁業用施設、漁港施設の改良復旧による整備の推進
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を強力かつ計画的に実施するための必要な予算の安定的な確保と更なる地方財政措置の充実
 - ・農業用ため池等の農業水利施設や治山施設、林道施設、漁港施設などの防災・減災対策
 - ・自然災害の激甚化・頻発化に伴い増大する施設の維持管理の負担軽減対策
 - ・適切な保全管理を通じた長寿命化対策
 - ・流域治水の考え方に基づく農業用ダムなどによる洪水調節機能の強化
 - ・山地災害危険地区等における治山・森林整備対策
 - ・農林水産物の生産・流通機能の確保対策
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の完了後も中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画の令和6年内の早期策定と必要な予算・財源の別枠確保

(9) エネルギーの安定的な供給と機動的な支援

安定的なエネルギー供給は社会経済活動の根幹をなすものであることから、エネルギー需要側における省エネや燃料転換、供給側における再生可能エネルギーや水素・アンモニア等の次世代エネルギーの導入及び供給網整備等により、海外に依存する化石燃料の使用量を削減することで、海外要因に左右されにくいエネルギー需給構造を構築し、将来に渡る安定的なエネルギー供給の実現を図ること。

また、そうした需給構造の構築に向けては長期間を要することから、化石燃料の使用も併存するトランジション期においては、化石燃料の調達とそれによるエネルギーの製造・供給の安定的な確保を図るとともに、海外要因等によるエネルギー価格の急騰時においては、社会経済の混乱を回避するために機動的かつ柔軟な価格安定施策を国として責任を持って実施すること。

1 3 国産木材の需要拡大に向けた提言

【ポイント】

○ 1（4）木材・木材製品の輸出拡大

付加価値の高い製材品の輸出拡大に向け、相手国の建築法令の調査・整理、現地向けの設計・施工マニュアルの作成や更なる認知度向上に向けたPRの実施など、ジャパンブランドとして注目されている木造軸組工法の海外普及を促進する取組を進めること。

また、輸出業者向けセミナー及び国内外商談会の実施規模の拡大のみならず、新規市場開拓に向けた市場調査の実施等を通じて、海外販路の拡大の実現に向けてスピード感をもって取り組むこと。

○ 5（1）木材の特性や木材活用のメリット・効果の発信

施主への木材利用の理解醸成を図るため、木造化・木質化されたモデル的な建築物に関する事例の活用などを通じ、長期間炭素の貯蔵効果がある等の木材の特性やカーボンニュートラルに貢献するといった木材活用のメリット、地域への経済波及効果、心理面・身体面や学習面など木材を利用した居住環境が人に与える効果についての研究やエビデンスの更なる蓄積・検証を推進するための支援制度を創設すること。あわせて、その結果について情報発信を強化すること。

我が国の国土の約7割を占める森林は、そのうち約4割が人工林である。現在、戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、国産木材の供給量が増加傾向にある中、世界の木材需要は今後も拡大していくことが見込まれており、輸出促進による海外需要の獲得も期待される。一方で、森林資源の蓄積量も年々増加し続けており、整備が行き届かず、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止等の公益的機能が十分に発揮されていない森林も見受けられている。

そうした中、近年は大規模な豪雨災害や地震などの自然災害が頻発しており、森林の有する土砂災害防止や洪水緩和といった機能の重要性が一層高まっており、全国の各地域では、国産木材の需要拡大を通じた林業の振興による中山間地域の活性化が強く期待されている。

また、2015年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に掲げられている複数の目標達成に向け、新たな木材需要の創出が求められた。国内においても、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されたほか、12月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、二酸化炭素吸収・固定の観点からも木材利用の拡大の必要性が指摘されている。

さらに、2021年10月には、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、基本理念に木材利用等による「脱炭素社会の実現」への貢献が掲げられ、木材利用を促進する対象が建築物一般に拡大されるとともに、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が策定された。また、建築物における木材利用をより一層促進するため、新たに「建築物木材利用促進協定」制度が創設された。それにより、民間事業者等は国又は地方公共団体と協定を締結し、協働・連携して木材の利用に取り組むことができるようになった。来たる2025年の「大阪・関西万博」の基本計画においても、カーボンニュートラル等の取組を体現していくとされており、会場のシンボルである大屋根（リング）は、完成時には世界最大級の木造建築物となる予定である。

国産木材の需要拡大は、森林資源の循環利用を通じた二酸化炭素吸収及び固定機能の維持・向上、鉄やコンクリート等のエネルギー集約的資材や化石燃料の代替機能の維持・向上に繋がり、地球温暖化防止に貢献する。

さらに、心理面、身体面、学習面などの多様な場面における建物の内装木質化が人にもたらす効果について、科学的な検証が進んできている。

一方、スギ・ヒノキによる花粉症は今や国民の約4割が罹患しているといわれている。国においては、2023年4月に設置された「花粉症に関する関係閣僚会議」で「花粉症対策の全体像」が決定された。それに基づき、10月には「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」が取りまとめられ、新たに設定されたスギ人工林伐採重点区域における伐採・植替え等の加速化などの花粉発生源対策や、スギ花粉の飛散防止対策等の着実な実行に取り組むこととされた。また、ヒノキについても花粉の少ない森林への転換等に取り組むことが重要である。このような花粉症対策を一層推し進めることは、国民の健康維持・向上に寄与する。

2024年度からは森林環境税が個人に対して課税されるとともに、森林環境譲与税に係る配分基準の見直しが行われ、山間地への配分が手厚くなったことから、森林整備の更なる促進が期待されている。こうしたことも踏まえ、国や地方公共団体においては国産木材の需要拡大に向けた取組を、さらに全国的に加速させ、森林資源の循環利用を進めることで、再造林、保育、間伐などの森林整備を推進し、災害防止の観点からも極めて重要な森林再生、すなわち治山の理念に基づく取組へと繋げていく必要がある。

民間事業者の動向に目を向けると、CSRやESG投資の観点から木材活用への意識が高まっており、中高層木造建築物に関するプロジェクトが複数進展するなど、我が国の林業・木材産業は大きな節目を迎えている。

ついては、この機を逃すことなく、国産木材の供給能力を速やかに高めるとともに、消費地と生産地の繋がりによる地域の活性化や国土強靱化などに寄与する国産木材の更なる需要拡大を図り、我が国が長年培ってきた「木の文化」を次世代に確実に引き継いでいくため、次のことを要請する。

1 新たな国産木材の需要創出

(1) 民間非住宅建築物の木造化・木質化の推進【重点事項①】

ア J A S 構造材の流通量拡大

非住宅木造建築の推進に向けては、品質や性能が明確な J A S 製材品の活用が必要となることから、生産拡大に必要な施設の整備、普及拡大に向けた J A S 構造材の活用に対する支援を行うこと。

また、J A S 認証の取得や維持に要する経費の負担軽減につながる支援など、中小製材業者が J A S 認証に取り組みやすい環境を整備すること。

イ C L T 等の普及

森林による温室効果ガスの吸収や貯留への貢献の観点から、これまであまり木材が利用されてこなかった非住宅建築物における木材利用を推進するため、性能や品質が確保されている C L T や集成材等の中高層建築物への活用に向けた設計・施工技術の確立などの取組を進めること。

また、資材の供給を担う関連産業の振興に向け、C L T パネル工場や C L T 加工施設等の整備に対する支援を行うこと。

さらに、木造建築物に関する技術やノウハウを蓄積するため、C L T や木質耐火部材等を活用したモデル的な建築物の整備促進に必要な予算を引き続き確保するとともに、拡充・強化を図ること。

加えて、木造建築物の耐火構造等に関する建築基準法の規定について、建築物の木造化・木質化を促進する観点から、技術開発・研究等の動向を踏まえ、更なる木材使用可能範囲の拡大など、木材利用の要件緩和に向けた検討を進めること。

ウ 加工供給体制の強化

プレカット事業者等の加工供給体制を強化し、非住宅木造建築物への対応力向上を図るため、施設整備に対する支援を充実強化すること。

エ 国産木材の利用を促進する制度等の創設

地球温暖化防止、カーボンニュートラルの実現に向けて、社会全体で木材を活用する実効性ある取組を促進するため、民間非住宅建築物について、例えば建設費の 5 % 程度を木造化や木質化の費用に充てた場合に補助や税制の優遇措置を受けられる「5 % フォー・ウッド (仮称)」のような、国産木材の利用を促進する制度を創設すること。

(2) 木塀の普及

木塀の普及に向け、民間事業者や地方公共団体の木塀設置に対する支援を継続的に実施すること。

また、国のリーダーシップのもと、木塀の耐久性向上やコスト軽減等に係る試験研究や技術開発を推進するとともに、その成果を広く発信すること。

(3) 不燃木材等の屋外利用の促進

不燃木材等を屋外で実証的に使用する建築物の設計・建築等に対する支援を行うこと。

また、不燃木材を屋外で利用した際の薬液の溶脱・白華現象の減少や、防腐処理を施した木材の屋外用に向けた品質向上等、その利用拡大に向けた製品・技術開発に対する支援を行うこと。

(4) 木材・木材製品の輸出拡大【重点事項②】

付加価値の高い製材品の輸出拡大に向け、相手国の建築法令の調査・整理、現地向けの設計・施工マニュアルの作成や更なる認知度向上に向けたPRの実施など、ジャパンプランドとして注目されている木造軸組工法の海外普及を促進する取組を進めること。

また、輸出業者向けセミナー及び国内外商談会の実施規模の拡大のみならず、新規市場開拓に向けた市場調査の実施等を通じて、海外販路の拡大の実現に向けてスピード感をもって取り組むこと。

(5) 土木分野での利用

国産木材を活用した構造物基礎等の工事資材、柵（防護柵を含む）や型枠用合板等の木製品、看板等の工事関連資材について、積極的に公共事業での利用を進めるとともに、工事の評価規定において国産木材活用を評価する仕組みを検討すること。

また、関係団体との連携により土木分野での更なる国産木材活用に関する課題整理を進めること。

さらに、土木分野で活用する新たな木製品の開発や普及に対する支援を行うこと。

(6) 仮設物での利用

国際的な競技大会や博覧会等、様々なイベントで用いる仮設物への国産木材活用を関係団体に働きかけるとともに、国産木材を活用した仮設物の開発・普及に対する支援を行うこと。

(7) 木質バイオマスの安定供給

国産木材の利用拡大に繋がる木質バイオマスの安定供給に向け、林地未利用材の効率的な集荷・搬出にも活用可能な路網整備や林業機械の導入、燃料用チップの加工、利用施設の整備等に対する支援に必要な予算を安定的に確保するとともに、生産者から消費者まで関係者が連携した「地域内エコシステム」の構築を進めること。

(8) 森林環境譲与税の活用促進

森林環境譲与税の用途について、都市部においては、公共施設の木造化等に有効に活用することで山村部の森林整備との好循環が生まれるよう、市町村が譲与税を活用して実施した木材活用の先進・優良事例を収集し、都道府県や市町村に対して積極的な情報提供を行うこと。

(9) 広葉樹資源の活用

国産広葉樹を付加価値の高い有用な資源として家具・内装材等への利用拡大を図るため、安定供給体制の整備や製品・技術開発に対する支援を行うこと。

(10) 新たな素材としての木材の活用促進

従来の木材利用に加え、木材から抽出した精油としての活用や、セルロースやリグニン等の成分を使用した新素材の技術開発など、木材の新たな素材としての活用にかかる取組への支援を拡充すること。

(11) 新しいライフスタイルや新たな省エネ基準への対応

テレワークの普及等による、ライフスタイルの変化を背景とした住環境に対する消費者ニーズの変化や、カーボンニュートラルの実現に向けて改正された建築物省エネ法の省エネ基準に対応できる、各種木製品と技術の開発及び普及に対する支援を行うこと。

2 公共建築物の木造化・木質化の推進

(1) 財源の確保【重点事項③】

公共建築物の木造化・木質化を促進するために必要な予算を確保するとともに、複数年度にわたる整備を対象とする要件緩和、補助率の引上げ、補助対象の拡充といった既存事業の見直しや、地域の実情に応じた新たな助成制度の創設など、地方公共団体等に対する支援の拡充を図ること。

(2) 企画立案の推進

一般流通材の活用などにより低コスト化を図る工法の開発を促進し、新営予算単価への反映を図るとともに、用途別・規模別の標準設計の作成・普及を進めること。

また、木造建築物の単価設定や積算方法、他構造とのトータルコスト比較等に関する事例調査を実施し、その結果を地方公共団体に提供すること。

(3) 設計・維持管理の円滑化

木造に対応した一貫構造計算ソフトウェアの普及や標準ディテールの開発を促進するとともに、設計に必要な試験に対する支援を行うこと。

また、木造化・木質化された公共建築物の維持管理に係るデータを収集するとともに、必要な試験を実施し、その結果を地方公共団体に提供すること。

3 大規模な木造建築物の設計や施工を担う人材の育成

(1) 建築士等の育成【重点事項④】

非住宅木造建築物の設計・提案・施工が可能な建築士等を増加させるため、国が主体となった人材育成を行うとともに、地方公共団体や関係団体が実施するリカレント教育や連続講座などに対する支援を拡充すること。

また、大学の教育課程における木造建築や木材利用のカリキュラムの充実を図ること。

さらに、蓄積された技術やノウハウを普及させるための技術書の作成や、非住宅木造建築物に係る経験を有する建築士等を全国各地へ派遣してノウハウを普及する仕組みを創設すること。

(2) 地方公共団体職員等の育成

各地域の公共建築物の木造化について中核的な役割を担う地方公共団体職員の育成に向け、木造建築に係る技術や知識の習得を図る研修を体系的に実施すること。

また、国産木材の利用を促進するコーディネーターの育成に対する支援を行うこと。

4 新たな技術の研究開発

(1) 新たな技術の開発を促進する環境整備

施工性の高い構造材や内装材、リーズナブルな木質耐火部材や屋外利用での耐久性を向上させる技術など、新たな木材需要の創出に繋がり、A材の付加価値を高める製品の研究や開発に対する支援を充実・強化すること。

また、企業や建築士、デザイナー等との連携による技術開発・製品開発に対する支援制度の創設など、多様な主体との連携により新たな技術や製品の開発を促進するプラットフォームを整備すること。

(2) 大径材の活用に向けた技術開発

今後増大する大径材の活用に向け、公設試験場や民間企業等の大径材生産・加工に関する技術開発・製品開発に対する支援の拡充を行うこと。

5 国産木材活用の意義や魅力の周知・啓発

(1) 木材の特性や木材活用のメリット・効果の発信【重点事項⑤】

施主への木材利用の理解醸成を図るため、木造化・木質化されたモデル的な建築物に関する事例の活用などを通じ、長期間炭素の貯蔵効果がある等の木材の

特性やカーボンニュートラルに貢献するといった木材活用のメリット、地域への経済波及効果、心理面・身体面や学習面など木材を利用した居住環境が人に与える効果についての研究やエビデンスの更なる蓄積・検証を推進するための支援制度を創設すること。あわせて、その結果について情報発信を強化すること。

また、他構造と比較した際のメリットを明らかにするため、維持管理費や解体費用等を含めたトータルコストの実証や、二酸化炭素排出削減等の効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及を早期に進めること。

(2) 木材利用の普及・啓発

木の良さをPRするため、地方公共団体、民間企業、関係団体等と連携したイベント開催や、普及啓発用木製品及びポスターなどの製作・配布といった効果的な広報の実施など、木づかい運動の強化を図ること。

また、木育指導者の育成・確保に向けた施策の充実のほか、地方公共団体、民間企業、教育関係者等との連携によるプロモーション方法の検討や先進的な取組の発信など、木育を一層促進する取組を進めること。

さらに、幼少期から木材に親しむ機会や日常的に木材を観て触れることができる環境、木に包まれた暮らしの創出等を通じて国産木材利用の理解を醸成するため、子育て施設での国産木材利用やPR効果の高い民間商業施設の木造化・木質化、国産木材を利用した住宅の新築等に対する支援策を講じること。

(3) 「森林認証材」の利用促進

2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略が示され、持続可能な森林経営が果たす役割はますます重要になってきていることから、森林認証の認知度向上に向けたPRの実施など、森林認証材の利用を促進する取組を進めること。また、森林管理認証であるFM認証、加工・流通認証であるCOC認証の取得・更新に必要な経費等に対する支援を行うこと。

6 生産・流通体制の強化

(1) 伐採・搬出・流通基盤の整備

国産木材の生産拡大を図るとともに、持続的な林業の成長産業化を達成するため、再造林や間伐などの森林整備、路網の整備、森林内の電波が届かない地帯における緊急時の最適な通信システムの手法の検討、高性能林業機械の導入、木材市場の機能強化、大径材の活用を促進する加工流通施設の整備など、川上から川下までの総合的な取組の推進に向け、輸入木材等の需給変動への対応を含め、必要な予算を十分に確保し、支援を強化すること。

併せて、国産材の供給に一定の役割を担っている林業公社等への金融措置等の支援を継続・拡充すること。

また、既存交付金の補助単価の見直しなどにより、集約化が困難な箇所に対す

る支援の充実を図ること。

さらに、健全な森林を育成するため、定期的な修繕が不要な獣害対策技術の開発を進めること。

(2) 林業を担う人材の確保・育成

国産木材の供給を支える林業従事者の確保・育成や現場技能者のキャリアアップを進めるため、「緑の雇用」事業や緑の青年就業準備給付金などの必要な予算を確保するとともに、林業就業者の待遇改善、所得向上に向けた労働環境や賃金の改善を図る取組を推進すること。

また、新規就業者の確保・定着や外国人材の受入れに向けた条件整備を促進すること。

さらに、架線系等の技術者養成研修の充実を図ること。

(3) 木材需要者と木材供給者を繋ぐ仕組みの構築

国産木材の安定かつ効率的な供給体制を構築するため、国産木材を長期間集積、保管するための貯木場の整備など、ストック機能の強化に係る予算を継続的に確保すること。

また、原木の生産・加工・流通の効率化・低コスト化を推進するため、航空レーザ計測による資源把握を始め、ICTなどを活用したスマート林業の取組に対して積極的な支援を行うこと。

さらに、林業のデジタルトランスフォーメーション(DX)に繋がる、川上から川下、消費者をつなぐ各種システム等の構築を促進するための取組を進めること。

(4) 国産木材への転換促進【重点事項⑥】

外国産木材の供給量の低下や価格の高騰により国内の木材需給のひっ迫が生じないよう、国産木材への転換を図るべく、国産材製品の流通対策、国産材製品への転換を図る設計・施工方法の導入や普及に対する支援に一層取り組むこと。

(5) 花粉症対策の推進【重点事項⑦】

花粉症に関する関係閣僚会議で決定された「花粉症対策の全体像」に基づく発生源対策の推進が国産木材の利用拡大や森林整備に資することを踏まえ、花粉症対策苗木への植替えや花粉発生源対策の意義の周知・啓発などに必要な予算を十分に確保すること。

また、スギ等の伐採・植替えを着実に実施する上で国産材製品の需要拡大と住宅分野や中大規模建築物等への安定的な供給を図ることが不可欠であることから、木材加工流通施設の整備をはじめとした製材・合板・集成材等の国際競争力強化に向けて、強力な支援策を講じること。

14 豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止に向けた提言

【ポイント】

- アフリカ豚熱にも備え、農場の更なる飼養衛生管理向上に対する財政支援を充実すること。
- 豚熱ワクチンのより適切な接種方法について、引き続き検討するとともに、知事認定獣医師や登録飼養衛生管理者によるワクチン接種への財政支援を行うこと。
- 野生いのししにおける豚熱撲滅に向けた目標値・行程を明確化し、必要な予算を確保すること。
- アフリカ豚熱に備え、水際対策の強化・徹底を図るとともに、万一の侵入に備えた初動体制を整備すること。

平成30年9月、国内で26年ぶりに発生した豚熱は、これまでに全国で92事例が発生し、延べ約40万頭の殺処分が行われた。

令和元年には豚へのワクチン接種が開始されたが、その後もワクチン接種を実施した農場で相次いで発生している。さらに野生いのししの感染は37都府県で確認され、今なお全国に拡大している状況にあり、豚熱の終息に向けては、息の長い取組が必要である。

また、アフリカ豚熱が世界的に拡大しており、日本との往来の多い地域においても猛威を振るっていることから人・物の動きによる国内への侵入リスクが高くなっている。

家畜伝染病が一たびまん延すれば、我が国の畜産業及び関連産業に甚大な被害をもたらす、その再生には長い期間を要する。

こうした課題に対応するため、国においては、引き続き、国家レベルの危機管理事案として、豚熱の終息と産地の再生、アフリカ豚熱の国内侵入防止のため、次の事項について措置を講じることを強く求める。

1 早期終息に向けた発生原因の解明と飼養衛生管理等の更なる向上

(1) 感染経路や発生原因の解明と一刻も早い豚熱の終息

豚熱・アフリカ豚熱ウイルスの農場への侵入防止対策を的確に実施するため、豚熱の感染経路や発生原因を早急に解明し、必要に応じて対策の見直しを行うとともに、あらゆる手段を行使し、豚熱発生に係る事態を一刻も早く終息させること。

(2) 飼養衛生管理を向上させるための財政支援の充実

アフリカ豚熱の脅威にも備え、農場における更なる飼養衛生管理の向上のため

め、消費・安全対策交付金等について、生産者団体の意向を踏まえた支援対象の拡充を図り、十分な関連予算確保のもと、財政支援を実施すること。

2 ワクチン接種のあり方

(1) より適切なワクチン接種時期等の検討

ワクチン接種を実施している農場での豚熱発生に鑑み、接種都府県が実施する免疫付与状況検査結果を踏まえた、より適切なワクチンの接種方法を、引き続き検討のうえ、提示すること。

(2) 知事認定獣医師等によるワクチン接種への財政支援

知事認定獣医師や登録飼養衛生管理者による飼養豚へのワクチン接種については、防疫指針に基づくまん延防止のための接種であることから、都道府県や農家の負担が増加しないよう、家畜防疫員が行う家畜伝染病予防法第6条に基づく接種と同様に、国において必要な財政支援を行うこと。

(3) 知事認定獣医師に関する補償制度の整備

知事認定獣医師が実施したワクチン接種により死亡した豚又は死産若しくは流産した豚の胎児について、家畜伝染病予防法第58条の手当金と同等の取扱いとすること。

(4) 国産マーカーワクチンの早期開発・実用化

国産マーカーワクチンの早期開発・実用化を進め、現行（非マーカー）ワクチンからの移行へ取り組むこと。

3 野生いのしし対策

(1) 豚熱撲滅に向けた方針の策定

野生いのしし対策を重点的かつ効果的に推進するため、国において生息頭数や浸潤状況等のデータを解析し、豚熱撲滅に向けた方針、目標値及びその実現を図るための行程を示すこと。

(2) 国主体による経口ワクチンの広域的な重点散布の計画及び実施

野生いのしし感染の全国的な拡大や再発を防ぐための経口ワクチンの広域的な重点散布エリアの設定や散布の実施等について、国が主体的に取り組むこと。

(3) 豚熱撲滅に向けた関連予算の十分な確保

豚熱撲滅に向けた方針に基づき実施する経口ワクチン散布及び野生いのししの捕獲関連経費について、国が責任をもって十分な予算を措置すること。また、経

ロワクチンについては、予め年間の必要量を一括輸入するなど十分な量を確保すること。

(4) 国産経ロワクチン実用化の加速

使用素材を工夫するなど国内での散布に適した国産経ロワクチンの実用化に向けた取組を加速するとともに、豚と同様にマーカーワクチンの開発を進めること。

(5) 浸潤状況等に応じた経ロワクチン散布方針の提示

野生いのししにおける浸潤状況や抗体獲得状況が地域によって異なることから、経ロワクチン散布の目的や方法などについて、科学的な知見に基づき、これまでの有効性の評価や地域の現状を分析した上で散布方針を示すこと。

(6) 野生いのししの検査拡充等への支援

野生いのししにおける豚熱撲滅には、全国的な捕獲強化と豚熱検査の拡充が必要であることから、都府県ごとの捕獲状況や課題を検証し、十分な財政支援を行うとともに、関係省庁が連携し、対応すること。

また、農場に野生いのししを近づけないための防除対策など、総合的な野生いのしし対策への支援を行うこと。

4 防疫措置への対応

(1) 豚熱・アフリカ豚熱の発生時の備えに対する財政支援の充実

豚熱・アフリカ豚熱が発生した場合に速やかに防疫措置を実施するため、民間倉庫等を活用した資材の保管や供給体制の整備等についても、消費・安全対策交付金の支援対象とすること。

(2) 防疫措置時の部分的殺処分の調査・研究

豚熱発生時の全頭殺処分は、生産者や都道府県の負担が大きいことから、ワクチン接種農場での部分的殺処分による防疫措置実施について、豚熱のまん延リスクにかかる科学的検討のほか、防疫措置の実施方法や農場及び関係事業者並びに市場への影響など、様々な観点から調査・研究・検証を進めること。

(3) 大規模発生に対する財政支援の拡充

大規模農場での発生や複数事例の同時発生に係る防疫措置については、発生都道府県における負担が、さらに大きくなることから、防疫措置に関連する交付金の交付率を引き上げるなど、財政支援を拡充すること。

特に、防疫措置に従事した自治体職員の時間外手当や特殊勤務手当などの人件費は、家畜伝染病予防費負担金、消費・安全対策交付金及び特別交付税の対象外

となっていることから、対象経費を拡充し、国による十分な財政支援を行うこと。

(4) 防疫措置に必要な資機材の供給体制強化

防疫措置時の資機材の不足に備え、国が窓口となった広域的・体系的な都道府県連携の仕組みを構築すること。

5 産地への再生支援の充実

(1) 発生農家等の経営再開に向けた支援の充実

農場において豚熱又はアフリカ豚熱が発生した場合や、アフリカ豚熱による予防的殺処分を行った場合には、発生農家の休業が長期にわたり、再開後も経営が軌道に乗るまでには期間を要することから、無利子、保証料なしの融資制度の創設など、経営再建に向けた支援措置を充実すること。

(2) 養豚関連事業者への支援の充実

地域の養豚生産を支えると畜・流通・飼料など関連事業者に対し、取扱量の減少、出荷遅延による規格外の滞留豚処理に係るコスト増などに対する支援措置の充実、支援に係る稼働休止期間などの要件の緩和を行うこと。

6 水際対策、アフリカ豚熱への備え

(1) 水際対策の一層の強化

アフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や違法に持ち込もうとする者の入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるとともに、検疫探知犬の不足を解消し、加えて、人の往来が増え、検査対象数が増加となった際にも対応できるよう地方の空港や港湾においても、検疫探知犬の更なる増頭と常時配置を促進し、違法畜産物の持ち込みや国際郵便を利用した輸入を確実に摘発する体制を整備するなど、一層の水際対策の強化、徹底を行うこと。

(2) アフリカ豚熱早期封じ込めのための必要資材の備蓄と連携体制の構築

アフリカ豚熱ウイルスの国内侵入を許し、野生いのししへの感染が判明した場合に備え、策定された基本方針に沿った円滑な初動体制を実現するため、国において、囲い込みや緊急の農場防疫等に必要な資材の備蓄の強化と人員の派遣など民間団体等も含めた連携体制の構築を進めること。加えて、野生いのししの死亡個体捜索は多くの労力を必要とするため、効果的に死亡個体を捜索できる探知犬の導入を検討すること。

(3) アフリカ豚熱の拡散防止に係る国民等への周知

アフリカ豚熱の国内侵入に備え、野外活動時の食品残さの持帰りや携行品に付着した土の除去・消毒の徹底など野生いのししへの伝播防止措置について、関係省庁や関係団体と連携し国民や海外からの観光客へ周知すること。

(4) アフリカ豚熱ワクチンの早期開発

農場や野生いのししにおける発生予防とまん延防止のため、アフリカ豚熱ワクチンの早期開発・実用化を進めること。

7 人材確保対策の強化

(1) 獣医師の確保・育成への支援の充実

全国的に不足している産業動物獣医師や都道府県獣医師の確保・育成を図るため、国において修学資金給付に係る十分な予算を確保するなど、支援策を充実すること。

(2) 家畜防疫員の専門性等の向上

家畜防疫員の専門知識や技術力の向上を図るため、家畜伝染病の最新の学理及び診断技術等を学ぶ研修の充実及び病性鑑定研修会等の受入機会の拡充を行うこと。

8 地方財政措置の充実

(1) 豚熱・アフリカ豚熱対策関連経費への地方財政措置

豚熱・アフリカ豚熱対策として地方が支出する経費については、単独事業も含め、十分な特別交付税措置を講じること。

15 農林水産物の輸出拡大のための提言

人口減少により国内の市場規模が縮小する中、地域の主要産業である農林水産業・食品産業の持続的な成長を実現するためには、アジアを中心とする海外の消費者の所得向上や訪日外国人の増加等による日本産農林水産物・食品のニーズの高まりといった環境の変化を捉え、輸出拡大を図ることが重要である。

こうした中、都道府県は、農林水産物・食品の輸出拡大に向け、輸出産地づくりや地域のブランド産品と観光誘客との一体的なプロモーション活動を展開し、農林水産物等の輸出拡大やインバウンド消費の拡大に一定の成果をあげてきた。

一方で、更なる輸出拡大を図るためには、国・地域により異なる検疫条件等への対応や長期的な視野に立った輸出産地づくり、海外での効果的なプロモーションの展開など、国と地方が連携して取り組むべき課題も多い。

このため、全国知事会では、昨年「農林水産物輸出拡大プロジェクトチーム」を立ち上げ、地方が抱える輸出先国・地域における検疫条件等の輸出障壁を整理するとともに、障壁のある中においても、我が国全体の輸出拡大を図るため、フランスで開催される食品見本市「SIAL Paris 2024」において、全国知事会初となる海外での共同プロモーションを実施することとしている。

これらの地方の課題や動きを踏まえ、国の掲げる2030年輸出額5兆円の目標達成に向け、国と地方がスクラムを組み、オールジャパンによる取組を加速させ、更なる輸出拡大を図るため、下記の対策を講ずるよう提言する。

1 輸出障壁の除去

輸出先国・地域での残留農薬基準や検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件等が設定されているものの厳しい条件が課されている品目、豚熱の予防的ワクチン接種に伴い輸出が停止されている豚肉について、輸入解禁や条件緩和の早期実現のため、積極的に二国・地域間協議を行うこと。

また、米国向け牛肉輸出の低関税複数国枠について、他国の輸出により枠数量が早期に全量消化されている実態を踏まえ、輸出拡大に支障を来すことのないよう、安定的な輸出に向けた米国への働きかけを行うこと。

2 原発事故、ALPS処理水

我が国の農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、科学的根拠に基づかないまま原発事故やALPS処理水の放出に伴う輸入規制を実施している諸外国・地域

に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけ、政府間交渉の取組状況について、継続して情報提供を行うこと。

3 輸出産地づくりへの支援

国の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づきリスト化する輸出産地や農林水産物・食品輸出プロジェクト（G F P）に参加する産地による輸出施設整備や販路開拓、輸出ルートの構築などステージに応じた取組への支援に係る十分な予算の確保及び優先採択等の優遇措置の対象となる関連事業の拡充を図ること。

4 海外での販路の開拓・拡大への支援

全国知事会初となる共同プロモーションを世界最大級の食品見本市「S I A L P a r i s 2 0 2 4」で実施するなど、都道府県域を超えた連携活動を契機として地方の輸出の取組が更に活発となることを見込まれるため、地方が海外で行う販売促進活動等の輸出拡大に向けた取組に対し、積極的な支援を行うこと。

また、都道府県レベルでの効率的な物流構築に資するため、都道府県単位で輸出品目や輸出額が把握できる仕組みを構築すること。

さらに、オールジャパンのPR活動については、地域ブランドが埋もれることがないように、積極的な発信を行うこと。

5 海外での知的財産保護

都道府県を含め我が国で育成した優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業の十分な予算を確保するとともに、海外品種登録の迅速化・円滑化のため、関係国・地域と協議を進めること。

また、地理的表示（G I）保護制度の相互保護を行う国・地域の拡大に向け、関係国・地域との協議を進めること。

16 国土強靱化の推進、交通ネットワークの整備・維持及び 観光による稼げる地域の実現に向けた提言

我が国では、近年、気候変動の影響等により自然災害が激甚化・頻発化しており、建物の倒壊や土砂崩れ、火災、ライフラインの寸断など、極めて甚大な被害が生じている。また、本年1月に発生した令和6年能登半島地震においては、半島という地形的な特徴から交通アクセスが限られ、被害状況の把握や救援、物資搬入に支障が生じるなど、地理的条件による初動対応の課題が浮き彫りとなっている。

こうした中、大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、サプライチェーンの確保など経済活動を含む社会の重要な機能を維持するために、防災・減災、国土強靱化の取組は、一層重要となっており、地理的条件など地域の実情に応じたハード・ソフト両面からのきめ細かな対策の推進が急務となっている。

また、激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、我が国の持続可能な発展を遂げるためには、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を進めていくことが重要である。

そのため、昨年6月に改正された国土強靱化基本法に基づき、平成28年熊本地震など近年の災害から得られた貴重な教訓や社会情勢の変化等も踏まえ、デジタルなどの新技術も活用しながら、国土強靱化の取組の強化を図る必要がある。

あわせて、国がデジタル田園都市国家構想において掲げている「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の構築に向け、時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等を図る交通ネットワークの強化を推進しなければならない。

さらに、地方創生の実現と国土の均衡ある発展のためには、地域の公共交通網を維持・確保することが重要である。昨年10月に施行された改正地域交通法のもと、地域の関係者が連携・協働（共創）のうえ、地域の公共交通をより利便性が高く、持続可能なものとして「リ・デザイン（再構築）」していくことが必要である。

また、地域経済の一翼を担う観光産業がコロナ禍から本格的に復興し、観光による「稼げる地域・稼げる産業」を実現するために、回復基調にある旅行需要の確実な取込みや拡大とともに、観光産業の人手不足解消や生産性向上への取組が喫緊の課題である。

以上を踏まえ、下記項目について強く提言する。

1 防災・減災、国土強靱化の推進

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組に必要な予算・財源については、これまでのペースを緩めることなく、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも例年以上の規模で確保すること。

また、国土強靱化の取組を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、財政支援や地方財政措置の充実・強化を図ること。

さらに、令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」並びに令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」及び「緊急防災・減災事業」については、国土強靱化に資する取組であるため、期限を延長すること。

加えて、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定すること。その際、半島における交通網の脆弱性をはじめ地域の様々な実情を勘案し、「半島防災」という新たな視点も含め、必要な施策を反映させるとともに予算規模についても定め、速やかに当初予算を含め、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

あわせて、国土強靱化に向け、建設業における働き方改革の推進など、インフラ整備の担い手となる人材の中長期的な確保に向けた取組を強化すること。

2 シームレスな拠点連結型国土の形成に向けた広域交通ネットワークの整備推進

シームレスな拠点連結型国土の形成を図るため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消、代替機能を発揮する直轄国道等とのダブルネットワーク化、暫定2車線区間の4車線化、環状道路の整備促進、湾口部・海峡部等を連絡するプロジェクトの推進、リニア中央新幹線や整備新幹線の整備促進、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げなど、広域交通ネットワークの整備を推進すること。

3 地方創生と国土の均衡ある発展に向けた地域公共交通の維持・確保

地域の実情に応じた生活交通の維持・確保、及び持続可能な地域公共交通の実現に向け、深刻化するバス、タクシー運転手や鉄道運転士不足の解消などの取組を着実に推進できるよう、地方に対し必要かつ十分な支援を行うこと。

加えて、国民にとって重要な社会インフラである鉄道については、現在のJR各社の経営状況、事業構造及び内部補助の考え方等を踏まえ、全国的な鉄道ネットワークのあり方そのものについて、まずは国の責任において議論のうえ

方向性を示すこと。また、被災鉄道の早期復旧のため鉄道事業者を支援するとともに、災害を契機とした安易な存廃・再構築の議論が行われないよう鉄道事業者を指導すること。

さらに、タクシー不足への対応として取り組む自家用車活用事業や自家用有償旅客運送については、安全性の確保などの把握を行いつつ、地域の実情に応じて、柔軟に利用できるよう更なる見直しを図るとともに、必要な財政支援を行うこと。

また、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法制度については、安全性の確保を大前提として、現在の自家用車活用事業等の実施状況、地域の声やタクシー事業者の意見を踏まえ、地域の実情を反映できる制度とし、全国一律の規制緩和は拙速を避けて行うこと。

なお、国家プロジェクトである 2025 年日本国際博覧会が開催される大阪府においては、期間中に円滑な移動が確保されるよう、速やかに更なる規制緩和等を行うことにより、爆発的に増加する移動需要への対応策を講ずること。

4 観光による「稼げる地域・稼げる産業」の実現

インバウンドを含めた観光客の消費拡大や地方への誘客促進のため、地域資源を活かした観光素材の発掘・磨き上げやプロモーションの支援に加え、積極的な広域の誘客プロモーションに取り組むとともに、2025 年日本国際博覧会や 2027 年国際園芸博覧会などの大規模イベントを戦略的に活用すること。あわせて、オーバーツーリズムの解消、地方空港における新規就航等の実現、受入環境整備のほか、パスポート取得費用の負担軽減など双方向の交流拡大に向けたアウトバウンド推進等への支援を行うこと。

また、観光産業が稼げる産業となるため、宿泊施設の改修や旅行商品の造成など高付加価値な観光地域づくり支援等に加え、観光産業の人材確保やDX活用等による生産性向上など構造的課題の解消に向けた対策を講ずるとともに、継続的な観光地経営を推進できるよう、DMOの機能強化に向けた取組を進めること。

さらに、令和6年能登半島地震の被災地域における観光の復興を図るため、事業者支援や風評被害対策、適切な情報発信を進めること。

17 大規模災害への対応力強化に向けた提言

～令和5年に発生した災害(令和6年能登半島地震を含む)の検証を踏まえ～

令和5年は、現在の首都圏を襲った未曾有の大災害である関東大震災から100年の節目に当たり、多くの地域で啓発活動が行われ、大規模地震への備えの重要性を再認識したところである。

そうした中、令和6年の年明け早々、能登半島を最大震度7の地震が襲い、290人を超える尊い人命が失われたほか、住宅やライフラインの甚大な被災等により、今もなお、数多くの被災者が避難生活を強いられている。

南海トラフ地震や首都直下地震など大規模地震の切迫性が指摘される中、今般の令和6年能登半島地震で明らかになった課題や教訓も踏まえ、大規模地震への対策強化につなげることが必要である。

また、近年、毎年のように大規模な風水害が発生し、令和5年も、全国各地で、大きな被害をもたらしており、気候変動に伴い、頻発化・多様化・激甚化する風水害への対策強化も喫緊の課題である。

全国知事会では、令和6年能登半島地震への対応及び令和5年における災害対応について、全国の都道府県からの意見を基に検証を行い、本提言をとりまとめた。

本提言の趣旨を踏まえ対策を講じるよう、国に求める。全国知事会としても、今後引き続き、令和6年能登半島地震等の被災地支援に継続的に取り組むとともに、この提言に係る課題への対応も含め、いつ起きてもおかしくない、大規模災害への対策強化に努めることとする。

1 令和6年能登半島地震の被災地支援

(1) 被災地支援全般

- 今なお、行方不明となっている方の捜索と救出に取り組むこと。
- 今回の地震で生活や事業の基盤を失った被災者の生活再建、被災事業者の事業再興等の支援に、被災自治体と連携し、取り組むこと。
- 甚大な被害を受けた道路や上下水道などのライフラインの復旧と更なる強靱化に向けた取組を支援すること。
- 大きな被害を受けた地域の医療提供体制の確保に継続的に取り組むこと。
- 上記を含めた被災地の復旧・復興について、公共土木施設、農林水産事業施設、学校施設及び文化財等の復旧など被災地のニーズを踏まえ、財政面・技術面からの支援を強力に推進すること。

(2) 被災者支援

- 被災した児童生徒の心のケアのために必要な、教員の加配措置並びにスクールカウンセラー及び生活環境の改善等に向けた働きかけを行うためのスクールソーシャルワーカーの全額国費による配置の拡充など、被災によって不安やストレスを感じる児童生徒に対する支援を強化すること。
 - 仮設住宅設置期間中の住民の安心した日常生活を支えるため、生活支援サービス等を提供する総合的な機能を有するサポート拠点の整備及び運営を災害救助法上の対象に加えること。
 - 福祉避難所となっている高齢者施設に避難している方の居住費や食費について、避難が必要な期間中は災害救助法の適用を継続するほか、災害救助法の適用が困難な場合でも、継続して避難が必要となる方については、居住費の負担を軽減するなどの措置を講じること。
 - 広域避難している被災施設入所者や、長期にわたる避難所生活等で新たに配慮が必要となる方の受け皿を整備するため、入所対象者が全壊等の施設の入所者に限られるといった制約の多い福祉仮設住宅などの制度の柔軟な運用や拡充、新たな制度の創設等を行うこと。
 - 災害公営住宅整備について、被災市町の厳しい財政状況を踏まえ、建設に対する補助率の嵩上げや用地取得造成を補助対象経費に含めるなど、支援を拡充すること。
 - 避難先となった保育所等が一時的に避難民等を受入れた場合に生じる費用や、臨時休業した場合の保育所等への給付費、放課後児童クラブの利用料を減免した場合の減免相当額について、その全額を財政支援すること。
- (3) 事業者支援
- 被災した事業者の経営再建を図るため、持続化補助金（災害枠）をはじめとする国の各種支援メニューについて、当面の間、継続すること。
 - 過疎・高齢化が進む地域において、被災による更なる人材流出を防ぐため、雇用維持対策として重要な雇用調整助成金の事業主負担の軽減や被災労働者の収入維持に向けた必要な支援策を講じること。
 また、雇用調整助成金及び雇用保険失業給付について、今回の地震を受けて、それぞれ失業認定日の変更等の特例措置が講じられているが、事業者及び労働者への経済的影響は甚大なものであることから、支給日数を延長するなど、支援を拡充すること。
 - 大規模災害時には、被災地域の商工会・商工会議所の業務がひっ迫することを踏まえ、事業者へ手厚い相談対応を行うため、地域の実情に応じて全国の商工会・商工会議所からの経営指導員の派遣の継続・増員を行うこと。また、災

害が発生した際の中小企業関係の被害状況報告については、各商工会・商工会議所が被災企業の状況を調査し、都道府県が取りまとめ、地方経済産業局へ報告しているが、デジタル化により、これらの調査・報告を迅速・円滑に行うことができる全国統一システムの導入を早期に行うこと。

(4) 復旧事業の拡充

- 農業機械・畜舎・共同利用施設などの復旧事業について、原状復旧に限定せず、効率化・強靱化も補助対象とするとともに、補助率の嵩上げや、複数年度にわたって補助申請を可能とするなど、支援を継続すること。
- 被災した社会福祉施設の復旧に当たっては、原形復旧だけでなく、施設の個室化・ユニット化、施設サービスを廃止（一部廃止を含む。）し、訪問サービス等の事業所等への転換など、被災地域の実情に応じた復旧についても補助対象とすること。
- 医療施設等災害復旧費補助金について、激甚災害法適用による補助率の対象とならない民間病院、医療関係者養成施設の補助率を嵩上げすること。
- 地域住民が管理する小規模な水道が被災した場合の復旧に係る財政支援制度を創設すること。
- 国指定文化財の修理に係る所有者の負担を軽減するため、補助率の嵩上げなど、さらなる財政支援を行うほか、国指定以外の幅広い被災文化財の保存・修理に対する財政支援制度を創設すること。また、今般の地震により、耐震補強を講じた文化財が倒壊したことから、国において現行の耐震補強の指針を検証し、新たな耐震対策を示すこと。
- 自然公園施設に多くの被害が生じていることから、自然公園施設の災害復旧事業に係る補助制度を創設すること。
- 全壊・半壊した家屋等の解体や災害廃棄物の処理について、処理が全て完了するまで継続的に人的・技術的・財政的支援を行うこと。

2 被災地支援体制の強化

- 大規模災害においては、国や自治体が総力を挙げて被災地支援を行う必要があるが、令和6年能登半島地震の対応や課題を検証し、発災時における様々な人的・物的支援について、予め国・地方の役割分担を定めておくなど効果的な仕組みを検討すること。
- 自治体の職員応援に関しては、総務省応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣だけでなく、各省庁等が実施している技術職員等の応援派遣や自治体間の相互応援協定等に基づく職員派遣等についても、同一の受援自治体において連携が

可能となるよう、各省庁間で情報共有を図り支援先を調整すること。

また、一元的にその動向等の情報が、受援・応援それぞれの自治体で共有できる仕組みを整備すること。

- 総務省応急対策職員派遣制度において、一つの被災自治体に対して、複数の自治体が対口支援団体となる場合における、総括支援団体の指揮系統を含めた役割を整理するとともに、総括支援団体の負担が過重にならないようサポート体制を検討すること。

併せて、総括支援団体とその他の団体、被災自治体等の中で、情報の齟齬が生じないように、連絡調整体制を検討・整理すること。

- 大規模災害における人的支援は、災害対策基本法に基づく短期応援から、地方自治法に基づく中長期派遣に移行するが、令和6年能登半島地震において短期応援が長期化したことを踏まえ、国において短期応援（職員派遣、現地採用等）が長期化することを見据えた持続可能な支援体制の構築や、財政的な支援を行うこと。

短期応援から中長期派遣への移行については、応援自治体が円滑に派遣の検討や調整が行えるよう、被災自治体と連携し、早期にその工程や移行計画等を示すこと。さらに、中長期派遣については、全国的に不足が指摘される技術系の職員が中心となることが想定されるため、被災が広域にわたる大規模災害においては、国が一括して被災自治体のニーズを把握し、募集や派遣の事務を行うなど、迅速かつ一元的に対応できる仕組みを検討すること。

加えて、国難レベルの大規模災害の復旧・復興の人材ニーズにも対応できるよう、平時からの技術系人材の育成の一層の強化を検討すること。

- 住家被害認定調査は、災害救助法による救助はもとより、各種被災者支援策の判断材料としても活用される罹災証明書交付の前提となる調査であり、幅広く被災者の救助・救援に資するものであるため、住家被害認定調査の応援派遣に要する経費も災害救助法の対象とすること。
- DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）等の応援派遣に係る費用については、全て災害救助法の対象とするとともに、特別交付税措置との関係を整理し、簡素化すること。

また、国が実施する研修等の受講可能人数を増やし、これができない場合には、各都道府県が実施する養成研修について、財政的、人的支援措置を講じるとともに、国の研修受講者と同等の立場で活動できるよう、認定する仕組みを設けること。

- 国（厚生労働省）の要請に基づき派遣されるDHEATやDMAT（災害派遣

医療チーム)をはじめ、各応援団体等及び応援自治体の活動に必要となる冬期装備(防寒被服、スノータイヤ、タイヤチェーン等)及びモバイルWi-Fiやパソコン、バッテリーなどの通信機器等に係る費用について、災害救助法の対象とするなど、財政支援を行うこと。また、自治体が衛星インターネットサービスの利用に必要な機材等を導入する場合には、ランニングコストも含め、当該経費に対する財政支援を行うこと。

- 大規模災害時、自衛隊の防衛装備品と同様に、国による主体的な物資の配備を行うとともに、被災地にトイレカーやランドリーカー、シャワーカー等を配備できるように、全国からの支援体制を構築すること。

この際、各車両等の運用に際し、不可欠となる補水・給水やし尿の処理など、配備後の継続的な維持管理を含め、運用に必要な体制を構築すること。

さらに、各車両等の導入費用に対して、国の財政支援を強化するとともに、各車両等の被災地派遣費用について、災害救助法の対象とするなど、財政支援を行うこと。

- 令和6年能登半島地震では、被災地における自治体応援職員の宿泊場所の確保が困難だったことを踏まえ、例えば、災害時に宿泊可能な宿を応援自治体が迅速かつ重複することがないよう検索・予約できるスキームの構築や、キャンピングカーやコンテナハウス等の移動式の拠点等の確保など、国において活動環境の整備に努めること。また、自治体がキャンピングカーやコンテナハウス等を導入する場合には、当該経費に対する財政支援を行うこと。

- 国によるプッシュ型支援や、全国からのプル型支援での救援物資の供給について、令和6年能登半島地震における対応や課題を検証し、物資の輸送や物資拠点の設置・運営を担う指定公共機関等の役割、広域物資拠点、地域内輸送拠点の在り方など、救援物資の円滑な供給体制の強化について、検討を行うこと。

- 国が運用する「物資調達・輸送調整システム」は、操作する職員の負担が大きく、情報がリアルタイムで共有できないなどの課題があるため、令和6年能登半島地震での課題を検証し、職員の負担が少なく、支援ニーズに応じた物資の支援が円滑に行えるようシステムの実効性向上に取り組むこと。

- 災害ボランティア活動に要する資機材の平時からの調達、被災現場までのボランティアの移動や資機材の運搬手段の確保、宿泊拠点等、災害ボランティアの活動に必要な経費全般に対する財政支援を行うこと。

- 令和6年能登半島地震を踏まえ、避難所の冷暖房設備の充実など避難所環境の改善に向けた支援や、ライフラインの寸断等からの復旧の遅れに対する生活環境の確保のために、二次避難を円滑に行えるよう国の支援体制を整えること。

- 令和6年能登半島地震では、デジタル技術等を活用し、避難所内外に散在する避難者の情報を一元的に管理することできめ細やかな支援に繋がったことから、防災DX官民共創協議会などの民間のデジタル人材を活用し、行政の災害対応を補完する体制を整えること。

3 被災者支援制度の強化

- 災害救助法第2条第1項に係る1号基準について、同一の災害で、同様の被害を受けた自治体が等しく適用できるよう、適用基準の見直しを検討すること。
- 災害救助法第4条第1項について、「福祉サービス（介護を含む。）の提供」を規定し、災害時における要配慮者への福祉支援が、災害救助の一つであることを明確化し、適切な財政支援を行うこと。
- 地方自治体が、地域の状況から災害救助法の適用を自ら判断できるよう、適用基準を明確化するとともに、救助法における救助の程度、方法及び期間などの制約を見直して、地方自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう改善を図ること。
- 災害救助法に基づく住宅の応急修理について、迅速かつ効率的に実施できるよう、被災者本人による修理の手配及び修理費用に関して、運用しやすい制度に改善する検討を行うこと。
- 全体の救助費に対して定められた割合で算定する災害事務費の上限額については、応急仮設住宅の設置如何で大きく変動するため、救助に係る事務の実態に応じて十分な措置がなされるよう、算定方法の見直しを検討すること。
- 大規模災害で深刻な被害を受けた被災者が、適切に支援が受けられ、生活再建を果たせるよう、公的支援を適切かつ迅速に適用できる判断基準、民間保険の活用などと公的支援の関係や自治体の財政負担の在り方、さらには令和6年能登半島地震における被災者の生活再建の状況なども踏まえ、より公平で実効性の高い被災者支援制度の検討に努めること。
- 令和6年能登半島地震では、社会福祉施設の入所者は環境変化への対応が困難なケースがあり、同じスタッフが継続的に支援できる避難体制が必要になったことや、医療施設間の転院が困難なケースがあり、寒暖への対策など被災した医療施設の生活環境の確保が課題となったことなどから、医療施設や福祉施設における避難の課題を検証し対応策を検討すること。
- 令和6年能登半島地震の課題を踏まえ、被災状況の迅速な共有や傷病者の円滑な受入れ調整が図られるよう、医療機関が行う非常用通信設備の整備等に係る支援を拡充するとともに、災害時の透析医療の継続が図られるよう、透析医療機関

が行う非常用電源や給水施設の整備に係る支援措置を創設すること。また、DMAT等による災害初動時の支援が終了した後も被災地の医療体制に支障が生じることのないよう、継続的な支援体制を構築すること。

- 被災者見守り・相談支援等事業の支援対象となる在宅避難者について、孤立する恐れのある者に限らず、自治体として支援が必要と判断した者とするなど、支援対象の拡充を図るとともに、事業終了まで十分な財政支援を行うこと。
- 被災した中小企業等への国の補助制度は、被害額の積み上げに応じて、活用可能な補助金や運用等が都道府県間で異なっていることから、激甚災害の適用を受けた際には、等しく支援を受けられる制度に見直すこと。また、激甚災害の適用を受けない場合の補助制度である自治体連携型補助金については、補助上限金額を被災状況に応じて引き上げるなど、支援の拡充を図ること。
- 住家被害認定調査を迅速かつ効率的に行うために必要なシステムの標準化と、端末等の導入に関わる財政支援を行うこと。また、住家被害認定の判定方法について、徹底して簡略化すること。加えて、デジタルツインやAIなどの最新技術も活用し、認定業務が速やかに実施できるようにすること。
- 令和6年能登半島地震の対応を踏まえ、要配慮者に対する医療や介護に必要な情報を迅速に共有できるシステムも含め、広域避難者の受入を円滑に行うための仕組みや体制の構築に努めること。
- 被災者の健康や生活再建に直結する被災家屋の公費解体事業について、令和6年能登半島地震では、国の通知による運用改善がなされる一方で、対応の長期化が見込まれる状況がある。切迫性が指摘される国難レベルの大規模地震も想定し、迅速に公費解体が進められる仕組みを検討すること。

4 地震・風水害対策の強化

- 令和6年度が終期となる緊急浚渫推進事業債、令和7年度が終期となる緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債の延長や対象範囲の拡大、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の終了後の更なる財源確保に向けて、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期策定など、自治体の防災・減災の取組に対する財政支援の充実を図ること。
- 大規模災害における被災地の復旧・復興が迅速に進み、被災者が安心して生活再建に取り組めるよう、国による復旧・復興の支援策を、国の財政負担を含め、あらかじめ制度化し、例えば、復興法に明示するなど、自治体や住民と共有できるように努めること。
- 調査が遅れている日本海側及び南西諸島海溝沿いにおける活断層等地震の長

期評価や、中部地域等における地域評価を早期に実施するとともに、石川県能登地方を震源とする群発地震が日本海沿岸地域に与える影響について分析し公表すること。また、地震・津波の観測体制の強化を図ること。さらに、DONET、S-net など、海底地震津波観測網の整備を基に、全ての地域を対象とした広域的な津波予測システムを整備すること。

- 円滑な避難や応急対策の基本になる防災気象情報の更なる精度の向上とわかりやすい周知を図ること。甚大な被害につながる線状降水帯の発生を予測する研究や資機材開発を強化すること。
- 災害応急復旧活動を円滑に行うため、緊急輸送道路の強靱化や海路の拠点となる港湾の耐震強化岸壁の整備を推進すること。
- 災害対策基本法第 64 条第 2 項に基づく倒壊家屋等の除去等に当たり、具体的な判断基準や除去等の範囲を明確に示すこと。
- 災害発生直後の被災状況の把握、孤立地域等における被災者の救出や緊急物資の搬送のほか、大規模火災等における迅速な空中消火などに不可欠な消防防災ヘリコプターについて、自治体の導入や運用に関する財政支援を強化すること。
- 耐震性に課題がある旧耐震基準の建築物や、いわゆる「2000 年基準」を満たしていない建築物の耐震化が進むよう、令和 6 年能登半島地震の課題も踏まえ、耐震化に踏み出せない高齢者世帯や、在宅避難を選択せざるを得ない要配慮者世帯などを含めた全ての世帯に対し、耐震化に関する普及啓発を強力に推進するとともに、負担軽減のための財政支援を強化すること。併せて、過去の地震でダメージを受けた建築物の被害検証を速やかに進め、その結果に基づき、住宅の耐震化に対する補助制度の拡充等の財政支援を強化するとともに、耐震シェルターの設置に対しても財政支援を拡充すること。
- 令和 6 年能登半島地震などの大規模地震において発生した液状化被害について、被災者の生活再建のため国が実施する液状化対策を早期に示すとともに、事業費が多額となることに加え、住民の合意形成や用地境界の確定が困難であること、本格的な対策実施までに時間を要することなどの実情に十分配慮し、予防対策に取り組む自治体や世帯等に対する技術的・財政的支援や、液状化のリスクに関する普及啓発に取り組むこと。
- 大規模災害で停電や集落の孤立に繋がる道路障害の原因となる支障木の事前伐採に係る各関係者の役割を整理するとともに、財政支援の充実を図ること。
- 大雪時の高速道路及びそれに並行する国道の同時通行止めは、住民生活や経済活動に与える影響が大きいことから、事前対策の更なる充実を図ること。また、

やむを得ず通行止めを実施した場合には、早期に規制解除ができるよう集中除排雪体制を強化すること。

- 冬季に降雪等で通行止めが想定される高速道路等については、予め迂回路の設定をするとともに、関係機関が通行規制や迂回路の情報などを一元的に共有、発信する仕組みを構築すること。
- 離島を含む孤立化の恐れが高い地域において、衛星通信設備や機器の整備と維持、その他システム通信を含む各種ライフラインの強化や迂回路、耐震強化岸壁などのインフラの整備、ヘリの離着陸場所の確保、備蓄の拡充や保管場所の確保など、事前の孤立集落対策への技術的・財政的支援について一層の強化を図ること。
さらに、緊急物資搬送等へのドローン等のさらなる活用について、国において、検討を行い推進すること。
- 災害時の救急活動や緊急物資の輸送、迅速な復旧活動を支援するため、高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化等の整備を推進すること。
- 空き家の倒壊が救助・避難・緊急輸送などの支障とならないよう、空き家の利活用や除却を促進するため、除却跡地の譲渡所得の特別控除に係る期間を延長するほか、補助要件を緩和すること。
- 大規模災害発生時における長期断水等を防ぐため、上下水道の強靱化に向け、施設の更新・耐震化、災害対策の加速化や、給排水優先度が高い医療機関や避難拠点等と接続する管路の耐震化の促進など、基盤強化に必要な財政措置を拡充すること。また、人口減少に直面している地域における持続可能な上下水道インフラの構築に向けて、小規模分散型水循環システムの導入に係る財政支援を行うこと。
- 地域防災力の充実強化の観点から、消防団協力事業所に対する税制優遇など消防団活動への支援を検討すること。また、避難所における移動交番車の運用や信号機電源付加装置の更新など警察の機能強化への財政措置の拡充について検討すること。
- 令和6年能登半島地震では、孤立する地域へ陸路での救助活動が困難となったこと等を踏まえ、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、迅速な救助活動が行えるよう活動支援体制を強化すること。
- 地震に伴う広範囲にわたる大規模火災の発生に対して、要救助者等の安全に留意し、迅速に空中消火を実施する体制の充実を図ること。

- 令和6年能登半島地震による行政庁舎等への被害を踏まえ、災害対策の拠点となる施設や、令和6年能登半島地震でも活用された道の駅が十分な防災機能を確保できるよう整備・改修に対する財政支援を拡充すること。
また、施設の耐震化や、備蓄倉庫・避難対応の部屋の設置など、防災機能の拡充を伴う大規模修繕を行う社会福祉施設に対して、財政的支援を行うこと。
- 半島の特性から、孤立地域の発生や、応急復旧活動の遅れを招いた能登半島地震の課題や教訓を踏まえ、半島地域における減災・防災対策について、現行法令の充実も含め、抜本的な対策強化を検討すること。
- 通信基盤について、さらなるネットワークの冗長化や非常時における通信事業者間の相互回線利用、衛星活用等による強靱化を推進すること。さらに、災害拠点施設等や人が多く集まる民間施設の周辺など、高トラフィックの場所における高周波数帯5Gの整備を促進すること。
- 災害時の外国人への支援体制整備に係る技術的支援の充実や、今後の広域での有事に備え、24時間多言語での相談対応が可能な体制の整備を推進すること。
- 農業用ため池が老朽化していることに伴い、地震や大雨による堤体の決壊など災害発生リスクも高まっていることから、農業用ため池の廃止に対する実施要件を緩和すること。
- 災害から国民の生命・身体を守るためには、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに防災・減災対策を推進していく必要がある。地方公共団体の財政力の違いで対策に差が生じることがないように、地域の実情に応じて柔軟に対応可能な総合交付金を創設すること。
- 災害時の安否不明者の氏名等公表の指針が示されたが、死者・行方不明者についても考え方を示すこと。
- 災害時に規則や条例の公布が必要となる想定外の事態に備え、公布時の長の署名を電子署名によることも可能とすること。

5 防災DXの推進

- 令和6年4月に運用を開始した内閣府の「総合防災情報システム」について、自治体や防災関係機関のシステムとの接続を早期に実現するとともに、それに必要なシステム改修について、財政支援を強化すること。システムだけでなく、運用についても、国と自治体が真に連携できる仕組みを確立すること。
- 自治体の防災情報システムの標準化と、その整備・運用に係る財政支援の充実を図ること。
- マイナンバーカードと専用アプリを活用し、デジタル技術を避難所内外の避難

者の把握・管理や避難所運営に活かす仕組みについて、国とすべての自治体のシステムがばらつくことのないよう、全国標準のシステムとして統一化を図るとともに、これを支えるデータ連携基盤の構築等を進めること。また、自治体がシステムを導入する際には、緊急防災・減災事業債の対象事業とするなど、整備・運用に係る財政支援を行うこと。さらに、被災者支援に必要となる被災者の個人情報について、都道府県や、医療関係者及び民間関係団体が支援する際の災害関連法令における扱いを明確化すること。

- 孤立地域におけるドローンを活用した被災状況の情報受伝達や物資輸送が円滑に行えるよう、災害時にドローンが実効的に活用できる電波帯の活用について検討し、必要な措置を講ずること。
- 災害の復旧にも有効となる3次元点群データの活用が進められるよう、財政支援を行うこと。また、発災時に被災状況を迅速に把握するためには、被災後のデータと対比できる被災前のデータの蓄積が不可欠である。そのため、発生が頻発化する風水害や、想定される大地震への備えとして、平時における国土全域の3次元点群データを高精度かつ必要十分な頻度で取得するとともに、自治体や企業等がデータを活用（2次利用）できるよう、オープン化を進めること。
- 災害救助法における求償事務について、事務の簡素化や効率化を図るため、全国統一のシステム化を早急に構築すること。
- 被災者生活再建支援制度について、迅速な被災者支援を可能とするため、現在システム化されていない申請・審査・支給に至る一連の事務の電子化を、国主導により推進すること。

18 緊迫度を増す国際情勢等を踏まえた 国民保護の更なる充実に係る提言

全国知事会では、ロシアによるウクライナへの侵略や、北朝鮮からの弾道ミサイルの発射による挑発行為など、緊迫度を高める国際情勢を受け、令和4年5月及び令和5年7月に、国民保護の充実に係る提言を行ってきた。

その後も、ロシアによるウクライナ侵略は止む気配がなく、また、北朝鮮は、弾道ミサイル等の発射による挑発行為を繰り返している。

さらに、政府においては、特段の配慮をすることが必要な、沖縄県の先島諸島などの住民を避難させる取組を進めている。

こうした緊迫度を増す国際情勢を踏まえ、国民の不安が高まっていることから、万一の事態に備えた国民保護の充実は、喫緊の重要課題である。

については、国において、これまでの提言と合わせて、次の事項に取り組むよう求める。

1 国民保護に関する普及啓発

- 平和的な解決に力を注ぐべきとの国民の意見があることを踏まえ、外交をはじめ、国民保護事案を生じさせないためのあらゆる対策を講じること。
- 万一の有事に際して、迅速かつ円滑に避難措置が講じられるよう、国民保護に関する啓発を強化するとともに、国において、想定される要避難地域及び避難先地域の住民の理解を得るための丁寧な説明と協議に努めること。

2 避難施設の確保と整備

- 緊急一時避難を含めた避難施設について、国有施設の指定が進むよう、所管の各省庁の協力を徹底するとともに、省庁ごとの一元的な窓口を示すこと。
- 自治体による民間施設の指定が進むよう、民間の大型商業施設や金融機関等に対して、所管省庁から、次項の趣旨も含め、協力依頼を継続的に発するなど、民間団体への働きかけを一層強化すること。
- 民間施設の指定に関して、避難者の受入に際しての事故や損害発生時の責任の所在等の懸念から、指定が進まない実態を踏まえ、指定施設の管理者に負担が生じないことを含め、事故や損害発生時の統一的な考え方を基本指針として明らかにし、Q&Aを含めホームページ等で公開すること。
- シェルターの整備について、令和6年3月に、国の考え方が示されたところだが、全国的な整備についての必要性や既存施設の改修による整備も含めた考え方を継続的に整理するとともに、自治体や国民に対して継続的に情報発信し、要件を満たす自治体に対しては、十分な情報提供を行い、ランニングコストも含めた財政面、技術面の支援に努めること。

3 避難行動に関する啓発の強化

- 「避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物（でき

れば頑丈な建物)の中又は地下施設に避難する」との国の考え方及び方針について、緊急時、指定の有無にかかわらず、民間を含めた施設管理者の協力が得られるよう、基本指針に明示するとともに、国民及び施設管理者への周知を徹底すること。

- 弾道ミサイル発射時の対応について、テレビ・ラジオによる政府広報などを活用して、様々な場所や状況下での適切な避難行動に対する啓発の一層の強化を図ること。

4 国民保護措置の実施体制

九州地方を中心に、広域的な避難者の受入計画の検討が行われているが、広域的な避難については、全国に共通する課題である。

また、都道府県域を越えた広域避難は、国民保護法第二章の第2節及び第3節に関連規定が整備されているものの、事態認定後を前提にした規定であり、平時からの備えを含めた具体的な運用についての考え方は示されていない。

- 自治体が、広域的な避難者の受入計画を検討する際の参考となるよう、広域避難に関する国、自治体、防災関係機関及び指定公共機関の役割、措置に関する手順、所要費用の財政負担の考え方などを整理したガイドラインを作成すること。
- 前項の作成に当たり、要配慮者の広域避難に関しては、要避難地域及び避難先地域の対応にとどまらず、全国の医療・福祉関係者の協力が得られる体制を検討すること。
- ホテルや旅館、民間賃貸住宅などの収容施設の確保について、自治体が円滑に借り上げ等できるよう、国において関係団体等、必要な相手方と、借り上げ単価や食事の回数、清掃・リネン交換の頻度等の条件について調整するとともに、自治体が支弁した費用については、国が全額負担すること。

5 国民保護訓練

- 武力攻撃事態を想定した国民保護訓練の更なる充実に努めるとともに、訓練にあたって、ノウハウの少ない自治体と丁寧な調整に努めること。この際、訓練内容が実践的なものとなるよう留意すること。
- 国民保護措置は適用事例がなく、自治体としてノウハウの蓄積も限られることから、实际的・実効的な訓練を行うため、国は、事態認定の前後を含む自治体が行う対処に係る考え方やモデルケースについて情報提供を行うなど必要な支援を行うこと。

19 原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言

東京電力福島第一原子力発電所事故から13年余りが経過したが、今なお多くの住民が避難を続けており、事態の早期収束に向け、国や事業者が一丸となって取り組む必要がある。

また、本年1月に発生した令和6年能登半島地震を受けて、原子力発電所の安全性や避難計画の実効性を懸念する声が多く上げられている。

こうした中、全国に立地している原子力施設の安全確保が何よりも重要な課題となっており、原子力規制委員会においては、常に最新の知見を踏まえ、新規制基準の見直しを行うとともに、厳正かつ迅速に適合性審査を行い、その結果について、地域住民はもとより、国民全体に明確かつ責任ある説明を行うことが強く求められるところである。

併せて、原子力防災対策については、原子力災害対策指針で連携が必要とされている一般的な災害対策も含め、国が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、地方自治体が講じる対策について、必要な予算を確保し、早急に支援体制の整備を図ることが必要である。特に、平成28年3月の原子力関係閣僚会議において決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」の実施に当たっては、地方自治体の意見を十分に反映し、政府一丸となって対応する必要がある。

国民及び国土の安全確保のため、原子力施設の安全対策や防災対策の強化を図り、事故は起こり得るものとの前提に立ち、あらゆる対策を講じることが重要であり、現時点において、国が責任を持って早急に取り組むべき事項について、次のとおり提言する。

第1章 東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る対策について

福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組が安全かつ着実に進められることが被災地の復興の大前提であり、今なお、避難を続けている国民が多数いることを重く受け止め、事態の早期収束・廃止措置の早期完了に向け、国内外の英知を結集し、国が前面に立ち、責任を持って取り組むとともに、これら避難を続けている人々に対する適切な支援や除染等の着実な実施、各産業分野における風評の払拭、原子力災害の風化防止対策など、政府一丸となって取り組むこと。

1 廃止措置について

廃止措置を進めるに当たっては、廃炉作業の安全が確保されるよう東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に強く求めるとともに、国としても、指導・監督を徹底し主体的に取り組むこと。

- (1) 地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化に取り組み、より一層の安全確保に努めること。
- (2) 使用済燃料の取り出しに向けた原子炉建屋の解体、がれき撤去などの放射性物質が飛散する可能性がある作業や廃棄物処理設備の運用等においては、飛散防止対策と放射線モニタリングを徹底して行うこと。
- (3) 今後も被ばくリスクの高い作業が行われる予定であるため、廃炉作業を担う作業員の被ばくについて、一層の管理や低減対策を徹底すること。
- (4) 作業員が安定・安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等、労働環境を整備すること。

- (5) 廃止措置に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な確保・育成に取り組むこと。
- (6) 迅速かつ正確な通報・連絡、情報公開の徹底はもとより、廃止措置に向けた取組状況等について、国民に分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

2 ALPS処理水について

令和5年8月からは、ALPS処理水の海洋放出が開始されたが、長期間にわたる取組が必要であることから、国は、処理水の問題は福島県だけでなく、日本全体の問題であるとの認識の下、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、最後まで全責任を全うすること。

また、処理水放出に伴う中国政府等による日本産水産物の輸入停止措置は、漁業をはじめ関連産業に大きな影響を及ぼしていることから、国は、中国政府等との外交上の対応による輸入停止措置の即時撤廃や、関係者が被る全損失への責任を持った対応などの万全な対策を講じること。

- (1) タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、処理過程における透明性の確保や、地元関係者等の立会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。また、海洋放出により空になったタンクの解体計画と敷地利用計画を明らかにし、分かりやすい情報発信を行うよう東京電力を指導すること。
- (2) 希釈放出設備の安全性の向上やトラブルの未然防止に努めることに加え、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、正確で分かりやすい情報発信を行うこと。
- (3) 処理水の元となる汚染水発生量の低減が重要であることから、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、更なる低減に向けて、様々な知見や手法を活用し、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むこと。
- (4) トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリングの結果、希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、IAEA等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に努め、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。
- (5) 新たな風評を発生させないという強い決意のもと、万全な風評対策を講じること。また、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。
- (6) トリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

第2章 原子力施設の安全対策について

1 実効性ある原子力規制の実施と国の説明責任について

- (1) 新規制基準等に関すること
新規制基準等については、より一層の安全性向上のため不断に見直すとともに、その内容を国民及び地方自治体に分かりやすく説明すること。

ア 福島第一原子力発電所の事故の原因や対応を徹底的に究明し、そこから得られた教訓や新たな知見等を総括するとともに、必要な知見を原子力規制に取り入れること。

イ 原子力施設の安全性向上のため、令和6年能登半島地震で得られる新たな知見など、国内外における最新の知見を収集するとともに、安全研究に取り組み、関係機関や学会、専門家等の意見を聴きながら幅広い議論を行い、手続きを明確にした上で、新規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

ウ 原子力規制上の安全目標については、設定の考え方や意義、新規制基準との関係などを明らかにして公表するとともに、継続的に検討を行うこと。

(2) 安全規制の実施に関すること

科学的・技術的根拠に基づいた厳格な安全規制に取り組むとともに、評価・審査の結果について国民及び地方自治体に分かりやすく説明し、安全対策等の実施主体である事業者に対し厳正な指導・監督を行うこと。

ア 事故は起こり得るものとの前提に立ち、たとえ重大事故が発生したとしても放射性物質の大量放出を伴う事態を生じさせないように、深層防護、多重防護を徹底し、科学的・技術的根拠に基づいた厳格な安全規制を行うこと。

イ 原子力規制委員会における評価・審査に当たっては、審査方法を明確にした上で幅広い分野の専門家の意見を聴くとともに、国及び事業者の調査結果や蓄積されたデータを踏まえ、科学的・技術的根拠に基づき判断すること。また、東日本大震災等の巨大地震や大津波により大きな影響を受けた原子力発電所については、施設の健全性を考慮した審査を行うこと。

ウ 事業者による核物質防護に関する取組について、より厳格に日常検査を実施すること。また、核物質防護上の問題が発生した場合、当該事業者の管理能力を評価し、結果を公表すること。さらに、国や事業者による情報公開の在り方を検討すること。

エ 事業者に対し、最低限の規制要求事項を満たすだけでなく、安全性向上の評価を含め、更なる安全性の向上と安全文化の醸成に向けた自主的かつ継続的な取組を行うよう促すこと。

また、研究開発施設等においても、放射性物質の管理や取扱いなどに係る安全管理体制の厳格化を促すこと。

オ 国の「今後の原子力政策の方向性と行動指針」で示されている運転サイクルの長期化や定期検査の効率的実施等については、科学的・技術的根拠に基づいた厳格な安全規制を行うこと。

カ 高経年化対策及び運転期間延長認可の制度について、科学的・技術的根拠を明確に示すとともに、審査結果について国民に不安を与えることのないよう、分かりやすく丁寧に説明すること。

キ 高経年化原子炉に関する新たな安全規制については、具体的な審査基準を科学的・技術的根拠とともに明確に示した上で、運転延長の間の安全性について、規制制度の全体像と併せて国民に分かりやすく丁寧に説明すること。

ク 原子炉圧力容器の照射脆化の研究を始めとした高経年化対策に関する技術情報基盤の整備や安全研究の一層の推進を図り、最新の知見に基づく不断の検討を重ね、高経年化原子炉の安全確保に万全を期すこと。

ケ 原子炉の廃止措置が安全かつ着実に進められるよう、原子炉本体の解体技術などの高度化に努めるとともに、廃止措置計画を厳正に審査し、廃止措置の工程や周辺環境への影響等の審査結果について、住民及び地方自治体に丁

寧な説明を行うこと。

コ 廃止措置の実施に当たっては、高速炉も含め安全確保に万全を期すとともに、検査等の結果について住民及び地方自治体に丁寧な説明を行うこと。

(3) 原子力規制委員会に関すること

原子力規制委員会については、様々な指摘や提言を踏まえ、引き続き高い独立性や専門性、徹底した情報公開による透明性などの確保に努めるとともに、地方自治体等の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。

ア 「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という委員会の組織理念を達成するため、関係省庁、地方自治体、関係団体等との意思疎通を図るとともに、外部評価機関の新設など、組織の健全性や信頼性を評価、改善できる仕組みを構築すること。

イ 原子力施設に係る新規制基準への適合性審査については、設備運用に係るソフト面の規制を含め厳正かつ迅速に行えるよう審査体制の拡充・強化を図ること。

ウ 既に適合性審査に係る申請がなされている原子力施設について、審査の長期化は住民の不安につながることから、審査手順の改善等を図るとともに、安全性の確保のため施設と地震・津波に関する審査を遅滞なく着実に実施すること。

エ 原子力規制検査制度については、セーフティ側だけでなくセキュリティ側についても現場を重視した実効性ある安全規制を進めるとともに、検査官の検査技術の維持・向上及び厳正かつ厳格な検査の実施に努めること。併せて、地方自治体の意見も踏まえ、継続的な改善に努めること。

オ 原子力規制検査の制度や検査結果も含め、責任を持って国民及び地方自治体に分かりやすく、かつ丁寧に説明すること。

カ 現地の規制事務所の人員体制については、事故制圧・防災体制を一層強化するため、抜本的に充実強化すること。

2 原子力施設の安全性及び再稼働等の判断に係る国の責任について

原子力施設の安全性の確保と利用については、国が責任を持って取り組むこと。

(1) 原子力施設に係る新規制基準や適合性審査の状況・結果等については、地方自治体の要望を踏まえ、原子力規制委員会の責任において、国民及び自治体に十分に説明し、理解を得るよう、主体的に取り組むとともに、その内容について分かりやすく公表し、問合せ窓口を設置することなどにより、理解促進に努めること。

(2) 原子力施設の安全性については、新規制基準への適合性審査の結果だけでなく、万一の事故や原子力災害に係る国の対策の状況、事業者の運営能力など総合的な観点から判断するとともに、その理由を国民及び地方自治体に十分に説明すること

(3) 原子力発電所の再稼働及び高経年化原子炉の運転延長については、追加的に延長を認める期間を含め、具体的な手続き及び基準を明確に示した上で、エネルギー政策上の重要性や必要性等も十分に考慮し、国が一体となって責任を持った判断をするとともに、その経緯や結果について、国政を預かる立場の者が国民及び地方自治体に十分に説明し、理解を得るよう、国として主体的に取り組むこと。

(4) 万が一事故が起きた場合には、被災者への賠償を含め、国が責任を持って

対処すること。

- (5) 原子力施設における事故やトラブルの情報については、国民及び地方自治体に対する説明責任を十分に果たすこと。

3 バックエンド対策について

- (1) 使用済燃料対策に関すること

使用済燃料対策については、原子力施設立地地域だけの問題ではなく、電力を消費する国民全体の問題である。国はエネルギー基本計画に基づき、前面に立って主体的に対応し、取組を着実に進めること。

ア 使用済燃料貯蔵は、再処理までの一時的な保管であり、国は、事業者全体が一層の連携強化を図り、確実に搬出するよう責任を持って指導するとともに、乾式貯蔵などの安全性も含め国民に分かりやすく説明すること。

イ 使用済MOX燃料の処理・処分について、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を速やかに示すこと。

ウ 試験研究炉の使用済燃料についても、一時的な貯蔵であるにもかかわらず、具体的な搬出計画がない状況では、敷地内での貯蔵の長期化が懸念されることから、国は、事業者とともに、搬出に向けた具体的な道筋を示すこと。

- (2) 高レベル放射性廃棄物等に係る最終処分地の早期選定に関すること

高レベル放射性廃棄物等の最終処分は、全国的に非常に重要な課題であり、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の施行から23年が経過したが、未だ最終処分地の選定には至っていない状況にあるほか、現在保管されている高レベル放射性廃棄物のうち、初期に搬入したものは、一時貯蔵管理期間30年間から50年間に対し、29年が経過していることから、早期選定に向け、令和5年4月に改定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に基づき、国は、政府一丸となって、かつ政府の責任で最終処分に向け取組を一層加速すること。

ア 最終処分地の選定の問題は、原子力施設の所在の有無にかかわらず、その負担は国全体で分かち合うべきであり、国民的な議論が必要な問題である。そのため、国が前面に立ち、電力消費地である都市部を含む全国において、最終処分に関する知識を普及させるとともに、国民の関心を深めるため、積極的に情報公開に取り組むなど、最終処分事業の理解促進に一層努めること。また、国は、地方自治体に対し、最終処分に関する情報提供を緊密に行うとともに、積極的に意見を聞き、丁寧な対話を重ねていくほか、国と自治体との協議の場の設置や関心地域への国からの段階的な申入れ等については、全国の自治体を対象に具体的な進め方を明確に示し、地域それぞれの実情を十分に踏まえ、詳細説明を行った上で、誠実かつ慎重に進めること。

イ 地層処分に関しては、廃棄物の減容化や有害度低減に係る技術開発の推進及びその情報発信を行うなどの取組を加速させること。

ウ 原子力発電所の廃止措置や原子力の試験研究等に伴い発生する低レベル放射性廃棄物についても早期に最終処分を行うため、国は、国民の理解促進に努めるとともに、事業者に対して取組の加速を促すなど、積極的に取り組むこと。

4 原子力に関する人材育成及び研究開発について

原子力分野における人材育成及び技術の伝承に大きな懸念が生じていることから、

国が責任を持って取り組むこと。

- (1) 国が、中長期的な視点で原子力分野の人材育成等に着実に取り組むこと。
- (2) 試験研究炉等の研究開発施設については、人材育成や研究開発のための基盤整備に向けた長期的な方針を具体的に示すとともに、高経年化対策を始めとする安全対策や廃止措置、放射性廃棄物の処理処分などを含めた予算・人材の十分な確保を図ること。
- (3) 地震・津波対策を含め、原子力施設の安全確保に必要な研究開発予算を十分に確保し、その促進を図ること。

第3章 原子力防災対策について

1 原子力防災体制の強化について

- (1) 原子力災害対策指針に関すること
 - 原子力災害対策指針については、これまでの自然災害の経験、最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的に改定していくこと。また、改定の際には事前に地方自治体等に説明し、聴取した意見を適切に反映していくこと。
 - ア 福島第一原子力発電所の事故で30km以遠にも被害が及んだことを踏まえ、UPZ外の地方自治体でも緊急時の円滑な防護対策を可能とするため、事前の対策について改めて検討を行うこと。
 - イ 原子力災害対策指針の防護措置について、段階的な避難や屋内退避の有効性などの考え方を、国民に対し、放射線による被ばくの影響を含め、科学的・技術的根拠に基づき丁寧に分かりやすく説明すること。
 - ウ 令和6年能登半島地震を踏まえ、自然災害により、建物や道路が損壊した状況下での避難や屋内退避に係る考え方について改めて検討し、速やかに示すこと。
 - エ 屋内退避について、鉄筋コンクリート構造で陽圧化した放射線防護対策施設に加え、木造住宅を含む一般住宅においても、住民が安心して屋内退避できるよう、屋内退避の重要性や効果に関するデータを具体的に示した上で、国民に対して丁寧に分かりやすく説明すること。
 - オ 屋内退避の期間や屋内退避中の換気、屋内退避の継続に必要な通院などの住民へのサービス提供、屋内退避指示の解除など屋内退避に係る考え方を明確かつ速やかに示すこと。
 - カ 安定ヨウ素剤の配布や服用に係る判断根拠を速やかに示すこと。
 - キ 原子力施設の事故に伴う放射線の被ばくによる健康影響を適切に把握するため、住民等の被ばく線量の評価方法を速やかに示すこと。
 - ク OILの初期設定値の変更、中期モニタリングや住民との情報共有の在り方など、今後、検討が必要とされる事項についても速やかに検討を行い、指針に反映すること。
- (2) 原子力防災体制の確立に関すること
 - 地方自治体の意見を踏まえ、令和6年能登半島地震を念頭に、複合災害や重大事故を想定した国が定める原子力防災に関する計画等の見直しを検討するとともに、原子力防災対策を充実させること。
 - ア 災害対策における地方自治体の役割の重要性を踏まえ、自治体と国、事業者との緊密な連携協力体制の整備に向け、法整備も含めて国が主体的かつ速やかに対応すること。
 - イ 防災業務関係者の安全確保のため、現在放射線防護に係る基準が法令で定

められていない緊急時の防災業務関係者について、適用すべき基準を速やかに法令で定めること。

ウ 複合災害時には、自然災害と原子力災害の対応を連携・調整し、一元的に進めることになるため、初動段階からの国による支援が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備すること。

エ 複合災害や重大事故に備え、警察、消防、海上保安庁、自衛隊の実動組織の支援内容、現地における指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、「実動組織の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続きオンサイト対策も含め、必要な資機材の確保など具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

オ 実動組織による迅速な対応が図られるよう、原子力発電所外においても被ばくに関する規制を設けるなどの法制度の見直しや、オンサイト対策及びオフサイト対策に必要な特殊部隊の創設などを検討すること。

カ 事故発生時における原子力施設の安全確保のため、意思決定や指揮命令系統などに関する法整備など、国の体制整備に取り組むこと。

キ 原子力緊急事態支援組織に対して、全国の発電所において実践的訓練を実施させるなど、国が継続的な検証を指導するとともに、原子力災害対応資機材の技術開発を支援すること。

ク オフサイトセンターについて、法令又はガイドラインに国が設置や運営の主体であることを明記するとともに、機能班に配属される各職員の役割を明確にすること。

ケ 地方自治体職員やバス事業者等民間事業者への原子力防災研修について、国の責任において実施するとともにその内容を充実すること。

コ 国は、地方自治体が実施する原子力防災訓練をより実効性のあるものとするため、オフサイトセンターへの関係要員の派遣など、地域からの支援要請に積極的に対応すること。また、事故の際に円滑に対応できるよう、原子力災害現地対策本部長を含め関係要員は、平時から現地の状況確認に努めること。

サ 原子力防災体制の確立に当たり省庁横断的に進める必要がある対策について、国は地域原子力防災協議会において、各地域の取組状況を把握し、具体的な対策を提示するなど、地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。

シ 原子力施設の所在地域及びその周辺において情報収集事態や警戒事態に相当する地震や津波等の自然災害が発生した際、EALに至らない原子力施設の故障等の事象であっても、住民の不安をあおるような事実と反する偽情報や誤情報が多くインターネット上に拡散されていることから、国は責任を持って施設の状況や事象進展の見込みなど正確な情報を地方自治体や報道機関に提供するとともに、国民に丁寧な説明を行うこと。また、報道機関に対し、事実に基づいた正確な報道を求めること。

(3) 原子力施設に対する武力攻撃事態等への対処に関すること

令和4年3月からのウクライナのザポリージャ原子力発電所への武力攻撃等については、原子力施設の安全と核セキュリティを脅かし、我が国の原子力施設の立地地域においても大きな不安を与えるものである。早急に原子力施設の警備体制の充実・強化を図るとともに、我が国に対して武力攻撃事態等の脅威が直接及ぶことのないよう、あらゆる外交努力を尽くすこと。

ア 原子力施設への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、

国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。

イ 突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

ウ 原子力施設に対するミサイル攻撃が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に努めること。

エ 万一の武力攻撃事態等への対処処置について、原子力施設の防御、安全対策及び防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行い、その結果及び対応方針を国民に明らかにすること。

オ 警察、消防、海上保安庁、自衛隊、地方自治体、事業者等の関係機関が連携し、事態の進展に応じた住民避難の手段の確保など、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制の構築に万全を期すこと。

(4) 航空機落下及びテロの未然防止に関すること

航空機落下のリスク低減及びテロの未然防止のため、国が責任を持って取り組むこと。

ア 航空機落下のリスク低減のため、原子力施設周辺上空の飛行禁止及び飛行禁止区域周辺の航空機の飛行に係る最低安全高度の設定について、早急に法制化又は諸規制を行うこと。

イ 原子力施設に対するテロの未然防止のため、国内のみならず国際的な連携も強化し、情報収集や国際協力に努めること。

2 具体的な原子力防災対策について

(1) 避難対策に関すること

複合災害発生時においても、住民避難等の防護措置を迅速かつ円滑に実施するため、国が責任を持って取り組むこと。特に、令和6年能登半島地震の状況を念頭に、地震との複合災害時の住民避難等の取組について、国において早急に検討を行うとともに、複合災害時の避難行動について、国民に対して分かりやすく説明すること。

ア 耐震性を備えた屋内退避施設の整備、家屋の耐震化や倒壊した場合の対応、ライフラインの確保など、屋内退避が継続できる環境整備について、地方自治体の意見を十分に聴いた上で、支援を強化すること。

イ 避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、地方自治体の意見を聴きつつ、国が主体となって早急に整備を進めるとともに、適切な維持管理を行うこと。また、避難路については、地方負担を求めず国が責任をもって整備することを早急に制度化するとともに、緊急時避難円滑化事業の充実を図るなど、安全かつ迅速な避難のための交通基盤整備を促進すること。加えて、自家用車による避難の際の燃料不足を回避するため、住民拠点サービスステーション等の整備を促進すること。

ウ 県境を越えるなどの広域避難について、国が主体的に地方自治体や運輸事業者等と調整を行い、避難先・具体的な避難手段の確保及びその要請の仕組みを構築すること。また、広域的な交通管制についても国が責任を持って警察や道路管理者等と調整を行うこと。

エ 避難先への迅速な人的支援や、避難受入に必要な資機材等の具体的な整備基準の策定、国による大規模備蓄施設の整備など、物的支援ができる体

- 制に加え、避難の長期化も想定した、みなし仮設住宅などの住宅確保の体制を構築すること。
- オ 避難行動要支援者の避難体制について、地域原子力防災協議会における検討も踏まえながら、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる医療機関や社会福祉施設等の確保などに係るマニュアル等を整備するとともに、国として、避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できる具体的な支援体制を確立すること。
- カ 避難行動要支援者の避難対象施設に対し、地方自治体が進める避難訓練や研修・説明会等の取組について、必要な支援・協力を行うこと。
- キ 原子力災害対策指針において、施設敷地緊急事態要避難者として明記された妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等が、円滑に避難できる体制を構築すること。
- ク U P Z外の社会福祉施設等において、U P Z内施設の利用者を避難先として受け入れる場合は、定員超過での受け入れや費用負担の特例に係る必要な措置を講じること。
- ケ 民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
- コ 地震、津波などとの複合災害時の道路啓開について、道路管理者・建設事業者・実動組織等による実効的な体制を、関係省庁の連携のもと、国が責任を持って構築すること。
- サ 離島・半島、山間地、豪雪地については、自然災害等による集落の孤立化が想定されるため、空路による避難のためのヘリポート整備や必要とされる放射線防護対策施設の確保、実動組織による確実な支援体制など、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。
- シ 冬季に原子力災害が発生した場合の避難道路の除雪や確保などについて、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。
- 特に、高速道路と国直轄管理道路などの主要幹線道路の管理者間の連携や体制の強化について、地域原子力防災協議会において、必要な検討を行うこと。
- ス 避難住民や避難車両、船舶等に対する避難退域時検査及び簡易除染について、避難受入地域の状況等を十分考慮した上で、その方法や実施場所選定に係る基準、人員体制、資機材の配備、汚染物処理などの運営方法等を整え、国の責任において災害時に確実に機能する体制を構築すること。
- セ 避難退域時検査及び簡易除染に必要な資機材を地方自治体等に整備し、国が災害時に自治体を支援するための体制を整備すること。
- ソ 避難住民の円滑な受け入れのため、避難先となる地方自治体及び住民に対して、国が放射線等に関する知識の普及啓発を行うこと。
- タ 避難ルート等の検討や準備、緊急時モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、引き続き地方自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
- チ 原子力災害時においては、住民に対してあらゆる手段で情報を提供することが重要であることから、トンネル内を含む携帯電話等の不感地帯の解消とともに、震災やそれに伴う停電の長期化があっても、テレビやラジオ、携帯

電話などに電波を送受信するアンテナや中継器等の機能が失われることがないよう、通信の強靱化のために必要な対策を講じること。

ツ 原子力災害時において円滑な住民避難を行うため、国は、発電所の状況や避難情報、交通規制、渋滞状況など関係機関等がそれぞれ提供する情報を集約したポータルサイトを立ち上げるとともに、アクセス輻輳による閲覧障害が生じないよう十分な能力のサーバを設置するなど、住民への的確に情報が伝わるよう必要な対策を講じること。

テ 都道府県を越えた避難も想定されることから、住民受付や避難先等の情報管理を行うことができる全国共通システム等の整備を図ること。

ト 避難や屋内退避等における感染症対策については、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」等により方針が示されているが、感染症に係る最新の専門的知見等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行うなど、引き続き、必要な対策を講じるとともに、放射線防護対策施設やオフサイトセンターでの感染症対策についてもより具体的に示すこと。

(2) 放射線モニタリング体制に関すること

原子力施設周辺の放射線モニタリングを平常時から緊急時に至るまでシームレスに実施するため、国が責任を持って取り組むこと。

ア 原子力施設周辺の放射線モニタリングに係る実施項目や実施範囲、測定地点の設定間隔等について、専門家を交えた議論の場においてモニタリングに関する指針を継続的に見直すとともに、地方自治体に丁寧かつ速やかに説明すること。

特に、平常時モニタリングについては、地方自治体が事業者等との協定などに基づき実施している経緯を尊重し、国が指針等を見直す場合や測定結果を独自に利用する場合は、事前に根拠や理由を示し、自治体の理解を十分得た上で進めること。

イ 国において検討されている放射線モニタリングデータ収集ネットワークシステム（仮称）の強化・効率化については、協定などに基づく現行の放射線監視体制に支障が生じないようにすること。

ウ 緊急時モニタリングは、避難指示や飲食物摂取制限などを実施するためにも極めて重要であることから、国は、事前に地方自治体の理解を得た上で、自治体や事業者等における実施内容や役割分担、広域化・長期化に対応するための具体的な動員計画、避難ルートとなる海上も含めたモニタリング体制等を速やかに示し、緊急時モニタリング計画の改正を支援すること。

エ 令和6年能登半島地震では、電源及び通信の多重化を行ったモニタリングポスト等においても欠測・伝送不良が発生したことを受け、緊急時に防護措置の判断が確実に実施できるよう、国が責任を持って原因を検証し、バックアップ体制を含め必要な対策を講じるとともに、その内容を地方自治体に説明すること。

オ 上席放射線防災専門官を原子力施設の立地地域毎に複数名配置するとともに、資機材を早急に整備するなど、災害発生時において緊急時モニタリングセンターが確実に機能する仕組みを構築すること。

カ U P Z 外の緊急時モニタリングについては、海域や空域等の広域モニタリングを含め、国の責任において、地域の実情に応じた機動的なモニタリングの実施体制を確保するとともに、環境放射能水準調査のモニタリングポストを増設するなど、放射線の状況を確実に把握できる体制を構築し、実施方法

等を具体的に示すこと。特に、海域モニタリングを適切に実施するため、海洋での放射性物質の拡散予測システムの一層の研究開発に努めること。

キ 緊急時のモニタリング結果については、国が責任を持って住民に速やかに分かりやすくかつ丁寧に公表すること。

3 原子力災害医療について

(1) 原子力災害医療体制に関すること

原子力災害時に、被災者等に必要な医療を迅速、的確に提供するため、各地域の状況を勘案して、国が責任を持って平時から被ばく医療に対応できる体制整備に取り組むこと。

ア 原子力災害時における医療処置を円滑に行うため、被ばく傷病者の搬送体制を含め、緊急時に国、地方自治体、事業者、医療機関等が連携して適切に対応できるよう必要な対策を具体的に整理し、対応マニュアルを早急に作成すること。

イ 原子力災害発生時における原子力災害医療派遣チームの指揮命令系統の確立や被災した自治体へのチーム派遣の意思決定、自治体への個別・具体的な支援等について、被害や影響の大きさ等を考慮し、国も責任を持って主体的に取り組むこと。

ウ 複合災害発生時における原子力災害医療派遣チームとDMAT等の医療チームの役割分担の整理や運用上のルールづくり等を地方自治体、原子力災害拠点病院及びDMAT指定医療機関等の意見を聴きながら行うこと。

エ 原子力施設の事故発生時から継続的に住民の被ばく評価を含めた健康管理が実施できるよう、統一的な基準に基づくマニュアルを早急に作成すること。

オ 感染症の感染拡大時において、原子力災害時に主体的に治療、除染等の役割を担う原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関でのクラスター発生の可能性も否定できないことから、具体的な対応策について検討し、早急に対応方針を定めること。

(2) 安定ヨウ素剤に関すること

原子力災害時に安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用するため、国が責任を持って取り組むこと。

ア 事前配布体制の整備に当たり、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行うほか、医療用医薬品としての位置付けや説明会における医師の関与について見直すなど、住民や地方自治体の負担を軽減すること。

イ 配布後も地方自治体において薬剤の更新業務が継続的に発生するため、住民や自治体の負担が軽減されるよう、原子力災害対策指針において定められた薬局を活用した配布方式の早期導入に向けた環境整備を早急に行うほか、対象者の状況に応じた医師問診の省略や郵送による配布など更なる手続きの簡略化を図ること。

ウ 転出や死亡、使用期限切れ等により不要となった安定ヨウ素剤については、配布した自治体の回収努力にも限界があるため、本人又は家族によって廃棄処分できるよう手続きの簡略化を図るなど、国において実効性のある方法を示すこと。

エ 丸剤の使用期限に合わせたゼリー剤の使用期限の延長及びこれらの薬剤の使用期限の更なる延長について、早急に製薬業者を指導・支援するなど、実現に向け関係省庁が責任を持って対応すること。

また、未就学児まで服用できるようゼリー剤の対象年齢を拡大するとともに、丸剤の服用が困難な者が適切に安定ヨウ素剤を服用できるよう既存のゼリー剤の増産や、3歳以上の服用量に合わせたゼリー剤の製造、水がなくても服用可能な薬剤の開発に積極的かつ早急に取り組むこと。

オ 原子力災害発生時の配布について、住民が適時・適切に服用できるよう、地方自治体の事情を十分に聴取の上、服用可否の事前把握やP A Z外の取扱い、丸剤の服用が困難な者への対応を含め具体的な方法を明らかにし、早急にマニュアルを充実すること。

カ 事業者や自衛隊等による配布に係る人員確保の体制を整備すること。

キ 服用に係る住民不安や過度な混乱を防ぐため、服用の目的や効果とともに服用のタイミングや年齢による服用効果の違いなど、薬剤に関する正しい知識の啓発について、国が主体的に行うこと。

ク 国において、服用可否や副作用など医学的な相談に対応する窓口を運営するとともに、副作用や誤飲等による事故が発生した際に簡易な手続きで補償を受けることが可能な制度を創設すること。

(3) 甲状腺被ばく線量モニタリングに関すること

放射性ヨウ素による甲状腺被ばく線量を的確に把握するため、国が責任を持って早急に取り組むこと。

ア 「甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル」において、実施主体となる道府県による実施計画の策定が位置付けられたが、測定結果に基づく甲状腺被ばく線量の推定方法や測定データの管理方法、住民への説明の在り方など、実施の意義・目的に関わる多くの事項が、未だ検討されていない状況となっている。これら実施体制構築に必要となる検討課題については、国が地方自治体の意見を取り入れながら早期に検討を進めること。

イ 甲状腺の詳細測定について、現在開発中の可搬型測定機器の実用化見込みを早期に示すとともに、実用化前の詳細測定について、国が車載のホールボディカウンタを避難所に投入するなど、地方自治体の負担を軽減する具体的な対応策を講じること。

ウ 被災した自治体においては、緊急時に様々な業務が集中し、短期間での対応が必要な甲状腺の測定体制への更なる人員確保は困難なため、全国的な測定要員の体制構築について、国が主導して進めること。特に全国的な応援体制が想定される電力事業者に対しては、事業者内での研修実施により要員の測定対応の知識・技能の習得を行うよう国が指導するなど、広域的な人材確保・育成に取り組むこと。

4 財政支援等について

原子力防災体制の見直しにより地方自治体を実施する防災対策の範囲が大きく広がっている状況を踏まえ、原子力施設の立地状況や周辺の人口規模、道路事情等を考慮し、自治体が必要と判断した防護対策等については、U P Zの内外にかかわらず、必要な財政支援及び人的支援を行うこと。

(1) 原子力災害体制の整備等に関すること

原子力防災対策に必要な資機材や備蓄品の配備及び維持管理、一般住民や避難行動要支援者等の円滑な避難に係る道路や港湾等のインフラやシステムの整備及び除排雪を含む維持管理、計画や防災関係マニュアル等の作成や周知のための研修・説明会及び各種訓練に係る経費について、支援を拡充するとともに十分な財政措置を行うこと。

(2) 放射線防護対策の強化等に関すること

ア 原子力防災関連施設や一時的な屋内退避施設、医療機関、社会福祉施設等の放射線防護対策の強化については、気密性の確保など放射線防護対策に係る科学的・技術的根拠を示すとともに、例えばICU病床や救急病床を抱える医療機関など地方自治体が必要と判断したものについては、原子力災害対策重点区域内の全ての区域で実施できるよう、原子力災害対策事業費補助金の対象範囲を拡大するなどの必要な財政措置を行い、早期に適切な防災対策が講じられるようにすること。

また、令和6年能登半島地震において、放射線防護対策施設の施設・設備に損傷が発生したことを踏まえ、大規模な自然災害発生時にも放射線防護対策施設の防護機能等が維持されるよう、施設の破損防止措置、設備の強靱化措置など、より幅広く財政支援を行うこと。

イ 放射線防護対策施設の維持管理等に係る経費については、フィルターの劣化管理など整備した設備の維持管理基準を明確にした上で、必要な予算枠を確保し、地方自治体に配分すること。また、令和6年能登半島地震において、多くの放射線防護対策施設に損傷が生じたことを踏まえ、施設の修繕や代替施設の設置に必要な財源の措置を十分に行うこと。

加えて、固定資産税が課税されている法人が所有する介護施設等が放射線防護設備を設置した場合、固定資産税負担額が増大することが課題となっていることから、国の責任において負担が生じないようにすること。

(3) 放射線モニタリング体制の整備に関すること

ア 「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」及び「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」の改訂等に伴う追加機材については、国が整備の考え方や基本仕様を提示するとともに、当該整備及び維持管理に係る必要経費については、自治体の新たな負担にならないよう十分な財政支援を行うこと。

イ 放射線モニタリングに係る財政支援に当たっては、交付金の統合時に、交付限度額の十分な引上げが行われなかったため不足が生じていること、また近年、地方自治体が必要とする交付金額に対して十分な予算が確保されていない現状に鑑み、別枠予算の確保、交付限度額の引上げ等により抜本的に改善し、継続的かつ適切な放射線モニタリングが実施できるよう、十分な財政措置を行うこと。特に臨時交付金などで大規模な機器整備を行った機材の更新時期を十分考慮し、地方自治体の意見を十分聴いた上で、制度改正等を行うこと。

(4) 原子力災害拠点病院等の体制整備に関すること

原子力災害拠点病院等については、研修・訓練の実施や原子力災害医療派遣チームの保有など医療機関の負担増なども踏まえ、関係医療機関等の協力が得られるよう、平時からの体制整備について、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の弾力的運用や別枠を設けることなどを含め、必要な財政支援措置を早急に講じること。

併せて、資機材の備蓄や施設整備、医療従事者の確保、中長期的な視点での人材育成等に関して、財政措置も含めた支援を強化すること。

(5) 広域避難体制の整備等に関すること

ア 広域避難体制を整備するために、UPZ外における避難先の確保や避難所としての設備の整備、運営及び備蓄品の確保に必要な予算枠の確保を図ること。

- イ 原子力災害発生時における感染症対策や避難先で必要とされる救急医療等を実施するための必要な予算を確保すること。
- (6) 電源三法交付金制度等の充実に関すること
 - ア 現在、複数の原子炉の廃止措置が決定されているところであるが、その完了には、今後、数十年の長い期間を要することから、防災対策等に係る財源を確保するため、電源三法交付金等については、原子力発電施設の廃止措置の完了までを見据えて制度の充実を図ること。
 - イ 原子力防災対策が必要な区域が30km圏まで拡大されたことから、電源三法交付金等については、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で、原子力災害対策重点区域まで対象区域を拡大すること。
- (7) 原子力損害賠償制度の見直しに関すること
 - 福島第一原子力発電所事故の賠償の実施状況などを踏まえ、原子力損害賠償制度における国の責任の在り方等を明確にするため、法改正も含めた見直しをできるだけ早期に行うこと。
- (8) 法人事業税の収入金額課税制度の堅持に関すること
 - 電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税については、令和2年度税制改正において、小売全面自由化、送配電部門の法的分離等に対応して、既に課税方式の見直しが行われたところであり、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。現行制度は地方自治体から多大な行政サービスを受託している原子力発電所を始めとする大規模発電施設に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すること。

20 東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言

平成 23 年 3 月 11 日に発生し、死者・行方不明者・震災関連死約 2 万 2 千人、建築物の全半壊約 40 万戸に上る未曾有の被害をもたらした東日本大震災から約 13 年 4 か月が経過した。

国におかれては、復興交付金をはじめとする所要財源の確保、各種事業の要件緩和、人的支援の充実、用地確保の促進措置など、地方からの様々な提言や要望を具体化するとともに、令和 3 年度以降の「第 2 期復興・創生期間」においても、特例的な財政支援措置を基本的に継続していただいていることに心より御礼申し上げる。

被災地では官民を挙げた懸命の努力により、インフラ整備をはじめとした復旧・復興は着実に前進しているものの、復興はいまだ途上であり、現在も約 2 万 9 千人の方々が長期にわたる避難生活を続けている。

震災で心に大きな傷を負い、復興を実感できないまま日常生活を送っている被災者の心のケアや、時間とともに加速する風化を防止し、若い世代へと語り継いでいくことが我々の大きな責務となっている。

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という）による東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業、除染、放射性物質に汚染された廃棄物等の最終処分場の確保の遅延、また、被災地方公共団体や民間企業の人手不足と資材高騰等に加え、原発事故に伴う国内外の根強い風評と、時間とともに加速する風化が重い課題となっている。さらに、復興状況の地域間格差や被災者の心のケアなど、新たな課題も生じており、復興を実感できないでいる被災者も多い。

被災者が一日も早く住居や事業を再建し、地域のコミュニティの再生・形成を実現するために、被災地方公共団体が行わなければならない業務は依然として膨大である。

福島の再生を加速し、被災地の復興を早期に成し遂げるためには、被災者に寄り添い、長期的な視点による手厚い支援を継続することが不可欠である。また、東日本大震災復興協力の教訓を生かし、災害に強い国づくりに、国と地方が一丸となって全力で取り組んでいかねばならない。このような考えの下、全国知事会では、東日本大震災復興協力本部が中心となり、改めて国への提言を取りまとめた。

国においては、全国の総意として提出している提言・要望に誠実に対応するとともに、喫緊の課題である以下の事項について、速やかに実施するよう提言する。

1 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束

(1) 原子力災害の国主導の早期解決

原子力災害のあらゆる課題については、国策として原子力事業を推進してきた責任を踏まえ、引き続き東京電力任せにすることなく国主導で取り組み、早期に解決すること。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の推進

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業は一定の進捗を見せているものの、燃料デブリの取り出しなど前例のない困難な課題を抱えている。

廃炉に向けた取組については、中長期ロードマップに基づく取組を国が前面に立ち責任を持って進めること。

また、汚染水・処理水問題を含む廃止措置に向けた取組が、安全かつ着実に進むよう、国は東京電力に対する指導・監督を徹底するとともに、国内外の英知を結集し、総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すこと。加えて、廃止措置を進めるに当たっては、あらゆるリスクについて不断に検討し、必要な対策を講じるとともに、地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を東京電力に求めること。また、これらの取組に対する現場を含めた監視体制を強化し、より一層の安全確保に努めること。

(3) 汚染水・処理水対策の徹底

令和5年8月からは、ALPS処理水の海洋放出が開始されたが、長期間にわたる取組が必要であることから、国は、処理水の問題は福島県だけでなく、日本全体の問題であるとの認識の下、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、最後まで全責任を全うすること。また、タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、処理過程における透明性の確保や、地元関係者等の立会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。併せて、希釈放出設備の安全性の向上やトラブルの未然防止に努めることに加え、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、正確で分かりやすい情報発信を行うこと。さらに、処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること。

トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリングの結果、希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、I A E A等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に努め、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。また、海洋放出により空になったタンクの解体計画と敷地利用計画を明らかにし、分かりやすい情報発信を行うよう東京電力を指導すること。

トリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

(4) 原子力損害賠償の完全実施

東京電力福島第一原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、被害の実態に見合った賠償が确实・迅速に行われるようにすること。あらゆる風評被害について、風評が完全に払拭されるまで賠償が行われるようにすること。

また、A L P S 処理水の処分について万全な対策を講じてもなお、被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。

さらに、東京電力に対しては、加害者としての立場を十分自覚させ、被害者に対して誠実かつ丁寧な対応を行うよう徹底させること。

(5) 除染等の促進

放射性物質の影響を受けた地域の除染等については、除去土壌等の適正管理と早期搬出、搬出完了後の仮置場における農地の地力回復等を含めた原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組やため池の放射性物質対策など、必要な措置を着実に実施すること。

帰還困難区域の除染等については、特定帰還居住区域において、帰還する住民の方々が安心して生活できるよう、面的に十分な除染を着実に実施するとともに、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の残された土地や家屋等の扱いについても、市町村等の意向を十分に汲み取り、速やかに方針を示すこと。

また、避難指示が解除された区域においても、きめ細かい空間線量のモニタリングを行うとともに、放射線量が局所的に高い箇所については、フォローアップ除染を実施すること。

特定復興再生拠点区域復興再生計画に位置付けられているアクセス道路の整備に必要な工事着手前の除染については、国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

帰還困難区域内の帰還居住等のために実施する道路及び国土保全のために実施する河川や海岸の復興事業等に必要な工事着手前の除染等については、国の責任の下で最後まで確実に実行すること。

森林については、生活環境の安全・安心の確保や森林・林業の再生に向けた放射性物質対策を着実に講じるとともに中長期的な財源を確保すること。

中間貯蔵施設への輸送については、今後、発生する特定帰還居住区域のものを含め、全ての除去土壌等の搬入が完了するまで、安全・確実かつ円滑な実施に万全を期すこと。また、中間貯蔵施設の現場管理を徹底し、施設の運営を安全・確実に行い、用地取得に当たっては、引き続き、地権者に寄り添った丁寧な対応を行うとともに、最終処分地の選定等の具体的な方針や工程を速やかに明示し、国民の目に見える形で残された期間における進捗管理をしっかりと行いながら、取組を加速させること。道路側溝堆積物や河川堆積土砂など放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染以外で生ずる土壌等の処分について、国の責任の下、撤去及び処理について、最後まで適正に対応すること。

(6) 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理等の促進

放射性物質により汚染された焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、建設・農林業系副産物等の廃棄物、残土及び除染に伴い発生した除去土壌は、その濃度に関わらず、国が責任を持って処理施設を確保するなど迅速かつ適切な処理を進めること。

特に、放射性物質の濃度が 8,000Bq/kg を超える指定廃棄物については、地域の意向を踏まえ、地元の理解を得ながら、国が総力を挙げて早急に処分すること。

また、指定廃棄物を国に引き渡すまでの間、安全を確保するため、フレキシブルコンテナの経年劣化等への対応などの飛散防止対策や周辺環境への影響に係るモニタリングの強化等、各事業者等が適切に保管できるよう、国が対策を講じること。加えて、個人の敷地で一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講じること。

8,000Bq/kg以下の廃棄物の処分を円滑に進めるため、住民の理解と処理の促進が図られるよう、処理や再利用に係る基準値の設定根拠を含め安全性を明確に示すとともに、地方公共団体・排出事業者に対する技術・財政的支援や処分先の確保など、国が責任を十分に果たすこと。

福島県内において新たな指定廃棄物の確認も想定されることから、処分が滞り環境回復の支障となることのないよう、処理方針を速やかに決定すること。

また、復興事業等に伴い発生する高線量の土壌等については、事業に支障が生じないように、国が責任を持って最後まで確実に対応すること。

(7) 食品・低線量被ばくの健康影響等についての対策の強化

食品中の放射性物質の基準値や低線量被ばくの健康影響について、国が正確な情報を分かりやすく継続的に提供するとともに、事故以前の基準との違いを丁寧に説明し、放射線や放射性物質に対する理解を深めて国民の不安の解消に努めること。

環境中に放出された放射性物質等の影響については、水、大気、土壌、水道水、農林水産物などの総合的かつ長期的なモニタリングを実施すること。

低線量被ばくの健康影響にかかる不安の解消に努めるため、国において、対象者、対象地域などの必要な条件を設定し疫学的な調査を実施すること。

(8) 風評被害対策の強化

原子力災害により国内外に生じている広範な風評を完全に払拭するため、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、正確かつ効果的な情報発信と安全性の普及啓発を強化すること。諸外国による食品等への輸入規制については、科学的な根拠に基づいた正確な情報発信を一層強化し、早期撤廃を実現すること。

農林水産物や加工食品、工業製品等の放射性物質検査などの国による体制強化や支援の充実を図るとともに、地方公共団体、事業者等が実施する観光誘客事業や販路回復・拡大、販売促進に向けた取組等の風評被害対策事業に対する支援を強化すること。

根拠のない風評によって住民生活と経済活動への悪影響や人権侵害が生じることのないよう普及啓発を継続的に実施すること。

また、ALPS処理水については、トリチウムをはじめ処理水に含まれる放射性物質に関する科学的な性質やデータ、国内外におけるトリチウム等の処分状況、環境モニタリングの結果など、正確な情報を広く国内外に発信するとともに、新たな風評を発生させないという強い決意のもと、万全な風評対策を講じること。

(9) 出荷制限の早期解決の支援強化等

全ての出荷制限品目について、早期の解除が図られるよう支援の強化を図ること。検体量確保が困難な野生の山菜やきのこ、野生鳥獣の肉、魚介類などについては、地方公共団体等による実態に即した検査の結果を踏まえたより現実的な解除要件とするなど柔軟に対応すること。

(10) 原子力災害対応費用の負担等

地方公共団体または事業者等が原子力災害に起因して実施した除染、廃棄物の保管や処理、放射性物質の検査の実施、風評被害対策などに要する費用については、これらに係る人件費及び税収減を含め、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速な支払いを行うこと。

(11) 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の整備並びに両区域外への対応

特定復興再生拠点区域について、避難指示解除後も引き続き、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく拠点づくりを確実に進めるために必要な予算を十分に確保するとともに、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるように支援すること。

また、特定帰還居住区域について、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や地元自治体の意向を十分に踏まえながら、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、早期の避難指示解除に向けた除染等の確実な実施に加え、インフラ整備や営農再開に向けた取組等をきめ細かに支援し、帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還できるよう責任を持って取り組むこと。

さらに、両区域外の残された土地・家屋等の扱いや森林・農村の適切な保全、避難指示の長期化に伴い管理できないまま経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、引き続き、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

(12) 早期の営農再開に向けた農地の原状回復

避難指示が解除された地域の農地において、早期の営農再開が図れるよう、仮置場の原状回復に必要な取組を確実に実施するとともに、除染等により生じた不具合の解消に向け、国の責任の下、対策を講ずること。

2 福島国際研究教育機構の研究開発等の推進について

(1) 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進

福島国際研究教育機構は、日本全国、ひいては世界共通の課題解決に資するものとして、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものであるとともに、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すこと。

そのためには、国内外から優秀な研究者が参画し、世界最先端の研究開発が行われるよう、国際水準の処遇・人事制度や研究を支える研究設備の整備、十分な研究資金の確保、さらには、研究成果の社会実装・産業化や人材育成に取り組むことができる産学官連携体制の構築等について、省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援や政府を挙げた中長期的な枠組みでの予算を確保するとともに、施設の円滑かつ確実な整備と可能な限りの前倒しを図ること。

(2) 人口減少に伴う課題の解決への貢献

福島国際研究教育機構の研究開発等を推進し、原子力災害の影響等により全国に先行して人口減少が進む福島県浜通り地域等の未利用地を社会実証・実装のフィールドとして活用すること等により、担い手不足に対応したロボット技術や農林水産業の大規模化・高付加価値化等に関する研究開発に取り組み、その成果を全国に展開することで過疎や中山間地域等の持続的な発展や人材の育成・確保に貢献すること。

(3) 大規模複合災害に備えた効果的な対策等への貢献

福島国際研究教育機構の研究開発等を推進し、原子力災害に関するデータや知見を収集・分析するほか、日本全国や世界に向けて積極的に発信することにより、風評払拭・風化防止を図るとともに、将来の大規模複合災害に備えたより効

果的な対策の構築等に取り組み、全国の自治体が取り組む防災対策を通じたまちづくりに貢献すること。

3 財政支援の継続、補助金等の手続の簡素化等

(1) 特例的な財政支援と財源の確保

被災地における復興まちづくりには長期間を要するので、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、第2期復興・創生期間はもとより、第2期復興・創生期間後も安心感を持って復興を進めるために必要な財源を確実に確保すること。

資材や人件費の高騰等による事業費の増加や事業の進捗により新たに必要となった事業についても、適切に支援すること。

避難者を受け入れている地方公共団体の受入れに係る経費についても、災害救助法に基づく求償のほか、特別交付税等により適切に所要額を措置すること。

(2) 被災地方公共団体の財政状況への配慮

被災地方公共団体の復興事業の進捗状況や財政状況の適切な把握に努め、財政基盤の弱い団体や事業の進捗が遅れている団体に十分配慮し、その底上げを図ること。

(3) 原子力災害からの復興への配慮

原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響を踏まえ、引き続き、県及び市町村等の負担とならないよう、全面的な対応策を講じること。

特に福島県においては、避難地域の復興・再生、避難者の生活再建、廃炉と汚染水・処理水対策、除去土壌等の県外最終処分、風評被害、鳥獣被害対策に加え、新たな住民の移住・定住の促進等に取り組んでいくなど原子力災害からの復興・再生が長期化することから、今後の予算編成において、「原子力事故災害に由来する復興事業」の範囲を最大限広く捉えるなど、更なる負担の軽減を図ること。

(4) 用途の自由度の高い交付金等の充実

被災地方公共団体において、具体化が進むまちづくりの進捗に応じ、住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業を継続的・安定的に実施できるよう、用途の自由度の高い交付金等、従来の枠を超えた財源確保の充実を図ること。

また、被災地方公共団体において、地方創生施策を活用し、被災地の多様なニーズに対応できるよう、地方創生関係交付金を柔軟に運用すること。

(5) 国が行う復旧・復興事業の着実な推進

被災地の復興を牽引する河川・海岸堤防や港湾等の国が行う復旧・復興事業について、必要な予算と体制を別枠で確保し、整備を図ること。

(6) 津波対策施設の維持管理費等に対する財政措置

水門、樋門等の自動化、遠隔操作施設による津波防災対策をより確実なものにするため、維持管理費、修繕費及び更新費について、恒久的な財政措置を講じること。

(7) 補助金等の事務手続の簡素化の徹底

被災地方公共団体の事務負担を軽減するため、補助金等の事務手続きや提出書類の簡素化を更に進めること。

(8) 「新しい東北」の推進

復興推進委員会が提言した「新しい東北」が確実に実現できるよう、必要な予算や制度について措置すること。

4 被災地方公共団体に対する人的支援

(1) 国による人的支援の強化等

被災地方公共団体に対する国・独立行政法人や民間企業からの中長期的な人員派遣を一層強化すること。

近年全国各地で大規模な自然災害が発生しており、引き続きマンパワー不足が見込まれるので、全国の地方公共団体からの人員派遣、被災地方公共団体の職員採用に対する支援を継続すること。この場合、特定業務へのチーム派遣も検討すること。

職員の事務負担軽減のため、民間企業等への復興関連事業の業務委託を一層支援すること。

(2) 国による任期付職員制度の導入

復旧・復興業務に従事する任期付職員を必要に応じて国において一括して採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を早急に導入すること。

(3) 震災復興特別交付税による人件費等に対する財政措置の継続等

地方自治法に基づく派遣職員の受入経費及び東日本大震災への対応のために職員採用を行った場合の人件費等の経費に対する震災復興特別交付税については、復旧・復興を完全に果たすことができるまでの期間、経費全額に対する財政措置を確実に継続すること。

併せて、被災地方公共団体以外の地方公共団体が行う任期付職員の採用に係る経費及び派遣元で実施する研修等に係る経費に対する財政措置を行うこと。

また、国・独立行政法人や民間企業からの人的支援についても被災地方公共団体の負担が生じないよう配慮すること。

5 住宅再建・復興まちづくり、鉄道復旧・道路整備等の促進

(1) 住宅再建に対する財政支援

復興まちづくりの取組を一層加速させるとともに、一日も早い住宅再建を支援することが可能となるよう、建築確認申請等の手数料減免に対する財政措置の継続など、被災地方公共団体に対する十分な財政支援を行うこと。また、災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、被災者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保、被災自治体の復興支援に必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援を継続すること。

さらに、原発事故による避難者のための災害公営住宅に係る東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者の厳しい生活再建状況や、風評被害・人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況を鑑み、現行の支援水準を維持すること。

(2) 防災集団移転促進事業の要件の一層の緩和

地方公共団体による被災した土地の買取対象は、移転促進区域内の住宅用途

に係る宅地及び農地に限定されているが、移転促進区域内の全ての土地が買取対象となるよう要件を緩和すること。

(3) 防災集団移転促進事業により市町村が買い取った土地の集約や整地に要する費用への支援

被災市町村のまちづくりの推進のため、専門家派遣や社会実験の実施など、防災集団移転促進事業により市町村が買い取った土地の利活用に向けた取組に対する支援を継続すること。また、このような取組を踏まえ、市町村が行う移転元地の集約や整地に要する経費に対して財政支援を行うこと。

(4) 防潮堤の整備促進

集落再生に不可欠な防潮堤の整備を迅速に進めること。とりわけ、漁港区域内の防潮堤の整備を促進するため、「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の後続事業制度を構築し、予算を十分に確保すること。

(5) 鉄道復旧後の支援

平成31年3月にJR山田線から経営移管され、被災地を縦断する三陸鉄道リアス線について、持続的な経営の確保に向けて十分な支援を行うこと。

(6) 復興道路等の整備の促進

被災地域と内陸部の後方支援拠点等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備について、社会資本整備総合交付金（復興枠）等の後続事業制度を構築し、事業が終了するまで必要な予算を確保すること。

また、復興事業の進展等により、新たに発生する課題等への対応が想定されることから、第2期復興・創生期間以降における必要な制度の構築を図るとともに、長期的かつ十分な予算を確保すること。

(7) 資材高騰・人材不足への対応

第2期復興・創生期間における復興事業の円滑な推進のため、資材及び人材確保に必要な財政支援を継続すること。

(8) 液状化被害への支援の継続・強化

液状化対策事業については、事業費が多額で住民同意の取得難航などの実情に十分に配慮し、被害世帯への支援を強化すること。

6 産業の復興、雇用対策の促進

(1) 産業の復興加速、被災企業等への支援の強化等

被災地の復興を加速するため、地域の基幹的な産業の復興を促進するとともに、成長分野の新たな立地、農林水産業の6次産業化などを強力に推進し、安定した雇用を確保すること。

地域経済の未曾有の危機に対処するため、これまでの枠組みにとらわれず、被災企業に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など支援を強化すること。

被災企業の二重債務問題については、支援決定後の経営改善への助言等の支援を強化すること。

(2) 農林水産業の復旧・復興支援の強化

漁港・海岸保全施設・海岸防災林・農地・森林等の復旧・整備や復興のモデルとなる園芸団地の整備に必要な十分な予算を確保し、農林水産業の復旧・復興を促進すること。

特に、水産業における漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や担い手の確保・育成、技術者等の派遣、被災海域における放流種苗の確保、関連業者の事業再開・経営再建と失われた販路の回復への支援を継続すること。また、福島県については、復旧・復興の進捗に合わせたきめ細かい支援を強化すること。

漁場のがれきの将来にわたる撤去・処分についても、全額国庫負担により支援すること。

加えて、地震・津波に対応した漁港施設の機能強化を緊急的に進め、安定的な漁業活動を支援するため、復興特別会計と同等の予算措置を行うこと。

(3) 「グループ補助金」や「東日本大震災復興緊急保証」等の継続・拡充

中小企業の再建のための「グループ補助金」や「東日本大震災復興緊急保証」等については、今後のインフラ整備の進捗に合わせて事業に着手する事業者も多数見込まれることから、引き続き制度を継続し、十分に予算を確保すること。

「グループ補助金」により取得した財産の処分については、事業継続に向けた業態転換や新分野への挑戦の後押しとなるよう、被災地の実情に応じた柔軟な

制度運用を行うこと。

(4) 復興特区における税制上の特例に係る措置の継続

復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置については、被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう、今後も適切な措置を継続すること。

(5) 観光振興の強化

被災地及びその周辺の観光地への旅行を促進するため、被災地に関する正確な情報の発信、国内外での大規模な観光キャンペーンの実施、外国人旅行者のビザ発給条件の更なる緩和、観光振興に対する財政支援の強化など、総合的な観光促進策を拡充すること。

また、東北観光復興対策交付金に代わる新たな観光振興支援策を講じるとともに、その他の支援については、東北の外国人観光客数の伸びが全国の伸びに追いつくまでの間、継続・拡充すること。

(6) まちのにぎわいづくりへの支援

人口減少が進む中、商店街の仮設から本設店舗への円滑な移行、本設商店街での共同施設整備、イベント開催等、被災地のにぎわい創出やうるおいのあるまちづくりに向けた地域の事業者の主体的な取組みに対する支援に継続して取り組むこと。

(7) 就業支援や人手不足対策の強化

被災地におけるきめ細かな就業支援や企業の人手不足対策を強化するとともに、被災者の状況や復旧・復興の段階に応じた多様な雇用就業機会の創出を支援すること。

「事業復興型雇用確保事業」及び「原子力災害対応雇用支援事業」については、被災企業が積極的に活用できるよう簡素で手厚い支援制度とするとともに、弾力的な運用を図ること。また、被災地の厳しい雇用状況を踏まえ、制度の継続と必要な財源確保を図ること。

(8) 福島イノベーション・コースト構想の推進

震災及び原子力災害により失われた浜通り地域等の産業の回復に向けた国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想については、各プロジェ

クト（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙等）の具体化や産業集積の促進、優秀な研究者の確保、未来を担う教育・人材育成等の着実な実施、福島国際研究教育機構の研究開発等の推進のため、関係省庁一体となって推進し、構想の関連事業も含めて必要な財源を責任を持って継続的かつ十分に確保すること。

また、地元企業が参画しやすい仕組みづくりに取り組むこと。

7 被災者への総合的な支援の強化、東日本大震災の風化防止、「第2期復興・創生期間」以降の体制の整備

（1）避難者の帰還の支援等

被災者の安定した生活の再建及び雇用の確保や事業の再建への総合的な支援を強化するとともに、避難者の帰還等を支援すること。

長期間にわたり帰還困難となる住民については、生活再建の見通しを明確に示すこと。

避難先での定住を希望する避難者に対し、避難先での生活再建を円滑に進めるため、就業支援や住宅確保のための支援策を講じること。

被災地方公共団体及び避難者を受け入れている地方公共団体の取組に対して十分な財政支援を行うこと。

（2）被災者の心のケア

心身の健康や将来の不安などへのケアが必要な被災者への支援をきめ細かく行えるように、被災者支援総合交付金の継続・拡充、臨床心理士等の専門家の確保及び相談や孤立防止などの取組に対する支援の強化を行うこと。

特に、被災者の心のケアについては、度重なる住居環境の変化に伴うストレスや家庭問題、経済問題などを背景に、相談内容が深刻化・複雑化しており、人材を安定的に確保し、中長期的に取り組む必要があることから、引き続き被災者の心のケアに対し中長期的に全額国庫による財政支援を継続すること。

また、避難者の方々が抱える課題は様々な面で個別化・複雑化しているため、避難先を問わず支援が必要な方が適切な支援を確実に受けられるようにすること。

(3) 地域コミュニティの再生・形成に対する支援の強化等

被災地では、仮設住宅から災害公営住宅への転居や住宅の高台移転が進み、新たなまちづくりに取り組んでいるが、今後の活力ある被災地の復興のため、地域住民の交流の促進やNPO等による多様な活動への支援など、地域コミュニティの再生・形成に係る取組への支援を強化すること。

また、高齢者等が孤立しないよう、見守り体制の整備、生きがいつくり対策などのきめ細かな取組への支援を継続すること。

(4) 被災地の実態に合った子育て支援の強化

安心して子どもを産み育てられるよう被災地の実態に応じたきめ細かな就学支援や心のケア、復興を支える人材育成のための教育・子育て環境の整備などの取組を全面的に支援すること。

県外へ避難している子育て家庭については、多くが精神的、経済的に厳しい状況にあることを踏まえ、保育料減免や就学援助などの経済的負担軽減、心のケアなどを十分に支援すること。

(5) 個人の二重債務解消に向けた支援

個人の住宅ローン等に係る二重債務問題の解決を促進し、住宅再建を加速させるため、法整備を含む新たな仕組みの構築を積極的に行うこと。

(6) 医療・福祉サービス提供体制の復旧・復興支援

原子力災害の影響の大きい福島県をはじめとする被災地方公共団体では、人口減少、医療・介護人材の不足、建設コストの高騰等により、医療・福祉サービス提供体制の復旧が遅れているため、処遇改善による人材確保、施設整備などの支援を強化すること。

医療や介護の復興は長期間にわたり、安定した財源確保が必要であるため、地域医療再生基金の設置期限の延長や基金の弾力的な運用を行うとともに、医療・介護人材の確保や施設の再開、再開後の経営安定化等に係る十分な支援を行うこと。

(7) 公的保険の減免措置等に対する財政支援

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険等について、保険料(税)の大幅減収や医療費の増大などによって、被災地方公共団体の財政基盤が大きく損なわ

れたことから、安定的な運営が図られるよう調整交付金の増額や国費による補填など十分な財政支援措置を講じること。

また、避難指示区域等対象地域における減免措置については、令和5年度から見直しが始まったが、対象となる住民の不安や疑問に丁寧に対応するとともに、今後、見直しが検討される帰還困難区域に居住していた住民の保険料等の減免や、市町村の保険事務等の支援について、引き続き、市町村の意向をしっかりと踏まえた対応を行うこと。

(8) 災害救助法に基づく救助の対象範囲の拡大等

応急仮設住宅に係る維持管理や補修、集約化に際し必要となる居住環境整備に要する経費や応急救助の終了に生じる経費など救助に要するもの全てを災害救助法の対象とするとともに、必要な事務経費の全てを全額国庫負担の対象とすること。応急仮設住宅の供与終了に伴う未退去案件への対応については、必要な人的支援及び財政的支援を行うこと。

(9) 東日本大震災の被害や教訓等の風化防止

東日本大震災の記憶を国民全体で共有し後世に伝え、今後起こりうる広域災害の備えに活かすため、被害の実情や教訓、復旧・復興の過程でのノウハウ等を蓄積・整理し、防災意識を向上させるための、効果的な方法による政府広報を強化すること。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、復興五輪として開催された理念や大会を契機に生まれた様々な主体とのつながりをレガシーとして継承していくため、引き続き、被災地の復興状況や魅力を国内外に発信するとともに、被災自治体が取り組む関連事業に対し積極的な支援を行うこと。

伝承団体や市町村などによる伝承活動を支援するための補助金や伝承施設の運営に要する経費の支援など、新たな支援制度の創設等を講じること。

震災遺構の維持管理や修繕、保存や撤去に対する財政支援を長期的に継続すること。

被災地でのボランティア活動や学校の修学旅行をはじめとする被災地ツーリズム等を促進すること。

学校、家庭・地域、自治体等が一体となった防災教育を徹底できるよう支援し、東日本大震災の教訓を踏まえた実践的な避難訓練及び防災訓練を充実させること。

(10) 被災地域の復興に向けた教育環境の整備への支援

被災地の児童生徒に対しては、それぞれの状況に応じたきめ細かな教育的支援や心のケアが必要であることから、復興推進に向けた教職員の加配、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等、必要な支援を令和7年度以降も継続・充実すること。

また、地域の復興を支える人材育成のため、発達の段階に応じた教育環境の整備を支援するとともに、幼児・児童・生徒に対する長期的な就学支援を継続して実施すること。東日本大震災により被災した子どもや原発事故により避難している子どもがいじめに悩まされることのないよう、国の責任において、放射線への正確な理解を促進するとともに、地方公共団体が、いじめの未然防止、早期発見及び発見後に適切に対処できるよう支援すること。

2 1 地方分権改革の推進について

平成5年6月の衆参両院における憲政史上初めてとなる地方分権の推進に関する決議以降、機関委任事務制度の廃止による裁量の拡大、国から地方への税源移譲、農地転用や地方版ハローワーク等の権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなど、地方分権改革は着実に進展してきた。

しかし、法令の規律密度の高さや「従うべき基準」をはじめとした国の関与などにより、地方が自ら意思決定するための自治立法権を十分に行使できない現状が続いている。さらに令和6年度の地方自治法の一部改正により、国の地方公共団体に対する補充的な指示の規定が盛り込まれたが、運用次第では憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等・協力の関係が損なわれるおそれもある。

また、感染症や相次ぐ災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築や、深刻さを増す少子化をはじめとする我が国の諸課題の解決に向けて、国と地方の役割分担について責任と権限の不一致を解消し、執行体制を踏まえて資源配分を行い、協力・連携して取り組む必要がある。加えて、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進が求められており、国・地方を通じた課題として受け止められる中、地域の多様性の維持・発展が一層重要となっている。

地方は自らの判断と責任において役割を果たすとともに、個性豊かな地域がそれぞれの地域のことは地域で決定し、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、国民的運動の上に地方分権を更に推進していく必要がある。

こうした認識の下、地方分権改革の推進について、以下のとおり提言する。

1 国と地方のパートナーシップの強化

(1) 国と地方の協議の充実

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策では、機動的な対応に課題を残すものの、国と地方との度重なる協議により、国と地方のパートナーシップが強化され、共に対策を講じてきた。こうした好事例をさらに推し進め、国・地方に共通する様々な政策課題に関して、互いに協力して対応していくために、国と全国知事会が率直に意見交換し、協働して政策形成を行う基盤となる議論ができる場を設けるとともに、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設けるなど、国と地方が実質的に協議を行う仕組みを強化すること。
- ・ 「国と地方の協議の場」について、地方からの開催申し出に対する応諾義務や協議結果の遵守義務など、制度面での更なる充実を図ること。また、十分な議論ができる時間を確保すること。

(2) 多様な行政主体の連携

- ・ 地方版ハローワークや地域公共交通会議のように、国が専ら所管している行政分野における地方との連携をより一層進めていくこと。
- ・ 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。このため、人材の効果的な活用という観点から、国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係も含めた多様な行政主体の柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用する取組を更に推進すること。

(3) 国と地方の役割分担の適正化

- ・ あらゆる施策において、適切なガバナンススコープ（ガバナンスを効果的に発揮し得る範囲）に応じた、適切な責任・権限に基づく資源の配分の見直しが必要であることから、国と地方における意見交換の場等を活用して課題を洗い出し、国・地方が担うべき役割や見合った権限の議論など、早急に役割分担の見直しに着手すること。その上で国・地方がそれぞれ責任を果たすことができるよう財源を確保すること。
- ・ 地方自治法第 252 条の 26 の 5 の規定に基づく国の地方公共団体に対する補充的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、衆・参両院の総務委員会の附帯決議（第 213 回国会提出閣法第 31 号に対するもの）を十分に踏まえ、抑制的に運用すること。具体的には、当該指示の行使に際して、国と地方公共団体が事前に適切な協議・調整を行うことができるよう、手続を明確化すること。また、目的達成のために必要最小限度の範囲となるよう、あらかじめ運用方針などを定めること。
- ・ 想定外の事態に万全を期すため、今回の補充的指示権が行使される条件、想定される事態などについて可能な限り明確にし、あらかじめ、実際に指示権の影響を受ける国民に対して丁寧に説明すること。

2 地方分権を実感できる改革の深化

(1) 自治立法権の拡充・強化

- ・ 地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。
- ・ 新たな立法により、地方が実施しなければならない計画等の策定をはじめとする事務事業の増加や、「従うべき基準」の新設といった状況が生じている。この

ため、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立など、新たな事務事業や義務付け・枠付けが必要最小限のものとなるための仕組みを構築すること。

- ・ 義務付け・枠付けの緩和等が実現した場合であっても、財政的な措置が不十分であれば、補助金等を通じて実質的に国に縛られたり、法令の規律密度の緩和が財源保障を弱めたりしてしまう懸念もあるため、地方公共団体が自主的な判断に基づき、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、適切な財源保障を行うこと。
- ・ 地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制については、国と地方で課題意識を共有し、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（以下「ナビゲーション・ガイド」という。）のように、国が自ら制度の検討・見直しを行っていくルールを作成すること。

（2）「従うべき基準」の見直し

- ・ 国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねること。
- ・ また、「従うべき基準」の見直しを進めるに当たっては、ナビゲーション・ガイドのように、国が自ら制度の検討・見直しを行っていくルールを作成するなど、地域の実情に合った施策の実施が可能となるようにすること。
- ・ なお、全国一律の基準で実施する必要がある事務等の基準については、実質的に地方に裁量の余地がなく、条例制定に係る負担のみが生じるため、条例委任を廃止すること。

（3）計画策定等の見直し

- ・ 本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし現実には、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題がある。各府省においては、政策立案や法案作成の都度ナビゲーション・ガイドの順守状況を内閣府に報告するなど、当該ガイドが実効性を持つように運用するとともに、地方の意見を十分に反映しつつ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。
- ・ 法令等の見直しと併せて、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている

各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

- ・ ナビゲーション・ガイドの対象となっていない議員立法についても、当該ガイドの趣旨に鑑み、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、事前のチェックを行うこと。
- ・ また、既に法令で計画策定が義務付けられているものについても、ナビゲーション・ガイドの趣旨に基づき、義務付けを廃止するよう不断の見直しを行うこと。

(4) 事務・権限の円滑な移譲等

- ・ 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方に基づき、受け皿としての広域連合の活用も含め、国から地方への事務・権限の移譲についても、引き続き取り組んでいくこと。なお、広域連合を活用するにあたっては、国と広域連合とが協議により調整を行う仕組みを構築すること。
- ・ 事務・権限の移譲などを円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。特に、地方が十分な予算・人員を確保して住民サービスを確実に提供できるよう、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。
- ・ 適正な法執行の観点から、条例の制定改廃が必要となる場合等においては、地方公共団体に対し、事前に情報提供を行うほか、十分な準備期間を確保し、政省令の整備を行うこと。
- ・ 国の出先機関が直接実施している事業や、国が都道府県を介さず市町村や民間事業者などに直接交付している補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）のうち、都道府県が地域の実情に応じて実施・調整する必要があるものは、都道府県を実施主体にするか、又は都道府県に交付すること。

(5) 全国一律の基準で実施する事務のあり方の見直し

- ・ 一括処理した方が効果的な事務（生活保護事務の給付事務及び一般旅券の発給事務など）については、国と地方公共団体で共同実施、地方公共団体から第三者機関への委託、国の直接執行を検討するなど、急激な人口減少社会やデジタル技術の進展も踏まえ、地方と協議しながら、国と地方の事務のあり方を検討し、国において必要な仕組みを構築すること。

(6) 「裁定的関与」の見直し

- ・ 国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う「裁定的関与」については、地方公共団体が「自らの判断と責任で行政を運営する」という原則に立ち、国と地方の関係のあり方の問題としても総合的に勘案した上で、国と都道府県、市町

村それぞれが対等な立場で責任を果たせるよう見直すこと。

(7) 地方公務員法関連法令の見直し

- ・ 地方公務員の業務内容や勤務環境が大きく変化する中、高度な専門知識や経験を備えた優れた人材を確保していくためには、各地方公共団体が実情に合わせ、給与や勤務時間等を柔軟かつ迅速に設定することができる制度の確立が必要である。このため、地方公務員の給与について、デジタル人材等の専門人材に対応した個別の給与制度案の検討や民間企業の動向等を踏まえた官民比較の対象の見直し等を行うこと。また、地方公務員の勤務条件について、高度な専門性を有する人材への裁量労働制の導入のため法改正を行うとともに、こうした高度な人材の確保に向けた地方の独自の取組に対する財源確保について、併せて検討すること。

3 地方分権を推進するための枠組みの強化

(1) 立法プロセスへの地方の参画

- ・ 地方が重要な役割を担う施策や地方の行財政運営に影響の大きい施策の立案に当たっては、地方の意見を反映することが可能な時期に情報提供を行うとともに、早期に地方と協議することで、国における施策の立案段階で地方の意見が反映される仕組みを確保すること。
- ・ 議員立法においても新たな義務付け・枠付けが設けられている現状を踏まえ、これまで進められてきた行政面における地方分権改革から範囲を広げ、地方分権の推進に関する常設の委員会又は調査会を国会へ設置することや、議員立法についても内閣提出法律案に関して制度化されている意見提出権や事前情報提供制度のような地方の意見を反映させるための仕組みを創設することなど、立法プロセスに地方が適切に関与する仕組みを構築すること。
- ・ 地域の実情に合った法令の運用が可能となるよう、政省令の制定や改正時における実務レベルでの国・地方の協議を充実すること。

(2) 「地方分権改革特区」の導入等

- ・ 国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについては、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、広域連合の活用などにより、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。

(3) 「提案募集方式」の見直し

- ・ 「提案募集方式」は、地方分権改革の手法として一定の役割を果たしているが、

地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう制度を拡充すること。

- 例えば、「実現できなかったもの」とされた提案については、今後、地方から支障の根本的な解決が必要とされた場合には、再度検討対象とし、改めてその実現に向けて尽力すること。
- 提案の検討及び提案後の調整に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を十分に果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。
- これまでの対応方針において、「検討を行う」又は年次を示して「結論を得る」とされた事項について、今後の検討において重点事項として取り上げるなど、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現に努めるとともに、その結果については地方に速やかに情報提供すること。

4 地方分権改革の一層の推進を図るための地方税財政の充実等

- 地方が責任をもって増大する役割に適確に対応していくためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築とともに、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保・充実すること。
- 国と地方の税収割合が6対4である一方、歳出割合は4対6と乖離がある。住民に身近な行政サービスを提供する地方の役割に見合った税源配分とするため、新たな行政需要に対応するための税源の創出にも努めつつ、国と地方の税源配分をまずは5対5とすることを目標として税収割合と歳出割合の乖離を縮小し、自主財源比率を高めていくこと。
- 国の政策が地方税財政に影響を及ぼす場合は、国が確実に財源を措置し、その際には自主財源比率を低下させないよう、地方税源の充実を行うことを基本ルールとすること。
- 「地方固有の財源」である地方交付税については、その総額を確保・充実するとともに、各地方団体が地域の実情に応じた施策を着実に実施できるよう財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。
- 臨時財政対策債については、近年発行額の縮減が図られているが、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な改革等を行うこと。

5 地方分権改革を推進するにあたり、さらに検討を深めるべき事項

- ・ 従来から議論のある条例による「上書き権」の問題に関しては、現行の法体系全体との整合性や個別法の趣旨目的などを踏まえつつ、地域の実情に応じた施策を地方が実施できるよう、法令の規律密度の緩和による自治立法権の拡充・強化と併せて、罰則のあり方についての検討も含め、引き続き法律と条例の関係についての議論を深めていくこと。
- ・ 地方分権改革のこれまでの成果の上に立ち、国の立法プロセスに地方の声を一層反映していくとの観点から、憲法改正に向けた議論において、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記することや、参議院選挙区の合区の早期解消、地域代表制のあり方、自治立法権・自治財政権の拡充・強化などの議論を積極的に行うこと。

2 2 参議院選挙における合区の解消に関する決議

参議院は、創設時から一貫して「都道府県」単位の代表が選出されることで、地方の声を国政に届けるとともに、我が国における戦後の民主主義の発展に重要な役割を果たしてきた。

憲政史上初めて合区選挙が行われた平成28年の参議院選挙では、投票率の低下に加え、自らを代表する議員が選出できなかった県民からは、大きな失望の声が上がり、国民の参政権にも大きく影響を及ぼす事態を引き起こした。

その後、令和4年の参議院選挙では、鳥取県において、合区選挙開始以降、連続で過去最低の投票率を更新する結果となったほか、令和5年に徳島県・高知県の合区で行われた参議院補欠選挙においても、県にゆかりのある候補者がいない徳島県では、投票率が令和4年の通常選挙と比べ20ポイント以上激減し、戦後最低を記録した。このように、合区4県では、令和元年の参議院選挙に引き続き投票率が低い水準で常態化するなど、合区の様々な弊害が顕在化しており、より深刻度を増している。

また、合区制度では、合区した県の間で利害が対立する問題が生じた場合に、国政に両県民の意思を十分に反映することが困難になるとの指摘があるほか、合区対象となる県の固定化に加え、今後、人口の減少や大都市への一極集中が進めば、合区対象となる県が全国へと広がり、その結果、人口が少ない地方には議員定数が十分に割かれず、地方創生・人口減少対策などの国政の重要課題の解決において、人口減少に直面する地方の実情が国政へ反映し難くなる状況が生じる。

このような状況は、我が国の民主主義の根幹を揺るがす重要な問題であり、都道府県間で一票の較差とは異なる不平等性が生じることにもなる。

これまで、全国知事会では、地方六団体合同による「合区早期解消に関する要請活動」を行うほか、各政党や衆参両議院議長、憲法審査会長へ要望活動を行うなど地方の声を継続的に国に対して訴えかけてきたところである。

令和元年に行われた参議院選挙時には、都道府県単位の代表が選出され得る、いわゆる特定枠が比例代表選挙に導入されたが、特定枠で選出された合区対象県の議員が辞職し、合区地域とは無関係な人が繰り上げ当選するという事態も生じたところであり、根本的な合区の解消が依然として必要である。

参議院選挙において、国政に地方の意見をしっかりと反映させ、各地方の実情に合った施策の実現を図るため、十分な国民的議論のもとでの憲法改正等の抜本的な対応による「合区の確実な解消」を強く求めるものである。

加えて、目前に迫った令和7年の参議院選挙に向けては、時間的な制約もあることから、法改正による対応も含めて検討すること。

なお、反対意見（大阪府）があったことを申し添える。

23 3 巡目国スポの見直しに関する考え方

国民体育大会（以下「国体」という。）は、その開催を契機として全国各地で競技施設やインフラ（道路等）の整備が進み、多様なスポーツの普及や選手・指導者の育成、競技力の向上に貢献するなど、我が国及び地域のスポーツ振興に大きな役割を果たしてきた。一方、急激な少子化や人口減少、地方財政の逼迫、競技ごとに行われる他の全国大会の充実など、その取り巻く環境は大きく変化している。

今後、国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）という新しい大会に生まれ変わるとともに、国体からの通算で3巡目を迎えるにあたり、こうした環境変化を踏まえ、開催主体である国、日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）、都道府県（全国知事会）をはじめとする関係者が、十分な意思疎通を図り、開催都道府県の負担軽減や大会の魅力向上などを通じて国スポが将来に向けて持続可能な大会となることを目指し、大会の意義やあり方をゼロベースで再検討することが重要と考える。

そのため、全国知事会としては、JSP0 が設置する有識者会議において、次のような考え方を基本に臨むこととする。

1 国スポの開催意義

これまでの国体は、スポーツの普及及び発展、地方文化の発展及び地域振興に寄与してきた。

今後は、大会を取り巻く環境変化や「体育」から「スポーツ」へと名称が変更された新しい大会に生まれ変わることを踏まえ、国スポがトップ選手も集まる「全国的なスポーツの祭典」として国民から注目され、アスリートの活躍や育成に資する場となるとともに、開催都道府県の魅力が発揮され、スポーツ文化の醸成や地域振興に貢献する持続可能な大会となるよう、その意義を今日的な視点で見直すこと。

2 開催頻度

国スポを目指す選手のモチベーション、少年の参加機会等を考慮し、簡素化・効率化を図った上で、毎年開催を維持すること。

3 大会の開催時期及び開催期間

大会参加者の宿泊施設及び輸送の確保等を考慮し、JSP0 が定める「国民スポーツ大会開催基準要項」における開催時期及び開催期間（本大会は9月中旬から10月中旬の11日間以内、冬季大会は12月から2月末日の5日間以内）については、本大会と冬季大会という区分の見直しを含め、開催時期及び開催期間の弾力化を図ること。

4 大会形式及び総合成績・得点方法

地域スポーツの振興とふるさと意識醸成のため主催都道府県のフルエントリー制については維持しつつも、総合成績を都道府県対抗で競う大会のあり方を再考するとともに、特に顕著な成績をあげた個人や団体を特別に表彰することなどを検討すること。

5 総合開・閉会式

総合開・閉会式は、JSP0の「国民スポーツ大会施設基準」において「約3万人を収容できる施設とする」と定められているが、天候に影響されないよう屋内開催を基本として当該施設基準を見直すとともに、式典についても大幅に簡素化すること。

6 開催地及び競技施設

各都道府県の持ち回り形式を維持する。ただし、人口減少や地方財政の逼迫が進む中、すべての実施競技において競技団体が求める施設基準を満たす施設を単独の都道府県が整備することは困難となっていることから、複数の都道府県での開催（過去に開催例あり。）も可能とするとともに、開催地及び競技施設のあり方については次のとおりとすること。

- ① 多くの都道府県が競技団体の求める施設基準を満たすことが困難な競技については、あらかじめ定める開催可能な都道府県（施設）から開催地を選定する現在の冬季大会と同様の形態あるいは特定の施設に開催場所を固定化（競技会場の聖地化）すること。この場合、オリンピックレガシー等が継承されるよう、できるだけ当該施設を有効活用するとともに、開催都道府県及び施設を有する都道府県の負担軽減等を図ること。
- ② 開催都道府県に基準を満たす施設がない競技については、開催可能な競技施設を有する都道府県と協議の上、当該競技施設を活用することを基本とすること。
- ③ 競技の実施に最低限必要な基準以外の施設基準や設備については、地域の実情に応じ、整備の必要性を含め弾力的に運用できるようにすること。

7 競技会及び参加者等

時代の変化に対応した実施競技の見直しを行うとともに選手監督及び競技役員に参加人数を適正規模に見直すこと。

また、審判員等競技役員資格基準を緩和すること。

8 財政負担の見直し

式典・競技会開催費、施設整備費等大会開催に係る経費の大部分を開催都道府県が負担している現状に鑑み、大会の簡素化・効率化、人的負担の軽減等を図った上で、少なくとも式典・競技会開催費の1/2以上は国及びJSP0で負担するとともに、競技団体等においても必要な負担をすること。また、都道府県又は市町村が行う施設の改修・整備については、現在より手厚い財政措置を講ずること。

なお、財源の確保については、大会の魅力化等とあわせて、スポーツ振興くじ、宝くじなどの積極的な活用や企業協賛の充実を検討すること。

9 2巡目への適応及び継続的な検証

見直した内容は3巡目からの実施を基本とするが、施設基準、審判資格等上記見直し事項のうち可能なものについては、2巡目においても開催県の実情に応じて実現できるように十分配慮すること。

また、今後の国スポの開催実績を踏まえながら、検証・見直しを継続すること。

《政策要望》

【農林水産関係】

1 食料・農業・農村政策について

食料・農業・農村政策については、食料・農業・農村基本法を基本的な指針として、これに基づいて体系的に施策を講ずることとしているが、食料・農業・農村を取り巻く国内外の情勢が大きく変化中、持続可能で強固な食料供給基盤が確立できるよう、海外依存の高い麦・大豆・飼料作物等の生産拡大や、国産への転換に向けた産地の育成強化、将来の生産者の減少に備えた農業構造の確立、合理的な価格形成と国民理解の醸成など、実効性のある新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定するとともに、関連する施策の充実・強化や必要な予算を確保すること。

2 経済連携協定について

CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定などに伴う農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な措置を講ずること。

また、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。

3 農林水産業におけるカーボンニュートラルの実現について

- (1) 2050年カーボンニュートラルの実現に農林水産業分野として対応していくため、「みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業」等による革新的な技術の開発や社会実装に向けた取組を充実させるとともに、必要な予算を確保すること。

また、農地・森林・海洋における炭素の長期・大量貯蔵を可能とするため、「環境保全型農業直接支払交付金」、カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するための「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」、水域の保全を行う「水産多面的機能発揮対策事業」に十分な予算を確保すること。

- (2) 2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現や耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25% (100万ha) に拡大するなど、長期目標を掲げる「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、国と地方が連携した研究開発や再生可能エネルギーの導入等による脱炭素化を推進するとともに、多くの生産者が生産力向上と持続性を両立した農林水産業に取り組めるよう、スマート農業の総合推進対策やみどりの食料システム戦略推進総合対策、林業デジタル・イノベーション総合対策、水産業成長産業化沿岸地域創出事業等に十分な予算を確保すること。

また、流通・加工事業者や消費者も含めた国民全体の理解の促進を図ること。

4 農業・農村の振興について

- (1) 強い農業と活力ある農村の実現に向け、農業の生産性向上と高付加価値化を図るためには、「土地改良長期計画」に掲げる、農業の成長産業化に資する農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備、スマート農業の実装化と次世代型農業の導入を見据えた水利システムの構築等を推進し、農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消等を図ることや高収益作物の導入を促進することなどが不可欠である。

特に、農地の大区画化や水田の汎用化については、農地の集積・集約率に応じて農家負担を軽減する制度の積極的な活用により、事業要望が増加している状況にある。

このため、地域の実情や特性を踏まえた上で、計画的かつ着実な事業の推進に必要な当初予算を安定的に確保するとともに、農業の競争力の強化を加速化するための農業対策補正予算の編成、さらには、地域のニーズに応じたきめ細かな農業農村整備を推進できるよう定額補助事業等の創設や拡充、地方財政措置の充実を図ること。

加えて、国直轄による保全対策の対象拡大や国営事業の農家負担軽減策等を講じるとともに、国営造成施設において漏水事故が発生した際の、迅速な復旧作業、原因究明、再発防止の措置等、対応の強化を図ること。太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化対策等、地域の緊急的な課題の解決に向けた施策を推進すること。

- (2) 近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害を未然に防止するためには、農村地域の流域治水対策や農業水利施設、地すべり防止施設、海岸保全施設の老朽化対策、防災重点農業用ため池の防災・減災対策等が重要であるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に実施するために、財源確保と地方財政措置の充実を図ること。

特に、防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が制定され、防災工事等の取組を加速的に進めることとされたが、ため池の保全管理に係る体制強化も重要な取組であることから、「ソフト・ハード双方による総合的な対策」を進めるため、改修・廃止に必要な財源確保及び地方財政措置の更なる充実とともに、データベースの管理や管理者による適切な管理・監視体制の強化、ため池サポートセンターに係る国の定額補助を活動規模に応じて拡充するなど、ソフト面においても財政支援の継続と更なる充実を図ること。

また、農業水利施設の老朽化対策については、農村地域における混住化等の進行により、受益農地や農家数が減少し、施設等の再整備や管理にかかる農家の負担が増加している。

このため、事業を実施する際の一戸当たりの受益者負担の軽減を図る新たな制度を創設すること。

今後の施設管理の枠組みにかかる土地改良法改正等の国の議論を踏まえて、施設の集約・再編や管理体制の見直しなどについての地域による議論、必要な調査・検証、また、これらを実現するためのソフト・ハード対策を一体的に行うことにより、農家の負担軽減や農業生産基盤の適切な保全管理を図るための総合的な制度を創設すること。

さらに、国は、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で災害に備える「流域治水」の取組を推進しており、流域で行う治水対策の充実に向けて、農業用ダムの洪水調節機能の強化、農業水利施設の高度な操作・管理の実施、さらには、水田やため池を活用した雨水貯留など農地・農業水利施設の有する多面的機能を発揮させる取組を行う管理者等への支援について、地域で一体的な取組が図られるようパッケージ支援策を整備すること。

特に、水田や農業用ため池等において流域治水に協力する農業者が安心して営農を継続できるよう支援を充実させること。

(3) 大規模自然災害が近年多発していること、また市町村の技術職員数が減少していることなどを踏まえ、農地・農業用施設の災害復旧事業の迅速化を図るため、更なる災害査定や申請事務の簡素化等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うこと。

(4) 世界的に穀物価格が高騰している中で、国産穀物を主体とした食料安全保障を確立していくため、改正された食料・農業・農村基本法に基づき、穀物の備蓄制度も含め、水田農業施策を見直し、小麦や大豆、飼料作物等への需要に応じた生産体制の整備と生産力の維持・強化や国民の国産穀物の消費に関する意識啓発、食品製造事業者における米粉の活用促進など、抜本的かつ効果的な対策を講じるとともに、輸入に依存している穀物を安定供給できる環境を整えること。

(5) 経営所得安定対策については、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、対象品目を拡大するなど、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した制度とすること。

農業保険については、加入者の拡大に向けて、制度の周知や農業共済組合が行う事務の執行に必要な経費を措置するとともに、保険料等への補助は全国一律の制度内容とするため、国の負担割合の引上げを検討すること。

また、収入保険制度については、農業者の視点に立って制度の見直しを行うとともに、類似制度を含めた見直し等を行う際には、原材料・飼料価格高騰等を踏まえた農業・畜産経営への補填、みどりの食料システム戦略で掲げる有機農業の取組拡大に向けた補償制度など、農業者のニーズや関係団体の意見を十分に踏まえた上で、総合的かつ効果的なセーフティネットの構築を図ること。

さらに、生産・流通コストの上昇を踏まえた生産物の価格形成を行える仕組みの構築を行うこと。

(6) 稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、需給調整の仕組みについては、取組検証や検証結果による見直し検討を継続的に行い、全国・各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進を図っていくこと。

あわせて、年々、米の需要が減少する中、需給環境の改善への取組は、生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、米の需給と価格の安定化に向け、国主導により真に実効性のある消費喚起などの需要拡大対策を一層推進すること。

食料自給率の向上や収益力の高い農業の実現のためには、国産農産物の消費拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要である。

このため、加工用米や新市場開拓用米（輸出用米）、飼料用米、WCS用米、

米粉用米などのほか、麦、大豆等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金などの制度の恒久化と安定した財源の確保、地域の実情に即した交付単価の設定を図るとともに、必要な予算を配分すること。

また、令和5年度補正予算で措置された畑作物産地形成促進事業や畑地化促進事業、国産小麦・大豆供給力強化総合対策等を継続するとともに、コメ新市場開拓等促進事業を含め十分な予算を確保すること。

なお、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しに当たっては、地域特有の課題等を検証し、次世代の担い手への農地集積や経営継承の妨げにならないよう、十分な配慮を行うこと。

(7) 都道府県が継続的に稲、麦類及び大豆の種子の生産及び普及に取り組むことができるよう、都道府県が行う種子の生産及び普及に要する経費について、引き続き地方財政措置を確保すること。

(8) 気候変動に適応した高温等に強い品種や生産技術の開発・導入、新たな品目の栽培や高温対策設備等の導入への支援を強化すること。

(9) 日本型直接支払制度については、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能が、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、極めて重要な機能であることから、制度の積極的活用が図られ、農村を下支えする地域コミュニティの活動が今後も維持・発展できるよう、対策期間中においても、必要に応じ、交付単価や制度運営に係る事務費等について所要の見直しを行いつつ、事業を推進するための経費を含め必要な予算を確保するとともに、基本的に国庫負担で対応すること。

また、地震等大規模災害発生時には、必要な復旧作業に十分取り組めるよう、交付単価の上限を超えて活用できる災害特別枠を設けること。

集落や市町村、都道府県における書類の確認作業に膨大な時間を要しており、事務負担を理由に、制度の継続を断念する集落があることから、事務手続の更なる負担軽減を図ること。

多面的機能支払交付金については、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援するため、必要な予算の確保を図ること。

中山間地域等直接支払交付金についても、中山間地域と平場との生産費の格差が拡大していることを踏まえ、交付単価を実態に即した水準に引き上げるとともに、集落戦略の実現に向けた取組を着実かつ継続的に実施できるよう、各都道府県からの要望量に見合う十分な予算確保を図ること。

環境保全型農業直接支払交付金についても、生産者が安心して環境保全型農業に取り組める安定的な制度運営を図るとともに、各都道府県からの要望量に見合う十分な予算確保を図ること。

(10) 自然・社会的条件が厳しい中山間地域農業の状況を踏まえつつ、地域の特色をいかした多様な取組を後押しするため、付加価値の高い農業の創出や地域コミュニティ機能の維持・強化、多面的機能の発揮の促進、地域を支える体制及び人材づくりなどのための政策の充実・強化を図ること。

また、「農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）」の都道府県からの要望に見合う十分な予算を確保すること。

- (11) 新規就農者育成総合対策について、必要な予算を十分に確保するとともに、経営発展支援事業においては、適切な事業実施期間を確保するため早期に配分し、引き続き地方財政措置を確実に講じること。

また、農林水産業の活性化に向けて、農林水産業に携わる女性が活躍できるよう、女性リーダーの育成や資質向上のための助成を充実させること。

さらに、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた担い手の農地利用の実現に向け、農業経営の法人化促進や、規模拡大等に伴う機械・設備等の導入、人材の育成・確保及び労働力の確保に対する支援に必要な予算を十分に確保すること。

加えて、発展意欲のある農業者を育成するための専門家派遣や研修等の実施、担い手の確保のための就農相談等を行う拠点（農業経営・就農支援センター）の運営に必要な予算を十分に確保すること。

特に、経営体の減少や従事者の高齢化といった喫緊の課題に対し、円滑な経営継承への支援策について十分な予算を確保すること。

これら担い手確保・育成の中核となる農業者研修教育の拠点施設である農業大学の安定的な管理運営・教育内容の充実や、普及指導員による担い手への技術・経営指導に必要な協同農業普及事業交付金の予算を十分に確保すること。

- (12) 農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業については、農業経営基盤強化促進法改正により利用権設定等促進事業が廃止されたことから、対象事業の増加が見込まれる。担い手への農地集積・集約化を加速し、地域農業経営基盤強化促進計画を達成するためには、特例事業の補助率の引上げ・補助対象経費の拡充を含む予算の十分な確保や安定的な事業運営ができるよう、手続きの簡素化を進めることにより、増大している地方負担の軽減を図ること。また、都道府県や市町村、農地中間管理機構など、関係機関の実情や意見を十分に踏まえ、引き続き、農地の出し手や受け手が機構を活用しやすい仕組みとなるよう改善を行うこと。

加えて、農地の権利移動に係る公告・認可業務については、先般の法改正により、都道府県や市町村の業務量に大きな変更が生じること及び都道府県から市町村への権限の移譲が可能となったことから、それらの事務が円滑に執行できるよう、確実な財政措置を講ずること。

さらに、機構集積協力金交付事業については、経営転換協力金が令和5年度末で廃止されたところであるが、更なる農地集積・集約化に向け、制度の安定的な運用を図るとともに、十分な予算措置を講じること。

機構集積支援事業及び農地利用最適化交付金についても、施策効果が発揮されるよう制度の安定的・柔軟な運用を図ること。

- (13) 令和6年度末までに策定した地域農業経営基盤強化促進計画については、令和7年度以降も計画実現に向け随時見直し等を行うことから、引き続き地域における話し合いや、公告・縦覧等の事務が必要であるため、市町村や都道府県が行う事務等に係る十分な予算の確保を行うこと。

- (14) 地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業を中長期的に継続し、必要な予算を確保するとともに、生産現場の実情に配慮した助成対象の充実などの制度改正を図ること。

(15) 畜産・酪農における地域の生産基盤強化と収益性向上に向けて、飼養管理施設や省力化機械の整備、繁殖雌牛の更新奨励金など、畜産クラスター関連事業を中長期的に継続して実施するとともに、補助対象を拡充し、必要な予算を安定的に確保すること。

(16) 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及びアフリカ豚熱等の家畜伝染病について、国内への侵入防止の強化を図るとともに、国内での発生予防及びまん延防止に係る支援制度を強化・拡充、施設整備等に対する継続的な財政支援を行うこと。

ア 家畜伝染病の発生に係る対応関連

- ・発生事業者と未発生事業者の状況分析等により、科学的根拠に基づく有効な対策を確立するなど、発生予防対策の強化を図ること。また、家畜伝染病が発生した際は、感染経路の速やかな解明、畜産農家等への経営支援、風評被害対策等について引き続き強化すること。
- ・大規模農場での発生は、地域経済や消費生活への影響が大きいことから、農場での分割管理が円滑に進むよう、集卵設備など新たに必要となる施設整備等に対する支援を継続するとともに、十分な予算を確保すること。また、畜舎単位などの管理区域ごとに殺処分ができるよう、科学的にリスクを検討するほか、防疫措置の実施方法や農場及び市場への影響など、様々な観点から調査・研究・検証を進めること。
- ・家畜伝染病が発生した場合の防疫措置については、発生都道府県における負担が大きくなることから、家畜伝染病予防費負担金の引上げや地方財政措置の充実など、国の財政支援を拡充すること。特に、家畜伝染病予防費負担金、消費・安全対策交付金及び特別交付税については、防疫措置に従事した自治体職員の時間外手当や特殊勤務手当などの人件費及び家畜防疫員以外の旅費等が対象外となっていることから、対象経費を拡充し、国による十分な財政支援を行うこと。
- ・防疫措置等をより迅速かつ的確に行うことができるよう、安全かつ効率的な手法・技術の開発及びその普及を図るとともに、発生都道府県で得られた知見等を集約し、各都道府県が速やかに情報共有することができる仕組みを構築すること。
- ・防疫資材が不足する場合等に都道府県間で融通しあえる体制を国が主体となって構築するとともに、国においても、派遣応援の増員や防疫資材の備蓄体制の強化を図り、発生都道府県への速やかな支援を行うなど、防疫措置が円滑に進む体制の構築を推進すること。
- ・家畜伝染病予防法の趣旨を踏まえ、家畜の所有者が殺処分等の防疫措置に必要な人材や機材などを確保して主体的に防疫措置を講ずるよう、指針等に明記すること。
- ・家畜の埋却処分については、国有地の活用等、まん延防止で必要となる埋却地確保のため、柔軟な対応を検討すること。

イ 家畜伝染病発生時の経済的支援関連

- ・家畜伝染病発生予防等の目的のための既存畜舎の改修又は改築に係る支援策の強化を図ること。
- ・家畜伝染病発生リスクが高い状況下において自然災害等の不慮の事故により畜舎が損壊し、家畜の適切な飼養管理が困難となった場合の緊急的な殺処分について、国の支援策を検討すること。

- ・種鶏や種豚等の家畜を供給する農場において、家畜伝染病が発生した場合、その影響は広域に及ぶため、受入側の関連農場の損失補填支援策とともに、発生農場や制限区域内の農場への出荷制限に伴う区域外の種鶏場等の損失補填支援策も検討すること。併せて、家畜の生産体制が全国的に安定・維持できる仕組みを検討すること。
- ・家畜伝染病の発生は、関連事業者の経済活動にも大きな影響を及ぼすことから、発生農場と取引のある食鳥処理業者や販売・加工業者、運送業者等についても、損失補填支援策を検討すること。

ウ 豚熱の予防的ワクチン接種関連

- ・豚熱ワクチンの追加接種（免疫付与状況確認検査結果に基づき抗体陽性率が80%に満たない群において実施する接種）については、都道府県の人的及び財政負担を伴わない制度設計とし、農家負担の軽減につながる体制とすること。
- ・子豚へのワクチン接種時期について、母豚の免疫獲得状況等を考慮して適時に実施することができる科学的知見を集積し、情報提供すること。

エ 野生動物関連

- ・野生動物が家畜伝染病の病原体に感染した場合の防疫対策を家畜等の防疫対応と切り分けて確立し、野生動物に係る防疫対応について、関係省庁で協議の上、役割分担を明確にし、迅速かつ効果的な対応を図ること。併せて、都道府県等に対して、対策に要する財源を速やかに措置すること。
- ・野生いのししにおける豚熱撲滅に向けた行程を示すとともに、その取組に必要な予算を確保すること。また、野生いのしし用の経口ワクチン散布に関しては、環境省と連携し、散布効果が発揮されるよう、都道府県の実情に合わせた支援を行うこと。
- ・高病原性鳥インフルエンザの野鳥におけるサーベイランス（調査）について、防疫対策強化に資する調査となるよう、引き続き、環境省と農林水産省が連携して、検査優先種の選定等の調査方法について検討と見直しを行うとともに、監視体制を強化し、速やかな防疫措置に資するため、都道府県が行う調査に要した費用に係る財源を措置すること。

オ 水際防疫関連

- ・家畜伝染病の海外発生地からの直行便がある地方空港やクルーズ船が寄港する港において、検疫探知犬の増頭や常時配置を行うなど、動物検疫所の機能強化を図るとともに、アフリカ豚熱を始めとした海外悪性伝染病の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるなど、空港や港等での水際防疫に万全を期すこと。

- (17) 全国的に獣医師が小動物診療に偏在していることから、産業動物診療、家畜衛生、公衆衛生及び動物愛護管理に携わる専門性の高い獣医師を確保するため、大学のカリキュラム充実や獣医療提供体制整備推進総合対策事業の拡充を図るとともに、勤務獣医師の待遇改善や離職者に対する就業支援を行うこと。特に、産業動物獣医師や都道府県獣医師の確保・育成を図るため、国において、修学資金給付に係る十分な予算を確保し、給付の対象を拡充すること。

なお、体験型実習のカリキュラム化については、受入先となる現場や自治体の事情を十分に考慮すること。

また、獣医師の地域的な偏在解消に向けた支援策を充実すること。

- (18) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に依然として高水準で推移しており、市街地付近でも被害が拡大しているほか、一部では人身被害も増加している実態を踏まえ、都道府県が実施する広域捕獲活動等及び地域が取り組む緊急的な捕獲活動や侵入防止の対策、柵の整備や河川敷等における緩衝帯設置等に対する支援、簡易で効率的な侵入防止や捕獲方法の研究、捕獲の担い手確保・育成、捕獲個体のジビエ等での利活用の推進等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図るとともに、各都道府県の必要額に不足が生じないように十分な予算を確保すること。
- また、都道府県間を広域的に移動する鳥類などによる被害軽減に対して、地方が連携して取り組む生息実態調査や共同駆除について、国による調整や十分な財政支援を行うこと。
- さらに、狩猟免許の保持や取得に係る負担を軽減するとともに、捕獲活動にかかる支援単価の引き上げや安全確認等のための出動手当を交付対象とする等により、狩猟者の育成・確保及び積極的な捕獲活動を促進する仕組みを創設すること。
- あわせて、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による野生鳥獣肉の出荷制限については、有害鳥獣捕獲の強化やジビエ活用による地域振興の支障となっているため、解除要件の緩和や市町村単位での解除要件の明確化などの見直しを行うこと。
- (19) 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農林水産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を確実に実施すること。
- ア 地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備及び検査人員の確保等について、財源措置を含め全面的な支援を行うこと。
- イ 放射性物質に汚染された農地の放射線量低減対策及び放射性物質吸収抑制対策について、全ての農業者が負担無く効率的かつ確実に実施できるよう、基本的に国庫負担により継続すること。
- ウ 放射性物質に汚染された農業系廃棄物について、最終的な処分方法が具体的に確立するまでの間、一時保管等の隔離対策を強力に支援すること。併せて、一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講じること。
- エ 避難指示が解除された地域の農地において、早期の営農再開が図れるよう、仮置場の原状回復に必要な取組を確実に実施するとともに、除染等により生じた不具合の解消に向けて、国の責任の下、対策を講じること。
- オ 食品中の放射性物質に関する基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性については、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」も踏まえ、これまで以上に国内外における正確で分かりやすい情報発信やリスクコミュニケーションを積極的に行うなど、風評の払拭に努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。
- (20) 我が国の農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、科学的根拠に基づかないまま原発事故による輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけ、政府間交渉の取組状況について、継続して情報提供を行うこと。
- また、米国向け牛肉輸出の低関税複数国枠について、枠数量を早期に超過し、輸出拡大に支障をきたすことのないよう、安定的な輸出にむけて米国と交渉すること。

さらに、輸出先国・地域での残留農薬基準や検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件等が設定されている品目で厳しい条件が課されているもの、豚熱の予防的ワクチン接種に伴い輸出が停止されている豚肉について、輸入解禁や条件緩和の早期実現のため、積極的に2国・地域間協議を行うこと。

あわせて、国の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく取組に加え、地方が海外で行う販売促進活動などの輸出拡大に向けた取組に対し、積極的な支援を行うとともに、同戦略に基づきリスト化する輸出産地や農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）に参加する産地の取組支援に係る十分な予算の確保及び優先採択等の優遇措置の対象となる関連事業の拡充を図ること。

- (21) 我が国農産物の輸出力強化につながる都道府県育成品種を含む、我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業の十分な予算を確保するとともに、海外品種登録の迅速化・円滑化のため、関係国と協議を進めること。

また、家畜改良増殖法に基づく都道府県の事務について、必要な地方財政措置を講じること。

加えて、種苗法については、円滑に運用されるよう、引き続き、農業者はもとより消費者や種苗業者などに対し、令和2年度改正の趣旨や概要等について丁寧な説明を行い、自家増殖に係る許諾に関し、相談対応や情報の提供など必要な対応を行うこと。

- (22) 燃料の価格が高騰した際に、農家の実質負担が大きく増加することのないよう、施設園芸等燃料価格高騰対策を恒久的な制度にするとともに、より実効性を高めるため、急騰特例の発動基準の引き下げや基準価格算定方法の見直し、加入要件の緩和、加入申請や補填金の請求等の手続の簡素化（オンライン化）、積立金における国の負担割合の拡充、米麦乾燥施設を対象とするなど制度の充実・強化を図ること。また、対象品目にきのご類を追加すること。

さらに、電動トラクタや園芸施設用ヒートポンプなど、農業における省エネルギー機器等の開発及び社会実装に向けた取組を進めること。

また、エネルギー価格の先行きが不透明であることは、農業経営、地域農業の維持に大きな影響を及ぼしていることから、土地改良区等が維持管理する揚水機等の省エネルギー化対策の支援を継続的に行うこと。

畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、「配合飼料価格安定制度」の安定的運用を図るための予算を十分に確保すること。

また、配合飼料価格の地域間格差を縮小させる仕組みを構築すること。

さらに、価格安定制度が存在しない粗飼料についても、畜産経営に及ぼす影響を緩和する支援策を検討すること。

加えて、輸入飼料に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産への転換に向けた支援施策の拡充強化を図ること。

肥料については、化学肥料原料のほとんどを輸入に依存しているため、世界情勢の影響を受けやすいことから、肥料価格の安定化や肥料原料の安定的な調達、価格高騰に対する支援について、取組の充実・強化を図るとともに、海外原料に依存する化学肥料に代わる堆肥・下水汚泥など未利用の国内資源を積極的に活用した有機質肥料の開発・利用を一層推進すること。

燃油・ガス・飼料・肥料のほか、被覆資材など生産資材等の価格が高止まりしている中、生産コストの価格転嫁が十分できていないことから、価格高騰対策の

拡充や助成措置を講じるなど、農林漁業者等への影響を緩和する全国一律の支援策の充実・強化を行うこと。

- (23) 国内の大消費地から距離的に遠い地方の農林水産物の輸送が停滞しないよう、農林水産物の「2024年問題」対策に係る十分な予算の確保と併せて、大都市圏市場等での荷待ち、荷役時間の削減、全国的な広域ストックポイントの設置等について、食料の安定供給の面からも、国が主導的に対応すること。加えて、輸送コストの負担増加分について支援を講じるほか、遠隔地かつ食料供給地域の農林水産物に係る競争力低下に繋がらないよう特段の配慮を行うこと。

また、地方が食料安全保障の役割を担っている実態を踏まえ、ドライバーの時間外労働時間上限規制に適切に対応した結果の輸送経費の上昇等により、遠隔地の地方が、食の供給に不利とならないよう、農林水産物への適正な価格転嫁を国が主導する等、必要な対策を講じること。

- (24) 農山漁村における6次産業化及び地産地消等の取組を着実に推進するため、「農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）」、「消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）」の拡充・強化を図ること。

特に、6次産業化をはじめとした農山漁村発イノベーションの取組に必要な施設整備等について、財政措置の更なる拡充を図ること。

また、「農山漁村発イノベーションサポート事業」については、支援対象者を限定せずに幅広く対象とし、農山漁村の多様な地域資源を最大限活用した新商品開発・販路開拓等、新たな取組に対する支援や、国が認定する「総合化事業計画」の作成・実現のための地域プランナーの派遣による支援を充実させるとともに、必要な財政措置の拡充を図ること。

「消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）」については、第4次食育推進基本計画に掲げる目標の実現に向けて都道府県や市町村等が取り組む事業は全て対象とするなど、補助対象を拡充すること。

さらに、学校給食を通じた「食育」、「地場産物及び国産食材の活用」を一層推進する観点から、地場産食材の学校給食への提供に対する支援を恒久的な取組とするとともに、必要な予算を確保すること。

- (25) 輸出拡大にも資するGLOBALG.A.P.等の認証取得を促進するため、GAP認証を取得する産地の取組の支援や実需者の取引意向に関する情報提供を継続するほか、国際水準GAPに対応した指導員や認証審査員の育成支援を拡充するとともに、必要な予算を確保すること。

また、消費者や流通業者に対して、GAPの理解促進を図り、GAP農産物の認知度向上対策で需要の喚起を進めるとともに、都道府県GAPについても、各都道府県の必要に応じた制度の維持や運営費等の支援措置を行うこと。

- (26) インバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進し、地域の所得向上や雇用の創出が期待できる「農泊」の取組をより一層推進するため、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型））を中長期的に継続し、必要な予算を確保すること。また、地方回帰・移住就農へのトライアルとして、農林漁家民宿等をワーケーション等で活用する利用者への支援を拡充すること。

(27) スマート農業技術により、地域や品目に応じた現場課題の解決が図られるよう、スマート農業技術の社会実装に向けた支援策の一層の拡充やローカル5G技術の公設試験研究機関における実証、農業支援サービス事業者の機器導入やオペレーター育成の支援、データを活用した農業実践の推進など、農業のデジタルトランスフォーメーションの加速化に向けて取り組むとともに、十分な予算を確保すること。

また、IoTに対応した研究開発に必要な戦略的投資として、地方の試験研究機関の高速インターネット環境等の研究基盤を国が主導的に整備すること。

(28) 農福連携を国民的運動として展開するため、国において、農福連携の意義や効果を発信し、国民一人一人が参画・応援する機運を醸成するとともに、相談窓口の設置やサポート人材の育成など、農福連携を推進し、支援する体制の整備を促進すること。

また、ノウフクJASの認証取得と商品等の販売促進に向けた支援の充実を図るとともに、農福連携による農産物等の生産活動を支援する農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型））及び施設外就労のマッチング等を支援する工賃向上計画支援等事業（特別事業）について、都道府県等の要望に対応できるよう、制度の拡充と十分な予算を確保すること。

(29) サツマイモ基腐病については、全国的な広がりが見られることから、被害軽減を図るため、ほ場に基腐病菌を「持ち込まない」、「増やさない」、「残さない」対策を総合的に推進するとともに、必要な予算を確保すること。

5 林業の振興について

(1) 森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050年カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済を実現するため、以下をはじめとする施策を充実させるとともに、必要な予算を十分かつ安定的に確保すること。

ア 主伐後の再造林及び間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設、木造施設、木質バイオマス利用設備の整備といった、川上から川下に至る総合的な取組（サプライチェーンの構築等）に必要な予算の十分な確保

イ 広く消費者に木材利用の意義や魅力の周知・啓発を図るため、木材の特性や木材活用のメリット・効果の発信強化及び「木づかい運動」や「木育」などの取組の推進

ウ 非住宅分野における木造化・木質化や、木塀など外構構造物への木材利用など、国産材の需要創出に対する予算の十分な確保

エ CLTや木質耐火部材等の新たな技術を用いた木質部材の普及促進に向け、モデル的な建築物の整備や建築関係基準の拡充、建築士等の技術者の育成などの取組の推進

オ 国際博覧会などの様々な機会を通じて日本の木の文化や技術を世界に発信

カ ICT等を活用し資源管理や生産管理を行う「スマート林業」や、自動化機械の開発、早生樹等の育種などの技術革新による伐採・搬出や造林の省力化・軽労化など、「林業イノベーション現場実装推進プログラム」に基づく取組の推進

- (2) 森林の有する多面的機能を持続的に発揮し、健全な森林づくりを推進するとともに、森林吸収源対策による脱炭素社会の実現に貢献するため、以下をはじめとする施策を充実させるとともに、必要な予算を十分かつ安定的に確保すること。
- ア 造林や間伐、気象災害等による被害森林の復旧、森林管理に必要となる路網の整備など森林の有する機能を維持・増進させるための森林整備及び松くい虫等の防除対策、ナラ枯れ被害対策などの森林病虫害対策に必要な予算の十分な確保
 - イ 社会的要請の高い花粉発生源対策として、花粉を全く出さない品種や少ない品種、成長に優れ林業経営の改善が期待されるエリートツリー等への転換を促進するため、新たな品種の開発や都道府県の採種園等整備に必要な種苗の十分かつ確実な供給及び植替経費などの必要な予算の十分な確保
 - ウ 森林資源の循環利用を推進し、花粉の少ない森林への転換を図るため、スギやヒノキ人工林の伐採・植替え等の加速化や木材の利用促進など、実効性のある対策の充実・強化
 - エ 近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害を未然に防止するためには、山地災害危険地区等における「被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備」である治山対策等が重要であることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び令和5年7月に閣議決定された「国土強靱化基本計画」に基づく対策の着実な実施に必要な財源確保と地方財政措置の充実
 - オ 国民参加による森林づくりを推進するため、地域住民や非営利団体(NPO)に対する支援に必要な予算の十分な確保と、企業等による森林づくり活動の取組に対する支援の充実
- (3) 森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、都道府県が行う分収林事業等への支援等、実効性のある対策を早急に講じること。
- (4) 新規就業者の確保・育成について、「緑の雇用」担い手確保支援事業による研修等への支援や、緑の青年就業準備給付金が満額支給されるよう、十分な予算を確保するとともに、林業労働災害の撲滅に向けた取組への支援の充実・強化を図ること。
- (5) 林業の現場における労働安全対策を強化するため、森林内の電波が届かない地帯における緊急時の最適な通信システムの手法等を検討し、早急な対策を講じること。
- (6) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された樹皮(バーク)等の廃棄物処理について、国は、国民の不安を払拭するとともに、処理費用等に対する支援を令和7年度以降も継続して実施するなど、万全の措置を講じること。
- また、野生きのこの出荷制限を種類ごとに設定するよう運用を見直すとともに、野生きのこ・山菜類の出荷制限の解除に当たっては、汚染実態や地域の出荷体制に即して、市町村単位によらない地区単位・採取地単位の制限解除を可能とすることや、検査方法について見直しを行うなど、出荷再開に向けて柔軟な対応とすること。

さらに、事故後十年以上を経過した現在においても、放射性物質の影響や風評被害により、特用林産物の生産及び経営に多大な支障をきたしているため、きのこ原木等の生産資材の助成施策と次世代の原木林となる広葉樹林の再生施策を長期にわたり継続すること。

加えて、パークの廃棄物処理経費に係る賠償や原木として利用できない立木の財物賠償については、汚染実態に即して対象を拡大するよう、東京電力ホールディングス株式会社を指導すること。

6 水産業の振興について

- (1) 漁業経営安定対策については、燃油・配合飼料価格が高騰した際や自然災害で被災した場合なども、漁業者及び養殖事業者に加えて増殖事業者が安心して漁業や増養殖事業に取り組むことができるよう、未加入者の新規加入や加入者による補填金の積み増しに随時対応できる契約時期の設定など、漁業経営セーフティネット構築事業の更なる要件の緩和及び補填金支払時における国の負担割合の段階的な引上げ、資金繰り円滑化対策などの支援制度を拡充すること。

また、漁業用燃油について、漁業者の実質負担が大きく増加することのないよう、免税等の措置や燃油価格高騰対策を恒久的な制度とするとともに、近年の漁場環境の変化に伴う不漁や社会経済情勢の変化に伴う魚価下落時にも、安心して漁業に取り組めるよう、漁業共済の補償限度額の引上げや加入要件の緩和など、漁業経営安定対策の充実を行うこと。

さらに、電気料金の大幅な値上げについては、増養殖事業の推進に大きな影響を及ぼしていることから、増養殖事業団体等が使用する取水施設等の電気料金を低減するための支援を行うこと。

水産業の体質強化を図るため、漁船や水産物の加工処理に係る省力・省コスト機器の導入促進、共同利用施設や種苗生産施設の整備等に必要な支援について十分な予算措置を講じるなど、収益性の高い経営体への転換をより一層進めるほか、水産業の成長産業化に向けて、ICT等を活用したスマート水産業の取組に必要な予算を十分に確保するとともに、漁業調査船の観測機器整備に係る支援を図ること。

また、水産加工業においては、燃油価格の高騰や円安による加工原魚の仕入価格高騰、電気料金の値上げなどが追い打ちとなり、一層厳しい経営状況にあることから、経営の安定化に向け、原料調達に係る支援制度の拡充を図るとともに、電気料金など経常的経費の増加に対する新たな支援策を講じること。

- (2) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、既存の漁業協定の見直しも含め、水産物の安定供給の確保対策を強化するため、以下に取り組むこと。

ア 竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまでの間の当該水域、日中暫定措置水域、日中中間水域、北緯27度以南の水域においては、適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。

イ 日台漁業取決めについては、取決め適用水域を見直すこと。

ウ ロシア連邦との協定に基づく漁業の操業機会を確保するよう配慮すること。

また、地元漁業者の負担軽減に努めるほか、引き続き、関係地域における栽培漁業の推進や関連産業の振興などに対し支援を行うこと。

エ 排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の

監視・取締体制を一層充実・強化するとともに、関係国をはじめとした各国への外交交渉を強化すること。

オ 近年、北太平洋公海域では、外国船の漁獲圧が非常に高まっており、サンマの資源が減少していることから、これら資源の適正な管理に向け、できるだけ早期に、国別に漁獲可能量や漁獲努力量を制限するなど、実効ある保存管理措置が実現するよう、関係各国との交渉を進めること。

カ 太平洋熱帯域での高い漁獲圧により、カツオ資源が減少している懸念があることから、我が国沿岸への来遊量の回復を目指し、関係国・地域への働きかけを強化するとともに、当該海域での実効ある管理措置が講じられるよう交渉を行うこと。

キ パラオ共和国等、太平洋島嶼国排他的経済水域での日本漁船の操業が継続できるよう、積極的な交渉を行うこと。

(3) 東京電力福島第一原子力発電所事故により、水産業が甚大な影響を受けていることを踏まえ、水産業に関わる全ての事業者の事業継続・拡大に向け、万全の措置を講じること。

(4) 「新規漁業就業者対策」については、新規就業者を継続して確保できるよう、各都道府県の必要額を踏まえた十分な予算措置を講じるとともに、特に収入が不安定な就業直後の経営確立を支援する資金を創設するなど、漁業技術の習得から経営安定まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への定着率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備すること。

(5) 近年、海水温の上昇などの海洋環境の変化により、サケ、サンマ、スルメイカなどの不漁や、ノリなどの養殖生産量の減少が続いている。主要な魚種の水揚量や養殖生産量の減少は、漁業者の収入の減少だけでなく、水産加工業など地域経済にも影響を及ぼすことから、海洋環境の変化に対応した新たな増養殖技術の開発や漁場の整備、漁業者・水産加工事業者の魚種転換の取組への支援などの漁業構造改革総合対策事業等に、必要な予算を確保するとともに、豊かな漁場環境推進事業等による赤潮等の被害軽減の対策技術の開発や水産資源の回復、新たな赤潮発生海域における発生原因の早期究明等に取り組むこと。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により、地域が主体となった栄養塩類管理制度が創設されたが、海域ごとの生産力向上に資する取組に向け、科学的根拠を更に整理するとともに、地域の実情に応じた栄養塩類管理計画が策定・実施されるよう、きめ細かな支援を行うこと。

(6) 水産資源の回復と、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備、生産・流通機能の強化や漁村の活性化に資する漁港整備等を計画的かつ着実に推進するとともに、改正漁業法に基づく資源管理の実施に当たっては、資源評価の精度向上及び都道府県による地先資源の調査や自主的資源管理の高度化等に係る必要な予算を確保すること。

(7) 気候変動に伴い激甚化・頻発化する台風・低気圧災害や地震・津波等の大規模自然災害に備えた漁港施設の機能強化など、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に実施するため、必要な財源確保と地方財政措置の充実を図ること。

また、漁港施設や海岸保全施設の長寿命化対策を進めるためには、施設の点検、補修・更新を着実に実施することが重要であることから、国庫補助・交付金制度の要件緩和や起債制度の拡充などによる十分な財政措置を行うこと。

さらに、近年多発する集中豪雨等により、漁場に流木・沈木が堆積し、操業制限等の影響が生じていることから、流木等の処理に対する財政支援の充実を図るとともに、漁業者等が行う漂流漂着物の回収・処理など水産多面的機能発揮対策に必要な予算を十分に確保すること。

加えて、へい死魚類の漁港等への漂着に伴う水域環境の悪化に対し、管理者等が緊急に行う海水の水質改善対策への支援制度を創設すること。

- (8) 知床遊覧船事故を踏まえ、船舶安全法の告示等改正により、旅客船・遊漁船において、法定無線設備・非常用位置等発信装置・改良型救命いかだ等の安全設備の導入が義務化されたが、遊漁船においてはその適用日が未定となっていることから、今後、遊漁船業者がその準備にかかれるよう、適用日にかかる情報を漏れなく周知すること。

また、安全設備の義務化については多額の設備投資が必要であり、経営規模の小さい遊漁船業者にとっては大きな負担となることから、適用日までに十分な期間を確保するとともに、適用日が決まれば、国の責任において必要な補助事業を予算化し、導入経費の支援を行うこと。

- (9) 海業振興による地域経済活性化に向けて、海業支援事業を中長期的に継続し、必要な予算を確保するとともに、海業支援に関する漁港施設等の整備に係る補助の充実などの制度改正を進めること。

【商工労働関係】

1 実質賃金の増加・エネルギー価格高騰への対応について

- (1) 物価上昇に負けない賃上げを実現するため、特に賃上げの原資が十分確保されているとは言えない状況にある中小企業に対して、大企業による「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守など、価格転嫁を含む取引適正化の更なる推進や税制及び各種補助金・助成金によるインセンティブ付与等、強力な支援策を講じること。

さらに、実質賃金が持続的に上がる状況を創り出すことが重要であることから、賃金の原資たる付加価値額が増加し労働生産性が向上するよう、中小企業の収益力強化につながる施策の展開や支援機関による伴走支援の体制強化を図ること。

- (2) 経済やエネルギーをめぐる情勢の先行きが不透明な中であって、今後とも住民生活や経済活動への影響を最小限に抑えるよう、エネルギー価格の動向等に応じて、燃料油価格や電力・都市ガス・LPガス料金の負担抑制策を機動的かつ国として責任を持って全国統一的に実施すること。

また、地域経済がこの変化を乗り越える力を付けることが肝要であることから、負担軽減策だけではなく、省エネルギー投資やエネルギー転換等の事業構造の転換に係る取組など、将来にわたり効果が持続するよう中長期的な取組に対する一層の支援を行うこと。

2 地域経済の活性化について

- (1) 国の経済財政諮問会議など、経済財政政策について検討する機関に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。

- (2) 地域におけるオープンイノベーションを促進するため、産学官連携の強化や国・地方公共団体が設置するインキュベーション施設の充実を進めるとともに、成長型中小企業等研究開発支援事業の拡充、研究開発税制やオープンイノベーション促進税制による支援を継続すること。なお、これらオープンイノベーションの促進においては、地域発のイノベーションの取組をコーディネートできる人材が各組織に必要であるため、人材の育成と配置など、体制強化のための支援についても取り組むこと。

また、各地域の大学や高等専門学校における技術シーズを活用したスタートアップや中小企業による新しい付加価値の創出に向けて、必要な施設の整備や企業とのマッチングに対する支援を拡充するとともに、小中高生も対象に含めた起業家教育を強化すること。

加えて、ベンチャー企業への投資規模が拡大するよう、機関投資家への税財政措置等の投資優遇策を充実させるとともに、機関投資家の中間的役割を担うベンチャーキャピタル等の人材確保・育成を行うなど、物的・人的の両面から地方でスタートアップを成長させる実効性のある仕組みへと改善すること。

スタートアップに限らず、必ずしも高度な技術や斬新なビジネスモデルをベー

スとしない・規模の拡大を目指さない等のローカル志向の起業が増加しており、そうした起業希望者も含め都道府県が行う支援施策について、十分な財政措置を講じること。

- (3) デジタル化に未着手又は取組の初期段階の中小企業も一定数存在することから、初期的なデジタル化のニーズの掘り起こしのため、デジタル化診断事業を積極的に展開するとともに、IT導入補助金による技術導入支援を継続すること。
加えて、地域や中小企業内部におけるデジタル人材の育成のため、地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成プラットフォーム）を強力に進めること。
- (4) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、より多くの中小企業等が脱炭素経営を推進できるよう、カーボンフットプリントを含む温室効果ガス排出量の算定や削減計画策定、省エネルギー診断事業、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入、工場のスマート化等に対する支援を強化すること。
加えて、中小企業の積極的な事業展開を支えるため、生産性革命推進事業等による支援を継続すること。
また、再生可能エネルギーや水素、アンモニア等のクリーンエネルギーの導入加速化を進めるとともに、トランジション期における石油・天然ガス等の安定供給の確保を図ること。その際には、地域や産業の事情による国内格差を生じさせないように十分配慮したものとすること。
- (5) 付加価値の高い製品・サービスを有する中小企業が、更なる成長を遂げ、賃上げや投資の増加を実現させるためには、輸出や海外投資により旺盛な海外需要を取り込むことも重要であることから、海外展開する中小企業の裾野を拡大するとともに、ブランディングや設備投資、知財保護を支援する施策を拡充すること。
- (6) 感染症や自然災害、地政学リスク等の不確実性が高まっている中において、様々な産業において生産拠点等の国内回帰を含む強靱なサプライチェーンを構築する必要があることから、経済安全保障の観点から国が指定する重要物資についての支援はもとより、中小企業のサイバーセキュリティ強化やサプライチェーンの強靱化に対する取組への支援を継続すること。
- (7) 経営課題の解決を図りたい地方の中小企業と自らの経験やスキルを活かしたい都市部の人材とのマッチングを図ることはイノベーションの創出にプラスの影響を与え得るものであるとともに、地方への人材の還流にもつながるものであることから、副業・兼業へのインセンティブを高めるための副業・兼業支援補助金等の支援制度の充実や高度な知見を有する人材の中小企業経営への参画を促す制度の更なる強化を図ること。
- (8) 世界的な旅客機需要は新型コロナウイルス感染症の影響から回復し、2042年までに現在の約1.6倍と更なる成長が見込まれる中において、世界の航空機サプライヤーとの競争に打ち勝つため、競争力向上や新たな受注獲得に向けた地方が行う取組に対し支援を行うこと。また、2024年4月に策定された航空機産業戦略に基づき、海外主要OEMと伍する立場としての完成機事業の創出に向け、ロードマップに示した取組を強力に推進すること。

- (9) 半導体は産業のコメと言われ、大きな経済効果、雇用創出が見込まれるとともに、経済安全保障の要でもあり、国内生産を長期的、安定的に確保することから、次世代半導体の製造拠点の円滑な整備や、製造・研究・人材育成等が一体となった複合拠点の実現に向けた取組を推進すること。
また、パワー半導体、アナログ半導体、半導体製造装置・部素材及びこれらを構成する重要な部品・素材等並びに原料の製造基盤の強化に対しても幅広く支援を行うこと。
- (10) 対日直接投資は、内外資源の融合によるイノベーションや地域での投資拡大・雇用創出を通じて、日本経済の成長力強化にも貢献することから、グローバル企業の誘致に取り組む地方に対し、国も一体となって重点的に支援すること。
- (11) 令和6年4月から適用された自動車運転の業務・建設事業における時間外労働の上限規制について、法令遵守の徹底を図ることはもとより、物流における輸送力の確保や着実なインフラ整備に影響を及ぼすことがないように、省人化投資の推進、適正な対価の確保による事業者の経営安定と労働者の賃金水準の向上を支援すること。
また、特に国内の大消費地から距離的に遠い地方にあっては、競争力の低下による地域経済への打撃が懸念されることから、こうした地方における競争力の維持に向けた支援策を実施すること。

3 中小企業の振興について

- (1) 物価高騰等の影響を受けて厳しい状況にある中小企業の資金繰りを支援するため、新規融資や条件変更、借換等の需要に対して金融機関が迅速かつ柔軟に対応するよう今後も強く要請を継続するとともに、セーフティネット保証制度の弾力的な運用、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付の要件緩和の継続、借換や経営改善への取組に対する信用保証制度の継続・拡充、返済猶予を含む既往債務の条件変更に伴う追加保証料に対する支援、経営改善や事業再生に対する支援の強化など、事業者の状況に応じた必要な対策を引き続き講じること。
また、円滑な事業再生を支援するため、中小企業再生ファンドについて、支援を必要とする事業者の掘り起こしを行う「プッシュ型の支援体制」の構築や必要に応じた追加出資を行うとともに、民間金融機関による資本金劣後ローンの取扱いが広がるよう信用保証制度の創設などを講じること。
- (2) 信用保証協会の経営に支障を来さないよう、協会への無利子貸付や補助などの支援措置を講じるとともに、中小企業の経営改善につなげる観点から、保証料率・保険料率のあり方の検討を進めること。
また、都道府県が「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」への対応や実質無利子・無担保融資及び独自の資金繰り支援を実施するにあたり必要となる、信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や預託原資調達に係る借入利息、利子補給、信用保証料補給等については、都道府県の財政負担が大きいことから十分な支援を行うこと。
さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への信用保証料補助等のため積み立てた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源とする基金について、借換えの増加に伴い基金の積立期限終了時点で余剰金が

見込まれる県もあることから、借換え後の資金も基金の対象とするなど運用の弾力化を図ること。

- (3) 地域産業の活性化や中小企業の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実させるとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」を継続的に実施すること。

また、「中小企業生産性革命推進事業」については、中小企業基盤整備機構へ拠出する仕組みを継続し、今後も安定的な予算を確保すること。特に、厳しい経営状況にある小規模事業者における販路開拓等による生産性向上を図る観点から、持続化補助金は十分な予算を確保すること。

さらに、社会・経済の変化に対応するための思い切った事業の再構築や省人化投資に対する支援の継続・充実を図ること。

- (4) 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継・引継ぎ支援センターの取組や専門家派遣への助成、非上場株式や事業用資産の引継ぎに伴う税制上の優遇措置の拡充、各種申請手続の簡素化など、事業者の気付きから承継の実現までの一貫した支援をより一層充実させるとともに、後継者による経営革新に向けた挑戦を後押しすること。

また、事業承継税制の認定件数が増加していることから、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき都道府県が行う認定事務について、必要な地方財政措置を講じるとともに、全国規模での申請手続や認定事務の電子化、定期的な担当職員への研修により、適正化・効率化に向けた環境の整備を行うこと。

- (5) 小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティの維持に重要な役割を果たしていることから、その振興策を充実させること。

また、商工指導団体による事業者への伴走支援がさらに重要度を増していることから、都道府県が商工指導団体の支援体制の強化に十分な財政支援を行えるよう、経営指導員等の指導費等に係る財政支援を複数年度にわたり拡充すること。

加えて、地域の中小企業・小規模事業者の支援拠点である商工指導団体施設の多くが老朽化していることにより、災害時の相談対応や炊き出し、物資提供等の拠点として十分に機能を発揮することが困難になってきている。地域の拠りどころである施設を地域における社会資本と位置づけ、災害のほか、まちづくり拠点、インキュベーション施設等の機能の強化が図られるよう、耐震化、浸水防止並びに機能強化を目的とした集約化に伴う、移転・解体を含む費用に対しても十分な財政支援を行うこと。

- (6) 中小企業高度化資金（高度化事業）について、昨今の金利情勢や民法改正、他省庁の遅延利息の率等を踏まえ、新規貸付分にかかる違約金の利率について検討を行うこと。

- (7) 中小企業の経営革新への取組を支援するため、経営革新計画承認企業に対し、資金調達や販路開拓などの支援措置を一層充実すること。

- (8) 近年、多発している自然災害や新興感染症の感染拡大等に対し、中小企業がサプライチェーンを維持するため、税制措置の充実を図ること等により事業継続計画（BCP）の策定によるリスクマネジメントの強化を支援すること。
また、災害が発生した際の中小企業関係の被害状況報告については、各商工会議所・商工会が被災企業の状況を調査し、都道府県が取りまとめ、地方経済産業局へ報告しているが、デジタル化により、これらの調査・報告を迅速・円滑に行うことができる全国統一システムの導入を早期に行うこと。
- (9) 中心市街地の商業機能やコミュニティ機能の維持・強化を図るため、商店街の活性化に向けた取組等に対する支援の充実を図るとともに、空き店舗の解消等を促進するため、制度改正や財政支援措置を含む抜本的な対策を実施すること。
- (10) 原材料・エネルギーコストの高騰に加え、特にコロナ禍からの回復を受けて企業の人手不足感は高まっており、中小企業は厳しい状況に置かれている。原材料・エネルギーコストや労務費の増加分の適正な価格転嫁をはじめ、大企業と中小企業との取引の適正化に向けて、下請取引の監督及び実効性ある下請事業者の支援対策を強化すること。

4 雇用対策及び労働の質の向上について

- (1) 中小企業が生産性を高め発展的な事業継続を実現する上で、人手不足への対応も喫緊の課題となっていることから、賃上げによる人材確保の取組のみならず、働きやすい職場づくりや社員のリスクリング、省人化投資への取組等に対する支援の強化とともに、自治体を実施している学生等の地元就職支援やU・I・Jターン、産業人材育成等の取組に対する財政支援の拡充を図ること。
- (2) 労働生産性の向上には、働く人のスキル向上や円滑な労働移動が不可欠であることから、離職者向け職業訓練について、デジタル分野の強化や委託先の民間教育訓練機関等が提供するオンライン訓練の受講に必要な通信環境への支援の充実を図ること。併せて、物価や人件費が高騰する中、引き続き、民間教育訓練機関等に安定して離職者向け職業訓練を委託できるよう、委託費の上限単価の見直しを図ること。
さらに、在職者向け訓練について、教育訓練給付のオンライン・土日・夜間の講座の拡充を図るとともに、人材開発支援助成金等の事業主に対する支援の充実を図ること。
また、在籍型出向制度については、出向によるスキルアップが復帰後の出向元へのフィードバック効果を生み出す点を踏まえ、支援の拡充を図ること。
- (3) 育児・介護や地域活動など働く人それぞれのライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現させるため、人材確保等支援助成金（テレワークコース）やIT導入補助金等の支援策の充実によりテレワークを促進するとともに、フレックスタイム制や時間単位の年次有給休暇制度の導入を一層推進するため、勤怠管理の煩雑さの解消につながる支援策の充実等を図ること。
併せて、労働契約関係の明確化やキャリアアップ助成金等により多様な正社員制度の普及を図ることで、中小企業における柔軟で多様な働き方を推進すること。

また、企業の本社機能等の地方移転やサテライトオフィス設置に係る取組を促進し、若者・女性が活躍できる雇用の場を創出すること。

(4) ワーク・ライフ・バランスと同一労働同一賃金の実現のため、働き方改革推進支援助成金等による長時間労働の是正を進めるとともに、監督強化による非正規雇用労働者に対する不合理な待遇差の禁止徹底やキャリアアップ助成金等の活用による非正規雇用労働者の処遇改善を図ることで、中小企業における働き方改革を推進すること。

(5) 女性が自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮し、豊かな職業生活を送ることができる社会の実現が必要であり、そのために男女いずれも家庭生活との両立ができるように出産・育児や保育に係る施策の充実はもとより、企業が行う円滑な育児休業の取得や職場復帰、代替要員の確保などを図る仕組みの整備への支援を強化すること。

また、「えるぼし認定」や「くるみん認定」の取得を促進するためのインセンティブの充実、男女間の賃金格差是正の取組への支援、企業の両立支援や女性活躍に関する情報の開示の促進を図ること。

(6) 就職活動様式の変化や景気動向の見通しが立ちにくい状況下にあつて、今後も新規学卒者や既卒未就業者の更なる採用増加を図るため、ハローワークによる支援や中小企業とのマッチングの強化を図ること。

また、若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援や地域若者サポートステーションを核としたニート等の若者への職業的自立支援、若者の早期離職を防ぐための対策など、若年者雇用対策を充実すること。

(7) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業に対して、65歳超雇用推進助成金や高年齢労働者処遇改善促進助成金を拡充するなど、意欲のある高年齢者が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。

(8) 企業の規模や産業（業種）にかかわらず障害者雇用が促進されるよう、障害者雇用の意義についての啓発、障害者の就労・職場定着を支援するジョブコーチ等の体制の強化や人材の育成、雇用する企業に対するトライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金等の拡充により、障害者の就労促進策の充実・強化と地域のニーズに応じた雇用維持支援策の充実を図ること。

また、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービスの対象となっている難病患者や内部障害者、高次脳機能障害者及び発達障害者の雇用を促進するため、雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加する等施策の充実を図ること。

(9) 就職氷河期世代に対する取組については、真に実効性のあるものとするため「就職氷河期世代支援プログラム」の「第二ステージ」が終了する令和6年度以降もプログラムの延長や見直しを検討するとともに、引き続き、就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への就業・職業訓練・リカレント教育・職場定着の支援、ひきこもりの状態にある者や生活困窮者への支援について、国が責任を持って取り組むこと。

また、長期にわたり不安定就労や無業状態にある者等については息の長い支援を地域の実情に応じて実施することが必要であることから、地方公共団体の取組について、必要な財源措置を講じること。

- (10) 外国人材について、国内における産業を支える人材不足を踏まえ、在留資格「特定技能」に係る1号及び2号の対象分野に企業等の実情を反映した特定産業分野を追加するほか、現行の技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行を実現するため、地域の実情に応じた経過措置の設置及び新制度の内容や手続等に関する事業者等に対する十分な情報発信・相談対応の実施とともに、特定地域への外国人材の偏在防止、外国人材への人権侵害の防止及び地域ニーズに応じた長期的・安定的な外国人材の確保・定着につながるような制度運用を行うこと。また、在留資格の制度の見直し等に当たっては、それらのプロセスを明確化し、事業者団体等への周知をしっかりと図った上で、地域の労働需給の状況や、地方公共団体や地域の事業者団体、中小事業者等から聴取した意向等を反映するとともに、在留資格の取得や変更手続における提出書類や記載事項の省略など、一層の簡素化を図ること。

さらに、技能検定試験が円滑に受検できるよう在留資格や地域の実情等に応じて試験日程や試験回数の制限等について見直しを行うとともに、特定技能評価試験、介護福祉士・看護師国家試験の受験者への配慮として、日本語のほか多言語による表記を併用し選択可能とするなどの受験しやすい環境整備を行うこと。

加えて、「技術・人文知識・国際業務」などの専門的・技術的分野の在留資格において、事業者等の実情を反映し、外国人材が従事可能な業務の緩和等を行うこと。

また、地方公共団体の施策立案に資するよう、統計情報の充実を図るとともに、地方公共団体側が必要とする情報の提供を柔軟に行うこと。

- (11) 都道府県が実施している技能検定制度について、国が定める標準的な手数料を物価情勢等に応じて見直すとともに、令和4年度・令和6年度と相次いで縮小変更されている若年者に対する技能検定手数料の減免措置に係る国の補助対象範囲・額を令和3年度まで対象としていた「2級・3級の実技試験を受検する35歳未満の全ての受検者へ9,000円を補助」に復元・拡充することでものづくり分野に従事する若年者の確保・育成を進めること。加えて、「技能向上対策費補助金」の十分な予算確保を含め、技能の振興や継承に対する施策の充実を図ること。

また、若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）についても、高校生等が熟練技能者の指導を受ける十分な機会を確保するため、必要な財源措置を図ること。

【消費生活関係】

1 消費生活相談体制等の充実・強化について

- (1) 消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金のうち、地方消費者行政推進事業については、活用期限までの所要額の総額を確保するとともに、新たに算定方法に条件を付すなどの自治体にとって使いにくくなるような交付要件の変更を行わないこと。

また、消費生活相談員の人件費について、今後、多くの自治体が交付金の活用期限を迎えることにより、消費生活相談員の任用が継続できないなど、地方消費者行政の衰退のおそれがあるため、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討するとともに、消費生活相談員の人件費に活用できる新たな交付金制度の創設を行うこと。

さらに、地方消費者行政強化事業については、成年年齢引下げに対応する若年者への消費者教育の推進等のため、補助率を3分の1に引き下げる要件を撤廃するとともに、補助率の嵩上げ、使途の拡充及び少額な事業に係る変更事務の簡素化など、地方自治体の要望が十分に反映された、活用しやすい制度に改善を図ること。

- (2) 消費生活相談のデジタル化に係る新システム構築や、デジタル化を契機とした自治体間の広域連携及び相談員の役割分担については、自治体の意見を十分に聴取し、その意向を踏まえ、相談業務の実情に即した制度設計とすること。

また、デジタル化に伴う自治体側のシステム整備・改修を円滑に進めるため、自治体の予算要求に支障がないよう、早期に詳細な情報提供を行うとともに、不具合が生じた場合に対応できるよう、システムの試行をなるべく早期に開始すること。

さらに、新システム導入にあたっては、現行のPIO-NETが国において端末・回線を調達・運用し無償貸与してきた経緯を踏まえ、自治体の負担増につながることをないよう、端末・回線等の調達・運用やセキュリティ対策経費を含めた十分な財政支援を行うこと。

併せて、相談現場で混乱が生じないよう、国と地方自治体の実務者レベルで情報共有や情報交換を緊密に行うことのできる場の設定や、消費生活相談員等に対する操作研修等の充実を図ること。

- (3) 「旧統一教会」問題への対応をはじめとする靈感商法等の被害者への対応について、従来の消費生活相談の枠組みでは対応が困難な複雑化・複合化した課題への対応が必要であることから、引き続き、専門相談窓口を設置し、その利用やトラブルの未然防止等について広く国民に周知するとともに、不当な勧誘により寄附をした者やその家族の被害回復等が図られるよう、関係機関の連携による重層的な支援に継続して取り組むこと。

2 食の安全安心の確保について

食の安全安心については、消費者の健康の保護が最重要であり、消費者に信頼される食品等の生産及び供給を確保し、もって消費者の現在及び将来にわたる健康の保護を図る必要がある。

今般の機能性表示食品に起因し発生した健康被害事案を踏まえ、今後、このような事案が発生しないよう、機能性表示食品、栄養機能食品及び特定保健用食品に対する健康被害情報の届出の義務付けなど、食の安全安心を確保する観点から制度全体の見直しを行うこと。

なお、制度全体の見直しにあたり、国の責務において、監視指導體制を強化するとともに、健康被害情報の届出について、地方公共団体に対し十分な人的及び財政的支援を講ずること。

【国土交通・観光関係】

1 地方創生を支える社会資本整備等について

(1) 地方創生を支える社会資本整備は、国民の生命・財産を守り、地域経済を活性化させ、地方に活力と魅力をもたらすものである。

一方、昨年11月の「令和6年度予算の編成等に関する建議」においても、社会インフラが概成しつつあると示されたが、地方においては全くその実感はなく、いまだに高規格道路のミッシングリンクなど社会インフラには地域間格差が存在し、その解消には息の長い、腰を据えた対策が必要である。

他方、人口減少・少子高齢化の急速な進行やデジタル・オンラインの活用による時間と場所に捉われない働き方の普及など、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、デジタル田園都市国家構想総合戦略において「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現が掲げられている。

また、グリーントランスフォーメーション（GX）・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、経済安全保障の観点から国際競争が激化する中、第三次国土形成計画（全国計画）において「持続可能な産業への構造転換」が国土の刷新に向けた重点テーマに位置付けられている。

以上を踏まえ、地方創生に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を図るとともに、地域の特性を活かした成長産業の全国的な分散立地等を促進するため、企業のニーズも踏まえつつ、立地・設備投資を誘発するなど経済活動を支える道路、港湾、工業用水等のインフラの円滑かつ機動的な整備を推進するなど、日本全体の成長につながる基盤整備を含めた分散型国づくりを戦略的に進めること。

また、2025年日本国際博覧会（大阪府大阪市）、2027年国際園芸博覧会（神奈川県横浜市）をはじめとする国際大会等を契機として交流人口の拡大等を図り、地域経済の活性化につなげるため、地方創生の取組の視点を持って社会資本整備を加速すること。

中長期的な見通しのもと、安定的・持続的な公共投資計画を策定し、資材価格の高騰等も踏まえた必要な予算総額を確保するとともに、地方負担に対する財政措置や補助制度の拡充を行うこと。

加えて、社会資本整備を支える担い手不足への対応として、労働者の処遇改善とともに、ICTの活用やBIM/CIMの推進、データ連携基盤の構築などDXを加速させ、建設産業における生産性向上や働き方改革等に資する施策を一層推進すること。

(2) バス路線、鉄道路線、離島航路・空路、タクシー等の地域公共交通は地域経済や住民生活を支える重要なインフラであるが、新型コロナウイルス感染症の影響以降、利用者が減少していることに加え、昨今の燃料費高騰により、経営に深刻な打撃を受け、地域公共交通ネットワークの維持が難しくなっている。引き続き、住民が安心して利用することができるよう、各事業者の減収分を補填する新たな補助金制度等の構築や、既存補助事業の補助率のかさ上げなど、地域公共交通の維持・回復に必要な財政支援を早急に行うこと。

また、広域交通ネットワークの基盤である航空・空港関連産業に対する総合的な支援を行うとともに、航空ネットワークの充実に向け積極的な政策を実施すること。

地方空港における国際線の誘致を後押しするため、航空会社にとって固定経費として大きな負担となっている空港ビル内等の事務所の賃借料やグランドハンドリングに係る費用への補助、着陸料の減免など、路線の維持・回復に必要な支援を実施すること。

加えて、空港やターミナルビルの運営会社においても、航空会社同様厳しい経営状況に置かれていることから、持続的・安定的な空港運営に向け、ターミナルビル用地の賃借料の負担軽減や、コンセッション空港における、運営権対価分割金の支払い猶予、空港施設の整備に関する無利子貸付、空港運営事業期間の更なる延長などの支援を行うとともに、事業継続のための直接的な補助などの支援についても実施すること。また、着陸料等の収入が少ない地方管理空港等に対しても管理・運営に係る経費の支援を実施すること。

さらに、国際線の受入再開及び拡大に伴い課題となっているグランドハンドリングを始めとする空港の受入体制の確保に向け、航空・空港人材確保等の対策を継続して実施するとともに、航空燃料の安定的な供給のための措置を講じること。

また、国において、空港における旅客の保安検査の実施主体及び費用負担の見直しの方向性が示されているが、今後の具体的な検討に当たっては、地方航空路線を維持していく必要がある地方の実情等に十分に配慮するとともに、特に、費用負担や責任の所在のあり方等の見直しに当たっては、地方管理空港を所管する自治体の負担が増加しないよう、国において必要な措置を講ずること。

2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ継続的・安定的な推進について

- (1) 我が国では、気候変動の影響等により豪雨や大雪等の大規模な自然災害が毎年のように相次いでいる。また、令和6年能登半島地震が発生し、ライフラインの寸断など甚大な被害が発生した。さらに、社会インフラの老朽化による機能不全も各地で発生している。

こうした中、地方においては「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下、「5か年加速化対策」という。)を積極的に活用しながら、ハード・ソフト両面で災害予防の徹底に取り組んでおり、被害を回避・軽減する事例も確認されるなど、着実に効果を積み上げている。

これまで、補正予算において措置されてきたところであるが、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、強力かつ計画的に国土強靱化を推進するため、必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、予算については円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。

また、国土強靱化の取組を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、財政支援や地方財政措置の充実・強化を図ること。

さらに、令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」並びに令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」及び「緊急防災・減災事業」については、国土強靱化に資する取組であるため、期限を延長すること。

加えて、令和6年能登半島地震のような地震災害は、日本全国どこにでも起こりうる可能性があることから、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しの下、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、当初予算を含め、速やかに必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

- (2) 相次ぎ発生している大規模自然災害からの復旧・復興に向け、被災地の発展の基盤となるインフラ整備を進めること。

施設等の災害復旧事業については、現行構造基準に基づいた復旧を認めるとともに、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、更なる改良復旧事業の適用範囲の拡大や、災害査定時における測量・設計等に要する費用補助制度の拡充など必要な措置を講ずること。

また、災害に強い道路ネットワーク構築の加速化・深化を図るために、円滑な支援物資搬送等に不可欠な緊急輸送道路等における無電柱化や法面对策、橋梁の耐震対策を進めること。あわせて、発災後の迅速な復旧復興を支援する道の駅や公園等防災拠点の整備を重点的、計画的に推進すること。

さらに、早期復旧に取り組むことができるよう、自治体への迅速な財政支援やTEC-FORCE等を含む人的支援の拡充や災害対応に必要な資機材の更なる確保を図ること。

加えて、第7次国土調査事業十箇年計画に基づく、地籍調査を着実に推進するため、国において必要な予算を十分に確保するとともに、地方負担の軽減や効率的な調査手法の導入推進を図ること。

- (3) 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する水災害に備えるために、「流域治水」の考え方にに基づき、堤防整備や河道掘削、ダムの建設はもとより事前放流やダム再生等による治水機能強化、砂防堰堤や遊砂地等の整備、雨水貯留施設や下水道等の整備などの流域全体において水災害を軽減させる対策をより一層加速すること。

また、流域治水の取組を強力に推進するための流域治水関連法の整備を受け、河川への雨水の流出抑制や、民間施設等も活用した流域における貯留・浸透機能の向上を図るため、地方公共団体や民間事業者の行う雨水貯留浸透施設・グリーンインフラ等の整備に対する支援制度の充実を図ること。

さらに、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりなどの取組を強力に推進すること。

- (4) 発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などに備え、社会インフラ及び住宅・建築物の耐震化や津波、高潮等の災害時に防護効果を有する防波堤、海岸保全施設、津波避難タワーなどの整備に必要なかつ十分な予算を確保し、着実に推進すること。

特に国民の生命や暮らしへの被害を最小限に抑えるための住宅・建築物、上下水道の耐震化は、令和6年能登半島地震における甚大な被害を教訓とし更に加速させる必要があることから、補助制度の拡充等を含めた財政的支援を強化すること。

- (5) 港湾機能の強化や高規格道路のミッシングリンク解消による日本海国土軸及び太平洋新国土軸等の確立並びに、広域及び地域におけるネットワークのリダンダ

ンシーの確保・確立に必要な対策等を積極的に実施し、広域的な視点での経済活性化と災害に強い安全・安心な国土づくりを進めること。

また、湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、リダンダンシーの確保等の観点も含め、国土全体にわたる連結強化の重要性を踏まえて取り組むこと。

- (6) 北海道・東北・北陸地方や近畿・中国地方の日本海側を中心とした近年の大雪等を踏まえ、国においても予防措置や被災時の交通確保等のため、支援体制の強化をはじめとした取組の推進を図ること。特に豪雪時に交通の妨げになる吹雪や雪崩への対策、堆雪幅の確保や消雪施設の整備等に対する必要な予算を確保し、5か年加速化対策等により着実に推進するとともに、国土強靱化実施中期計画に、これら雪国特有の課題等に対応するための施策を盛り込むこと。

3 社会インフラの老朽化対策の確実な推進について

今後老朽化割合が急速に高まる社会インフラを適切に維持管理・更新するためには、国と地方が一体となり、予防保全型インフラメンテナンスへの本格転換に向けて老朽化対策を加速させる必要がある。そのため、点検により明らかになった要修繕箇所の早期対策に加え、予防保全の観点による対策に必要な予算・財源を措置すること。あわせて、定期点検及び診断を適切に実施するため、定期点検等が補助・交付金の対象になっていない施設について、補助・交付金の対象にすること。また、その際には、地方財政への影響を十分考慮するとともに、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、地方財政措置の拡充など、地方への十分な財源措置を講ずること。

加えて、維持管理・更新に関する新技術の開発・導入の推進や技術者の育成などを含め、インフラメンテナンスの効率性向上に向けた取組を加速すること。

4 道路整備の推進等について

- (1) 高規格道路の整備状況については、依然として大きな地域間格差やミッシングリンク、都市圏の環状道路の整備の遅れ等の課題があり、我が国の成長力・国際競争力を強化し、激甚化・頻発化する自然災害に対応していくためにも、ミッシングリンクの解消、代替機能を発揮する直轄国道等とのダブルネットワーク化、環状道路の整備促進、三大都市圏間のネットワークの強化など、高規格道路が国土をつなぐ幹線道路ネットワークとして、シームレスなサービスレベルを確保するよう、国の責任において早期整備を図るとともに、地方が行う高規格道路の整備推進のため、補助事業による重点支援を行うこと。

また、高規格道路の暫定2車線区間は、速度低下や対面通行の安全性、大規模災害時の通行止めリスクといった課題がある。そのため4車線化については「高速道路における安全・安心基本計画」に基づき、着実な推進を図るとともに、無料区間においても、必要に応じて機能強化を図りつつ、維持管理を確実に実施するため、有料制度の活用など安定的な財源の確保について、地域の意見も踏まえ検討を進めること。あわせて、事故防止対策や逆走防止対策等、高規格道路の総合的な安全対策についても計画的に推進すること。

- (2) 高速道路の利活用を促進し、利便性の向上や地域活性化、民間投資の誘発等を図るため、民間施設直結型も含めスマートインターチェンジやインターチェンジへのアクセス道路等の整備について、補助制度や税制特例の活用等により地方への十分な税・財政支援を行うこと。
- (3) 高速道路料金については、首都圏、近畿圏及び中京圏において、賢く使うための新たな料金体系が導入された。その分析・評価を行うとともに、環状道路を中心としたネットワーク整備の進展に伴い新たに発生する交通流動を踏まえ、適切な経路選択が行われるよう、料金体系の改善を継続すること。
また、地方においても、必要なネットワーク整備のスピードアップを図るとともに、利用者ニーズを考慮し、引き続き料金体系の見直しを進めること。
- (4) 有料の高速道路の良好なインフラを持続的に利用するため、料金徴収期間の延長による財源を活用し、適切な維持管理と更新事業、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強などの機能強化を着実に進めること。
- (5) 早期のE T C専用化の実現に向け、E T Cの普及促進やクレジットカード非保有者等への対策を推進するとともに、E T C専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を進めること。
また、いわゆる「2024年問題」等に伴うドライバー不足が深刻な問題となっていることから、物流D Xの推進等による物流システムの効率化を図るため、高速道路での自動運転を実現するための新技術の開発や導入・普及に向けた検討を進めるとともに、新東名・新名神高速道路6車線化等の高速道路網整備や中核物流拠点等の基盤整備を推進すること。
- (6) 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路及びその代替・補完路の追加指定については、地方の意見を十分に反映すること。また、指定道路の整備・機能強化を推進するとともに、そのために必要な補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。
- (7) 無電柱化は景観形成・観光振興に加え、自然災害発生時における迅速な避難・救助、物資供給等に向けた緊急車両の通行確保の観点からも重要である。そのため、都道府県が策定する無電柱化推進計画を着実に進めるために必要な予算の確保や更なるコンパクト化を図る技術開発、低コスト手法等に関する規制緩和等を行うとともに、直轄国道の無電柱化を着実に進めること。
- (8) 令和3年6月に千葉県八街市で発生した通学中の児童が犠牲となる痛ましい交通事故等を踏まえ、通学路の安全を確保するため、国においても交通安全対策を充実させるとともに、令和4年度に創設された交通安全対策補助制度などにより、地方公共団体が行うソフト対策の強化とあわせた交通安全対策について、技術的な支援や、補助制度の拡充等を含めた財政的な支援を着実に推進すること。

5 港湾整備の推進等について

(1) 我が国の成長力・国際競争力の強化はもとより、サプライチェーンの強靱化を図るため、国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾をはじめとする国際貿易のゲートウェイとなる港湾、地域の産業を支える港湾において、大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤、臨港道路に加え、国内フェリー・RORO船航路の輸送力増強に対応した高効率のユニットロードターミナル、農林水産物の輸出促進、洋上風力発電の導入促進に資する港湾施設等の整備を推進すること。

また、離島における安定した住民生活を確保するため、離島航路の安定的な運航を支える防波堤や岸壁等の整備を推進すること。

(2) 日本における国際クルーズの受入が再開し、クルーズ船の寄港増加が期待されることから、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を推進するとともに、地域の活性化に寄与するクルーズ船の受入のため、大型化に対応する岸壁などの旅客船ターミナル整備、クルーズ旅客の円滑な周遊や満足度向上に資する環境整備等を推進すること。

また、寄港地への高い経済効果が期待される大型のプレジャーボートの受入環境の整備を推進すること。

さらに、地域住民、観光客等の交流拠点となる「みなとオアシス」に対する支援制度の拡充を図ること。

(3) 大規模地震や津波、高潮等の災害時に防護効果を有する防波堤や緊急物資輸送等の拠点として機能する耐震強化岸壁、広域的な経済・産業を支える石油化学コンビナート等が立地する地区の海岸保全施設の整備などを推進すること。

特に半島地域や離島地域など交通網が脆弱な地域では、令和6年能登半島地震において、港湾が被災地への緊急物資輸送の拠点として機能したことを踏まえ、港湾整備への支援を強化すること。

また、自然災害発生時における臨港道路の通行確保や停電対策等に資する離島の臨港道路無電柱化への支援強化を図ること。加えて、民有護岸等の改良に対する支援制度については、対象施設の拡充など一層の支援強化を図ること。

(4) 我が国の産業や港湾の競争力強化と地域の脱炭素社会の実現に貢献するため、港湾における脱炭素化に取り組む必要がある。脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の港湾周辺立地企業等への供給と一体となった受入環境の整備等を行うカーボンニュートラルポートの形成を推進するために、港湾脱炭素化推進計画等に伴って整備する港湾施設に必要な予算・財源を確保すること。

(5) 港湾の生産性向上と良好な労働環境の確保を図るため、AIを活用したオペレーション、荷役機械の遠隔操作や手続き等の電子化・省力化・効率化など情報通信技術を活用した港湾の整備を推進すること。

(6) SOLAS条約を踏まえた港湾の保安対策を適切に継続するため、老朽化した埠頭保安設備の維持・更新に対する財政支援の拡充を図ること。

6 鉄道整備の推進について

- (1) 活力ある社会の実現、地域間における交流・連携の強化を図るため、整備新幹線については、国家プロジェクトとしての重要性を踏まえ、国と地方の負担のあり方など財源構成の枠組みの見直しをはじめ、地方の受益の程度を勘案した負担改善策を実施し、「整備新幹線の取扱いについて」（平成27年1月14日 政府・与党申合せ。以下「政府・与党申合せ」という。）、「北陸新幹線の取扱いについて」（令和2年12月16日 国土交通大臣）及び「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の取扱いについて（令和4年12月23日 国土交通大臣）」に基づき、早期完成・開業を図ること。

また、並行在来線の維持・存続のため地方の実態とニーズを踏まえ、政府・与党申合せに基づき、引き続き、財源確保の方策も含め、幅広い観点から新たな仕組みを検討し、所要の対策を講ずること。また、線路使用料の算定方法を実態にあわせて見直し、支援を拡充するほか、経営維持のための運営費補助等の支援制度や、並行在来線とJR路線等を乗り継ぐことによる、利用者負担を緩和するための、乗継割引に対する財政支援制度を創設し、JRに対しても乗継割引制度の導入を指導するなど、並行在来線への財政支援策の充実を図ること。

加えて、並行在来線の経営分離については、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

- (2) 災害時のバイパス機能やリダンダンシーの確保の観点も含めて、リニア中央新幹線や北陸新幹線の全線整備、地方創生回廊中央駅構想、青函共用走行問題の抜本的解決について、早期実現を図ること。

特に、リニア中央新幹線については、品川・名古屋間の早期整備を促進するとともに、全線開業の前倒し及び三重・奈良・大阪の概略のルート・駅位置の早期確定を図るため、名古屋・大阪間の環境影響評価法に基づく手続に着手できるよう、沿線自治体と連携して、必要な指導、支援を行うこと。

加えて、整備新幹線の整備が進捗していることや、基本計画路線について、骨太方針2023で、「今後の方向性について調査検討を行う」と明記されたことを踏まえ、整備計画路線への格上げに必要となる「法定調査」を早期に実施し、新幹線の整備促進を図ること。

- (3) 国土の均衡ある発展の観点から、基本計画路線及び幹線鉄道ネットワーク等の高機能化等の地域の実情に応じた方向性に係る調査検討を着実に進め、都市間を結ぶ幹線鉄道的高速化、相互連携及び安定輸送確保、鉄道未整備地域における鉄道の新規整備を図ること。

また、都市圏の活性化の観点から、都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに、鉄道ネットワークの構築によるリダンダンシーの確保や、運行の安全性の向上を図ること。

7 地域における交通の確保等について

- (1) バス路線、鉄道路線、離島航路・空路、タクシー等の地域公共交通は、住民生活や経済活動、地方創生に不可欠な基盤であるが、新型コロナウイルス感染症の影響以降、利用者が減少していることに加え、燃料費高騰の影響を受けて厳しい

環境にあることから、将来にわたる維持・確保及び充実を図るため、地方公共団体や交通事業者の意見を踏まえ、引き続き、必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講ずるとともに、補助制度の見直しを行うに当たっては、地域の実態に合うよう十分に配慮すること。

特に、バス路線に係る地域公共交通確保維持改善事業については、地域キロ当たり標準経常費用や補助対象経常費用見込額の 20 分の 9 を限度とするカット措置等の見直しなどを図るとともに、必要となる予算を増額確保すること。

また、J R 北海道や J R 四国、第三セクター鉄道等の地域鉄道事業者をはじめ、地域公共交通を運行する事業者の多くは経営基盤が脆弱であることから、安全輸送に必要な補修・点検のほか老朽化対策、防災・減災対策や機能向上、高速化に資する投資、経営の安定化、自然災害からの速やかな復旧に対する支援策を充実すること。特に第三セクター鉄道については、その多くが開業から 30 年以上経過した路線や、整備新幹線の開業に伴い J R から経営分離され老朽施設を譲り受けた並行在来線であり、車両や施設・設備の更新時期が到来していることから、更新が確実かつ計画的に実施できるよう、必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講ずること。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経営が悪化している J R 本州 3 社及び九州についても、引き続き地方の鉄道ネットワークが維持できるよう、一定の経営支援を講ずること。

- (2) 鉄道ネットワークは国全体・地域双方にとって重要であり、ひとたび廃止等が行われれば容易に復活できないことを踏まえ、J R 各社の地方路線の果たす役割が引き続き堅持されるよう国の責任において同社に対する経営支援及び指導を行うこと。また、同社を含む鉄道事業者側の事情・判断のみによって鉄道路線の廃止等がなされることがないように、再構築協議会の設置にあたっては、国の関与の下、データに基づく議論のみならず、地域の実情に配慮した運営を行い、合意のない再構築方針の策定は行わないこと。

加えて、再構築協議会等において、関係者で合意された取組に対し、その持続可能性が最も高いものとなるよう、国による財政支援や、「J R 各社がその持続的な運行及び利便性の確保に最大限協力を行うべき」ことについて、法律等で担保するとともに、十分な支援額を確保すること。

さらに、国鉄改革から 30 年以上経過した状況を踏まえ、分割民営化が地方に与えた影響、分割方法の妥当性、国鉄改革の精神等を改めて検証するとともに、J R の役割も考慮した上で地域が一体となり進める利用促進の取組への支援や、日本全体として鉄道ネットワークを維持するためのあるべき姿の検討を行い、実効性のある措置を講ずること。

国民にとって重要な社会インフラである鉄道については、現在の J R 各社の経営状況や、事業構造及び内部補助の考え方等を踏まえ、全国的な鉄道ネットワークのあり方そのものについて、まずは国の責任において議論のうね方向性を示すこと。また、被災鉄道の早期復旧のため鉄道事業者を支援するとともに、災害を契機とした安易な存廃・再構築の議論が行われないよう鉄道事業者を指導すること。

- (3) 地域公共交通制度について、バスやタクシーなどの活用による公共交通不便地域の解消に向けた地方公共団体の取組に対する財政支援の充実など、必要な支援を検討すること。特に、高齢化や人口減少が著しい中山間地域においては、生活

交通として乗合バスではなくタクシーを利用せざるを得ない場合があることから、タクシー利用料金の助成をしている地方公共団体に対して特別交付税等の財政支援をすること。

- (4) タクシー不足への対応として運用が開始された、地域の自家用車・ドライバーを活用した自家用車活用事業や改善された自家用有償旅客運送については、安全性の確保や運行・労務管理の実施状況などの把握を行いつつ、地域におけるタクシーの需給状況等の実情に応じて、柔軟に利用できるよう更なる見直しを図るとともに、必要な財政支援を行うこと。

また、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法制度については、安全性の確保を大前提として、運送責任の所在やドライバーの柔軟な働き方などについて十分な議論を行うとともに、現在の自家用車活用事業等の実施状況、地域の声やタクシー事業者の意見を踏まえ、地域の実情を反映できる制度とし、全国一律の規制緩和は拙速を避けて行うこと。

なお、国家プロジェクトである 2025 年日本国際博覧会が開催される大阪府においては、期間中に円滑な移動が確保されるよう、速やかに更なる規制緩和等を行うことにより、爆発的に増加する移動需要への対応策を講ずること。

- (5) 地域公共交通の維持・確保に大きな影響を及ぼしている運転手をはじめとする要員不足の解消に向け、二種免許取得費用の支援を継続するとともに具体的な策を講ずること。

また、自動運転や空飛ぶクルマをはじめとする新しいモビリティ・サービスの社会実装が円滑に進むよう、実証試験の実施やサービス導入への支援など国による幅広い支援を行うとともに、自動運転の積雪時を含めた通年実用化に向けた取組工程の明確化やDMV等の新技術の開発や導入・普及に向けた検討等を行うこと。

さらに、自動運転車両の社会実装を速やかに進めていく上では、安全性の確保はもとより、国民や地域の社会受容性を高めることが重要であることから、自動運転の社会実装によって国民や地域が享受できるメリットを分かりやすく情報発信する機会を拡大し、機運醸成を図るほか、住民理解の促進に取り組む地方への支援や事業者支援を行うこと。

- (6) 公共交通機関の利便性向上を図るため、交通情報のオープンデータ化の推進や交通系 IC カード等のキャッシュレス決済の導入、エリアをまたぐ広域利用のためのシステム改修、鉄道トンネル内等での携帯電話等の接続環境の向上など、事業者が行う投資に対する支援策を充実するとともに、光ファイバーや 5 G 基地局などデジタル基盤の整備が全国津々浦々で整備され、低廉な通信サービスが提供される環境を整えることで、日本版 M a a S の早期実現と普及を図ること。

- (7) 内航フェリーや R O R O 船をはじめとする貨物船は、広域的な物流や観光交流を支え、モーダルシフトの受け皿、また、災害時の陸路に替わる輸送手段等としても期待されるなど重要な役割を果たしているが、航路と競合する高速道路料金の割引が継続されたことや昨今の原油価格高騰並びに S O x 規制強化に伴う燃料価格の上昇の影響を受けて厳しい環境にあることから、航路の維持・確保に向けて支援策を講ずること。

- (8) 高速乗合バス・貸切バスの安全対策について、運送事業者に対する指導に加え、バスの運転者の確保・育成と疾病対策、車両の安全対策、日本バス協会が実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の活用など実効性のある安全確保対策を徹底すること。
- (9) 子育て世帯から高齢者、障がいのある方、大きな荷物を持った旅行者など誰もが安全・安心で快適に利用できる交通環境の整備を図るため、ユニバーサルデザインタクシーの普及に向けた支援を推進すること。

8 航空路線の維持・充実等について

航空路線が全国各地の産業や経済及び住民の生活に果たしている役割、さらには我が国経済全体に及ぼす影響の大きさにも十分配慮するとともに、東日本大震災をはじめとした震災復興や地方への誘客支援を図る観点、生活交通としての地域航空路線を維持可能なものとする観点からも、航空ネットワークの維持・充実、地方空港アクセス改善に対する支援制度の構築及び空港機能の強化について適切な対応を図ること。

9 観光振興対策の推進について

- (1) 訪日外国人旅行者の本格的な回復に向け、需要を確実に取り込む観点から、国際的に質の高い観光地の形成が必要である。観光消費額の高い客層の需要を地方においても取り込めるよう、高付加価値の旅行商品造成への支援、M I C E の誘致、訪日プロモーション等に取り組むこと。
また、2025 年日本国際博覧会（大阪府大阪市）や 2027 年国際園芸博覧会（神奈川県横浜市）、東京 2025 世界陸上競技選手権大会及び第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025、第 20 回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）及び第 5 回アジアパラ競技大会（2026／愛知・名古屋）やワールドマスターズゲームズ 2027 関西などの国際的な博覧会・スポーツ大会の開催を地域経済活性化の好機と捉え、地方の魅力的な観光素材を効果的に発信するとともに、陸・海・空の周遊パスを創設するなど、訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策を積極的に講ずること。
- (2) 早期の国際線受入拡大のため、国際定期便が就航している地方空港については速やかに検疫飛行場に指定するとともに、全ての地方空港・港湾における検疫、税関、出入国管理の人員体制を迅速に拡充すること。また、出入国手続きについて、短時間のスムーズな入国審査をはじめとした手続の改善等を進めるとともに、航空機の運航に不可欠なグランドハンドリング・保安検査等の空港業務の持続的な発展に向け、人材確保やDX等の取組を推進すること。
さらに、地方空港において、新規就航等の実現や運休路線の運航再開を促進するためには、令和 5 年度まで実施されてきた訪日誘客支援空港への着陸料等の支援も必要であることから、早期に支援を再開するとともに、割引率・補助率の引き上げや 1 空港あたりの支援上限額の撤廃、グランドハンドリング等の運航経費支援等、支援内容を拡充させること。また、訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡大、

訪日外国人旅行者向け国内線割引運賃の認知度向上など、積極的な訪日誘客対策を実施すること。

- (3) 地方への誘客拡大を図るため、国内外から訪れる観光客の多様なニーズに応じ、アドベンチャーツーリズムやサイクルツーリズム、ユニバーサルツーリズム等の推進、ワーケーションなど「新たな旅のスタイル」の普及・定着、スノーリゾート形成支援、観光周遊ルートの整備のほか、それぞれの地方が持つ自然や歴史、文化等の資源を活かした魅力ある新たな観光素材の発掘・磨き上げの取組を支援するとともに、誘客プロモーションの支援などを行うこと。

また、受入環境整備も不可欠であるため、外国語併記の観光案内標識の設置促進、観光施設や道の駅等のキャッシュレス促進、無料公衆無線LANの整備促進、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進、災害時の情報伝達等緊急時の対応などの施策を進めること。

あわせて、オーバーツーリズムの解消や分散型旅行の促進、「住宅宿泊事業法」の適切な運用に対する支援に取り組むこと。

- (4) 観光産業が稼げる産業となるため、宿泊施設の改修や旅行商品の造成など高付加価値な観光地域づくり支援等に加え、人材確保やDX活用等による生産性向上など、構造的課題を解消するための施策を講ずること。

また、観光地域づくりの司令塔となる「観光地域づくり法人(DMO)」の形成・確立に対する支援に加え、DMOが自主的かつ安定的な財源を確保しながら継続的に観光地経営を推進できるよう、機能強化に向けた取組を進めること。

- (5) 観光産業は地域経済を支える重要な産業であり、その中核施設である旅館・ホテルは災害時避難所としての機能も期待されていることから、耐震改修促進法の改正に伴って引き続き実施される建築物の耐震設計・改修に係る費用について、特別交付税措置の更なる拡充など地方への財政支援を行うとともに、耐震改修工法の情報提供など総合的な支援策を講ずること。

- (6) 令和6年能登半島地震の被災地域における観光の復興を図るため、事業者支援や風評被害対策、適切な情報発信を進めること。

- (7) 国際観光旅客税については、DMOを含む地方の観光振興施策に自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を交付金等により地方に配分すること。

- (8) 特定複合観光施設(IR)の実現は、観光関連産業や地域経済の活性化に大きな役割を果たすことが期待される。日本型IRによりもたらされる高い政策効果が最大限に発現されるよう、区域認定後のIR整備に対する総合的な対策を講ずること。あわせて、その趣旨が社会全体に正しく浸透するよう努めるとともに、IR整備に際しては、懸念されるギャンブル等依存症について、国として地方公共団体等とも連携した対策を講ずること。

- (9) 令和4年4月23日に発生した知床遊覧船所有の観光船の海難事故を受け、(知床遊覧船)事故対策検討委員会が取りまとめた「旅客船の総合的な安全・安心対策」に基づき、観光船事故再発防止のための必要な措置を講ずること。

10 過疎地域等特定地域の振興施策の推進について

- (1) 過疎地域及び辺地、山村、離島、半島等特定地域の地理的、自然的特性を活かした持続的発展を図るため、関係省庁が連携して、地域の振興施策を推進すること。

とりわけ、過疎地域は集落機能の低下など極めて深刻な状況に直面しており、引き続き総合的な過疎対策を実施し、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現を図る必要があることから、過疎対策事業債の必要額の確保をはじめ、過疎対策に係る支援措置の更なる充実を図ること。

また、令和6年能登半島地震で明らかになった半島地域の脆弱性の改善に向けて住民が安心して暮らし続けられるよう、被災地の復旧・復興対策を含め支援策を強化すること。加えて、半島や離島など特定地域の防災・減災対策に必要な予算・財源を十分に確保すること。

さらに、令和6年度末で期限切れとなる半島振興法、山村振興法及び棚田地域振興法を延長し、支援措置の充実を図ること。

- (2) 離島地域の振興に向けて、産業基盤及び生活環境等に関する本土との格差是正を図るため、離島航路・航空路の運賃等の引き下げ、生活及び事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充や港湾、漁港、道路、ヘリポート及び空港の整備等、地域社会の維持に必要な支援措置の拡充を図るとともに、財政措置を講ずること。

特に、新型コロナの5類移行に伴い、人や物の流れが回復してきていることを踏まえて、離島住民の運賃低廉化及び物流コスト支援に係る交付金の所要額を確保するとともに、原油価格高騰に対応するための輸送コスト支援事業の特例的な交付率の嵩上げなど、社会経済情勢の変化に応じた支援制度の拡充を図ること。

また、平成29年4月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める有人国境離島地域については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を担っていることから、課題に直面する地方の意見をよく聴き、特定有人国境離島地域の追加指定等の見直しを行うこと。

- (3) 地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う「特定地域づくり事業協同組合」の設立や事業を推進し、これから更なる活用が期待される組合活動に支障が生じないように、特定地域づくり事業推進交付金の十分な予算額を確保し、財政措置の拡大を図ること。

令和5年地方分権改革に関する特定地域づくり事業協同組合制度に係る提案事項である組合員以外への派遣が可能な利用量割合の拡大や、組合の区域外派遣について、制度趣旨に沿い、その見直しの実現に向け、速やかに検討を進めること。

また、組合の更なる設立や事業の推進を図るため、制度の周知の取組について強力に推進すること。

11 盛土等に伴う災害防止に関する推進について

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、同法に規定する事項とする）の基礎調査について、調査の実施や指定に係る地元市町村との調整など、地方公共団体の果たす役割が大きく事務負担の増加が懸念されるため、令和6年度までとされている法に基づく基礎調査にかかる交付金の補助率嵩上げ措置の令和7年度以降の継続や、法運用のために必要な人員に対する交付税措置の拡充など、必要となる予算の措置や技術的な支援、隣接都府県間の調整等について、国の責任において確実にを行うこと。さらに、盛土情報や全国の規制区域等のネットワークシステムを構築すること。
- (2) 盛土等に関する工事等の許可について、相談体制の強化や事例を共有する仕組みの構築など、国も積極的に関与し支援するとともに、制度執行において混乱が生じないように、基準や許可等の運用の明確化や、広く国民に対して十分な制度の周知、普及啓発に率先して努めること。
また、地方公共団体が行う許認可の審査など、新たな事務が円滑にできるようなシステムの開発及び地方公共団体への提供並びに必要となる予算措置を行うこと。
加えて、手数料の収入で賄うことができない、協議や届出、不法・危険盛土への対応等に必要な財政的支援を行うこと。
- (3) 盛土等に関する工事等について、新たに中間検査・完了検査等の事務が増加するため、円滑に業務が遂行できるようオンラインシステムの構築や外部委託による検査等も含め措置を講ずること。

【社会保障関係】

1 地域医療体制の整備等について

(1) 地域の医療提供体制の維持・確保

ア 都道府県は、地域医療構想に基づき、2025年に向けて病床機能の分化・連携を進め、高度急性期から慢性期及び在宅医療等に至るまで、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者がどの地域に住んでいても必要な時に必要な医療が受けられる医療提供体制の整備に向け協議を進めている。

各地域において、構想実現に向けた議論を進めていくにあたり、地域医療介護総合確保基金の活用も含めた財政支援を行うとともに、病床機能報告上の病床数と将来の病床数の必要量との差に係る要因の分析及び評価などにあたっては、具体的な分析・評価の手法や定量的な基準のモデル事例を示す等、各地域における議論に対して技術的・専門的な支援を行うこと。

また、地域医療の確保に向けた取組の推進にあたっては、地方の主体性を尊重し、丁寧に協議をしながら、慎重に進めるとともに、病床設置の特例制度に係る要件の緩和など、地域の実情に即した柔軟な取扱いをすること。

さらに、地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等が重要な役割を果たしていることから、所要額満額の交付及び将来にわたり必要な財源の確保を図るとともに、救急医療等の実態や、災害時に地域医療機能を担う病院の耐震化の現状に即して補助基準の緩和・補助基準額の拡充や補助率の嵩上げを行うなど、地域の実情に応じて柔軟に活用できるように見直すこと。また、令和8年度以降の構想実現に向けた取組に対して、地域医療介護総合確保基金等の財政支援の方針を早期に明らかにすること。

あわせて、地域医療介護総合確保基金の配分にあたっては、地域における実質的な議論の内容を踏まえることとし、一律に地域医療構想の進捗状況により評価することのないようにすること。

イ 新たな地域医療構想については、今後、国において、現在取り組んでいる病床の機能分化と連携の推進に加え、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等の推進等を含め、中長期的課題を整理して検討を行うこととされているが、都道府県における新たな構想の策定にあたっては、地域の実情に応じた課題抽出や実現に向けた施策等について、市町村、地域の医療関係者、保険者及び患者・住民の意見を聴取し、幅広い関係者で検討する等、これまで以上に、丁寧な協議プロセスが求められることから、都道府県に対し、ガイドライン等を早期に発出するとともに、策定に必要なデータを提供すること。

ウ 新興感染症の発生・まん延時に機動的に対応する医療提供体制を構築し、維持していくことができるよう、施設・設備の整備や感染症専門医をはじめとした人材の養成・確保、個人防護具等の備蓄など、感染症危機に備えた体制整備に取り組む医療機関や都道府県等への技術的支援及び財政支援を継続・拡充すること。

あわせて、重症・中等症患者の受入については、今後の新興感染症の感染拡大にも対応できるよう、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。

また、感染症病床等を有する公的病院等以外の医療機関への補助について、特別交付税の算定対象となるよう制度を拡充すること。

エ 外来機能の明確化・連携強化のための外来機能報告や「紹介受診重点医療機関」が十分に機能するためにも、診療報酬の加算や定額負担等を含めた紹介受診重点医療機関制度の趣旨や医療機関・患者双方のメリットについて、国において分かりやすく示すとともに、国民への十分な周知・啓発を図ること。

また、病床機能報告及び外来機能報告については、地域医療構想調整会議や地域における紹介受診重点医療機関設定の協議のため、国が調査委託し都道府県に還元するとしている報告内容について、未報告医療機関や許可病床等との不整合データの解消を図るほか、紹介受診重点医療機関設定の協議準備に要する期間を確保するため、早期の情報提供・還元を行うとともに、地域の実情に応じた協議期間の設定について配慮すること。

さらに、令和7年4月施行となる「かかりつけ医機能報告」について、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することの確認や必要な機能を確保する具体的な方策の検討、地域での協議等において、都道府県が実務を担うこととされていることから、その具体的内容について、早期に示すこと。

オ 医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう、診療報酬のあり方も含め引き続き戦略的かつ継続的に対処すること。また、エネルギー、原材料及び資材価格の高騰によって、国が定める診療報酬等により経営を行う医療機関等に大きな影響が出たことから、経営に必要な経費について令和6年度診療報酬改定で対応されたところであるが、なお不足が生じる場合は、臨時的な診療報酬の改定や国による補助制度の創設により、全国一律の対策を講じること。加えて、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、柔道整復、あん摩マッサージ・鍼灸等の事業所等についても、同様に経営安定化のための財政支援等の必要な支援を行うこと。

また、介護・福祉サービス事業所については、新興感染症の発生・まん延等に備えた平時からの取組に対して必要な支援を行うこと。とりわけ、在宅系サービスなど小規模な事業者に対しては、感染症発生・まん延時の利用者減が経営に直結することから十分な財政支援を行うこと。

なお、医療機関等に対する新たな支援制度を設ける際には、医療法において医療を提供する施設として位置付けられている薬局に対しても、漏れなく支援対象とすること。

カ DMA T及びD P A Tの活動要領に感染症に関する支援業務が追加されたことを踏まえ、大規模災害時の感染症対応等において、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成を国の責任で行うこと。あわせて、緊急時に備えた資機材整備に対する支援を具体的に措置すること。

キ 自治体病院などの地域の拠点病院は、救急医療・へき地医療・精神医療・感染症対応など地域において重要な役割を果たしている。特に、中山間地域や離島においては、診療所医師の高齢化や後継者不足により一次医療の維持・確保が課題となっており、診療所を支援する役割も、より一層重要になっている。その使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の強化や医療体制の整備について、引き続き実態を踏まえた必要な支援策の充実を図ること。

ク 公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る病院事業債（特別分）の交付税措置や医師派遣等に係る交付税措置については、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインの策定に伴い、新たな財政措置等の取扱いが示されたところであるが、地域医療構想の実現に向けて、病床の機能分化・連携のための取組が一層推進されるよう、病院事業債（特別分）の交付税措置率を引き上げるとともに、引き続き、地域の実情に応じた取扱いを可能とするよう適用要件の緩和を図ること。

- また、新興感染症の発生・まん延時等に備えた平時からの取組については、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインの中で示されたところであるが、新たな財政措置等の取扱いが示されている病床の機能分化・連携のための取組と同様に、感染症の発生・まん延時に対応できる施設・設備の改修費や専門人材の確保・育成等についても、必要な財政措置を図ること。
- ケ 社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、令和元年10月の引上げに際し、配点方法を精緻化した上で引き続き診療報酬での補てんが行われることとされたが、引上げ後の実際の補てん状況について継続的に調査を行うとともに、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を十分に考慮した上で、地域医療体制確保の観点から、必要な場合には速やかにかつ確実に対策を講じること。
- コ 医療機関のサイバーセキュリティは、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が指定する重要インフラに位置付けられ、一般的なセキュリティ以上の対策が求められているが、現在の診療報酬はこうしたセキュリティ対策に必要な費用を全く評価していないことを踏まえ、国において、公的・民間を問わず全ての医療機関等がサイバーセキュリティ対策を講じられるよう診療報酬のあり方も含め、公的補助金の創設等必要な支援を行うこと。
- また、医療DXの推進にあたり、ハード面におけるセキュリティ対策のみならず、医療情報等へ不正なアクセスを防止するため、医師資格を電子上で証明する手段として、日本医師会が発行する医師資格証の普及促進を図る等、安全な運用に資する取組について国主導で万全な対策を講じること。
- サ 医療分野でのDXを通じた医療サービスの効率化・質の向上を図るため、電子カルテシステムの導入や更新への支援などによるデジタル環境の整備を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応における課題等も踏まえ、電子カルテ情報の標準化や感染症に関するシステムと保健・医療・介護分野のシステムとの連動性の向上を推し進めること。また、遠隔医療を推進するため、診療報酬のあり方を含めた制度設計や体制整備への支援策を講じること。
- シ 電子処方箋管理サービスの普及促進を図るため、医療情報化支援基金(ICT基金)及び機能拡充促進事業による導入支援を令和7年度以降も継続すること。
- また、電子処方箋管理サービスの更なる普及を図るため、令和5年度に新たに医療提供体制推進事業費補助金(電子処方箋の活用・普及の促進事業)が創設されたところであるが、都道府県の財政負担が生じることから制度の活用には差異が生じ、その結果、サービス導入に地域格差が生じることが懸念される。国民が平等にサービスを享受できるよう地方負担分の財政措置を行うとともに、一定の普及が図られるまでの間、補助事業を継続すること。
- さらに、電子処方箋を推進するため、医療DX推進体制整備加算の経過措置の延長など、診療報酬のあり方を含めた制度設計を行うとともに、電子処方箋管理サービス導入費用の低廉化や対応可能なベンダの一層の拡大など、体制整備への支援策を講じること。
- ス 多数の医療用医薬品が長期にわたり供給停止や限定出荷となっており、医療機関や薬局において必要な医薬品を入手することが困難な状況となっている。医療現場では代替薬への処方変更や医薬品卸との頻回な納入交渉を余儀なくされ、それでも必要な医薬品が手に入らない場合もあるなど、医療提供に支障を来している。
- 国として、医療上の必要性が高い医薬品を扱うメーカーが採算性を維持できる制度の導入、生産の効率化が促進される法規制の見直し、原薬等の安定的な調達を可能とする体制整備、流通適正化に向けた取組等を迅速に進めるとともに、増

産対応するメーカーの人員体制や製造設備の増強に係る支援を更に拡充するなど、医療用医薬品の安定的な供給体制の早期復旧に向け、実効性を持った対策を講じること。

- セ 地域の医療機関等との情報連携や麻薬調剤・無菌調剤を含めた在宅医療に貢献している地域連携薬局や、地域におけるがんの薬物治療の質向上に貢献している専門医療機関連携薬局については、国民に対して切れ目のない質の高い医療を提供する上で重要であることから、全国への配置を推進するべく、調剤報酬上のインセンティブの導入について検討すること。また、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局のメリットについて、国において分かりやすく示すとともに、国民への十分な周知・啓発を図ること。

(2) 医療人材の確保

- ア 国においては、医師の地域偏在解消に向けた医療法及び医師法の改正を行ったところであるが、地方の医師不足の背景には、人口や社会資源等の一定の地域への集中という構造的な問題があるため、現行の制度・枠組みの下では、地域医療の維持・確保に限界がある。これまでの地方での医師確保の努力を毀損することなく医師不足・医師偏在の解消につながるよう、国が主体的に地域の実情を十分に踏まえた実効性のある対策を行うこと。特に、産科・小児科をはじめとした医師の診療科偏在や地域偏在の解消に都道府県が参画できる仕組みの導入を検討すること。
- イ 国はこれまで、近い将来に医療需給が均衡し、医師が過剰となることを前提に、医師偏在対策を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症が全国で流行した状況では、医師が多数とされる地域においても、医師や病床などが不足し、適切な医療提供体制を維持できないことが浮き彫りになったことから、感染症などの危機的事象が発生しても、住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、地域で必要な医療の供給量を再検証し、新たに医療計画に追加された新興感染症発生・まん延時における医療を含めた5疾病6事業等に携わる医師の確保策も含め、政策に反映させること。
- ウ 地域における医師不足や医師の偏在を抜本的に解消していくため、医師が少ない地域における一定期間の勤務の義務付けや都市部と医師が不足している地方が連携の上、臨床研修及び専門研修のプログラムを構築・運用する際に必要な支援を行うなど、実質的かつ効果的な対策を講じること。
- エ 医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや医師の働き方改革の影響等を十分考慮した上で、医師確保が必要な地域等に医師を配置・確保することを目的として増員された医学部臨時定員枠のあり方については、地域医療の実態を十分に把握した上で慎重に検討を行うこと。特に、地域の実情に十分配慮した上で、大学が主体的に都道府県及び地域と連携して医師の育成及び医師不足の地域・診療科への医師を派遣するよう、国が責任を持って大学への指導や制度改正を講じること。あわせて、大学が当該役割を果たすことができるよう、地域枠の適正な運用を継続するとともに、恒久定員内での地域枠の設置を要件とすることなく、地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員増を延長するなどの対応を行うこと。また、地域枠の設置については、大学が都道府県に負担を求めることなく必要な教育を行えるよう、大学に対して国が十分な財政的措置を行うこと。さらに、医師不足が顕著な地域における医学部新設や不足している診療科に対応する地域枠の別枠創設も併せて検討すること。加えて、全国の医師の偏在解消のために県境を越えた地域枠を多数設けている大学の恒久定員を減員しない等の対応を行うこと。

あわせて、専門医制度における地域枠離脱防止策に関して、不同意離脱と認定することで都道府県が法的な責任を負うことのないよう、貸与時の説明すべき事項や、地域枠からの離脱に対する同意・不同意の基準を明確に示すなど、国の積極的な関与により、実効性のある法的な仕組みを整備すること。

オ 臨床研修医の募集定員が縮小される中、新たな算定方法では、定員数が大幅に減少する地域も存在すること、及び特定の地域に臨床研修医が集中する流れが解消されない恐れがあることから、医師偏在を助長することのないよう引き続き地域の実情に応じた調整を行いつつ、新興感染症等の影響も考慮しながら、新たな算定方法の検証を行うとともに、特定の地域への集中を是正する抜本的な対策を速やかに行うこと。

また、医師法の改正により臨床研修病院の指定権限が国から都道府県知事に移管されたが、一定水準の研修の質を担保するためには、国の関与が必要不可欠であり、引き続き都道府県に対する技術的支援を行うこと。

カ 都道府県が行う、医師や歯科医師、看護師、薬剤師等の確保や偏在是正対策に対し、地域医療介護総合確保基金の充実や弾力的な活用を含む抜本的な財政支援を講じること。

また、都道府県独自の歯科医師、薬剤師の修学資金の貸与などの事業についても、財源として地域医療介護総合確保基金を弾力的に活用できるようにすること。

キ 医療再編など地域医療構想の推進と医師など医療人材の確保は一体的に取り組む必要があると考えるが、地域医療介護総合確保基金の事業区分が厳格であり柔軟に活用できないなどの課題がある。このため、地域医療構想を推進するために必要な医師など医療人材を一体的に確保するための取組等については、事業区分を超えて地域医療介護総合確保基金が活用できるようにするなど柔軟な運用を認めること。

ク 医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや医師の働き方改革による影響を考えれば、単純に医師の需給推計などで医師確保の取組を制限するのは適当ではない。仮に医師の需給推計など将来推計を行うのであれば、必要とされる医師数を適切に推計するとともに、その結果について事前に都道府県で検証できるようデータや計算過程の全てを明らかにして説明を行う等地域の理解を十分に得るようにすること。

ケ 地域及び診療科の医師偏在解消に向けては、大都市部と地方の偏在格差が未だ顕著であることを踏まえ、国が医療需要などから、地域ごと、診療科ごとに真に必要な医師数を算定した上で定員を設定するなど、思い切った対策を講じること。

コ 医師の働き方改革により、大学の医局等からの医師の引き揚げや医師不足による救急医療や周産期医療の縮小等により地域医療に大きな影響を及ぼすことがないよう、国において必要な支援を行うこと。

また、医師の働き方改革に対応しつつ地域の医療提供体制を確保するためには、大学病院による地域への医師派遣機能を維持することが欠かせないため、国の責任において大学病院の医師派遣に対する支援を実施すること。なお、地域医療介護総合確保基金の区分VIを活用した支援については、都道府県と十分な協議を行い、必要に応じ制度設計を見直しつつ、継続して実施すること。

サ 新たな専門医制度については、サブスペシャリティ領域の研修のあり方を含め、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、制度開始後の地域医療に対する影響を検証することと併せて、都道府県に十分な情報提供を行うとともに、都道府県や専攻医の声を十分に取り入れた上で、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度として機能するよう、必要に応じて運用の見直し等を行うこ

と。また、見直し等にあたっては、都道府県の声聞くための仕組みを法定化した趣旨を尊重し、適切に意見照会を行うとともに、都道府県から提出された意見については最大限配慮し、その反映状況及び見直し内容を都道府県に対し速やかに情報提供を行うよう、日本専門医機構に強く働きかけること。さらに、各都道府県から提出された意見書の内容について、国における具体的な検討の過程と結果を各都道府県に対して明らかにすること。加えて、国の責任において、見直し後の制度について、全国的に適切に運用されるよう、都道府県に速やかに通知等を行うこと。

あわせて、専攻医募集定員に係るシーリングの算出にあたっては、研修の質を担保するという新専門医制度本来の目的を十分に考慮した上で、各都道府県知事の意見を十分に尊重し、地域の実情や新興感染症等の影響を踏まえるなど、地域偏在の解消のため、機械的に算出することなく、また、厳格な適用が可能な制度設計となるよう、日本専門医機構に強く働きかけること。

また、地域勤務が義務付けられている医師や出産・育児、介護等と専門研修を両立しようとする医師に対する配慮として、各領域においてカリキュラム制度や身分保障に関する配慮の内容を明確にするとともに、各基幹施設においてもそれが実行できるよう日本専門医機構に働きかけること。

あわせて、地方の指導環境を充実させるため、派遣元病院にインセンティブを付与することなどにより、都市部から地方へ指導医が派遣される実効性のある仕組みなどを創設するとともに、その実施にあつては、派遣先が特定の地域に偏ることのない仕組みとなるよう、日本専門医機構に働きかけるなど、勤務地（病院）の決定については、都道府県の意向を踏まえた仕組みとすること。

また、専門医資格の取得・更新時においても、積極的に地域医療へ従事することを促すため、例えば、派遣元の医療機関に在籍したまま医師が不足する地域へ専門医が派遣される仕組みとするなど、実効性のある仕組みを創設するとともに、必要な財政措置を講じること。

なお、その実施にあつては、派遣先が特定の地域に偏ることのないよう、日本専門医機構に働きかけるとともに、勤務地の決定については、都道府県の意見を踏まえた仕組みとすること。

シ 各都道府県における看護職員の需給推計に基づく取組を支援するとともに、医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。

中でも、質の高い看護職員を養成するためには、看護教員を安定的に確保する必要があり、看護教員と臨床看護師とが相互に連携しながらキャリアを形成することが重要である。そのため現在は看護団体ごとに策定しているキャリアラダーについて互換性のあるものとなるよう国が中心となり調整を図ること。

ス 看護師等の医療人材の確保のため、必要な財政支援を行うこと。

特に、在宅医療や医師のタスク・シフト／シェアを推進する上で不可欠な特定行為研修修了者の増加を図るためには、医療現場における研修修了者の積極的な活用と処遇改善が必要であることから、国において特定行為に係る診療報酬を改定するなど、実現のための具体的な取組を実施すること。

セ 診療報酬による看護職員等の収入引上げにより、看護職員等の処遇が公平、かつ確実に改善されるよう、適切に制度を運用するとともに、被保険者等に過度な負担が生じることのないよう、国において十分な財源の確保を含めた必要な措置を講じていくこと。

ソ 感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する公衆衛生医師、保健師等の恒常的な人員体制を強化するため、十分な財政措置を確実に

行うとともに、広報の強化や研修の充実など、人材確保と育成に向けた一層の取組を行うこと。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄

国の備蓄方針に基づき、国及び都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（行政備蓄）について、使用期限の経過により大量に廃棄処分されているため、新薬及び後発医薬品の出現により想定される「平時における市場流通量」並びに「パンデミック時におけるメーカーの放出能力」の増大等の環境変化を踏まえ、メーカー及び卸売業者による備蓄（流通備蓄）を増加させるとともに、行政備蓄の削減を図り廃棄処分を最小限にするよう、運用体制を効率化すること。

また、行政備蓄分は、国及び各都道府県がそれぞれで調達しているが、業務効率化や経費節減の観点から、国で一括購入し各都道府県に配分するなど、調達方法の抜本的な見直しを図ること。

(4) 感染症対応における国と地方の連携

感染症法等の改正において、感染症発生・まん延時の管内の一元的な対策の実施など、必要がある場合に都道府県が権限を発揮できるよう、都道府県の総合調整権限の強化や保健所設置市・特別区への指示権限が創設されたところであり、引き続き国と地方が効果的・効率的に連携できる体制の整備を進め、地域の感染症対応能力向上に向けた方策を検討し、その実施を支援すること。

2 医療保険制度改革の推進について

(1) 医療保険制度

ア 将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任の下、地方と十分な協議を行いながら医療保険制度改革等を着実にを行うこと。

イ 国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、新制度の運用状況を鑑み、不断の検証を行いながら国保制度の安定化を図られるよう必要な見直しを行うとともに、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施することとし、あわせて、被保険者数の減少等、構造的課題を抱える国保制度を取り巻く環境は厳しく、今後も被保険者の保険料負担の増加が見込まれる状況を踏まえ、国定率負担の引上げ等、財政基盤強化のための新たな財政支援を行うこと。

また、特別調整交付金等の国保の財政制度の見直しが必要な場合には、近年全国で災害が頻発している状況を踏まえ、復旧に取り組む被災自治体の実情にも配慮したものとする。

ウ 国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、今後もその機能を引き続き維持することとし、国民健康保険制度における保険者のインセンティブ機能を担うものとしては、「保険者努力支援制度」を有効に活用し、具体的に受益と負担の見える化に取り組んでいる都道府県への評価のあり方など制度の運用については地方と十分に協議を行うこと。特に後発医薬品の供給不足により影響が生じる評価指標については、地域の実情を踏まえ、十分に配慮すること。あわせ

て、インセンティブを強化する場合には、既存財源からの振替ではなく、国の責任において新たな財源を確保して行うこと。

エ 保険者努力支援制度における「保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）」については、地方の予防・健康づくりの取組が確実に実施できるよう十分な予算を確保するとともに、その使途を国民健康保険に限定せず、結果として地方の医療費適正化に資する予防・健康づくり事業全般について、人件費を含めた体制整備等の取組に活用可能とするなど、地方の実情に沿った使い勝手の良い制度となるよう地方と協議を行うこと。

また、交付の要件や対象外経費等を変更する際は、自治体の予算要求時期に配慮すること。

なお、事業費連動分に係る評価指標については、国保財政の健全化に向けた取組への有効な動機付けとして各保険者が確実に交付を受けられるようにするため、それぞれの保険者の置かれている地域の実情を踏まえた事業規模等とすること。

オ 国民健康保険に係る業務支援システムについては、令和7年度までにガバメントクラウドなどを利用して標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行することとされているが、市町村国保の業務に影響を与えないよう、速やかに適切な情報提供を行うとともに、標準準拠システムへの移行に係る特別調整交付金などによる財政支援を確実に講じること。

カ 国の公費の見込額と実際の交付額の差や前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金等の精算制度が国保財政運営の不安定要因となっていることから、可能な限り正確な算出となるよう運用方法の見直しを行うとともに、普通調整交付金については、国の推計額と実績額との乖離が大きい場合、差額分の収入不足による財政負担が生じることから、国の責任において財政措置を確実に講じること。さらに、給付費の急増による財政安定化基金の大幅な取崩しなど、不測の事態に対応できるよう、都道府県の財政規模に見合った本体基金の積み増しなど必要な財政措置を講じること。

キ 令和4年度から実施されている子どもに係る均等割保険料軽減措置については、対象となる子どもの範囲が未就学児に限定され、その軽減額も5割と十分なものとは言えないため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、子どもの範囲を限定せず均等割保険料を免除すること。あわせて、こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置は廃止されたところであるが、重度心身障害者、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の減額調整措置も廃止すること。

ク 国民健康保険制度の取組強化として、法定外繰入等の解消や保険料水準の統一に向けた議論を進めることに加え、令和7年度から、都道府県は、市町村からの委託を受けて、第三者行為求償事務の一部を行うことができるとされたところであるが、地方の実情に応じた取組を阻害することがないように地方の意見を尊重し、引き続き地方と協議を行いながら、制度の運用を行うとともに、国において人材確保への支援や必要な財政措置を講じること。

ケ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）に沿って、令和6年度以降、後期高齢者の保険料負担の見直しがされ、賦課限度額及び所得割率の引上げが行われるが、引き続き医療保険制度における給付と負担の見直しについて検討を行う場合は、制度設計者である国の責任において、必要な医療への受診抑制につながることはないよう、特に低所得者に十分配慮した制度のあり方を検討すること。

なお、見直しにあたっては、医療費等の増加に伴う公費負担の財源について、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう、国において十分な財政措置を講じ、持続的で安定的な制度とすること。

コ 全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

サ マイナンバーカードの健康保険証利用については、令和6年12月2日に従来の健康保険証を廃止するとしていることから、国の責任において情報セキュリティ対策を徹底するとともに、制度の意義等について、国民及び医療機関への普及・啓発を進めること。あわせて、何らかの事情でマイナンバーカードを持たない方、特に、介護を要する高齢者や障害者等の日常生活において周囲の支援を必要とする方が、窓口での申請・受取などの事務手続きや医療費の負担が増えることなく、従来どおり必要な医療を受けることができるよう十分な支援を行うこと。国民健康保険の保険者に負担を求める場合においては、その根拠及び運営に関する地方団体の権限などを明確にするとともに、明確な地方財政措置を講じること。

また、地方単独事業として実施されている医療費助成に係るオンライン資格確認や現物給付化の推進については、各自治体の複雑な制度の標準化にとどまることなく、全国一律の医療費助成制度の創設と一体的に行い、利便性の高い制度を国の責任と負担において構築すること。

シ 都道府県のガバナンス強化として、「生活保護受給者の国保等への加入」や「後期高齢者医療制度の都道府県移管」を検討する動きがあるが、都道府県と市町村が一体となり、平成30年度国保制度改革後の国保財政運営の安定化に努めているところであり、拙速な議論は地方や国民を混乱させ、ひいては社会保障制度の信頼を損なうこととなるため、議論にあたっては制度の課題や運営状況の分析を行い、慎重な議論を行うこと。

ス 国保総合システムの開発や運用にあたっては、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、必要な財政措置を講じること。

セ 「こども未来戦略」において、子ども・子育て支援金制度の構築にあたっては、国民に実質的な負担を生じさせないこととされており、子ども・子育て支援納付金について、低所得者の過度な負担増とならないよう、国による十分な財政措置を行うこと。

また、子ども・子育て支援納付金は、市町村の国民健康保険に関する特別会計における納付金に要する保険料として徴収されることから、支援金の目的や使途、負担のあり方等、制度の概要について、被保険者の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うこと。

さらに、子ども・子育て支援納付金の導入に伴い、保険料徴収や窓口対応、関連システムの改修等が必要となることから、人件費をはじめ、新たに必要となる費用に対し、医療保険者に財政負担が生じないように、国の責任において財政的支援を講じること。

(2) 医療費適正化の推進

ア 国は、医療費適正化の推進についてその役割と責任を果たした上で、都道府県及び保険者が、医療費適正化の取組を円滑かつ効率的に実施できるよう、都道府県並びに保険者協議会におけるデータ分析・活用のためのノウハウやツールの提供等の環境整備、体制強化及び人材育成に係る必要な支援を行うとともに、医療費適正化の推進に向けて、先進・優良事例の全国展開を積極的に行うこと。あわせて、国民や医療機関等の理解促進に向けた啓発を行うこと。

- イ 保険者協議会の運営を実効性のあるものとするため、協議会の運営体制の強化や国が協議会に求める事業に要する財政措置は、その全額を国の責任において講じること。
- ウ 高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策のあり方を検討するにあたっては、国として、地域独自の診療報酬の妥当性及び医療費適正化の実現に向けた実効性に係る検討を、各都道府県の意見も踏まえ、慎重かつ適切に行うこと。また、都道府県がそれぞれの地域の実情を踏まえながら進めている医療費適正化のための取組の状況等に配慮し、その意見を十分に聞き尊重すること。

3 健康づくりの推進について

(1) 健康長寿社会の実現

- ア 健康長寿社会の実現を目指して、健康寿命の延伸に向けた取組等国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

また、高齢者の保健事業と介護予防・フレイル対策を一体的に実施するため、保健指導等を行う保健医療専門職の確保及び資質向上の支援を行うこと。

健康寿命の算出にあたっては、介護保険データに基づく「日常生活動作が自立している期間の平均」を採用すること。

ただし、算出・公表にあたっては高齢化が著しく進展している市町村等への配慮に努めること。

- イ 受動喫煙防止対策の強化については、制度の円滑な運用が可能となるよう、各省庁が連携して国民に対し制度の十分な周知を図るとともに、国において実施している受動喫煙防止対策助成金の対象・助成率等の拡充や相談支援業務の体制等を充実・強化するほか、都道府県等に対し必要な財政的・技術的支援を行うこと。

また、ニコチン依存症患者が入院中から禁煙治療を開始できるようにするなど、禁煙治療に係る診療報酬の改定を検討すること。

- ウ 国においては、医療等データの利活用に向けた取組が進められているが、データを有効活用し、施策の企画立案に生かせるよう、自治体ごとの地域課題の分析に必要な実績数値や推計式及びデータの分析例や活用方法、自治体の健康課題の解決につながった活用例の提示を行うとともに、人材育成等に係る支援を行うこと。

また、匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）について、令和6年秋からの抜本的な提供方法の見直しを着実に実施するほか、一層の利活用容易化に継続して取り組むこと。

さらに、健診データを自治体等の健康増進施策や本人の健康づくりに活用する上で、データベースの網羅性の確保が重要であり、事業者健診結果がNDBに確実に収録されるよう、電子カルテ情報共有サービスを活用した結果の共有を早期に実現するとともに、並行して対象実施機関の拡大についても検討すること。

(2) 疾病の予防及び対策の推進

- ア 難病患者の社会参加のための施策を充実させるため、福祉・介護サービス等の拡充などによる、総合的・包括的な支援をより一層推進するとともに、新たな医療提供体制の整備に向けて、必要な財政措置を講じること。

イ 小児慢性特定疾病患者についても、成人移行期支援として、医療提供体制の整備も含め、20歳以降も継続的に医療費助成が受けられるよう、必要な財政措置を講じること。

ウ 第4期がん対策推進基本計画に基づき作成した都道府県計画により、市町村において効果的・効率的ながん検診受診勧奨を実施するため、特定健診と同様に検診実施者の役割や検診対象者等を法的に明確に位置付けること。

あわせて、がん検診受診率向上のため、がん検診の実施者である保険者、事業者、検診機関及び市町村間での、職域におけるがん検診の対象者数や受診者数等の情報共有を可能とする体制の整備や仕事と治療の両立等各種取組が円滑に実施できるよう、必要な支援を行うこと。

また、がんゲノム医療を必要とする患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられるよう医療提供体制を早急に整備するとともに、がん医療の一層の充実強化のため、がん診療連携拠点病院の機能強化に向けた財政支援等の充実を図るとともに、ゲノム情報等のビッグデータを解析し、がん医療の質の向上につなげる体制の整備を確実にすること。

エ 子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進と、HPVワクチンに関するエビデンスに基づく知識の普及を併せて行うことが効果的であることから、HPVワクチンの積極的な接種勧奨を実施していくにあたって、各自治体が接種対象者に対し、接種の有効性や安全性に関する情報を提供できるよう、十分かつ迅速な情報提供を行うほか、専門的・技術的支援や普及啓発に要する経費への財政的支援を行うこと。

また、令和6年度末で終了するキャッチアップ接種の実施期間を延長するとともに、男性に対する定期接種化の方針について速やかに結論を示すこと。

あわせて、本年4月から導入された子宮頸がん検診の「HPV検査単独法」については、国の責任において、運用上の課題や各自治体からの疑義に対し、専門的・技術的支援を行うとともに、精度管理をはじめ安全で効果的な実施体制の整備に取り組むほか、必要な財政措置を講じること。

オ 効果的・継続的ながんのリハビリテーションを行えるよう、外来も含めた体制整備のための措置を講じること。

カ がん治療に伴う外見の変化に対して、がん患者等が抱える心理的・経済的負担を軽減するとともに、がん患者等の社会参加を促進し、療養生活の質を向上させるため、医療用ウィッグや補正下着等の購入支援など、治療に伴う外見（アピランス）に関する支援制度を創設すること。

キ 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業について、研究促進を目的とした事業であることを踏まえ、地方負担分の財政措置を行うこと。

ク 乳幼児期のう蝕予防を推進するため、保育所や幼稚園、学校等における集団フッ化物洗口について、児童生徒やその保護者等が十分な理解の上で、フッ化物洗口に取り組めるよう、う蝕予防効果や安全性等に関する情報発信を強化すること。

ケ 介護保険制度の対象とならない40歳未満のがん患者については、在宅療養に対する公的支援制度が限定的であるため、介護保険サービスと同等の支援制度を創設すること。

コ 予防接種健康被害救済制度について、審査手続の迅速化を図るとともに、請求者に対して、認否の理由を十分に説明できるよう更に詳細に示すこと。

サ 帯状疱疹ワクチンについて、接種の安全性や有効性の持続期間、費用対効果など科学的な知見に基づく議論を深め、予防接種法に基づく定期接種化の方針について速やかに結論を示すこと。

シ がんや再生不良性貧血などの治療により造血幹細胞の移植を受け免疫を完全に消失した患者が行うワクチン再接種について、予防接種法による定期接種に位置付けること、又は国において新たな公費負担制度を創設すること。その際、接種年齢に制限を設けないなど十分に配慮すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る取組

ア 国民が新型コロナウイルス感染症の流行状況を客観的に判断できるとともに、行政から適切な注意喚起を行うことができるよう、季節性インフルエンザ等における「警報・注意報」と同様の全国統一の基準を早急に設定すること。

イ 新型コロナウイルス感染症の薬剤費やワクチンの接種費用が高額であることにより、受診控えや接種控えにつながることを懸念されることから、薬価の引き下げに資する取組など、国民の負担軽減策を講じること。

あわせて、自治体が地域の実情に応じて新型コロナワクチンの定期接種を実施できるよう、国の負担による確実な財政措置を講じること。

4 超高齢社会への対応について

(1) 地域包括ケアシステムの構築等

高齢者数が増加するとともに生産年齢人口が減少する2040年を見据え、医療・介護の体制整備が急務となっているが、中山間地域や離島をはじめ、国民が住んでいる地域によって、提供される医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉サービスなどに格差が生じることを防ぐよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、基盤整備や人材確保のための支援を行うこと。

また、地域包括ケアシステムを深化・推進していくための各種制度構築にあたっては、地方においては患者宅が点在し移動時間が長いことから、訪問診療できる患者数が都市部に比べ少ない地域もあること等、地方の実情を考慮して制度設計を行うこと。

(2) 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金については、評価指標の判断基準を明確にするとともに、制度の運用については事前に地方と十分に協議を行い、意見を制度に反映させること。あわせて、地方において必要な施策が確実に実施できるよう十分な財政措置を講じること。

また、適切な指標を設定し、PDCAサイクルに沿った取組を進められるよう、国が保有する介護関連のデータを都道府県が利活用しやすい環境を整備すること。

(3) 認知症施策の推進

誰もが同じ社会でともに生きる「共生」の基盤の下、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への備えとしての取組、認知症の人と家族を社会全体で支える体制の構築や、地域の実情に応じた体制づくりに対する恒久的な財政措置に加え、若年性認知症の人たちの就労の継続を含めた社会参加等、本人の力を最大限に活かせる環境整備を行うこと。

あわせて、認知症発症メカニズムの解明と予防や治療に関する研究開発を加速化するなど、国による認知症に関する研究・技術開発の促進を図ること。

(4) 介護人材の確保

ア 介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るため、国においても介護職への理解促進とイメージアップを様々なメディアを活用するなど緊急にかつ集中的に財源を投下して実施し、学生や主婦、元気高齢者などの多様な人材の確保に取り組むとともに、介護現場における魅力ある職場づくりを促進すること。

イ 介護事業者が円滑に外国人を雇用できるように、外国人介護人材の受入体制の充実を図ること。

ウ 外国人材が介護福祉士となり、在留資格「介護」を得て長期にわたり介護職に従事できるよう、日本語教育の支援の充実を図るとともに、介護福祉士国家試験について、平易な日本語を用いて出題する、又は、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し、選択可能とすること。

エ 都道府県が行う介護人材確保の対策に対し、地域医療介護総合確保基金事業について、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう制度の見直し等を行うこと。

オ 「介護福祉士修学資金等貸付制度」は、従来通り制度が継続できるよう、貸付原資を確保すること。また、貸付原資の都道府県への交付については、貸付決定等に支障を生じることのないよう、原資の枯渇前のなるべく早期に行うこと。

カ 経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者が、円滑に就労し能力を発揮できるよう、財源の見直しや補助上限額の引上げを行うこと。

キ 介護人材の定着を促進するためには、ロボットやICT機器の活用などにより働き手の負担を軽減しながら、介護現場の生産性の向上を図ることで介護の質の向上につなげることが重要であることから、各種取組を行う事業者への財政的支援や好事例の周知など実効性のある施策を強力に推進すること。

ク 要介護認定者の増加が見込まれる中、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供するために必要な専門知識・技能を有する介護支援専門員等の人材の安定的な確保・定着に向け、処遇改善加算の更なる充実と、対象となっていない介護サービスへの拡充を図ること。

なお、介護職員については、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図れるよう、介護報酬の加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置を講じること。

ケ 軽費老人ホーム、養護老人ホームの介護職員に対する処遇改善に要する経費について、適切な地方交付税措置を講じること。

コ 介護支援専門員の安定的な確保に向け、介護支援専門員実務研修受講試験に係る受験要件に、従前まで認められていた介護実務経験に関する要件を追加すること。また、国家資格である救急救命士を追加すること。

さらに、質の担保と負担軽減が両立した研修制度となるよう見直しを図るとともに、見直しにあたっては、特に実務に従事する受講者の負担に配慮したものとすること。

(5) 持続可能な介護保険制度に向けて

介護サービスの安定供給のために必要な措置を十分に講じた上で、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担のあり方を含め、必要な制度の改善を図ること。

また、低所得者対策については、引き続き介護保険料軽減や利用料の負担軽減について、恒久的な制度として拡充に努めること。

さらに、令和6年度介護報酬改定について、物価高騰を踏まえた改定の効果と、食費に係る基準費用額の据え置きや訪問介護等における基本報酬の引き下げ等の影響を適切に検証し、必要に応じて介護報酬の臨時改定等の措置を講じること。

5 子ども・子育て政策の推進について

(1) 子ども・子育て政策に係る財源の安定確保

子ども・子育て支援施策は、全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わせることで、効果的なものとなることから、全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担について、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置すること。また、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

(2) 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

ア こども基本法の掲げる基本理念に則り、子どもが自立した個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるこどもまんなかの社会環境づくりに向けて、子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運が醸成されるよう、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知・啓発等を行うこと。

イ 男性は仕事、女性は家事・育児といった固定的な性別役割分担意識を解消することが、子ども・子育てにやさしい社会づくりの礎になると考えられることから、事業者を含め社会全体の意識改革を進めること。

ウ 社会全体で子どもや子育て当事者を支える地域づくりの重要性について理解を深めるとともに、子どもたちが安全で安心して過ごせる子ども食堂をはじめとした子どもの居場所を広げ、社会と関わる力を養い、自己肯定感や自立に向けて生き抜く力を育む環境整備を推進すること。

(3) 多様な働き方や妊娠・子育てとの両立を実現する労働・雇用環境の整備

ア 長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方、男性の育児休業の取得等の促進、不妊・不育症治療に係る休暇制度の創設など、誰もが希望に応じたキャリア形成や、妊娠・子育て等と仕事を両立することができる仕組みを構築するとともに、人材面・資金面で課題を抱える中小企業への伴走型支援を強化すること。また、フリーランスを含む自営業者や条件によって雇用保険の対象外となる非正規雇用者も安心して妊娠・出産できるよう、育児休業期間中の経済支援制度を創設すること。

イ 育児休業の更なる取得促進と育児休業期間中の経済的安定を図るため、育児休業給付金について手取りで10割相当となる給付期間の更なる延長を図ること。

(4) 出会いから子育てまでのライフステージを通じた経済的支援の強化

ア 奨学金返還の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、従業員奨学金返還を支援する企業への助成や地方自治体が行う奨学金返還支援制度への財政支援、過去の借入により返還が負担となっている方を支援する取組を充実すること。

イ 不妊・不育症治療等について、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しによる改善を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。

ウ プレコンセプションケアについて、社会全体への周知啓発を徹底すること。また、地方自治体が実施する助成等の支援について、国のプレコンセプションケアセンターとの連携等を含め、国民が正しい知識を得た上で利用する制度設計が必要であることから、地方自治体に対し、ガイドライン等を早期に発出するとともに、十分な財政的支援を講じること。

エ 妊婦のための支援給付について、クーポン等による給付に係る好事例の周知や事務費の支援だけでなく、実質的に各自治体で育児用品やサービス、クーポン等の給付が進むよう、独自に給付の上乗せをする場合の補助等、新たな具体的支援について検討すること。また、都道府県及び市町村における給付事務に要する経費について、引き続き、国において財政的支援を講じること。

オ 多子・多胎児世帯に有利な税制・保険・年金制度等を構築すること。

カ 所得や地域等に関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で早期に実現すること。

キ 就労や障害の有無、所得等に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、国の制度化が実現するまでの間、先行して独自に実施する地方自治体への財政的支援を講じること。さらに、放課後児童クラブの利用料について無償化を含む負担軽減策を講じること。

(5) 子ども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充、教育の機会の確保・質の向上

ア 全国のどこに住んでいても妊産婦や子どもたちの命、健康が等しく守られるよう、新生児マススクリーニング検査の公費負担の対象疾患の拡大や新生児聴覚検査の公費負担による検査実施など、妊産婦や新生児、乳幼児への検査・健診の制度設計を行うとともに、安定的かつ十分な財政措置を講じること。

イ 心身ともに負担の大きい産後の母親のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう、産後ケア事業について体制整備支援や財政支援を含む制度拡充を図るほか、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。

ウ 子どもの安全確保を最優先に、人格形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの育ちや学びを保障するとともに、待機児童やいわゆる育休退園等の早期解消、こども誰でも通園制度（仮称）等の年度途中の保育ニーズにも柔軟に対応できるよう、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等の人材確保や負担軽減を図るため、職員の配置基準改善を早期かつ確実にを行うとともに、保育士等の更なる処遇改善や研修機会の確保による質の向上、保育士修学資金貸付等事業の継続、潜在保育士の再就職支援等の推進、保育現場の魅力が伝わるポジティブキャンペーンの展開を図ること。

エ 医療的ケアや障害、アレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもを保育所や幼稚園、認定こども園で安心して受け入れられるよう、看護師等の配置や施設改修等について施設種別による差異を解消するとともに、補助率の引上げなど更なる支援の充実を図ること。

オ こども誰でも通園制度（仮称）の導入にあたっては、全国一律の制度とせず、保育人材の不足等地域の実情に応じて、導入時期や保育時間などに柔軟に対応できる制度設計とするとともに、市町村や施設が規模に関わらず事業運営に必要な補助が受けられる等、制度を導入しやすくなる財政支援制度を創設すること。

カ 放課後児童クラブについて、待機児童の解消や児童の安全確保を図るため、国の責任において施設整備や放課後児童支援員の確保に資する安定的な財源を確

保するとともに、処遇改善に係る補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。また、小学校の長期休業期間における受入体制を確保するための財政支援を拡充すること。

キ 全国的に待機児童は減少傾向にあるものの、未だ解消されていない状況を踏まえ、市町村が施設整備・改修等を確実に実施できるよう、就学前教育・保育施設整備交付金について、国の責任において必要な財源を確実に措置すること。

(6) 困難な環境にある子どもたちへの支援強化

ア いじめや不登校、ヤングケアラーや医療的ケア児などの困難な環境にある子どもたち、日本語指導が必要な子どもたちへの支援を総合的に推進するため、NPOやフリースクールなど学校以外の多様な居場所や学びの場の整備について、支援のための仕組みを構築するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、医療的ケア児支援センター業務を行う医療的ケア児等コーディネーターの配置拡充について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

イ 児童虐待への更なる対応力強化に向けて、児童福祉司、SV職員や一時保護に従事する職員等の専門的人材の確保及び育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援を行うこと。また、児童福祉司等を養成する大学の学部・学科等の創設や運営への支援も含めた子ども家庭福祉分野の人材養成の充実を図ること。

ウ 児童養護施設等の職員配置については、子どもの年齢及び小規模グループケアや地域小規模児童養護施設等のケアの形態により一律の基準が定められているが、子どものケアニーズ等を含め総合的に勘案し、適切な支援が行われるよう見直すこと。

エ 社会的養育の一層の推進に向け、その必要性や里親制度等について、広く国民に周知するとともに、養育里親を育児休業制度の対象に含めることや、ファミリーホームの措置費を実態に見合うよう見直すこと等により、里親等の受け皿の拡充や運営基盤の安定化を図ること。

オ 社会的養護経験者（ケアリーバー）が孤立することなく安心して自立した生活を送れるよう、施設入所中の自立支援や退所後のアフターケアなど、当事者の状況に応じた取組を行うための財政支援を拡充すること。

カ 児童養護施設入所者等の学びや体験の機会を確保するため、新たに小学生の学習塾費用を支援対象とすることに加え、高校生の学習塾費用についても実費での支援とするとともに、学習塾以外の習い事や大学生等多様な人との交流事業などについても幅広く対象とし、夢や進学を叶えられるよう支援を強化すること。

キ 医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援の充実のため、家族等のレスパイトに必要な短期入所事業所や医療的ケア児等を受け入れる障害児通所支援事業所の安定的な運営に十分な報酬水準を確保するとともに、多発する災害に備え、災害時における電源確保等必要な支援措置を講じること。

ク 母子家庭・父子家庭の世帯の平均年間収入が子どものいる全世帯の水準を下回っているなど、ひとり親世帯は経済的にも困難を抱えている状況を踏まえ、児童扶養手当の更なる増額及び所得制限限度額の引上げを行うこと。また、多子加算額の更なる増額及び支給額逡減措置の撤廃、年度途中の家計急変世帯への特例措置の創設を行うこと。

6 障害保健福祉施策の推進について

(1) 障害者総合支援法等

ア 改正障害者総合支援法等が順次施行されているところであるが、地方の意見を踏まえた上で、運用の見直しや必要な財政支援等を講じること。

イ 福祉・介護職員の処遇改善加算については、障害福祉サービス事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図ることができるよう、障害福祉サービス等報酬の加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置とすること。

ウ 重度の障害者への支援については、障害の特性や必要とされる支援の度合に応じて適切な対応ができるよう、障害者や地域の実情を踏まえた報酬の評価や、地方自治体における地域移行の推進に向けた施設整備を含む支援体制や人材育成等の一体的取組への支援、福祉サービスの継続的かつ安定的な提供について、「地域医療介護総合確保基金」に準じた基金の創設等、財政措置を含め適切な措置を講じること。

エ 強度行動障害を有する障害者への支援体制については、令和6年度より、事業所等において強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を行う上で、適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材（以下「中核的人材」という。）を国が養成するとともに、該当する障害児者の支援を行った場合には、障害福祉サービス等報酬に新たな加算が設定されたことから、中核的人材養成研修の実施にあたっては、公平性を期し希望する全ての事業者が受講できるよう適切な措置を講じること。

オ 福祉型障害児入所施設については、報酬単価を改善するとともに、虐待を受けた児童の入所増加などの実態を踏まえて職員の配置基準の引上げを行うほか、基準を上回る手厚い職員配置をした場合の加算の充実を図ること。

カ 地域における相談支援で、中核的な役割を果たす基幹相談支援センター等の人材確保の観点から、処遇改善加算の対象に加えるなどの財政措置を含め、適切な措置を講じること。

また、障害者総合支援法に基づき地方公共団体が実施する障害者相談支援事業等（基幹相談支援センター及び発達障害者支援センターの運営等）について、社会福祉法上の社会福祉事業に該当せず、消費税法上の課税対象とされている現行の運用を見直す等、適切な措置を講じること。

キ 原油価格や物価上昇の影響による障害者施設等の支出増加の実態を踏まえた基本報酬の改定等の財政措置を迅速に実施すること。

ク 社会福祉施設等整備事業や、地域生活支援事業等に要する十分な財政支援措置を講じること。

ケ 手話に関する施策を推進する法律の制定を図るほか、障害者の情報アクセシビリティ向上やコミュニケーション手段の充実のための十分な財政措置を講じること。

コ 重度の障害者に対する医療費助成については、地方公共団体が実施しているが、本来はナショナルミニマムであり、国において、新たな医療費助成制度の整備と必要な財政措置を講じること。

サ 常時介護が必要な重度障害者については、日常生活と同様、就労中においても生活上の介助が必要であるため、地方自治体の自主性・任意性に委ねられた補助金の活用ではなく法定給付として受けられるよう制度化するとともに、国において確実に財政措置すること。

シ 障害者の自立を促進するためには、障害者の雇用・就労や事業所における工賃向上が重要な課題であることから、雇用施策との連携の下、本人の希望や適性に合った選択ができるようにするための就労アセスメント、就労後のフォローアップのほか、事業所における工賃向上につながる商品開発や販路拡大を促進するための施策、さらには、これらの取組を支える人材の確保・育成に向けた施策や研修の充実を図ること。

(2) 精神障害者の地域生活支援

ア 各自治体が可能な範囲で積極的に精神障害者の退院後支援を進められるよう必要な支援を行うとともに、精神科救急医療の体制整備等も含め財政措置を十分に講じること。また、地域の精神科救急医療システムの運用に支障をきたすことがないように十分に配慮し、精神科救急医療に係る診療報酬上の評価を適正に行うこと。

イ 精神障害者の地域包括ケアシステムの深化に向け、より住民に近い市町村における相談支援体制を整備するため、精神保健福祉相談員を新たに配置するための財政支援制度の創設や資格を取得するための研修の充実を図ること。

ウ アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進が求められているが、対策を充実させるための体制整備や必要な財政措置を講じること。

(3) 療育手帳の法制化及び基準の統一化

知的障害者に対する療育手帳の交付については、昭和48年厚生事務次官通知に基づき、各都道府県において独自に判定基準を定めて実施している。

療育手帳交付に係る公平性を担保するため、療育手帳の法制化及び基準の統一化について、国として具体的な検討を進め、早期の実現を図ること。

7 生活困窮者などの対策について

令和6年度から順次改正される生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の施行状況や国が実施した相対的貧困率の調査結果等を踏まえ、実効性のある貧困対策をより一層推進するため、財源を確実に確保するとともに、必要に応じ改めて制度の見直しを行うこと。

特に、生活保護制度については、令和5年度生活扶助基準の見直しにおいて、令和6年度までは臨時的・特例的対応がなされているが、令和7年度以降についても全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、物価上昇等による影響を検証し、基準に反映するなど、不断の見直しを行うこと。

また、緊急小口資金等の特例貸付に係る償還については、借受人の生活再建の妨げにならないよう、必要に応じて償還免除及び猶予の要件適用等について更なる見直しを行うこと。引き続き、自立相談支援機関が借受人に対する積極的なフォローアップ支援を行えるよう、国による必要な財政支援を行うこと。

さらに、物価高による影響が特に大きい生活困窮者への支援については、全国的な課題であることから、国において、全国一律の対策を継続して講じること。

8 地域共生社会の実現に向けて

(1) 地域共生社会に向けた包括的支援等

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備について、地方自治体の創意工夫ある取組を支援するため、都道府県や市町村に新たな負担や超過負担が生じないように、国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うこと。

なお、重層的支援体制整備事業のうち、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」（以下「多機関協働事業等」）について、令和5年度から1/4を都道府県の負担割合とされ、地方負担分については地方財政措置を講じるとされているが、当該都道府県負担分の財政需要について、引き続き確実に交付税措置されるよう調整することに併せ、誰一人取り残さない地域共生社会の実現へ向けて、将来的な事業実施市町村の拡大を見据え、都道府県の負担割合の軽減を図ること。

また、重層的支援体制整備事業への移行準備事業については、引き続き国の負担割合3/4を維持するなど、必要な財政措置を確実に行うとともに、令和8年度以降も継続して実施すること。

さらに、高齢者、障害者、子ども・子育て等福祉分野はもちろんのこと、保健医療、労働、教育、消費生活、住まい及び地域再生に関する施策等多分野との連携においても、適正かつ円滑に行われるよう各制度間の調整や周知に努めること。

(2) 孤独・孤立対策の今後の更なる推進方策

令和6年度からの「孤独・孤立対策推進法」の施行に伴い、地方公共団体は、国及び他の地方公共団体と連携し、孤独・孤立に係る施策を策定、実施する責務を有することとなったが、孤独・孤立対策に係る施策推進や人材の確保等のため、国において必要な財政支援を行うこと。

また、地方公共団体が効率的・効果的に施策を推進するために必要であることから、孤独・孤立対策全般に係る都道府県と市町村の役割分担について孤独・孤立対策推進本部等において検討し、明確化すること。

あわせて、孤独・孤立対策推進本部等、国において孤独・孤立対策に係る議論を行うに際しては、地方公共団体から意見を聴取する機会を確保すること。

(3) 退所者等の社会復帰等

ア 矯正施設退所者や起訴・執行猶予者などのうち、福祉的支援を必要とする高齢又は障害を有する犯罪をした者等の社会復帰等を支援する取組については、令和3年度より地域生活定着促進事業において、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者が事業の対象とされたところであるが、同事業が安定的かつ継続的に事業運営が行われるよう、国において事業の位置付けを明確にするとともに、必要な財源を全額国庫で確保すること。また、地域生活定着促進事業以外にも、犯罪をした者等への支援の取組が実施されているところであり、そうした地方公共団体が実施する取組についても着実な施策の運営が確保されるよう国の責任において十分な財政措置を講じること。

さらに、犯罪をした者等の社会復帰に向け、住居確保のための身元保証制度の導入など国において必要な支援を行うこと。

あわせて、再犯防止施策については、国において主体的に取り組むとともに、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で取組を進めること。

イ 地方公共団体が先駆的に実施している、出所者を直接雇用し、住まいと就労の場を用意して、社会復帰につなげる更生支援の取組は、司法と福祉をつなぐ新たな視点の取組であり、安定的な運営を確保するため、その運用に必要な財政措置を講じること。

(4) ひきこもり支援

当事者・家族等の状況に応じた支援が行えるよう地方の支援の実施等に係る必要十分な財政支援等を行うこと。

(5) 自殺対策の推進

ア 自殺者数は令和2年に11年ぶりに増加に転じ、高止まりしていることを踏まえ、引き続き国においても自殺対策を強力に講じるとともに、地方が必要とする事業を確実に実施できるよう、財源を確保した上で、交付金等の弾力的な運用を図ること。

イ 国が設置している「こころの健康相談統一ダイヤル」について、悩みを抱えた時に誰もが番号を想起し、速やかに相談できるよう、電話番号を分かりやすく短い番号に変更し、通話料を無料とするとともに、対応時間帯の拡充を図ること。

(6) ケアラー・ヤングケアラー支援の充実

ケアラー・ヤングケアラーの社会的認知度の向上と支援を進めていくため、国・都道府県・市町村の役割分担を明らかにすること。あわせて、改正子ども・若者育成支援推進法において支援対象として明記されたヤングケアラーのみならず、ケアラーについても、支援の対象であることを法令上明確化すること。

また、国において、福祉、介護、医療、教育、労働など横断的な支援体制の構築に加え、ケアラー・ヤングケアラーや周囲の人が相談しやすい環境づくりを行うとともに、ヤングケアラーについては、実態調査等により把握される新たな課題にも対応できるよう地方自治体が社会資源や人材などといった地域の実情に応じた取組ができるよう財政措置を講じること。

(7) 困難な問題を抱える女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、地方公共団体における困難女性支援のための体制整備・強化や施策の充実等のために必要な財政支援を行うこと。

また、困難を抱えた女性の支援にあたっては、児童福祉、母子福祉、生活困窮者支援、生活保護等制度による幅広い福祉サービスの活用が不可欠である。これらの制度の実施主体であり、支援の主体である市町村がその役割を円滑に担えるよう運用上において、その明確な位置付けを示すこと。

さらに国において、女性相談支援員等の資質向上やアセスメント等能力を高めるため、研修内容の充実を図るとともに、地域格差を生じさせないためにも、都道府県等が活用することができる標準的な研修のカリキュラムを早期に策定すること。

(8) 民生委員の処遇改善

民生委員法第10条により、民生委員には給与を支払わないこととなっているが、民生委員の職責および業務量の増加に鑑み、民生委員に必要な活動費を支給できるよう、財政支援を拡充すること。

また、令和6年度から生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に追加された「民生委員の担い手確保対策事業」について、市区町村が実施主体となって事業を実施する場合は、都道府県による事業費の負担がなければ本事業の対象として認められないとされているが、地域の実情や課題に応じた市区町村の創意工夫による取組につなげるため、都道府県負担を必須としないよう見直すこと。

(9) ユニバーサルデザインタクシーの普及啓発

子育て世帯の方から高齢者、障害のある方、大きな荷物を持った旅行者など、誰もが利用しやすく、安全で快適に移動できるユニバーサルデザインタクシーについて、利用者が不当な扱いがなされることのないよう、共生社会の実現に向けた理解促進を図ること。

9 人権の擁護に関する施策の推進について

(1) 人権教育・人権啓発の推進及び人権救済制度の確立

全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、必要な財源を安定的に確保すること。また、インターネットを悪用した差別表現の流布等、様々な人権に関わる不当な差別その他の人権侵害事案が多数発生している。このような人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

(2) 障害を理由とする差別の解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、国による啓発・知識の普及を図るための取組等をより一層推進するとともに、その施行状況について検討する等、実効性のある対策を講じること。

特に、法改正により事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことについて、国において事業者への周知を確実に行うこと。

また、相談体制の整備等、地方公共団体が実施する施策に必要な財政措置を講じること。

あわせて、全国統一的な相談及び紛争解決機関の設置もしくは既存機関にその機能を持たせる等により、国における障害者差別解消のための継続的な体制を構築すること。

(3) ヘイトスピーチの解消

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

(4) 部落差別の解消

ア 部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第6条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流等の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。

イ 隣保館については、災害時等における避難所としても活用され、その多くが避難所にも指定されているが、今後多くの隣保館が耐用年数を迎えることから、確実に建て替えや改修が実施できるよう、必要な財政措置を講じること。

過去に整備した集会所、納骨堂、大型共同作業場等の隣保館以外の施設についても老朽化が著しいことから、隣保館と同様に大規模修繕等に対する財政措置を講じること。特に、過去に整備した大型共同作業場の多くは、老朽化が著しく大規模修繕が必要となっているが、現状では、大規模修繕は国庫補助事業対象外であるため、事業者は多額の費用負担ができず、更に老朽化が進む状況となっている。大型共同作業場については、地域住民の雇用に重要な役割を果たしているため、隣保館と同様に大規模修繕に対する財政的措置を講じること。また、納骨堂の整備費補助について、墓地移転に伴う事業だけでなく、過去に整備した施設の建て替えや改修についても補助の対象とすること。

ウ インターネット等を利用した部落差別行為の防止について、国においてはプロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図り、プロバイダ責任制限法や刑法の改正等により被害者救済手続きの改善や罰則強化の取組を行っているが、大規模プラットフォーム事業者が策定する削除基準に部落差別が位置付けられるよう、部落差別解消推進法の趣旨に沿って必要な措置を講じるとともに、現行法等では十分に有効な手段が採れない状況を踏まえて、より一層の実効性のある対策を構築すること。

エ 個人情報保護法における「同和地区の所在地名（旧同和対策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる情報となることから、同法ガイドラインの「不適正利用の禁止」に係る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」として「同和地区の所在地名を入手し、個人情報と照合する行為」を明示すること。

(5) 様々な人権課題への対応

ア 児童・高齢者・障害者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティに対する理解促進並びにアイヌの人たちに対する差別等の様々な人権課題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権課題の解消に向け、国において、その責任を果たすよう、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。

イ 医療機関、教育機関及び官公署等において発生した障害者虐待を発見した場合についても、障害者福祉施設等のスキームと同様に通報義務があることを明確にするとともに、通報者の保護について規定するよう障害者虐待防止法を改正する等、障害者虐待防止施策の総合的な制度整備を図ること。

ウ 性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関しては、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議において議論されているところであるが、この問題は、地域性があるものではなく、全国的な課題であるため、令和5年6月に成立した性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に則り、学術研究等を推進するほか、当事者等への差別の実態や直面している困難な実態、必要な施策にかかる全国的な調査を国において早急に実施し、現状について適切に把握し、共有を図り、同法第8条

に基づく基本計画や国と地方の役割分担の考え方をはじめ、運用に必要な指針を示すとともに、法の周知をはじめ、実効性のある対策を講じること。また、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の届出についても、既に半数以上の都府県でそれぞれの地域の状況に応じて導入が進んでいる実情を踏まえつつ、人権に係る施策として、自治体ごとに取り扱いが異なることのないよう、社会のニーズに合わせて国において方針を示すこと。

エ インターネット等を利用した誹謗中傷等の防止について、国においてプロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っているが、現行法等では十分に有効な手段が採れない状況を踏まえ、情報流通プラットフォーム対処法の施行にあたっては実効性のある対策を講じること。

10 犯罪被害者等支援施策の充実強化について

犯罪被害者等の個々の事情に配慮し、その権利利益が適切に保護されるよう、国において、犯罪被害者等その他関係団体の意見を聴くなどして、犯罪被害者等の本質に向き合った真の支援施策を講じること。

犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるとともに、複雑な被害態様に柔軟に対応するため、精神疾患にかかる給付手続きの簡略化や医療機関等の協力体制を確保するなど、犯罪被害者等が迅速かつ十分な犯罪被害給付制度による給付を受けられるよう、必要な措置を講じること。加えて、性犯罪被害者への支援に特化した「性犯罪被害者給付金（仮称）」の創設の検討を行うこと。

また、犯罪被害者等の負担軽減及び確実な損害の回復が図られるよう、損害賠償請求権について消滅時効期間の伸長を認めることや国による賠償金の立替払等の支援施策を検討すること。

さらに、犯罪被害者等が必要とする多様な支援が、どこに住んでいても等しく切れ目なく受けられるよう、地方公共団体が最低限取り組むべき標準的な業務を示すとともに、地域の実情に応じて行う犯罪被害者等に対する経済的支援及び精神的負担軽減のための支援、生活支援に係る施策の継続・強化や、地方公共団体の総合的対応窓口における専門人材の確保・育成などの機能強化を進めるため、支援制度を有する地方公共団体への財政支援について、特別交付税措置等を含めた十分な予算を確保すること。

加えて、国において、民間の犯罪被害者等支援団体への財政的支援の強化を図ること。

【文教関係】

1 教育施策の推進について

(1) 将来の予測が困難な時代において、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を実現させるためには、一人一人の生産性の向上と多様な人材の社会参画を促進するとともに、新たなイノベーションにつながる取組の推進が不可欠であり、「人への投資」を通じて、社会の持続的な発展を生み出す人材を育成する必要がある。こうした中で、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、新たな教育振興基本計画の推進や学習指導要領の着実な実施が重要である。

そのため、教育については単なる財政的観点から合理化を行うのではなく、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の更なる改善を着実に実施すること。また、少人数によるきめ細かな指導体制や小学校の教科担任制など新しい時代の学びを支える指導体制のための教員定数の一層の確保を図ること。実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置が可能となるよう、所要の措置を講じること。

特に、現在の教育現場は、いじめ等の問題行動、不登校、特別な支援が必要な児童生徒や特別な配慮を必要とする外国人児童生徒等の増加への対応など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。また、新規採用教員の指導力向上が求められる中、国が示す初任者研修に係る定数配置では初任者への指導が十分にできないことが懸念される。さらに、成り手の減少などによる教師不足が課題となっており、学校教育を担う人材の確保が求められている。あわせて、育児休業取得者等が増加する一方で、代替教員の確保が困難な状況となっていることから、欠員が発生しており大きな問題になっている。

このような現場の実情を十分に踏まえ、国においては、地方における教職員の確保を確実なものとするため、学校における働き方改革、法改正を含めた教師の処遇の抜本的な改善に取り組むこと。また、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するため、義務標準法等に定められている「乗ずる数」の見直し等による基礎定数の充実を図るとともに、加配定数の一層の拡充に必要な財源を確保すること。特に、義務標準法の改正により、小学校について令和3年度から5年かけて、学級編制の標準を35人に引き下げることとされたが、学級増に伴い必要となる基礎定数について、加配定数の振替によることなく措置すること。あわせて、中学校及び高等学校についても、学級編制の標準の引下げや、定数改善を行うとともに、必要な財政措置を講じること。

また、小学校の教科担任制については、音楽や図画工作などの専門性の高い教科を対象教科とすることや、令和7年度以降の改善案を速やかに示すこと。改善に際しては、他の加配定数の振替によることなく、必要な教員定数を別途確保すること。あわせて、養護教諭については、近年、子どもたちの心身の健康問題は多岐にわたり、業務が増大していることから、複数配置の拡大を図ること。さらに、特別支援教育については、対象児童生徒数の増加や個々の児童生徒の特性に応じた指導ができるよう、義務標準法等を見直し、学級編制の標準の引下げや定

数改善を行うこと。

加えて、教師不足解消を目的とした産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援において、加配要件や対象校種・職種を拡大するとともに、育児休業取得者等が担当していた職務を正規の教員が行う場合にも義務教育費国庫負担金の対象とすること。さらに、定年延長により「定年前再任用短時間勤務制」が創設されたことを踏まえ、多様な働き方を実現できるよう、必要な定数を措置すること。また、急務となっている学校における働き方改革の推進については、教職員の定数改善を速やかに進めることはもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、学習指導員、部活動指導員、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールロイヤーと教員の連携体制の充実を図るため、これら専門スタッフの更なる配置に必要な財源を確保すること。あわせて、部活動指導員について、高等学校への配置が進むよう、補助対象の拡大を図ること。特に、小・中学校及び高等学校等でいじめの重大事態の発生件数や長期欠席者数が増加するなど課題が顕在化していることから、学校において、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携協力し、組織的な支援体制を整えるために必要な財源を確保するとともに、スクールカウンセラーの配置については、公立高等学校への配置に関して補助対象の拡充を行うなど、都道府県の実態に応じた配置ができるよう、補助制度の充実を図ること。加えて、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究の成果をまとめ、その方向性を示すこと。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の核となる地域学校協働活動推進員等の配置拡充を図ること。

あわせて、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、特別免許状を活用した教員や特定の分野を担当できる非常勤講師の登用、教員と一緒に子どもたちを教える補助者の授業への参加など、地域や企業などで活躍する多様な人材の知識や技能を学校教育に活用するために、様々な外部人材の活用に必要な財源を確保すること。

さらに、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることを定めた教育機会確保法の実効性を高めるため、校内教育支援センター、教育支援センター、フリースクールなど、多様な学びの場を充実させる取組を推進するとともに、その取組の充実に必要な財政措置を講じること。

- (2) 学習指導要領において学習過程の質的改善が求められる中、教師が児童生徒のつまづきへの対応等、きめ細かな支援を行う時間を十分に確保できないといった現状は、児童生徒等の学びに支障をきたすことになりかねない重大な問題である。そのため、義務教育においては、教師が児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けさせるために、児童生徒に対応する時間を十分確保し、子どもたちに対してより良い教育を行い、教師自身の志気が高まるよう、学習指導要領を見直すこと。
- (3) 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための、各高等学校の特色化・魅力化への取組を推進する観点から、「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）による新たな学科については、「専門教育を主とする学科」と同様の教員加算措置を講じるとともに、国内外の関係機関との連携・協働体制の構築に当たり、学校と関係機関とをつなぐコーディネーターを配置するために必要な財政措置を、「専門教育を主とする学科」と併せて講じること。

- (4) 高等学校については、社会の構造的な変化の中で、都道府県や市町村等の学校設置者や学校の自由度を高め、学校や地域の実態に照らして多様で柔軟な教育活動を展開することができるよう、カリキュラム編成の柔軟化や、高等学校の修業年限の柔軟化、高大連携の促進等、必要な措置を講じること。
- (5) 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期に育まれる非認知能力や語彙力、多様な運動経験が、その後の生活や学力、運動能力に大きな影響を与えることから、人材確保の取組や幼児教育の更なる質の向上に必要な遊具・運動用具などの環境整備に対する支援の充実を図ること。加えて、私立幼稚園等においても特別な支援を要する園児が増加傾向にあることから、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）や教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）について支給要件の緩和や補助単価の見直しを行うなど、必要な財源の確保を図るとともに、国庫補助の拡充など、地方負担の軽減を図ること。
- (6) いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向であるが、依然としていじめを背景とする自殺などの深刻な事案が発生していることから、いじめの積極的な認知、早期の組織的対応、関係機関等との連携などを推進するためのいじめ防止対策の強化に向けて必要な施策を講じること。また、地方公共団体がいじめ防止等の対策を総合的に推進するため、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。
- (7) 学校給食費等の保護者負担の軽減等については、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の活用の対象とされ、保護者負担の軽減が図られている。
一方、学校給食法の制定後、半世紀以上が経過し、少子化の進展等の社会情勢が変化する中、長期的な視点で、切れ目なく学校給食費等の保護者負担の軽減を図る必要がある。このため、臨時交付金のような一時的な措置ではなく、国全体として無償化に向けた学校給食費等の負担の在り方を抜本的に整理した上で、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すこと。
- (8) 学校部活動の地域移行を見据え、子どものスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させるためには、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材確保、指導者の処遇改善等、地域でスポーツ・文化芸術活動が実施できる環境の整備が急務であることから、これに必要な取組を推進するとともに財政措置を講じること。
また、国において、地域連携・地域移行の必要性、目的、スケジュール、部活動の教育的意義と地域連携・地域移行との関係性等について十分な広報を行うとともに、実証事業の成果を踏まえ、地方における移行の手順や具体的な取組内容を早急に例示するなど、地域の実情に応じて部活動の地域連携・地域移行が円滑に進むよう支援すること。その際、これまで国の方針に沿って率先して準備を進めてきた団体において、改革に向けた意識や取組が後退することのないよう、国の方針を着実に実行するとともに、十分な予算措置等の支援を行うこと。
さらに、家庭の経済状況に関わらずスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するには、地域クラブ等に支払う会費や活動に伴う保険料など、新たに生じる保護者等の費用負担を可能な限り軽減する観点から、経済的に困窮する家庭に対する十分な支援など、国の責任において必要な財政措置を講じること。

(9) 開催都道府県の意見を十分反映した国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の改革を推進すること。また、開催経費及び選手派遣のための経費について、応分の負担を行うこと。

(10) 大学は、地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える人材や産業育成に多大な貢献をしており、地方創生にとって重要な役割を担っている。また、DXの加速化、SDGsの達成、2050年カーボンニュートラルの実現など、近年の困難かつ社会的な影響の大きい課題に的確に対応していくためにも、大学の果たす役割はますます重要となっていることから、単に人口の減少をもって大学の規模や地域配置を論じることなく、産学官の連携を深めながら広く議論するとともに、以下の点に配慮した施策を行うこと。

ア 地域を取り巻く課題は複雑で解決が困難なものが多く、また、絶えず変化していくものであることから、大学等が地域の持続的発展のための拠点となるべく、地域の多様な主体とともに地域課題の解決や新たな価値を共創する拠点(イノベーション・コモンズ)としての機能を発展・深化させていく必要がある。大学等、地方自治体、産業界等の多様な主体の共創による地域課題の解決が促進されるよう、共創を支える大学等の体制強化のための支援を充実するとともに、地域連携プラットフォームの推進など、地域における大学間や産官学の連携を深化させるための取組の充実を図ること。また、大学等が、学内外の様々な資源を活用しながら、多様な人材が必要な知識やスキルを身に付けるためのカリキュラムの提供等を積極的に展開できるよう支援を充実すること。さらに、大学等がイノベーション・コモンズとしての役割・機能を最大限発揮できるよう、ソフト面の取組を支える施設の機能強化や老朽化対策を含む大学等の施設の整備充実といった、ソフト・ハード一体となったさらなる教育研究環境の充実を継続的に図ること。

イ 現下の光熱費の高騰は、国公立、私立を問わず、大学の経営に大きな影響を与えている。大学が今後も質の高い教育研究活動を継続できるよう、高等教育を所管する国の責任において、大学における光熱費の高騰への支援を行うこと。

ウ 大学の有する歴史的経緯を踏まえた基礎研究に関する体制を十分に維持しつつ、地域が必要とする専門的人材の育成などの地域課題解決に積極的に取り組む大学を評価し、施設整備・研究投資や運営費交付金などを拡大するとともに、大学の地方移転やサテライトキャンパスの設置に係る経費の補助やその後の運営費交付金・補助金の増額などの予算措置を講じること。また、学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地方大学に入学又は卒業後に地元に着した学生に対して、授業料減免など一定のインセンティブを与える制度の検討や、地域内における進学者や就職者の実績に応じた地方大学に対する運営費交付金・補助金の増額などの優遇措置、さらに、地域内進学や就職を促す地方大学や地方自治体の取組に対する支援を拡充すること。

エ デジタル人材の育成については、国の喫緊の課題であり、オールジャパンで取り組むべきである。長期的にも必要とされるデジタル人材を継続的に確保するため、特に地方における大学の情報系学部の定員増といった高等教育機関における人材育成など、様々な手法を用いた取組を早急に行うこと。また、デジタル人材を育成するには、教える人材の確保も重要であることから、大学における実務家教員等の活用促進など、教育人材の確保にも取り組むこと。その際、地方大学は都市部の大学と比べて、実務家教員等の確保が困難であるため、インセンティブ措置を講じること。同時に、デジタル人材の地域偏在を是正する

取組を推進すること。さらに、令和4年度に創設された基金を有効に活用し、複数年度にわたり意欲ある大学等がデジタル人材の育成に取り組むことができるよう、初期投資費（施設・設備費等）や一定期間の継続的な教員の人件費などの支援を行うこと。

- オ 「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」の一部改正に伴うデジタル人材育成に係る東京23区定員増加抑制の例外措置の要件として、対象をデジタル人材に限定すること、臨時的な定員増に限ることなどが明示されているが、地方での定員増でもなお不足する範囲内での定員増であることも十分に確認すること。また、例外措置の前提として、地方大学において確実にデジタル人材を育成する施策を展開すること。さらに、関係省庁が連携して、育成されたデジタル人材が確実に地方に還流されるよう戦略的な誘導策や、各地域ごとに就職先となる産業を育成・確保する取組への大胆な支援策を講じること、地方における情報系教員の確保のための施策を実効性あるものとする。なお、例外措置の要件に適合した大学の定員増を容認するに当たっては、当該大学が提案した、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれを解消するための取組に係る具体的な計画の策定やそのフォローアップが、当該大学により確実に実施されるよう、国の責任において大学に対する指導を適切に行うとともに、その進捗状況について適宜情報を共有すること。
- カ 平成27年度に創設された大学生等の地方定着の促進に向けた奨学金返還支援制度の活用を図るため、支援対象者の要件について内容を見直し、地方が必要とする幅広い人材を対象とするよう拡充するとともに、地方公共団体への財政支援を更に充実させること。
- キ 大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、制度の拡充を図り、高等教育の授業料の無償化を国が責任をもってその財源を確保することにより実現すること。その際、地域における教育費の実態を踏まえた仕組みとすること。また、大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要となることから、入学前の貸付制度を創設すること。なお、対象者が増加することに伴い、大学・専門学校等現場での事務量が增大することへの対策として、事務の簡素化を進めるとともに、必要な財政措置を講じること。また、機関要件の確認について、専門学校の確認取消を猶予するための各都道府県知事等の判断基準は、制度を運用する中での各都道府県の意見を踏まえ、適切に見直しを図っていくこと。また、大学院段階における導入が予定されている「授業料後払い」制度について、大学院のみならず学部段階での導入についても検討すること。
- ク 職業教育の推進のための施策の一つである専門職大学等については、地域社会のニーズに即応する優れた専門技能と新たな価値を創造することのできる専門職業人材の養成、さらにリカレント教育を担う場となることも期待されることから、認知度の向上に向けた取組や、より一層実践的な教育を可能とする支援を行うこと。
- ケ 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金事務は、申込関係書類の配布や説明、管理等が必要であるが、その事務を主に高等学校の教員が担っており負担となっている。奨学金は生徒が直接機構から給付・貸与されるものである。学校における働き方改革をより一層推進するため、学校の関与をできる限り減らし、保護者・生徒と機構が直接事務手続できる体制を構築すること。

- (11) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、学校の設置者に、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な支援が受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講じることが責務とされたことから、看護師等の配置に係る財政措置を一層拡充するとともに、通学に係る費用についても十分な財政措置を講じること。
- (12) 夜間中学は、様々な事情により十分な教育を受けられなかった者の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしているため、設置しようとする自治体が各々の実情に応じて柔軟に対応できるよう、教職員定数の拡充や、新設準備・運営補助に関する財政支援の充実等、必要な措置を講じること。
- (13) 高等専修学校は、後期中等教育機関として職業教育を受けた生徒を地域社会へ輩出してきただけでなく、多様な背景を持つ子どもたちを受け入れる「学びのセーフティーネット」として機能してきている。こうした高等専修学校が果たしている役割の重要性に鑑み、高等専修学校が安定的な教育活動を行えるよう、その運営に必要な経費に対して、国の責任において補助制度の創設や、特別交付税など地方財政措置の創設など、十分な財政支援措置を講じること。
- (14) 私立を含めた学校施設、社会教育施設及び社会体育施設は、将来を担う児童生徒の学習・生活の場及び住民の生涯学習の場であるだけでなく、災害時には地域住民の避難所としても使用される施設であり、その安全性・機能性の確保は非常に重要である。また、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、毎年多くの廃校が発生している状況であり、利用のあてのない廃校舎の解体費が課題となっている。
- これらを踏まえ、国は、学校施設や社会教育施設等の耐震化（非構造部材を含む。）と老朽化対策を着実に実施できるよう必要な財源措置を行い、補助要件を満たす事業については、必要な予算を確保するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。特に、公立学校施設について、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく点検・診断や改修、廃校舎の解体などについて地方財政措置の充実を図ること。なお、高等学校施設においても、老朽化対策等について、補助金化も含めた地方財政措置の充実等を図るとともに、私立学校施設についても、耐震改築事業費補助制度を延長・拡充するなど公立学校施設と同水準の支援を行うこと。その際、耐震性や劣化状況に係る点検が完了していないものもあることや近年の建築単価の高騰等を勘案し、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。
- また、環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。
- 特に、障害のある児童生徒が支障なく学ぶことができるよう、学校施設のバリアフリー化を推進するとともに、特別支援学校設置基準に適合させるために設置者が講じる措置について、一層の財政的な支援を行うこと。
- さらに、体育館を含めた空調設備の整備や2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について、高等学校・中等教育学校（後期）においても着実に実施できるよう、補助対象の拡充など、維持管理費も含めた十分な財政措置を行うこと。
- また、昨今、学校への不審者侵入事案により生徒の命の安全が脅かされており、安全・安心な学校づくりが喫緊の課題となっている。マンパワーによる防犯対策にも限界があることから、高等学校も含めた防犯カメラ等の整備に関する財政措置を拡充すること。

- (15) 社会教育施設は、住民主体の地域づくりや持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組や地域の幅広い情報発信の拠点として、社会教育主事等の社会教育人材が中心となり地域住民の多様なニーズに応える取組を推進していく必要があることから、地方公共団体だけでなく様々な団体、住民が連携・協働し、多彩で創造的な取組を進められるよう国の財政支援の拡充を図ること。

学校図書館・公立図書館等を通じて、児童生徒や地域住民が多様な書籍や新聞・雑誌、視聴覚資料、デジタルデータベース等に触れる機会を提供し、文化的な素養を高めるとともに、多世代が集い地域課題の解決に向けて「知」を共有するなど、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、司書の配置や資料、施設、設備の整備に係る国の財政支援を拡充すること。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」に基づき視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備や、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報について、障害の状況に左右されない入手支援、情報通信技術の習得支援、点訳者・音訳者・アクセシブルな書籍製作に係る人材育成や体制整備等について国の財政支援を拡充するとともに、一般書籍と電子書籍の同時出版等が促進されるよう、出版社等に働きかけること。

加えて、著作権法の一部改正により、図書館等による図書館資料の公衆送信サービスが可能となったが、現場に過度な負担が生じないよう、制度・運用や、事務処理スキーム、システムなどについて、関係団体と連携して情報発信するとともに、適宜見直しを図ること。さらに、公共図書館が制度の運用に当たっての事務等を適切に実施できる特定図書館等としての要件を備えるために行う人的・物的管理体制の整備に対して、財政措置をはじめとした支援を行うこと。

- (16) 全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、地方公共団体や学校法人に対し、GIGA スクール構想で整備された端末や校内外通信ネットワーク機器等を維持更新する財源を今後も国で確保すること。加えて、デジタル教科書導入や全国学力・学習状況調査のCBT化等による通信量の増加に伴う校内外通信ネットワークの増強に必要な費用、学習用ソフトウェアのための費用、LTE 端末等の利用や、家庭学習、遠隔教育などのオンライン学習等にかかる通信費の負担軽減についても、必要な財政措置を講じること。

高等学校段階においては、全ての生徒が学校種や学科に適した端末を活用して学べるよう、端末の整備・更新について、全自治体が見通しを持てる安定的なスキームを全額国費により構築するとともに、コンピュータ教室の整備についても必要な財政措置を講じること。さらに、デジタル人材育成のために必要な環境整備を行うとともに外部専門人材の活用や大学等との連携などを推進するため、高等学校 DX 加速化推進事業（DX ハイスクール）を継続しつつ、更に拡大して実施すること。

また、次世代の校務 DX における校務系・学習系ネットワークの統合、校務支援システムのクラウド化、指導者用端末の一台化やダッシュボード機能といった新たな要素に係る財政支援について、補助制度を新設するなど必要な財源措置を講じること。

加えて、初等中等教育機関の学術情報ネットワーク（SINET）への接続にあたり、接続機関に高額な費用負担が求められており、地域間（都市部と地方部）のデジタルデバイドの解消に逆行していることから、負担の軽減や必要な財政措置を講じること。

あわせて、教員の ICT 活用指導力の向上を推進するための指導体制の充実や、学校における教員の ICT 活用をサポートする人材の確保に向けた財政措置を拡充するとともに、GIGA スクール運営支援センター等の学校等に対する技術的なサポート体制整備への支援を継続すること。また、AI の活用等を通じた英語教育の抜本強化を進めること。

さらに、学校が保有する機微情報に対する不正アクセスの防止等の十分なセキュリティ対策を講じることが不可欠であり、学校の情報セキュリティ対策を強化するため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく対策を確実に講じることができるよう、補助制度を新設するなど必要な財源措置を講じること。

- (17) 高等学校等就学支援金制度については、支給月数の制限、単位制高等学校進学者や併修を行う者に対する支給制限などの問題に対応すること。また、所得制限を撤廃し、国が責任をもってその財源を確保することにより、確実に授業料の無償化を進めること。その際、地域における授業料の実態を踏まえた仕組みとすること。さらに、これが実現するまでの当面の間、物価高等の影響による学費の増加や教育費負担の大きい多子世帯の負担軽減なども勘案し、支援額の増額や所得制限の緩和など、制度の更なる拡充・見直しを図ること。加えて、都道府県が独自に実施する授業料支援事業に対して、必要な財政措置を講じるとともに、こうした都道府県が独自に上乗せして支援する場合も e-Shien システムで対応できるよう改良を検討すること。

加えて、授業料の無償化が実現するまでの間、令和 5 年度から始まった高等学校等就学支援金の家計急変支援制度については、家計急変後の所得要件を通常の見学支援金制度と同様、年収 910 万円未満まで引き上げるとともに、対象となる家計急変事由についても、これまで都道府県が実施してきた支援の実態を踏まえた弾力的な運用ができるよう対象要件を緩和すること。さらに対象要件が緩和されるまでは、都道府県が独自で行う支援に対して、必要な財政措置を講じること。

高等学校等修学支援事業については、国の責任において、安定した財源の確保を図ること。特に、低所得世帯に対する奨学のための給付金については、マイナンバーを使用した所得確認や前倒し給付、家計急変世帯への給付等の新たな取組などにより事務が増加しており、第 1 子と第 2 子以降の支給額の差も解消されていない。また、本事業と高等学校等就学支援金の両制度で申請先の都道府県が異なっており、特に都道府県を跨いだ通学環境に置かれることが多い私立高等学校等における、手続等が煩雑となっていることから、申請者にとってわかりやすい制度にするため、申請先を高等学校等就学支援金制度に合わせることにする。その際、就学支援金と同様に、事務費も含め、全額国庫負担により実施すること。

加えて、就学支援金と同様に全国共通のプラットフォームとなるシステムを構築すること。なお、構築に当たっては、申請者の利便性を考慮し、高等学校等就学支援金と一体のオンライン申請の導入を検討すること。あわせて、高等学校専攻科の生徒への修学支援制度についても拡充を図るとともに、事務費も含め、全額国庫負担により措置すること。

また、上記の 2 つの制度の運用に当たっては、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて、適宜見直しを行うこと。特に、所得確認については、生徒・保護者が自らマイナンバーを使用して認定申請することで、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化が期待できるため、利用しやすい仕組みや、都道府県に

おける確認業務の円滑化の仕組みなど、抜本的な措置を講じること。

なお、就学支援金の認定処理を行うに当たって、保護者等が確定申告を行っていないケースが見受けられ、都道府県の認定作業において多大な負担となっているため、就学支援金の受給に当たっては、確定申告が必要な旨、国が責任をもって周知を行うこと。

私立小中学校は、特色ある学びを志向する者のみならず、不登校やいじめ等の事情を有し、環境を変えることを希望する者等の受け皿としての役割を果たしているため、私立小中学校等に対する授業料減免支援について、入学後の家計急変世帯に限らず補助対象とするなど、国による支援をより一層充実させること。

2 地域における科学技術の振興について

地域における科学技術の振興は、新技術や新産業の創出による活力ある地域づくり、更には我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結び付くものであることから、その重要性を国家戦略の中で明確に位置付け、地域における科学技術の振興に向け、以下の支援策を積極的に推進すること。

- ・ 世界各国から高度な人材や技術が集積した国際科学技術研究拠点を形成するため、現在、世界の研究者が国際協力で進めている国際リニアコライダー（ILC）の国内への誘致に向けて、国として、国際的な議論を積極的に主導し、地域の特性を生かした先端産業を中心とした新たな産業集積圏域の創設を推進すること。
- ・ 福島国際研究教育機構については、我が国の科学技術力の強化をけん引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる拠点を目指すものである。そのため、国内外に誇れる研究開発や産業化、人材育成の実現に向けて、関係省庁が連携し、縦割りを排し総合的かつ安定的な支援を図ること。また、政府を挙げて中長期的な枠組みで施設整備や運営に対する必要な財源及び予算を確保し、可能な限り前倒しし早期の供用開始を図ること。
- ・ 広域的な産学官連携を推進するため、サポート体制の強化や地域の産学官連携に不可欠なコーディネーターを長期安定的に確保するための制度を創設すること。
- ・ 今後の感染症危機を見据え、感染症による健康被害を最小限に抑えるためには、必要十分なワクチンの確保や安定した供給環境が必要であり、また、重症化を予防する治療薬の存在は不可欠であることから、国が先に定めた「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、国産ワクチン・治療薬の研究開発や生産体制の強化など、引き続き積極的な財政支援を行うこと。また、国が策定した「医薬品産業ビジョン 2021」で、医薬品産業政策の基本的な方向性は示されたものの、新型コロナウイルスが感染拡大する中、医療関係物資が不足したことを踏まえ、国内で必要とする医薬品・医療機器等を海外に頼ることなくすべて国内でまかなうことができるように国産化、輸出産業化を推進するため、医薬品のみならず、医療機器、医療物資の研究開発や製造に取り組む企業に対する支援を拡充すること。
- ・ 国においてはデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく取組が進められている。そうした状況を踏まえ、国が推進する「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想」の具体化に当たっては、地方との情報共有を図るとともに、地域スタートアップ・エコシステムやそこで活動する支援機関との連携、地方大学との共同研究の強化など、日本全国が一体となったスタートアップ振興施策を展開すること。

3 地域における文化芸術の振興について

- (1) ポストコロナにおける文化芸術を振興するため、文化芸術関係者・団体及び文化施設への支援や文化芸術人材の育成及び雇用機会確保のための支援を充実・強化すること。

新たな文化の創造や地域に根ざした歴史文化の保存継承、交流を生み出す芸術祭の開催など、地域における文化芸術活動の継続を支援すること。地域における文化芸術や歴史文化資源の情報発信の拠点であり、文化観光の拠点ともなる文化会館及び博物館等の文化施設について、耐震化やバリアフリー化、収蔵能力の拡大、長寿命化など機能向上につながる施設の整備・充実並びに PPP/PFI 手法の導入に必要な財政支援を拡充すること。

これらの政策実現のため、国は、文化芸術振興に係る予算を継続的かつ安定的に確保すること。

- (2) 高齢者や障害者等の多様な人々が様々な場で創造・鑑賞活動に参加しやすいよう、年齢や障害の特性に応じた情報保障などの取組を推進するほか、子どもたちへの教育における文化芸術活動の充実・強化を図ること。

- (3) 地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、国は、都道府県の「文化財保存活用大綱」及び市町村の「文化財保存活用地域計画」に示された保存活用事業の推進、文化財の保存整備、史跡等の維持管理、未指定文化財の調査、活用に関する施策の実施及び体制の充実に係る取組並びに活用や補修時の利用を見据えたデジタルデータの取得を含む文化財の現状記録の作成等の取組に対し、財源措置の対象を拡充するとともに、文化財の保存・活用に係る全体の予算を増額確保すること。特に、大規模災害時における文化財の保全については、広域的な支援が必要となることから、国は文化財防災の取組について支援すること。

また、無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度について、保護のための財政支援を拡充すること。特に、生活文化については、その概念が極めて広範であることに加え、分野ごとに特徴が大きく異なることから、国として調査研究を進め、その知見を地方公共団体にも提供すること。

さらに、地方登録制度について、都道府県や市町村において登録制度の設置や、条例の改正、登録に伴う文化財調査や手続き等の事務量が增大することが予想されるため、必要な財政措置を講じるとともに、幅広い分野の専門人材の確保や人材育成などを進めること。

4 国際的なスポーツイベント・パラスポーツイベントの開催効果及びレガシーの全国への波及・継承について

- (1) 東京 2025 世界陸上競技選手権大会及び第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025、第 20 回アジア競技大会 (2026/愛知・名古屋) 及び第 5 回アジアパラ競技大会 (2026/愛知・名古屋)、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベント・パラスポーツイベントについては、スポーツ振興に寄与することはもちろんのこと、高齢者や障害者の社会参加の促進、交流人口の拡大による観光振興、国外からの参加者・観戦者に向けての日本文化の発信、国際交流の促進による世界平和への貢献などとも

に、大きな経済効果も期待される。については、国内外における機運醸成に取り組むとともに、こうした様々な効果を、開催地のみに留まらず、日本全体に広く波及するよう配慮すること。さらに、ホストタウンの取組をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際大会のレガシー（遺産）を、その先へつなげていくことができるよう、一過性のイベントに終わらせることなく、継続的な支援に取り組むこと。

- (2) 日本遺産をはじめ全国各地の地域固有の文化等が活発に発信されるよう、スポーツイベントを契機として開催された様々な文化プログラムの継続への支援を行うとともに、多言語化対応などの環境整備や人材育成、情報発信を引き続き支援すること。

5 スポーツを生かしたまちづくりの推進について

- (1) 日本全体で国際的なスポーツイベントを成功に導くため、地方において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受入れ、国際的なスポーツイベントの競技会場の整備や既存施設の国際水準の確保等、創意工夫ある取組を一過性に終わらせることなく継続的に実施できるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うこと。

- (2) 健康寿命の延伸にもつながる生涯スポーツを通じた健康増進の取組などに対する支援について、高齢化の一層の進行を見据え更に充実・強化すること。

また、障害者スポーツの裾野拡大と競技力向上を図る観点から、障害者スポーツに関する積極的な広報を引き続き推進するとともに、競技団体への助成やスポーツ施設のバリアフリー化などに必要な財政支援を行うこと。

- (3) 通季・通年型スポーツアクティビティの創出によるスポーツツーリズムの推進など、地域スポーツコミッション等の官民が連携して行う分野横断的な取組に対し、関係省庁が連携して支援すること。

さらに、地域の特性を生かし、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことができるよう、誰もが参加できる機会を「つくる」取組や、様々な人が「あつまり、ともに、つながる」ことができる取組、「誰もがアクセスできる」取組に対する支援を強化すること。

- (4) スポーツ産業を我が国の基幹産業に成長させ、魅力ある雇用の場の創出等による地域経済の活性化を図るため、収益性の高いスタジアム・アリーナの整備やスポーツ経営人材の育成、大学・社会人スポーツの活性化、eスポーツの振興、ICT・食や健康・観光等の地域産業との融合を図る先駆的な取組などへの支援を強化すること。

【環境関係】

本年5月、第六次環境基本計画が閣議決定された。同計画では、「現在及び将来の国民一人ひとりのWell-being、生活の質、経済厚生の上昇」等を目的とし、脱炭素、循環経済、自然再興等の施策の統合・シナジー等の政策展開を行う旨規定されている。

国においては、同計画についてあらゆる機会を通じて広く国民への普及に努め、地方公共団体と緊密な連携の下、各種施策を展開すること。

1 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について

- (1) 現在、「第5次循環型社会形成推進基本計画」について、～循環経済を国家戦略に～の副題のもと、中央環境審議会において審議が進められている。廃棄物の資源化や処理について、その円滑・適正な推進に向け、国、都道府県、市町村等が役割分担の下、取り組むこととされているが、災害廃棄物の処理も含め、特に大きな役割を果たしている地方公共団体に対する支援を強化するなど、諸施策の充実を図ること。
- (2) PCB廃棄物について、処理の安全性を確保するとともに、期限内処理に向けて実効性のある処理促進策を実施すること。
 - ア 高濃度PCB廃棄物の処理事業については、地元の理解と協力の下に成り立っていることを踏まえ、地元自治体の負担に配慮し、一日も早く完了できるよう、政府は一丸となって取り組むこと。
 - イ 「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に係る事務の執行及び高濃度PCB廃棄物等の適正処理に係る指導等に必要な経費について、確実に財政措置を講ずること。
 - ウ 事業終了準備期間を活用した処理の終了後に発見され保管となる高濃度PCB廃棄物への対応について、事業者に対する処分費用等の助成制度を含め、処理体制を整備すること。また、新たに発見された高濃度PCB廃棄物を処分する際には、事業者に対する処分費用等の支援措置を維持すること。さらに、高濃度PCB廃棄物の処理に係る行政代執行に要した費用の徴収が困難となる場合が想定されることから、代執行を行う自治体に財政負担が生じることのないよう、処理費用だけでなく、代執行及びその後の求償事務に係る人件費も含めた財政的支援の仕組みを確実に講ずること。
 - エ 低濃度PCB廃棄物について、その処理が効率的かつ合理的に進むよう、自治体の指導等に要する経費について確実に財政措置を講ずるとともに、実態把握の促進及び処理体制の充実・多様化を図ること。また、期限内の処理を確実にを行うため、調査・処理費用等に対する助成制度を創設すること。さらに、低濃度PCB使用製品が処分期間の終了後に廃棄物となる場合を見据え、処理体制の確保を含め、方針を示すこと。
 - オ 法で明確に使用廃止期限が定められていない使用中の低濃度PCB含有製品や、PCB含有の有無が不明なものについて、計画的処理ができるよう国において早急に検討を行うこと。
 - カ 微量PCBの混入の可能性を否定できない安定器が報告されたことから、実態把握を早急に行うとともに、処理方針を示すこと。

キ PCB廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。

- (3) 近年の行政機関、事業者等の取組により、産業廃棄物の大規模な不法投棄等の不適正処理案件の新規発生は減少傾向にあるものの、根絶には程遠い状況であり、依然として都道府県等が支障除去において多額の費用と労力を負担している現状にある。

このため、産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金については、令和5年6月に取りまとめられた「支障除去等に対する支援のあり方検討会中間とりまとめ」を踏まえ、現行制度の改善も含め都道府県の意見が反映された恒久的な制度を構築するとともに、必要額を確保すること。

また、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が令和4年度末で失効したことを受け、同法に基づく環境大臣の同意を得た事業については令和5年度から特定支障除去等維持事業として5年間を上限とする財政支援が開始されたところだが、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために都道府県等が実施する事業に対し、継続的な国の財政支援を実施すること。

さらに、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図ること。

- (4) 産業廃棄物処理基準に違反する行為のうち、特に悪質な行為を行った者に対する直罰規定を設けること。

また、改善命令に違反した者に対しても、十分な抑止力となるよう、罰則規定を強化すること。

- (5) 平成9年以降のダイオキシン類対策のために、市町村、一部事務組合及び広域連合において、一時期に集中して整備・改修されたごみ焼却施設の老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にあり、令和6年度以降数年間における市町村等の循環型社会形成推進交付金の要望額が令和5年度に比べ数百億円の増という規模であり、交付金の予算が大幅に不足することが想定される。

交付金の予算不足は、市町村等の廃棄物処理施設の整備計画を遅らせるだけでなく、地域の適正なごみ処理に支障を来すおそれがあることから、市町村等の要望額どおり交付されるよう、確実な予算措置を講じること。

- (6) 拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、生産者に対しより一層の取組を働きかけるほか、現行の各種リサイクル法が適用されない使用済みの太陽光パネルなどの製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入すること。

また、適正な処理に向けて廃棄ルール等に関する必要な情報を周知するなど、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及を図ること。

特に、太陽光パネルについては、国が強力に太陽光発電の普及拡大を推進した結果として、発電事業終了後のメガソーラー等の発電設備の放置や不法投棄等が懸念されており、また、電気設備の保安は国の責任であることから、発電事業終了後における使用済パネルの適正処理に向けた法整備・原状回復時の代執行の体

制整備とそのための資金確保を図るとともに、リサイクル事業者の育成の推進、処理ルートの整備への支援を行うこと。

また、世界的課題である海洋プラスチック問題や国内での廃プラスチックの滞留問題等の観点に加え、G20大阪サミットにおいて共有され、昨年開催されたG7気候・エネルギー・環境大臣会合で2040年への前倒しが決定された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に貢献する取組を世界の先頭に立って推進していく観点からも、プラスチックごみの削減につながる取組、プラスチックの3Rの取組や再生可能資源への転換をより一層進めるとともに、使用済プラスチック等の省CO₂リサイクルシステムを構築すること。なお、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応に伴い、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集等に取り組む市町村への支援の充実や、自主回収等に取り組む事業者の負担軽減を図ること。

さらに、G7富山環境大臣会合で合意された「富山物質循環フレームワーク」を推進するため、食品ロス・食品廃棄物対策や電気電子機器廃棄物(E-waste)の管理など、資源効率性向上・3R推進への国の積極的な取組や地方公共団体への支援の充実に努めること。

- (7) 本年5月、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が成立し、再資源化事業等の高度化に係る計画の認定を受けた事業者に対して、廃棄物処理法の特例が適用されることを踏まえ、当該事業者等に対して都道府県が改善命令、措置命令等を行う事態となることのないよう、国において立入検査などにより十分な指導を行うこと。

また、特定産業廃棄物処分業者からの報告内容については、地域の資源循環を促進する上で貴重なデータであるため、都道府県が詳細なデータを遅滞なく簡易に入手できるよう配慮すること。

- (8) 使用済プラスチックを再原料化することで、廃棄物の削減と化石燃料の低減により多くのCO₂排出削減が実現できるケミカルリサイクルは、循環経済において大きな役割を果たすことが期待されることから、事業者の技術開発支援や分別・回収を行う市町村への財政援助等の体制づくりを進めるとともに、資源有効利用促進法に基づく識別表示制度の対象拡大や材質記号のより分かりやすい表示に向けたガイドライン等の制度の見直しを行うこと。

- (9) 小型家電リサイクル法が目指す「都市鉱山」の更なる開拓に向けて、認定事業者から回収を受託した宅配業者が「ネットワーク内の協力会社へ再委託」できる仕組みを構築するほか、宅配業者の参入を促進するため、当該宅配便のネットワークが一定の要件を満たすときは、認定事業者の作成書類の簡略化、宅配業者の表示義務の免除、再委託時の認定事業者からの承諾を不要とするなど、宅配便の広域ネットワークを活用した回収・処理を進展させるための仕組みづくりを行うこと。また、仕組みづくりに当たっては、離島等の条件不利地域が不利益を被らないよう配慮すること。

- (10) 再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等の再生資源物について、火災等の生活環境保全上の支障につながるような不適正処理事案に対応するため、屋外保管及び処分に関する基準を設けるなど新たな法整備を行うこと。なお、法整備を行う際は、地域の実情に応じて既に制度を設けている地方公共団体の独自施策を踏まえた内容となるよう配慮すること。

2 海洋ごみ対策等の推進について

- (1) 海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、最終的な処理責任の所在が国であることを明確にした上で、海岸漂着物等（漂流・海底ごみも含む）の回収・処理ルールを確立すること。

その上で、海岸漂着物等の回収・処理及び普及啓発等の発生抑制対策への支援制度については、十分な予算を確保するとともに、地方公共団体が大量の漂着物を処理した場合を含めて、国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改善すること。

また、プラスチックごみ等の陸域から海洋への流出防止のため、川ごみの回収・処理を支援する新たな制度を創設すること。

なお、地域的な対策を地方公共団体が行う場合にあっても、海岸漂着物等の回収・処理等の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講ずること。

さらに、世界的にも問題となっている海洋環境におけるマイクロプラスチック（微細なプラスチック）を含むプラスチックごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態解明と発生抑制対策を早急に講ずること。

- (2) 適切な場所に係留・保管されていないプレジャーボートを中心とした放置艇及び不要となったが適切に処分されない沈没船が、荒天時の転覆や油の流出を引き起こし、問題を更に深刻化させることが懸念されるため、船舶の保管場所確保を義務付ける制度や船舶購入時に所有者があらかじめリサイクル料金を負担する廃船デポジット制度の創設など、環境整備に係る仕組みを早急に構築し、実効性の高い放置艇対策を推進すること。

3 生物多様性保全対策等の推進について

- (1) 生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」及びこれを踏まえて策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」に掲げられた取組を進めるため、各地域においても国と連携・協働して総合的な対策が推進できるよう、生物多様性地域戦略の改定及びそれに基づく生物調査並びに「30by30」目標の達成に向けた取組等に地方交付税措置を含めた必要な支援を行うこと。

特に、本年 4 月に公布された「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」について、適切な運用ができるよう地方公共団体に対し、必要な支援を行うこと。

また、生物多様性の危機が続く中で、施策立案の基礎となる科学的基盤の強化を図るとともに、種の保存や生態系の保全に関する十分な財政措置を含めた対策を進めること。

さらに、多様な主体による取組が積極的になされるよう、国民や事業者に向けた効果的な広報・啓発活動や継続的な取組に繋がる制度創設を行うこと。

- (2) 攻撃性が強く、人体にとって危険な生物であるヒアリをはじめとした特定外来生物の海外から国内への侵入を確実に阻止するとともに、国内への定着防止を図ること。

特に、定着国等からの貨物により侵入する可能性が高いことから、海外での貨物輸出時における防除が徹底されるよう関係国、関係者に働きかけること。

また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の改正に伴い、新たに都道府県や市町村等の役割が規定されたため、防除の判断基準や効果的な防除方法を明確に示すとともに、地方公共団体が講じる特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のための措置等に対し、十分な財政措置を講ずること。

加えて、防除対象種の繁殖期や生態を踏まえ、地方公共団体が効果的・効率的な防除を実施できるよう国の交付金事務の迅速化及び柔軟な運用を図ること。

(3) 野生鳥獣による高山植物の食害等の自然生態系への影響や市街地に出没することによる人身被害も発生していること、また、新たにクマ類が指定管理鳥獣に追加されたことを踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金や特別交付税措置を一層拡充するとともに、生活被害・人身被害の防止及びその対応に不可欠な人材の確保・育成並びに体制の維持への支援、生息実態調査への支援、狩猟等の安全対策の強化など、なお一層の鳥獣対策の充実・強化を図ること。また、国立公園や国有林、防衛省施設用地などにおいては、都道府県の鳥獣管理施策と一体的に進めること。

(4) 国立公園及び国定公園については、国、都道府県及び市町村等関係者が一体となって更に利用を推進していく必要があるが、公園の利用拠点において廃屋化した建物や電線類が景観を著しく損ねていることから、廃屋撤去や電線類地中化の一層の促進に向け、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の対象に国定公園を加えるなど、受入れ環境の上質化に向けた対策を推進すること。

また、自然公園については、その豊かな自然や景観等が地域の重要な観光資源であることに加え、2030年の30by30達成に向けて、今後自然公園の新規指定や大規模拡張が進められ、これまで以上に施設整備が必要となることなどから、地方公共団体が行う自然公園の施設整備に対し、自然環境整備交付金の充実など積極的な財政支援を行うこと。

4 有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進について

有機フッ素化合物（PFAS）は、その性質から様々な用途に使用されてきたが、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約においてその一つであるPFOS、PFOA及びPFHxSが規制対象とされたほか、令和5年12月には国際がん研究機関（IARC）が発がん性分類においてPFOSの分類をグループ2Bに、PFOAの分類をグループ1に位置付けるなど、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されている。

国では、令和5年1月に設置した専門家会議において、同年7月にPFASに関する今後の対応の方向性をとりまとめ、環境モニタリングの強化などに取り組むこととしているが、PFASに関する健康影響に関する科学的知見や存在状況、分析方法及び対策技術の情報等が十分とはいえないことから、国民の健康影響等への不安を払拭するには至っていない。

また、米国では本年4月に飲料水中のPFOSとPFOAなどについて、日本の水道水における暫定目標値を大幅に下回る規制値が定められたと承知している。

こうしたことを踏まえ、以下の取組により、国の責任においてPFAS対策の更なる充実・強化を図ること。

- PFAS について、引き続き国内外の健康影響に関する知見の集約に努めるとともに、新たな知見について、速やかに情報提供すること。
- 水道水、公共用水域及び地下水に係る調査結果の一体的な解析・研究を進め、健康への影響に係る知見に応じた水道水、公共用水域及び地下水に係る評価指標の取扱いを早急に検討すること。
- 水道水や環境中で PFOS 及び PFOA による汚染が発見された場合における排出源特定のための調査や汚染の拡散防止策、水道水における浄水過程での除去方法等について、具体的な方法を示すこと。
- 土壌汚染の状況を踏まえ、土壌に係る評価指標及び土壌汚染対策（未然防止及び浄化対策）の検討を進めること。また、令和 5 年 7 月に示された土壌中の PFOS、PFOA 及び PFHxS の暫定測定方法の精度の検証等を引き続き行った上で、測定方法を確立すること。
- 地方公共団体が実施する排出源の特定調査において、排出源の候補として米軍関連施設が考えられる場合には、日本政府として米国側に必要な情報開示を強く求めるなど、調査に協力すること。
- PFAS の農畜水産物への蓄積及びそれを介した人への影響を早急に明らかにし、必要な対策を講じること。

5 大気環境保全対策の推進について

- (1) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、生成メカニズム等の高度な解析による総合的かつ広域的な対策、越境大気汚染に対する技術協力の強化、常時監視体制の整備のための都道府県の負担についての必要な支援、疫学的知見の収集、国民に対する幅広い情報発信といった対策を着実に実施し、国民の健康への不安の解消を図ること。
また、大陸からの黄砂の飛来や火山の噴火などによる広域的な PM_{2.5} 濃度の上昇に対しては、地方公共団体が個々に注意喚起を行うのではなく、国が気象情報とともに国民に情報提供を行うよう、「注意喚起のための暫定的な指針」の見直しを行うこと。
- (2) 光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響などが示唆されていることから、地方公共団体の試験研究機関や大学などとの連携を強化し、原因解明のための調査研究を更に進めるとともに、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講ずること。
- (3) 自動車 NO_x・PM 法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を継続するとともに、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）の原因物質の一つとされる自動車燃料蒸発ガスの低減については、給油所側での対策が着実に進むよう「大気環境配慮型 S S 認定制度」の普及拡大など、財政支援を含め必要な措置を講ずること。特に、都心部に多く設置されている懸垂式の給油機について、燃料蒸発ガスの回収に対応する機器の導入を促進するため、メーカーに更なる技術開発を促すなど必要な措置を講じること。

6 アスベスト対策の推進について

今後、アスベストが使用された可能性のある建築物の大量解体が見込まれている中、令和3年4月の改正大気汚染防止法の施行に伴うレベル3のアスベスト含有建材の規制対象への追加により、立入検査等を行う都道府県の役割は一層大きくなっている。そのため、「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進を図るとともに、以下の対策により、国の責任においてアスベスト対策の更なる充実・強化を図ること。

- ・ アスベスト対策を専門とする人材の一層の育成・確保を図ること。特に、建築物石綿含有建材調査者の育成については、関係省庁と連携を図り推進するとともに、建築物石綿含有建材調査者等による事前調査の実施が令和5年10月1日から義務付けられたこと、また、工作物についても令和8年1月1日から義務付けられることを広く周知すること。
- ・ 地方公共団体に対して、石綿漏えい監視等に関する技術講習会等の実施に要する費用に対する十分な財政措置を講ずること。また、石綿事前調査結果の確認に要する職員の人件費や、石綿含有建材の分析体制の整備など立入検査に要する経費に対しても十分な財政措置を講ずること。
- ・ 建築物等の吹付材以外にも含めたアスベストの有無についての事前調査やその除去等を促進するため、建築物の所有者等に対する助成制度を創設すること。また、事前調査方法について、必要な設計図書等がない場合も、事業者が的確に事前調査を実施できるよう、具体的かつ現実的な方法を示すこと。
- ・ 令和4年4月から本格的に運用が開始された事前調査結果報告システムの利用を更に推進するため、地方公共団体や事業者の意見を十分に反映し、早期に使いやすいシステムに改修すること。
- ・ 災害時のアスベスト飛散・ばく露防止対策については、能登半島地震等、近年の大規模災害時における課題を踏まえ、迅速に実施できる体制が構築されるよう、自治体への支援を行うこと。
- ・ 中皮腫などの石綿による健康被害については、発症まで40年程の期間があるとされていることから、改正大気汚染防止法による効果は短期間では現れにくいものと考えられる。このため、「アスベスト問題に係る総合対策」における国民の不安への対応の観点から、改正大気汚染防止法の施行により期待される効果を合理的に説明できるよう都道府県等に情報提供を行うとともに、中・長期的な視点で改正法の遵守の重要性とその期待される効果について、国民への丁寧な周知を行うこと。また、他法令における石綿対策に係る情報についても整理し、わかりやすく国民や事業者にも周知すること。
- ・ 石綿健康被害救済制度の充実を図るとともに、中皮腫などアスベスト関連疾患の診断や治療法確立に向けた研究・開発を推進すること。この際、制度の見直しが生じた場合は地方公共団体に費用負担を求めないこと。
- ・ アスベスト対策の推進に当たっては、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、建設リサイクル法、廃棄物処理法等を所管する各省庁で連携を図り、縦割りの弊害のない仕組みとすること。

7 「国連・世界湖沼デー」の実現について

水環境は、人類の生活に密接に関係し、その中でも、湖沼は地表の淡水の約 87% を占め、親水等の憩いの場、飲料水や農業用水の水源等として全国各地で重要な役割を果たしている。

しかし、近年の気候変動等により水質や生態系の悪化など様々な環境への影響が現れている。

これらの状況に鑑み、「湖沼」への世界的な関心を喚起するため、昨年開催された「国連水会議 2023」や「第 19 回世界湖沼会議（ハンガリー）」において制定の必要性が示され、本年 5 月の「第 10 回世界水フォーラム（インドネシア・バリ）」の閣僚宣言においても制定が提案された「国連・世界湖沼デー」の実現に向けて、国連機関や関係国などに賛同を呼びかけること。

また、こうした国際的な動きも踏まえ、湖沼の保全に関する施策を積極的に講じること。

【エネルギー関係】

1 資源エネルギー対策の推進について

(1) エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、エネルギー政策については、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化、再生可能エネルギーの大幅な増加や水素等の普及・導入拡大などカーボンニュートラルに向けた世界の動向を踏まえ、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、あらゆる技術や資金等を有効に活用しながら、地球温暖化対策の推進等に留意し、地方の意見を十分に反映させ、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

(2) 電力システムの適切な運用

電力の低廉かつ安全で安定的な供給を大前提とした上で、新電力事業者の公平な市場参加を図るため、市場に影響を与える情報の共有を図るとともに、ベースロード電源の市場への供出について引き続き適切な運用を図ること。

また、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定等に用いるため、電力の完全自由化に伴い把握できなくなった小売電気事業者ごとの都道府県別及び市町村別電力需要実績等の情報について、国の主導により各都道府県及び各市町村へ開示する仕組みを構築すること。当該実績を開示できない場合は、小売電気事業者ごとの当該実績を踏まえた各都道府県域及び各市町村域の電力排出係数を開示すること。

(3) 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興や安全確保を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備、安全対策等を推進すること。

また、電源三法等による交付金制度や特例措置については、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で、対象地域を原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

特に、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」で決定された「振興計画」に基づく事業については、対象事業の拡充や補助率の嵩上など特別措置の充実・強化を図るとともに、原子力発電所の廃止措置が行われる関係地方公共団体が新たな産業や雇用を創出できるよう、廃止措置完了までの財源の確保、また長期停止等に伴う経済停滞に対する財源を確保すること。

併せて、原子力立地給付金は、発電用施設等の立地地域及び周辺地域の住民等に直接交付を行うことができる給付金であり、発電用設備の設置及び運転の円滑化を図る上で重要な制度であることから、対象地域について、原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、給付額についても、大幅に増額することにより、対象地域の住民及び企業等に対する還元策として十分な水準となるよう、現行制度の見直しを行うこと。

さらには、再生可能エネルギー導入拡大においても、発電施設の設置や運転に係る地元の理解や協力が必要であることから、洋上風力発電などの再生可能エネルギー発電施設に対する新たな交付金制度の創設等、立地自治体に対する財政支援を検討すること。

(4) 再生可能エネルギーの導入拡大及びCO₂削減効果の指標等の整備

再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上や災害に強い「自立分散型電源」確保の観点からも重要であるため、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、「第6次エネルギー基本計画」に基づく2030年の電源構成に占める再生可能エネルギー比率38%以上の高みを目指し、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づくFIT・FIP制度の適切な運用・制度設計、情報開示の徹底、規制緩和、各地域の創意工夫を活かした再生可能エネルギー発電設備の優先接続、事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置の拡充、事業者による適正な管理の一層の推進、発電コストの低下や安定供給のための技術開発の積極的な推進、固定価格買取期間満了後の事業継続・再投資の促進等の措置を講じ、引き続き導入拡大を最大限加速させること。

特に、広域系統長期方針（マスタープラン）及び、GX実現に向けた基本方針に基づき、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を着実に進めることに加え、蓄電池や水素等による余剰電力の貯蔵及び調整手段の構築にも取り組むこと。

また、FIT・FIP制度対象外の再生可能エネルギーについても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の地方公共団体実行計画の策定に資するよう、引き続き、国において、各都道府県及び各市町村が電気事業者等の保有する情報の提供を受けて活用することのできる仕組みや、既設分も含めた再生可能エネルギー等のCO₂削減効果を適切に反映する指標等を整備すること。

(5) 再生可能エネルギーの地域との共生

発電設備の設置に当たっては、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築すること。

引き続き事業者が環境保全対策を十分に行わずに設置を進めることや、地域住民の理解を得ずに設置を進めること、事業完了後に撤去されずに放置されることなどのないよう、条例を含む関係法令等に係る必要な手続の完了を適時適切に確認するなど、国が責任を持って事業者を指導するとともに、地域住民からの理解を円滑に得るため、利益還元を行う仕組みを創設すること。

また、再生可能エネルギーを活用した発電設備が安全かつ長期安定的に稼働されるよう、風水害等に備えた設置者による対策の徹底を図るとともに、再エネ特措法に基づく太陽光発電設備の廃棄等費用の外部積立制度を透明性・実効性の高い制度とするほか、太陽光発電以外の設備についても対象とすること。

さらに、同法に基づかない設備の廃棄等費用の確保にも取り組むこと。

(6) 再生可能エネルギー等の地産地消の確立

新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、真の地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むことと

し、地域に広く賦存する再生可能エネルギーについて、地域社会との共生が図られ、地域に根ざしたエネルギー資源となる「再生可能エネルギー等の地産地消」の確立を目指し、地域の事業者等が安心して再生可能エネルギー等の事業に投資することができるようにするとともに、地域新電力が地方創生の担い手としての役割を果たしていけるよう、「卸電力市場」や「容量市場」及び「需給調整市場」の制度設計の見直しをはじめ、その規模に応じた地域の再生可能エネルギー由来の電気を開発・調達することができる環境を整えるため、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じること。

また、再生可能エネルギーが持つ環境価値が地域で活用され、「非化石証書」の取引がより一層円滑に行われるよう、制度設計を見直すなど、政府が目指すカーボンプライシング構想の具体化に当たっては、温室効果ガスの排出抑制を最大化する効果を発揮でき、地域経済の成長促進につながるものとなるよう、検討を進めること。

さらに、地域における長期・安定的なエネルギーとして活用していくため、蓄電池等を組み合わせた自家消費の推進や地域資源であるバイオマス燃料の安定確保のための環境整備を図ること。

加えて、地球温暖化対策推進法による認定地域脱炭素化促進事業の創出に向けたインセンティブ等の強化を図ること。

(7) 水素エネルギー普及・導入拡大の加速化

「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の目標達成に向けて、水素エネルギーの全国的な普及・導入拡大を加速させるため、令和5年6月に見直された「水素基本戦略」を踏まえ、水素の製造から貯蔵・輸送、利用にいたるサプライチェーンを見据え、以下について積極的に取り組むこと。

ア 規制緩和を含み、国際基準と整合した水素のエネルギー利用に特化した法整備、技術開発や実証研究の推進

イ 燃料電池自動車・バス・トラック・フォークリフトなどの導入促進に向けた支援を継続・強化するとともに、導入後の負担増に対する支援。特に、モビリティにおける水素利用の中核となる水素ステーションの普及を全国的に促進するため、その整備・運営等に対する支援を強化するとともに、保安距離規制や障壁の基準見直し等の更なる緩和、また、補助金交付までの多額の立替払いが負担となる中小企業の資金繰りが困窮しないように分割払い等の対策

ウ 水素パイプライン等のインフラの整備等の推進

エ グリーン水素をはじめとするCO₂フリー水素や副生水素の利活用などについて、広域的かつ戦略的な取組を推進する自治体との十分な連携及び財源措置

(8) 海洋エネルギー開発の推進

新たなエネルギー資源として注目されるメタンハイドレートに関しては、日本海沖や太平洋沖での調査や採取技術の開発を推進するなど、日本周辺海域における海洋エネルギー資源の実用化に向け、調査研究成果の評価や有望技術の特定を踏まえた生産システムの検証などの取組を一層加速化させること。併せて、資源開発が行われる地元で経済的メリットが還元される仕組みづくりを検討するとともに、地元の技術・人材の活用を促進すること。

また、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」の改正が予定されている

が、引き続き洋上風力発電に適した海域の選定や系統の確保など、案件の形成については、地域の意向を踏まえ、政府の主導で確実に推進するとともに、地方公共団体が既に設定している候補海域や、漁業及び環境への影響、世界遺産等の価値に関わる生態系や景観上の影響等に十分配慮すること。併せて、再エネ促進区域の早期指定に向けた自治体の取組を支援すること。また、県域を越えて存在する利害関係者との調整や、発電設備への固定資産税課税のための公有水面に係る市町村境界の決定方法検討などに、国も主体的に取り組むこと。

さらに、洋上風力発電の基地港湾について、事業コストを削減するため、より計画地に近接した港湾を指定し、事業の進捗に合わせ整備すること。

(9) エネルギーに係る多様なインフラ整備

災害リスクに備えた強靱な国土形成を進めるため、以下の取組をはじめとしたエネルギーに係る多様なインフラ整備や広域的な燃料供給体制構築に向けた取組について、法制度の整備を含め、国として主導的な役割を果たし、積極的に実施すること。

ア 地域間連系線等の広域的な電力系統の強化

イ 天然ガスの広域的なパイプライン網整備、タンクローリー輸送に対するLNG輸入基地の第三者利用、国家備蓄対象化及び枯渇ガス田の利用

ウ 石油製品の国家備蓄分散化

エ V2Xシステムの普及など、電気自動車や燃料電池自動車の災害時活用を可能とするインフラの構築

オ カーボンニュートラルコンビナート及びカーボンニュートラルポート整備

(10) 木質バイオマス発電所における安全確保

近年、各地の木質ペレット等によるバイオマス発電所において火災・事故が続発していることから、燃料種別に応じた安全対策が講じられるよう事業計画策定ガイドライン、技術基準等の改正を行うこと。併せて、バイオマス発電施設設置者に対し安全の確保に向け、保守点検や維持管理について厳しく指導を行うこととし、事故発生時の事業者の対応の中に、地元の安全・安心を担保する仕組みを義務付け、地域と共生した発電事業を行うよう電気事業法を改正すること。

2 電力需給対策等の推進について

(1) 電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、改修、復旧等、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

加えてLNGの安価な調達、シェールガス輸入等により、環境にも配慮した電力の低廉な供給を確保すること。

(2) 実効性のある節電対策の実施

国民、事業者等が、過度な負担なく継続的に省エネ・節電を進めて行くため、節電に対する国民及び事業者の最大限の理解と協力を得られるよう、地方公共団体と緊密な連携のもと、節電の必要性について、積極的な啓発活動を行うこと。加えて、節電による国民生活や経済活動への影響に十分配慮し、ネガワット取引、

時間帯別料金制等の節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直しなど、財政的支援や技術的支援など具体的な取組を行うこと。

(3) 省エネルギー対策の推進

エネルギーの効率的な利用が重要な課題であることを踏まえ、省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム、コージェネレーション・システムの導入、ZEB・ZEH等建築物のネット・ゼロ・エネルギー化の実現に対する支援を継続・強化すること。

(4) 電力の需給状況及び需給ひっ迫等に係る情報の確実かつ広範な周知

電力の供給量及び需要量の見通しについては、確定値に近い数値だけではなく、発電設備ごとにどのような想定のもとで推計したのかも含め、国として、時間的余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

また、需給ひっ迫の度合いを示す需給ひっ迫警報、需給ひっ迫注意報及び需給ひっ迫準備情報の発令・発信に際しては、国が責任を持ってあらゆる手段を講じて確実かつ広範な周知を行うなどにより、広く国民、事業者に対して電力需給のひっ迫度合いを伝達すること。

(5) 需給ひっ迫時に求める具体的な節電行動の周知・徹底

需給ひっ迫警報、注意報及び準備情報の発令、発信に伴う節電要請に当たっては、電力需給のひっ迫度合いに応じた節電目標、取組及びその効果について、国民、事業者等に対して、具体的かつ分かりやすく示すこと。

(6) セーフティネットとしての計画停電の準備状況等の情報提供

国が検討しているセーフティネットとしての計画停電は、国民・事業者による相当の事前準備が不可欠であることから、社会経済活動への影響を極力抑えるため、事業者等が計画停電への備えに着実に取り組めるよう、一般送配電事業者における計画停電の詳細や準備状況について、速やかに情報提供すること。

【災害対策・国民保護関係】

1 大規模・広域・複合災害対策の推進について

令和6年は元日から、石川県能登地方が、最大震度7の地震に襲われたほか、全国各地で規模の大きな地震が頻発しており、今後発生し得る大規模・広域・複合災害に対して、「想定外」という事態を繰り返さないために、過去の災害や復興対策から得た教訓等を最大限生かさなければならない。

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、刻一刻と国難レベルの巨大地震の発生が迫っており、国力を最大限投入するための体制の整備が必要となっている。

また、近年、全国各地で風水害が頻発化していることから、大規模風水害は毎年発生するものと認識し、特に水害については流域治水の取組を加速することが急務である。

令和6年能登半島地震はもとより、大規模・広域・原子力複合災害である東日本大震災は、その発生から13年を迎えて、復興が着実に進展している一方で、復興の完了と自立に向けて地域ごとの復興の進捗状況等にばらつきが見られることから、これからも息の長い支援を継続する必要がある。

このため、大規模・広域・原子力複合災害への備えから復旧・復興までを見据え、事前復興や再度災害防止の観点も交えた対策の強化・充実を図ることが急務となっている。

については、国、都道府県、市町村、事業者、医療・福祉関係機関、NPO、住民等全ての主体が力を結集し、あらゆる災害に負けない国を創り上げることができるよう、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 防災・減災体制の確立

国民の生命・財産を守る防災・減災対策及び国土強靱化を強力に推進するため、大規模災害に備え、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を担う体制を整備し、それを指揮する専任の大臣を置くこと。

また、複合災害対策については、別個の関係法令からなる複数の指揮系統による現場の混乱等の課題を踏まえ、法体系や国の指揮命令系統の一元化及び本部機能充実を含め、必要な検討・見直しを行うこと。

(2) 防災・減災対策推進のための包括的な財政支援制度の創設等

大規模災害がもたらす被害の軽減や復旧・復興期間の短縮、国土強靱化を目指し、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据え、自由度の高い施設整備交付金の創設など、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新たな財政支援制度等を創設すること。

緊急防災・減災事業債については、対象事業が一部拡大されることとなったが引き続き、必要に応じて、対象事業の更なる拡大及び要件緩和や、交付税措置率の引上げ、期限の撤廃など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うこと。

加えて、重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等や消防の体制強化など消防防災力を高めるための財政支援の拡充を図ること。

(3) 大規模災害を想定した事前復興制度の創設

事前復興の取組を推進するため、その考え方や取組を整理し、災害対策基本法や復興法等に位置付け、施策として確立するとともに、防災基本計画に、国・県・市町村の役割分担や、時間軸上の対応を示すこと。

特に、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害が想定されている地域においては、生命、財産、地域産業など住民の日々の暮らしを守る観点から、被災前からの復興体制、復興方針・計画、復興ビジョンの検討などのソフト対策、また、円滑な高台移転や津波防災地域づくり、区分所有物件の修理・再建などのハード対策、「まちづくり以外」のハード対策等、地域の実情に応じた事前復興が可能となるよう、事前復興を進めるための法整備や制度設計を行うこと。

また、復興法に基づく発災後の財政措置と同様に、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新たな財政支援制度等を創設すること。

(4) 南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特別措置法等に基づく施策の迅速な実施及び予算措置

南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特別措置法等に基づき、巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化並びに被災後の柔軟かつ早期の復旧・復興が図られるよう、大規模地震防災・減災対策大綱による具体的かつ実効性のある施策の迅速な実施及び国の応急対策活動の具体計画を踏まえた防災拠点の整備・機能向上に係る予算措置等を図ること。

特に「特別強化地域」や「ゼロメートル地帯」など、被災リスクの高い地域において、緊急性の高い対策に重点化し、短期集中的に推進できるよう、既存交付金の対象施設の拡充や要件緩和など制度充実や、新たな財政支援制度を創設するとともに、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた対策を着実に実施するために必要となる財源について安定的・継続的に確保すること。

さらに、南海トラフ地震臨時情報及び北海道三陸沖後発地震注意情報の発表に伴い、事前避難を実施した場合、災害救助法の対象経費について確実に財政措置を行うとともに、対象外経費についても財政措置を講ずること。特に、避難誘導や避難所を開設、運営する市町村の財政負担を軽減するための仕組みを充実させること。

併せて、住民が正しい理解のもと適切な行動を取れるよう、国においても地方と協力して丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体の実施する啓発をはじめとした対策に対して人的・財政的な支援を行うこと。

地震被害想定や減災戦略の見直しに取り組む自治体がある中で、最新の知見に基づく活断層の長期評価や地震モデル、被害想定手法、新たな減災目標の考え方などを、都道府県と連携を図りながら、早期に検討し、公表可能なものから順次示すこと。南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定作業の遅れが報じられているが、自治体の検討作業に影響するため、早期に令和6年能登半島地震の課題等の整理を行い、被害想定の手法等に関わる考え方については早期に示すこと。併せて、都道府県が被害想定を見直す際には、技術面・財政面等について必要な支援を行うこと。

加えて、産業・雇用の中核であり、災害時にも重要な役割を担う石油コンビナートや石油・ガス貯槽基地における民間事業者の防災投資の取組に対する技術的・財政的支援を充実、強化すること。

(5) 医療資源が絶対的に不足する事態を回避するための大規模地震時における医療救護体制の強化

南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の巨大地震が発生すると、医療需要が急増する一方、地震の揺れや津波などにより、水道や電気、ガスなどのライフラインや、通信、道路などのインフラが寸断され、傷病者の後方搬送や外部からの支援もすぐには望めない状況となる。この厳しい環境の中でも負傷者の命を救うため、被害想定などの定量的な分析を十分に行うとともに、被災地外からの支援が到着し併せて搬送機能が回復するまでの間、被災地域の医療資源を総動員する体制づくりを計画的に進められるよう、災害拠点病院だけでなく、すべての病院を対象として、耐震化や非常用電源設備、給水設備の整備に対する補助率の嵩上げ等、財政支援を充実させるとともに、業務継続計画（BCP）の策定などの取組に対する支援や、災害拠点病院の指定要件追加に対応するための経過措置、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の動作機能の向上等、必要な配慮を行うこと。

また、医療施設の耐震化を一層推進するため、医療施設耐震化臨時特例基金のように、都道府県に基金を設置して、複数年度にわたる支援が継続して実施できるような助成制度を新たに創設すること。併せて、大規模災害時にカルテの汚損や流失等により診療の継続が困難となることを防ぐため、マイナンバーによる被災者の診療情報の把握について検討を進めるとともに、電子カルテ情報のバックアップなどを行う医療機関や関係団体の取組を支援すること。

さらに、災害拠点精神科病院の整備を進めるにあたり、診療報酬への加算等のインセンティブの導入について検討すること。

加えて、分析した被害想定を踏まえて、全国的に災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を養成し、被災地外から早期かつ大量、継続的に投入できる体制の構築や、孤立地域に都道府県が孤立地域対策として配備する医療コンテナの導入及び維持に対し、必要な予算を確保し支援するとともに、医療コンテナを活用した医療活動の展開に対し、人的支援を行う体制を整えること。DMAT等が被災地において切れ目なく活動できるよう効率的な運用を図るとともに、その際、二次災害を避けるため、安全が確保された場所で活動するという大原則に鑑み、適正な運用を徹底すること。

併せて、都道府県保健医療福祉調整本部等における本部活動を含めた災害時（新興感染症まん延時を含む）に活動する医療従事者等の補償の充実を図ること。また、DPATについては、DMATと同様に診療報酬上の評価を創設することとし、創設までの当面の間は、DPATの活動に要する資機材の整備に対して補助を行うこと。

災害時医療危機管理支援チーム活動要領に記載された全国DHEAT協議会及び地方ブロックDHEAT協議会は、保健所の受援体制の整備に資するマニュアルの作成や災害の種類に応じた訓練想定を作成、研修の企画・実施等、地方自治体と連携した意義のある協議会として運営すること。

また、DHEAT事務局で管理している、災害時健康危機管理支援チーム養成研修の修了者受講履歴については、各都道府県と共有し、さらに平時から受講者同士が横の繋がりを持てるようにすること。加えて、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）派遣に要する経費について、財政的支援を充実させること。

(6) 包括的な適用除外措置の創設等

既存の法令等による規制や制約により、各主体の緊急時対応が阻害されないよう、包括的な適用除外措置を創設すること。また、国の財政支援における地方自

治体の事務手続の簡素化及び資金使途や期間制限等の撤廃など、必要な見直しを行うこと。

(7) 広域応援・受援体制の構築

地方自治体の行政機能喪失を想定した水平補完を基本とする支援、支援物資の調達・輸送・配分、広域避難者の受入及び情報収集・共有などの広域応援・受援体制については、東日本大震災や熊本地震、令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえるとともに、地方の意見も十分に把握し、府省庁間の縦割りの是正や国と地方の役割分担の整理をすること。また、海外支援を積極的に活用するための協力体制を整備すること。

広域的な防災拠点の整備並びに防災拠点を活用した広域的な防災訓練の実施に対する技術的支援及び継続的な財政支援を充実すること。

国が運用する「物資調達・輸送調整システム」は、操作する職員の負担が大きく、情報がリアルタイムで共有できないなどの課題があるため、令和6年能登半島地震での課題を検証し、職員の負担が少なく、支援ニーズに応じた物資の支援が円滑に行える実効性のある仕組みを構築すること。

被害認定調査・罹災証明書交付から支援金等の支給までの業務について、被災市区町村が広域応援を受けても迅速かつ適正に行えるよう、業務の標準化を図ること。

また、今回の令和6年能登半島地震では、応援・受援において当該調査・交付の経験のある職員の確保することが課題となっていたことから、引き続き、希望するすべての都道府県に対し、国において当該調査・交付の基本となる知見を提供できるよう、研修等の提供を行うこと。

(8) 応援職員等の広域応援・受援体制の確立

被災自治体の災害対応を支援する保健・医療・福祉・行政等の専門的な応援体制の確保について法制化等も含めて制度の充実や整理を図ること。また、「応急対策職員派遣制度」については、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえるとともに、地方の意見も十分に把握し、国及び応援・受援自治体の役割分担を整理し、被災自治体の状況を考慮して円滑かつ柔軟に運用すること。さらに、災害救助法が適用とならない災害で、広域的な応援が行われる場合等に、応援・受援自治体双方の負担が少なくなるよう、十分な財政措置を行う仕組みを検討すること。

また、令和6年能登半島地震では、全国各地の自治体から応援職員が派遣されているが、大規模・広域災害が発生した場合は応援できる地方自治体も限られ、人員の不足が被災地の復旧・復興の妨げとなる事態が懸念されることから、今後 TEC-FORCE の派遣や国による権限代行などを通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局の人員確保・体制強化を継続的に図ること。

自治体の職員応援に関しては、総務省応急対策職員派遣制度による支援や全国知事会による調整が定着しているが、各省庁等が実施している技術職員等の応援派遣についても、一元的にその動向等の情報が、受援・応援それぞれの自治体で共有できる仕組みを整備すること。また、派遣要請を行う窓口の一元化を図ること。

さらに、土木・農林分野など、災害発生時に被災地に派遣される地方自治体職員の要員確保のため、復旧・復興支援技術職員派遣制度に係る更なる財政措置の柔軟な運用や既存の派遣制度との連携にも配慮した運用体制の確立を図るほか、

全国的に技術系人材が欠乏する中で、民間との調和を図りながら、技術系人材の確保・育成策を構築すること。

併せて、被災地では福祉人材が大幅に不足することが想定され、社会福祉施設の事業継続や福祉避難所の運営には、被災地外から組織的に人的支援を実施する必要があるため、国が主導する福祉人材の総合的な派遣調整体制を構築すること。また、被災地のマンパワー不足を補うため、災害ボランティア等の受入れのための資機材等の整備について支援を行うこと。

(9) 感染症との複合災害における避難等応急活動対策強化に向けた対策

避難所における感染防止対策に必要な資機材整備、要配慮者受入れのための民間施設も含めた施設改修、避難先となる宿泊施設の借上や指定管理者が管理する公園などの施設の使用、広域避難時の輸送車両の借上など、地方自治体の避難対策強化への安定的な財政支援制度を創設すること。また、避難所等における感染症対策資機材の整備を、災害救助基金による備蓄の対象とするよう検討すること。

(10) 災害廃棄物等の広域処理体制の構築等

大規模災害時に発生する膨大な量の災害廃棄物のほか、避難所ごみやし尿を円滑に処理するため、都道府県を越えた広域処理体制を平時において構築すること。

その一環として、災害の規模が大きくなるほど必要となってくる仮置場の候補地の選定が進むよう、国有地のリストの提供など効果的な支援措置を講ずること。

また、災害等廃棄物処理事業費補助金について、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、災害廃棄物を自区域内で処理し、生活ごみを広域的に処理する場合においても、追加的に発生する経費に対して財政措置を講ずること。さらに、被災した家屋等の公費解体費用に対する補助対象を、特定非常災害に限らず半壊の家屋等まで拡大するとともに、解体工事に係る委託業務で用いる諸経費率を、実態に即したものとするなど、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう見直すこと。

地方自治体並びに関係団体と緊密に連携しながら、被災地の実態を正確に把握し、国として、既存の支援制度の充実や運用の弾力化も含め、迅速かつ積極的に実状に即した廃棄物の撤去・運搬・処理に係る適切な支援策を講ずること。

(11) 被災した廃棄物処理施設に対する財政措置

市町村等は、被災した廃棄物処理施設を廃棄物処理施設災害復旧費補助金を活用して復旧させ、災害廃棄物の処理を進めていくことになるが、被災市町村の財政負担を軽減し、住民の生活の早急な回復を図るため、財政支援の拡充を講ずること。

(12) IoT を活用した災害対策

令和6年能登半島地震では、交通系ICカードを活用した避難者情報把握のためのシステムが導入されている。マイナンバーカードと専用アプリを活用し、デジタル技術を避難所内外の避難者の把握・管理や避難所運営に活かす仕組みについて、国とすべての自治体のシステムがばらつくことのないよう、全国標準のシステムとして統一化を図るとともに、これを支えるデータ連携基盤の構築等を進めること。

また、自治体がシステムを導入する際には、整備・運用に係る財政支援を行うこと。

IoT や AI を活用して、避難動向やライフライン情報、インフラ情報等を含むビッグデータを効果的に収集・解析できる仕組みを整備し、これらの仕組みを国や地方自治体、防災関係団体等の間で活用できるようにするとともに、防災情報システムとの連携等の活用手段の構築やビッグデータを有効活用できる専門人材の育成の支援を行うこと。

また、全国統一の防災情報システムの構築に向け、次期総合防災情報システムの運用開始後も都道府県へ積極的に情報提供し、各都道府県システムの現状・取組を把握しながら段階的に取り組むこと。なお、全国統一の防災情報システムの構築に当たっては、都道府県間のみならず、災害対応に関係する市町村や消防、警察、自衛隊等の機関の情報収集・共有が図れるように標準化すること。

都道府県の過重な財政負担を減らすため、上記防災情報システムの構築や更新、改修、高度化及びランニングコスト等に要する費用、さらに都道府県で整備が必要となる情報共有に係るシステムの利用や構築等に要する費用は、国において財政措置を行うとともに、国で新たなシステム等を構築する際には、早期に情報共有を行い、各都道府県の意見を十分に聞きながら、開発・社会実装を進めること。

(13) 地域建設企業における大規模災害に際して必要となる通信機器等の保有促進等を図る制度の拡充

迅速かつ確実な復旧・復興を推進するため、地域建設企業が災害対応に活用するという前提のもと、通信機器等を購入するに当たって、その費用を一部助成する等、災害対応に活用できる通信機器等の保有を促進する支援措置を講じること。

2 事前防災・減災対策の推進について

東日本大震災や熊本地震の教訓、令和6年能登半島地震に関する対応状況等を踏まえ、地域防災計画の基本となる国の防災基本計画の更なる充実を図るなど、災害予防・減災対策の取組を確実に推進することとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 自助・共助を育む対策

災害時には行政機関による「公助」だけでは限界があり、住民・地域等による「自助・共助」の取組が求められることから、災害対策基本法に「自助・共助」の取組を明確に位置付けて、地域防災力の向上に対する支援、半公半民の地域における防災まちづくりのリーダー設置の制度化をはじめとした防災分野の人材育成、各種共済制度や地震保険制度の充実など、住民が取り組む防災対策を支援すること。

特に、住宅の耐震化等については、耐震化率の向上のため、低コストで耐震改修工事が可能となる工法の開発とともに、家具固定や感震ブレーカー設置などの減災化及び災害リスクの低い地域への居住誘導の観点も踏まえた財政措置など、引き続き対策の継続・強化を図ること。

また、災害時に妊産婦や乳幼児等に対して適切な配慮や支援が行われるよう、平時からそのポイント等について周知啓発を図ること。

(2) 安全な避難空間の確保のための対策

障害者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者の支援のため、避難行動を支援するだ

けでなく、安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所（一般避難所の福祉スペース及び要配慮者スペースを含む）の十分な確保及び円滑な運営体制確保について支援するとともに、施設や資機材整備等に係る財政上の支援策や専門人材の育成・確保のための支援措置を講じること。また、男女共同参画や性の多様性の視点を取り入れた運営体制を確保するとともに避難所運営等への女性をはじめとする多様な立場の方々の参画や登用が進むよう、各種媒体を活用した普及啓発により機運の醸成を図ること。併せて、ペット飼養者についても、これらに準じた配慮をすること。近年の災害時に、有効な避難空間として機能した公園等のオープンスペースや、円滑な避難活動に資する道路の整備推進のための支援について充実に努めること。

また、地方自治体が安価・低廉に備蓄することが可能になるよう、コンテナ型トイレやダンボールベッド、簡易ベッド、液体ミルク、ブルーシート、土のう袋、発電機、携帯用充電器等に加え、感染症の発生・まん延を防止するためのマスクや衛生用品等、避難所の環境改善に資する備蓄品の普及促進策及び保管促進策について検討すること。令和6年能登半島地震を踏まえて、災害時の仮設トイレやトイレカーについて、全国各地からの調達体制やし尿処理体制の確保に努めること。

さらに、帰宅困難者等対策の在り方について、近年の災害発生時の混乱の発生状況や、公共交通機関等の運行状況などを踏まえた対策等を早期に示すとともに、対応策について、関係事業者等への周知を含め、実効性の確保に努めること。

加えて、帰宅困難者等が避難する一時滞在施設の確保に向け、その備蓄の推進に係る財政措置を講ずるとともに、災害救助法において一時滞在施設を避難所として位置付けることによる支弁の対象としての明確化、事業者が一時滞在施設として協力しやすくなるよう発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度の創設、駅周辺などで滞留する帰宅困難者の動きをリアルタイムで把握できる手段の確保や、地震発生後の鉄道運行再開に関する情報等の発信の在り方について、検討すること。また、外国人被災者（外国人住民・訪日外国人旅行者）などの安全を確保するための適切な情報提供などを総合的に推進し、住民・来訪者の安全・安心を図ること。

加えて、出勤時間帯の地震等の発生時の適切な対応について検討し、ガイドラインを作成するなど、事業者や地方自治体、住民への啓発を行うこと。

地震発生後、踏切が長時間遮断され、緊急車両の通行が絶たれることや、住民の避難が困難になる事態を回避するため、改正踏切道改良促進法の趣旨を踏まえ、踏切の早期開放に向けた対策が進むよう、指定公共機関である事業者への指導や、地方自治体の避難誘導や災害応急活動への技術的支援を行うこと。

また、大規模停電対策として実施する支障木の事前伐採に関し、関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すとともに財政支援の充実に努めること。

（3）災害に強いまちづくりを推進するための対策

建物・構造物等の耐震化や老朽化対策、津波対策及び液状化対策、建物を守る地盤対策、木造住宅密集地域の改善を図ること。特に、災害対応の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難所となる学校施設や社会福祉施設、医療施設等について、更なる耐震化や天井等落下防止対策をはじめとした非構造部材の耐震対策、太陽光発電などの自立・分散型電源及び非常用電源の導入など、災害の教訓に基づく対策を速やかに推進するとともに、避難者の健康保持の観点から空調設備等の整備をする場合の支援策を拡充すること。

また、大阪府北部を震源とする地震（平成 30 年）を踏まえて、通学路、学校施設、避難路などの安全確保のために現行法令に適合しない又は危険な状態にあるブロック塀等の専門的な調査や、撤去・改修が必要であるため、安価で耐久性のある木製フェンスの開発を含めた技術的支援や財政支援を充実させること。加えて、令和 6 年能登半島地震を踏まえ、ライフライン（上下水道、ガス等）の耐災害性の強化に向け、上下水道施設の更新・耐震化、災害対策の加速化・深化や、給水優先度が高い医療機関や避難拠点等の重要給水施設管路の耐震化の促進、事務事業の広域化・共同化など基盤強化に必要な財政措置を拡充するとともに、早期復旧を可能とする全国の相互応援体制の確立等を行うこと。

特に上下水道施設については、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震の被害状況を踏まえ、上下水道施設の更新・耐震化などの災害対策を加速化させるため、交付率の引き上げや交付要件の緩和等、財政支援の拡充を行うこと。

さらに、平成 30 年北海道胆振東部地震や令和元年房総半島台風や東日本台風等の風水害における大規模停電を踏まえて、電力会社に対して、災害に強い電力供給体制の整備、及び電力の安定供給や適切な情報発信が可能な体制の強化を働きかけること。

災害時の電力の確保や、帰宅困難者の一時滞在施設となり得る民間施設を確保する観点から、停電時に住宅やビルなどの電力を確保できるよう、太陽光発電や蓄電池、電気自動車等を活用した電力供給システム等の普及促進を図ること。

加えて、ライフラインの停止や復旧活動の状況、復旧見込みなどの情報を、指定公共機関であるライフライン事業者と地方自治体が共有し、連携して復旧活動が行える体制を強化すること。

また、浸水想定区域内にある医療・福祉施設の浸水被害を軽減するため、嵩上工事や盛土工事など防災対策に必要となる費用について、財政措置を行うこと。

「世界遺産・国宝等における防火対策 5 か年計画」を延長するとともに、地方自治体の指定文化財についても同様に防火をはじめとした防災対策を講じる必要があるため、国において防火設備や警報設備の整備等に必要な財政措置を拡充すること。

（4）緊急輸送道路等の公共インフラの整備

幹線道路の被災等で広域にわたり孤立した地域が発生した事例があるため、緊急輸送道路、港湾施設、鉄道施設及び空港施設の防災対策を含め、災害時の輸送体制の整備を図ること。また、いまだ骨格を形成する基幹的交通網さえ整備されていない地域も含め、高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定 2 車線区間の 4 車線化、及び直轄国道等とのダブルネットワークの構築など、リダンダンシーを確保し強靱な国土軸を構築するため、公共インフラの整備を早急に進めること。迂回路となりうる道路の防災対策に対して、十分な財政措置を講ずるとともに、関係機関が通行規制や迂回路情報などを一元的に共有、発信する仕組みを構築すること。

さらに平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路及びその代替・補完路の追加指定については、地方の意見を十分反映すること。また、指定道路の整備・機能強化を推進するとともに、そのために必要な補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。加えて、湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、リダンダンシーの確保等の観点や、国土全体にわたる連結強化の重要性を踏まえ、取り組むこと。

(5) 防災体制の整備及び災害対応の人材育成

総合防災システム、災害対応支援システム、マイナンバーシステムと接続した避難所運営システム、建物被害調査システム、物資調達・輸送調整等支援システム等の防災関係システムの統一化・標準化など、災害時に必要な防災体制の更なる充実を図ること。

また、医療資源が脆弱な被災地域において、通常医療への移行に向けた継続的な支援体制を国の主導により構築すること。

大規模災害時に必要な保健・医療・福祉の人材を確保するため、DMAT や DPAT、DHEAT に留まらず、災害派遣福祉チーム (DWAT、DCAT) や二次救急医療機関等の幅広い職種を対象とした全国レベルの人材育成研修を各地で継続的に実施するとともに、受講可能人数を拡大すること。

また、各都道府県が実施する DMAT や DHEAT 等の養成研修など、医療関係者等の災害対応力向上に向けた取組を推進するため、財政的、人的支援措置を講じるとともに、国が実施する研修等の受講可能人数を増やすことができない場合には、国の研修受講者と同等の立場で活動できるよう、認定する仕組みを設けること。災害時の医療に必要な災害薬事コーディネーターについて、研修や訓練などの人材育成に対して、災害医療コーディネーターと同様に、国の積極的な関与と財政措置を講ずること。

DWAT など、要配慮者や被災者に対する福祉関係者による支援について、災害時の支援活動に係る経費負担等の法令上の整理をするほか、平時の研修等の取組に対する財政面での支援の充実を図ること。

平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担う消防団員が全国で条例定数に満たない状況にあることから、その確保・育成に向けた財政支援等を強化するとともに、近年の就労環境の変化により、消防団員に占める被雇用者の割合が増えていることを踏まえ、企業経営者など、事業者の消防団活動に対する理解が進むよう、対策の充実を図ること。

併せて、高齢化の進展などにより、自主防災組織の担い手不足が深刻であるため、若年者を含めた担い手の確保及び活動の活性化について対策を講じること。

さらに、災害発生直後の被災状況の把握、孤立地域等における被災者の救出や搬送などで必須かつ有効な消防防災ヘリコプターについて、自治体の導入や運用に関する財政支援を強化すること。

特に、消防防災ヘリコプターの運航体制を強化し、2人操縦体制による安全運航の実施が求められている中で、全国的に操縦士が不足している状況を踏まえ、航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるとともに、養成機関の創設など技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じること。併せて、地方自治体において2人操縦体制を構築・維持するための財政支援の更なる充実を図ること。

また、消防防災ヘリコプターの運用に当たっては、大規模災害等の際にヘリコプター本体やヘリポートの施設・設備が被害を受けた際に、災害対応力の低下を防ぐため、速やかに復旧が可能となるよう財政措置を講じるとともに、国が主体となって、大規模災害の発生時や耐空検査等の運航休止等において、救助活動等に活用可能な代替機体の整備を行うこと。

加えて、全国からの広域的な応援活動や後方支援の拠点となる広域的な防災拠点の整備に対する技術的、財政的な支援を充実すること。

機動救難士等がヘリコプターに同乗し、出動してから1時間で到達することができない海域の解消に向け、航空基地のヘリコプターの増強や、未配置となって

いる航空基地への機動救難士の配置など、海上保安庁の更なる救助・救急体制の強化を図ること。また、大規模な海難事故等の発生時における地元自治体等の現地対応や捜索活動経費等の財政負担に対する支援を行うこと。

国からの多数の照会があると、災害対応業務に支障を来たすため、その在り方を整理すること。国が収集した情報について自治体と早期に共有すること。

(6) 孤立集落対策

離島を含む孤立化の恐れが高い地域においてシステム通信を含む各種ライフラインの強化や迂回路、耐震強化岸壁などのインフラ整備、ヘリの離着陸場所の確保、備蓄の拡充や保管場所の確保など、事前の孤立集落対策への技術的、財政的支援について一層の強化を図ること。

(7) 死者・行方不明者の氏名等公表

死者・行方不明者に関する情報の取扱いの考え方等について、自治体の事務負担に配慮したうえで国が指針を示すこと。

3 多様な災害対策の推進について

災害に強い国づくり、まちづくりを進めるため、多様な自然災害等に対する的確な対策を講ずることとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 風水害対策

ア ハード対策の促進

「流域治水」の考え方に基づき、河川、ダム等の整備、山間部の保水保全、農地、住宅地において実施する治水対策、農業用ため池等の防災工事及び維持管理を含めた水災害防止対策の推進を図るとともに、雨水貯留機能の保全と施設整備、雨水流出抑制施設整備等の流域対策など、流域全体の水災害軽減策の強化を図ること。農業用ため池の決壊による浸水被害が発生していることから、老朽化が進行しているため池及び近年頻発している豪雨時の排水能力、又は地震耐性を有していない防災重点農業用ため池の防災工事や、ため池の廃止・統合に対する支援に努めること。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の取組を着実に実施するための財源確保と地方財政措置の充実を図るとともに、土砂災害の専門家による調査などの技術支援や地域に精通した技術職員の確保など国及び地方自治体の組織体制の強化といったソフト対策をハード対策と併せて総合的に推進すること。

災害復旧に当たっては、改良復旧を災害対策基本法等においてさらに明確にし、改良復旧による整備を推進するとともに、災害査定に係る費用について、地方負担の軽減を図ること。

国管理河川のバックウォーターの影響がある支川の整備・管理体制の強化や支川管理者、地元自治体との排水や越水などの情報共有による住民避難体制の強化を図ること。

河川の氾濫による浸水等によって大きな被害が想定される地域においては、居住等の誘導先について明らかにするなど、土地利用や住まい方に関する制度等について検討すること。

土砂災害対策については、現行制度では対策できない箇所について支援できるよう、新たな制度の創設を検討すること。

また、災害復旧事業による砂防堰堤等の緊急除石の制度拡充を検討すること。

土砂災害の防止・軽減の基本である砂防関係施設の整備による事前防災対策を計画的かつ強力に推進するとともに、既存の砂防関係施設の高機能化、多機能化を図り、より効率的・効果的な施設整備を推進すること。

被災した大規模公園施設、園芸施設や集出荷施設の復旧には多額の資金が必要なことから、復旧・復興に係る支援事業は、激甚災害指定等の有無にかかわらず、柔軟に適用するとともに、全額補助とすること。

イ 避難対策強化

市町村が統一的な基準によりハザードマップを作成し、過去の災害記録やダムの洪水調節能力を超える洪水など、住民に対して地域の災害リスク、避難行動の必要性を周知できるよう、技術的・財政的支援を充実すること。

また、より適正な避難情報の発令や住民の避難行動につなげるため、観測・予測精度の向上等を図ることや、「避難スイッチ」「マイ・タイムライン」等の、避難行動を起こすきっかけとする目安を住民自ら決める取組の普及に地方自治体とともに努めること。線状降水帯の発生情報の充実に加え、発生予測の精度向上及び避難対策への技術的支援に努めること。

避難情報の早期発令のための地方自治体との情報共有体制の充実を図るとともに、気象庁による会見等による呼びかけなど、気象庁と報道機関が連携した効果的な情報発信の更なる充実を努めること。

避難行動を促すための避難情報の発信の在り方について検討すること。また、冬の夜間の避難行動に備え、避難場所等における防寒対策に向けた財源措置等を行うこと。

さらに、避難所の過密を抑制するため、避難所の混雑情報の周知や、避難所外避難者の迅速な把握方法などについて、技術的助言を行うこと。

より効果的な気象や避難情報の伝達方法や、住民の避難意識を高める普及啓発の強化などを検討すること。

「顕著な大雨に関する情報」や「土砂災害警戒情報」などの気象情報や、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」による警戒レベル、屋内での安全確保や高齢者の早期避難に関する法令上の規定及び用語の意味を国民にわかりやすく説明し、住民の理解が進むよう、一層の周知徹底を図るよう、地方自治体とともに取り組むこと。また、それらの情報の発表・発令に伴う住民の避難行動について、検証を行い、避難対策の充実強化に早急に取り組むこと。そして、豪雨災害で、高齢者等避難や避難指示の発令がない状況で「緊急安全確保」が発令された事態があることを踏まえ、避難指示の発令に関する実践例の共有など、自治体の避難判断や情報発信の取組に対する支援に努めること。

加えて、防災情報を確実に伝達し、適切な避難行動を促すため、警戒レベル等の変更への対応も含め、防災行政無線や防災情報システムなどの情報伝達手段の充実・強化に対して、新しい情報伝達手段システムの開発と整備も含めた技術的・財政的な支援を行うこと。住民の迅速な避難に資する雨量計、河川の水位計、監視カメラの機器更新や、津波避難施設の整備に対する財政支援の充実を図ること。また、線状降水帯の発生を予測するための研究や資機材の開発を早急に進めること。土砂災害警戒情報や氾濫危険情報等の警戒レベル相当情報の提供と、避難対策への活用について検証を行い、気象台や都道府県の市町村への助言の在り方を含め、市町村の避難対策や住民の避難行動に繋がる防災気象情報の提供体制の充

実強化を図ること。緊急速報メールについて、地域の危険度に応じてきめ細かに避難指示等の伝達ができるよう、市町村域内を細分化した配信ができるよう検討すること。

高齢者など避難行動要支援者の円滑な避難に向けて、個別避難計画や施設等の避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施、また、計画作成や実際の避難を支援する人材の育成・確保、ICTの活用も含めた避難支援体制の充実に向けた技術的・財政的な支援の充実に努めるとともに、必要性について住民に分かりやすく周知すること。加えて、個別避難計画作成にあたり、介護支援専門員等の専門職による参画を法律上の職務として位置付け、同職の法定研修に防災に関する内容を盛り込むこと。

また、個別避難計画作成に関して介護支援専門員等が参画する場合には、地方自治体の負担を伴わない形で手当とする仕組みを創設すること。

防災情報の提供など、警戒避難体制の構築の一助を担うソフト対策に資するシステムの更新、保守・点検など、恒久的な費用が必要な事業についても、地方財政措置の充実・強化を図ること。防災におけるDXを推進するとともに、AIを活用した災害対応に係る取組の強化を行うこと。

避難所開設状況調査について、指定避難所以外への避難者を含めた避難者数を初動期で全数把握することは困難であることから、避難所運営を行っている市町村の負担に配慮し、調査の報告時期や項目等の運用の見直しを検討すること。

ウ 広域避難体制の強化

浸水範囲が広がる大規模な水害では避難場所も不足し、都道府県や市町村の枠を超えた広域避難が必要になるが、水害を想定した広域避難は十分なリードタイムが必要なことや、災害発生前からの避難に関する住民の意識啓発等の課題も多いことから、学校や企業、地域における対応、通常の避難情報に対する広域避難の情報の提供の在り方などを整理し、広域避難に関する普及啓発の徹底に取り組むこと。

また、国のリーダーシップによる広域避難体制の整備を進めるとともに、地域における広域避難の検討の促進が図られるよう、わかりやすく、実現可能な広域避難に関するガイドラインの策定を進めるなど、広域避難対策の更なる強化に取り組むこと。

(2) 津波対策

津波防災地域づくりを推進するため、技術的支援、財政的支援及び津波防災地域づくりに関する普及啓発など、最大クラスの津波に対する防災対策に必要な各種支援を充実すること。

調査が遅れている日本海側及び南西諸島海溝沿いにおける活断層等地震の長期評価や、中部地域等における地域評価を早期に実施するとともに、石川県能登地方を震源とする群発地震が日本海沿岸地域に与える影響について分析し公表すること。また地震・津波の観測体制の強化を図ること。さらに、DONET、S-netなど、海底地震津波観測網の整備を基に、全ての地域を対象とした広域的な津波予測システムを整備すること。

津波避難施設の整備に対する支援を継続し、必要な予算を確保した上で、更なる支援の拡充を図ること。

また、地震を伴わない津波の発生メカニズムの解明を行うこと。

(3) 火山防災対策

国、地方自治体、公共機関、民間事業者等が一体となって、総合的かつ計画的にソフト・ハード両面から火山防災対策を推進するため、活動火山特別措置法の改正趣旨に鑑み、より一層、火山防災対策の充実を図るとともに、緊急に整備すべき施設・設備等については、国による財政負担の検討を進めること。

戦後最悪の火山災害となった御嶽山噴火をはじめ、相次ぐ噴火を踏まえて、令和6年4月に設置された火山調査研究推進本部の機能が十分果たせるよう、観測や情報連絡体制整備、火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成や継続的な確保、人材活用について、地方公共団体への支援を含め一層の充実・強化を図るとともに、地元に着した調査研究を行い、火山噴火の予測精度の向上等を図る取組を推進すること。

火山周辺地域における避難計画の策定が進んでいないことから、噴火シナリオ、ハザードマップや避難計画の作成主体に対して、これまで以上に財政支援及び技術的な支援を講じること。特に、火山活動の切迫性や噴火した場合の社会的・経済的影響等を踏まえ、現行では活火山法の「避難施設緊急整備地域」に特に重点が置かれている避難施設等に対する財政的支援の適用範囲を拡大するとともに、噴火に伴う溶岩流や降灰等の影響が広範囲に及ぶ場合や、社会的影響が大きい場合等、避難対策を特別に強化する必要がある地域を指定し、これらの地域において国が主導して行うべき火山防災対策に係る基本的な計画を作成すること。

退避壕・退避舎等の避難施設の整備について、設置主体及び費用負担等、整備の在り方について引き続き検討するとともに、噴火による社会・経済活動への被害を最小化するため、溶岩流等を制御する堰堤や避難道路などのハード対策、避難訓練の実施・分析などのソフト対策の両面から、事前防災対策等の計画的な実施等を推進すること。

火山周辺の観光地を訪れる外国人や高齢者等の災害情報の収集が困難な者や、通信不感地帯における登山者等への情報発信体制の整備、地域住民や登山者等の避難状況を把握できるシステムや避難を支援するアプリの整備・運用など、円滑な避難ができるよう、国や自治体からの避難情報も含め効果的に情報伝達できる対策や財政支援を講じるとともに、最新の科学技術を積極的に活用した研究に取り組むこと。

火山灰は、火山災害警戒地域を越えて、広範な地域のライフライン等に多大な影響をもたらすことが想定され、特に富士山火山が大規模噴火した場合、降灰は首都圏を直撃する可能性が高く、その除灰は極めて大きな課題となる。大規模降灰を想定した火山灰の除灰方法、仮置き場の設置、埋め立てなどの最終処分、降灰からの広域的な対応を含めた避難方法などについて、国が司令塔としての調整を行い検討を進め、実効性のある対策を示すこと。

(4) 雪害等対策

豪雪による被害を防ぐため、時間単位での予報の精度を高めて情報を提供するなど、防災気象情報の改善を図ること。特に、近年の豪雪では、各地の高速道路や国道で自動車の立ち往生や長時間にわたる通行止めが多数発生しており、このようなことが二度と起こらないよう各地での発生要因の分析・検証と再発防止策を講ずること。除雪体制の強化や迅速な情報伝達、交通全体のオペレーション改善など抜本的な対策を講じること。「顕著な大雪に関する気象情報」など大雪に関する気象情報について、住民が適切な行動をとれるよう、改称も含めて検討し、分かりやすく情報提供すること。大雪等の予防的な通行規制を実施する際に、関

係機関において情報共有体制を構築するなど、国・高速道路株式会社等の関係機関による広域的な協力体制を一層強化すること。大雪時は非常時であることを国民が理解し、企業や公共機関、学校等を含めた社会全体での協力体制を構築するため、政府一体となって、荷主等も含めた経済団体に対し、不要不急の外出自粛、時差出勤やテレワークの推進による出社抑制、配送計画の見直しを広域的に周知・啓発するなど、大雪時に車両流入を抑制するための国民の行動変容に向けた取組を進めること。また、豪雪による通行止めや大規模な渋滞を回避するため、幹線道路において、消融雪設備の増強、スタック車両を排除する機械や大型車の一時待避所を確保するなど、一般道路の吹雪・雪崩危険箇所へのハード対策、高規格道路における暫定2車線区間の4車線化やソフト対策の強化等による、広域除雪に対応できる強靱な道路ネットワークを構築するなど、事前対策の充実を進めるとともに、やむを得ず通行止めや車両滞留等が発生した場合には、早期の交通再開に向けた集中除排雪体制を整備すること。前年度の除排雪経費を特別交付税の対象経費に算入するなど、労務単価の高騰等により増大する雪害対策費に対する財政支援を拡充すること。さらに、雪害対策のための設備強化は、地域鉄道事業者の経営に大きな負担であることから、豪雪地帯を運行する鉄道事業者の雪害対策については、補助率の嵩上げを行うこと。

交通障害・渋滞が深刻化する原因として、運転者に現在の道路状況が十分に伝わらずに新たな流入を招き、さらに渋滞等を拡大させるという悪循環に陥っていることから、高速道路や主要国道等について、交通規制や積雪などの路面状況、渋滞や滞留時間などの道路交通情報を広域かつ一元的にリアルタイムで物流事業者や運転者に知らせる仕組みを構築すること。

さらに、過酷な労働条件により除雪オペレーターの担い手不足が深刻化していることや、除雪業者の安定経営などの観点から、除雪業務を魅力的なものとし都道府県及び市町村の除雪体制を安定的に確保できるよう労務費単価改善等を行うとともに、少雪時でも除雪業者が経営を維持できるよう最低保証などの制度に労務費も対象に含めること。

除雪オペレーターの担い手不足に対応するためにも、除雪作業の効率化・省人化に資するICTを活用した除雪車の導入が必要不可欠であることから、新技術を活用した機械操作の自動化及び吹雪時の車両運転支援技術などの研究開発をより一層推進するとともに、地方の除雪作業の効率化・省人化に向けた取組に対し、更なる財政支援の充実を図ること。

加えて、積雪寒冷地域以外において、積雪寒冷地域と同程度の降雪が確認された場合には、道路除雪費用の緊急臨時的な増大を抑えるため、対象外地域でも国庫補助等の対象とすること。併せて、最近の大雪災害による教訓を踏まえ、普段降雪の少ない地域で大雪となった場合の広域応援体制や費用負担等の仕組みづくり等を検討すること。

近年、スキー場等のエリア外、いわゆるバックカントリーにおいて、雪崩事故等が多発していることを鑑み、ガイドライン策定や、安全意識の底上げ、効果的な情報伝達について検討すること。なお、検討に当たっては、県境を跨ぐ広域的なケースや、外国人愛好者に向けた多言語対応について考慮すること。

(5) 大規模火災対策

強風や巨大地震等による木造建築物が密集する地域における大規模火災への対応を強化するため地形や街並み等の地域特性に配慮した住宅等の防火対策や市街地整備、消防力の整備などに必要な財政措置の充実を図ること。

4 発災後の総合的な復旧・復興支援制度の確立について

被災後の被災住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧・復興を推進し、加速させるため、東日本大震災の教訓や熊本地震、令和6年能登半島地震に関する対応状況等を踏まえ、現行の大規模災害からの復興に関する法律からさらに踏み込んだ、財政支援制度等の確立を含む復旧・復興基本法（仮称）を整備すること。その際、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧・復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施できるよう、国が必要な財源（復興基金や新たなまちづくりに向けた復興交付金等の制度化を含む）を措置し、次の事項を含めた総合的な支援制度を確立すること。

(1) 「第2期復興・創生期間」後も必要となる被災地の復興への支援

東日本大震災の「第2期復興・創生期間」の終了後も復旧・復興を速やかに進行させるため、原形復旧が原則とされている復旧・復興財源の制限撤廃、災害査定等の一連の事務手続の更なる効率化・迅速化及び事業期間制限の緩和、激甚災害の適用措置の拡充など、災害の実情を踏まえ不断の見直しを行い、既存制度にとらわれない規定を創設すること。

また、復旧・復興に高度な技術を要する国指定重要文化財等については、人的かつ技術的支援を行うとともに、補助率の嵩上げ等、迅速かつ万全の措置を講じること。

(2) 発災後の計画的復興に対する支援

復興が計画的に、かつ、円滑に進められるよう、当該年度に必要な予算を早期に確保するとともに、東日本大震災や平成28年熊本地震対応のため講じられた特別な財政措置等で、今後の大規模災害発生の際にも必要不可欠なものについては、常設化し、被災自治体が復旧・復興の実施に注力できるような仕組みを構築すること。

また、災害ボランティア車両に対する有料道路の無料通行措置が適用されるよう、被災自治体が各地方道路公社等に行う要請について、複数の地方道路公社等と連絡調整を行う時間的及び作業的な負担が大きいことから、大規模災害時の手続の簡素化等の措置を図ること。

(3) 被災者生活再建支援制度等の住まいと暮らしの再建への支援

相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

制度の内容については、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

また、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。さらに、被災者生活再建支援制度については、近年の物価高も踏まえた支給額増額や適用条件の緩和、国負担の強化など、更なる充実を検討すること。こうした被災者生活再建支援の充実の検討に当たっては、現状以上の自治体の負担を招かないよう配慮すること。

特に、短期間に何度も被災する場合の生活再建は困難を極めることから、短期間で複数回被災した世帯の負担軽減策を検討し、被災者支援に当たっては、別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。加えて、特別交付税措置の対象を市町村にも拡大するなど、地方自治体独自の支援制度への財政支援を検討するとともに、国民に対して民間保険の活用を促す観点から、火災保険の特約である水害補償の保険料について、地震保険料控除制度と同様に、所得税・住民税の所得控除の対象とすること。令和6年能登半島地震において発生した液状化被害について、被災者の生活再建のための国が実施する液状化対策を早期に示すとともに、事業費が多額になることに加え、住民の合意形成や用地境界の確定が困難であること、本格的な対策実施までに時間を要することなどの実情に十分配慮し、予防対策に取り組む自治体や、世帯に対する技術的・財政的支援や、液状化のリスクに関する普及啓発に取り組むこと。

併せて、大規模災害の被災地においては、住宅の再建が困難な被災者がいることから、応急仮設住宅の供与期間が延長になった場合には、引き続き延長に係る財政措置を行うこと。

これらに加えて、住まいの再建・確保に向けた相談支援など、被災者それぞれの状況に応じて支援を実施する災害ケースマネジメントについては、地方自治体への継続的な普及啓発に努めるとともに、取組に対する財政支援について検討すること。

被災者支援については、複数の法制度等による趣旨の異なる制度が混在し、被災自治体や被災者にとってもわかりにくく、また、救済される被災者も限定されている。被災者支援施策については、国において、民間保険による救済とのバランスも考慮し、抜本的に検討を行い、被災の実情に応じた適切で不公平感のない、統一かつ持続的な被災者にとってより分かりやすい救済制度を検討すること。

災害弔慰金について、ある年は、雪の事故で亡くなった方に災害弔慰金が支給される一方で、ある年は支給されないといったことが生じているため、不公平が生じない仕組みとすること。

また、災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、被災者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保、被災自治体の復興支援のため、必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援を継続すること。

さらに、原発事故による避難者や帰還した住民のための災害公営住宅に係る東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者や帰還した住民の厳しい生活再建状況や風評被害、人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況を鑑み、震災復興特別交付税を含め、現行の支援水準を維持すること。

(4) なりわいや産業の復興への支援

地域経済の回復に不可欠な被災企業の早期再建や生産力強化、災害復興支援策として新規企業の誘致・立地・設備投資や既に立地している企業の再投資に必要な税制上の特例措置を講じること。

また、大規模災害時には、商工業者が迅速に事業再開し、農林水産業者が早急に生産活動を再開できるよう必要な支援を行うとともに、補助対象経費の柔軟化や申請事務の簡素化を図ること。事業再建に向けて、販路開拓など売上減少の間接的な被害を受けた事業者への支援を行うこと。激甚災害指定を受けた都道府県間で、支援に差が生じないよう制度の充実を図ること。風評被害を防止するため

の正確な情報発信や誘客のための取組など、観光産業に対する支援を行うこと。

さらに、中小企業基盤整備機構が行う小規模企業共済制度を拡充した災害共済制度を創設すること。

加えて、被災した中小企業等への国の補助制度は、被害額の積み上げに応じて、活用可能な補助金や運用等が都道府県間で異なっていることから、激甚災害の適用を受けた際には、等しく支援を得られる制度に見直すこと。

被災した内水面養殖業者の生産物や施設等に対する補償制度の充実や、河川等が復元されるまでの内水面漁業協同組合の運営を支援する基金の創設又は助成制度の拡大に努めること。

(5) 災害救助法の見直し等

広域避難者の発生、事態の長期化及び行政機能の喪失等を想定し、被災地以外の地方自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。また、迅速かつ効果的な救助を行うため、期間や資金使途などの制約の撤廃等、地方自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲を含めて見直しを行うこと。

特に、住家被害認定調査や罹災証明書の発行業務、応急仮設住宅の維持管理に係る経費、断水地域や孤立地域への仮設トイレや生活必需品の供与、避難所以外における避難生活基盤に対する支援に係る経費、自宅や応急仮設住宅等の被災者への戸別訪問による健康管理・精神保健活動・福祉活動、災害ボランティア活動に係る経費全般等を対象とするよう、救助範囲の拡大を行うとともに、必要な経費について確実な財源措置を行うこと。被災の状況等により、やむを得ず避難所運営管理を外部委託する場合にも、災害救助費による措置を柔軟に行うこと。

災害救助に係る事務費について、上限額の撤廃など充実を図ること。救助事務費の上限額については、応急仮設住宅の設置如何で大きく変動するため、救助に係る事務の実態に応じて十分な措置がなされるよう、算定方法の見直しを検討すること。併せて、救助範囲の拡大に伴って地方自治体職員の事務負担が増加することについて、例えば、求償事務の簡素化など負担を軽減するための措置を講じること。

また、求償事務においては国が統一的な基準を示し、地方自治体により差が生じることがないようにすること。

また、法第2条第1項に係る4号基準による都道府県の判断以外にも、管内の一定割合の市町村に適用され、被災市町村間の格差や不均衡が課題になるような場合、都道府県内一律に適用できるようにするなど、客観的かつ弾力的な適用基準について検討すること。

避難生活を早期に解消し、居住の安定を図るため、既存公営住宅等を災害救助法に基づく「応急仮設住宅」に位置付けるとともに、災害公営住宅の建設について、技術的・財政的支援を行い、採択条件となる滅失住戸の判定について、条件を緩和するなど弾力的な運用とすること。

制定から70年が経過する同法について、みなし応急仮設が主流となっている実態や物資の調達環境の変化などを踏まえ、被災者支援制度の充実の観点から、見直しの検討を行うこと。また、家賃上限を超える額を被災者が自己負担することを認めるなど契約条件の緩和について検討すること。

救助の実施は都道府県が行うとされているが、国が当該費用を国庫負担の対象外とした場合、都道府県（又は都道府県から事務委任を受けた市町村）による安定的な救助の実施の支障となることから、災害救助事務取扱要領の明文の記載等

により対象外である事案を除き、国庫負担の対象外とすることがないように運用を見直すこと。

(6) 災害時の生活再建支援事業のためのシステム構築及び罹災証明制度の見直し

近年の地震・風水害の実情を踏まえ、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、業務の「標準化」を検討すること。

また、住家被害認定調査について、システムと連携した端末を活用するなど簡素化・効率化を図るとともに、被害認定調査・罹災証明書発行・被災者台帳管理のためのシステムに対し、構築と運用に係る財源を含めた支援制度を充実すること。国が「クラウド型被災者支援システム」を運用しているが、罹災証明書交付等のシステムは、既に各自治体で導入が進んでいる実態を踏まえ、国が主導してシステムの全国統一化を図ること。

さらに、罹災証明書の判定結果が国費を伴う各種支援と連動している点を踏まえ、住家被害認定調査結果にばらつきが生じないように、被害認定に係る指針の解釈の丁寧な説明や必要に応じた見直し等を図ること。

併せて、近年、工場・店舗等の非住家の罹災証明書についても、事業者向け補助金等各種支援制度の適用基準とされている状況等を踏まえ、被害認定に係る指針等を明確化すること。

5 原子力災害対策の推進について

平成 28 年 3 月の原子力関係閣僚会議において決定された、「原子力災害対策充実に向けた考え方 ～福島の実教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える～」の実施にあたり、政府一丸となって原子力災害対策に主導的立場で対応するとともに、全国知事会等と意見交換を行い地方自治体の意見を十分に反映させること。

(1) 原子力安全対策の充実

ア 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故は起こるものということ为前提に、事故時に放射性物質の大量放出を伴う事態を生じさせないように、深層防護、多重防護を徹底し、科学的・技術的根拠に基づいた厳格な安全規制を行うこと。

イ 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る検証と総括を行い、得られた教訓や新たな知見、世界の最新の知見を規制基準に反映すること。併せて、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震における原子力発電所への影響等についても検証すること。さらに、原子力規制委員会は、能登半島地震で得られた新たな知見や立地及び周辺自治体をはじめ様々な専門家の意見を聴きながら幅広い議論を行い、IAEA 等の関係機関や事業者からの意見も聴いた上で、規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、安全規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

また、真に実効性のある安全規制とするため、規制基準に基づき厳正かつ迅速に審査・検査が行えるよう体制の拡充・強化を図るとともに、安全規制の見直しや取組の状況、安全性について、国民に対し自ら主体的に説明責任を果たすこと。

また、高経年化原子炉や運転期間延長に関する新たな安全規制については、科学的・技術的根拠を明確に示すとともに、審査結果を国民に不安を与えることのないよう分かりやすく丁寧に説明すること。

(2) 原子力防災対策の推進

ア 原子力災害対策指針については、複合災害時における対策など住民の具体的な防護対策等が、未だ不明確であり、令和6年能登半島地震など、これまでの自然災害の経験、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、定期的な意見交換の機会を設ける等により関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。また、UPZ 外においても必要に応じ防護対策を実施することから、対策の具体的実施方法を明らかにすること。加えて、これらに係る所要の財源措置を行うこと。さらに、防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め早急に検討すること。

イ 原子力災害対策指針においては、UPZ 内外とも屋内退避が最も基本的な防護措置とされているが、国は、住民が安心して屋内退避できるよう、屋内退避の重要性について情報発信すること。

また、令和6年能登半島地震の状況も踏まえ、大規模地震との複合であっても、この仕組みが最適であるのか研究を行い、必要な措置を講ずること。

これら防護措置の考え方について、原子力施設の立地及び周辺自治体の住民をはじめとする国民に対し、科学的根拠に基づく丁寧で分かりやすい説明に努めること。

ウ 避難ルート等の検討や準備、緊急時モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講ずること。

エ 高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員及び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償の在り方等に関連する法整備を図ること。また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、具体的な検討を進め、必要な対策を講ずること。

オ 防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、原子力災害医療体制、安定ヨウ素剤の緊急・事前配布など住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時退避所、病院、福祉施設等の放射線防護対策等について、関係府省庁一丸となって対応すること。このうち、原子力災害医療については、複合災害発生時における原子力災害医療派遣チームと DMAT 等の医療チームとの役割分担の整理や運用上のルールづくり等を都道府県、原子力災害拠点病院及び DMAT 指定医療機関等の意見を聞きながら行うこと。また、緊急時モニタリング体制について、令和6年能登半島地震では、電源及び通信の多重化を行ったモニタリングポスト等においても欠測・伝送不良が発生したことから、緊急時に防護措置の判断が確実に実施できるよう、必要なバックアップ体制を含め緊急時モニタリングについて国が責任を持って検討・整備を行うとともに、その内容を関係自治体に説明すること。

加えて、原子力災害医療派遣チームなど、原子力災害時に対応する医療人材の養成、確保を促すため、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関に対する財政支援を拡充すること。

カ 令和6年能登半島地震も踏まえ、都道府県や市町村の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、積極的に地方と連携するとともに、避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保、広域的な交通管制に係る調整、避難退域時検査の体

制整備並びに必要な資機材の整備、電波を送受信するアンテナや中継器等の機能を維持するための通信の強靱化、発電所の状況や避難情報などを集約したポータルサイトの立ち上げ、避難に係るインフラの整備や維持管理を行うなど、広域的な防災体制の整備について、国が主体的に取り組むとともに、事業者に対し関係地方自治体と積極的に取り組むように指導すること。また、広域避難の受入に必要な避難施設の確保について、教育関連施設や民間施設の活用が図れるよう、関係省庁から施設管理者への協力の要請や必要な調整を行うこと。

併せて、都道府県域を超えるような広域的な UPZ 内外の原子力防災訓練について、国が先頭に立ち、事業者、関係自治体及び住民と連携しつつ、実践的に実施すること。

キ 複合災害や重大事故が起こった場合に備え、自衛隊、消防などの実動組織の支援内容、現地における指揮命令系統や必要な資材の整備等について、「実動部隊の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続きオンサイト対策に必要な資機材の確保など具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

ク 原子力防災体制の見直しにより関係自治体を実施する防災対策の範囲が大きく広がっている状況を踏まえ、原子力施設の立地状況や周辺の人口規模、道路事情等を考慮し、自治体が必要と判断した防護対策や緊急時モニタリング体制の整備等については、UPZ の内外にかかわらず、必要な財政支援及び人的支援を行うこと。

ケ 冬季に原子力災害が発生した場合の避難道路の除雪や確保について、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。

特に、高速道路と国直轄管理道路の管理者間の連携や体制の強化について、国土交通省が設置する冬期道路交通確保対策検討委員会の検討結果を踏まえ、地域原子力防災協議会において、必要な検討を行うこと。

コ 避難路について、地方負担を求めず国が責任を持って整備することを早急に制度化するとともに、緊急時避難円滑化事業の充実を図るなど、安全かつ迅速な避難のための交通基盤整備を促進すること。

6 国民保護の推進について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするため、国は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施に向けて万全の態勢を整備することとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 北朝鮮情勢への的確な対応

国際社会からの自制の求めに応じず、弾道ミサイル技術を使用した発射を強行する北朝鮮に対して、毅然とした外交交渉を推進するとともに、万一の危機発生時に備え、国民への情報提供をはじめとした的確な対応を取れる体制の維持を図り、特に北朝鮮が弾道ミサイルを発射した際には、我が国へ特段の影響を及ぼすおそれがないと認められる場合も含め、迅速な情報提供に一層努めること。

(2) 国民保護対策の推進

ア 国際社会と協調し、外交を含むあらゆる対策を講じて、我が国の安全・安心に

影響を与える事態の回避を図ること。

イ 事態の進展や島しょ部などの地域特性に応じた避難路や輸送手段の確保方策など、広域的な避難体制の構築を図ること。

ウ 緊急一時避難を含めた避難施設について、国有施設を積極的に開放するとともに、都道府県による民間施設の指定が進むよう、国から民間団体への働きかけをより一層強化すること。併せて、施設管理者に負担が生じないよう、事故や損害発生時の責任や補償について、統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示すること。

また、避難施設の表示については、国の主導の下で、設置基準等を定め、施設管理者や国民の理解が得られるよう周知を徹底し、導入する際の混乱回避に努めること。

さらに、避難の長期化も見据えた備蓄の整備、避難施設の運営方法などについて検討のうえ明示し、避難施設の実効性の確保に努めること。

エ シェルターの整備について、令和6年3月に、国の考え方が示されたところだが、全国的な整備についての必要性や考え方を継続的に整理するとともに、自治体や国民に対し、継続的に情報発信し、要件を満たす市町村に対しては、十分な情報提供を行い、ランニングコストも含めた財政面、技術面の支援に努めること。

オ 自治体が、広域的な避難者の受入計画を検討する際の参考となるよう、広域避難に関する国、自治体、防災関係機関及び指定公共機関の役割、措置に関する手順、所要費用の財政負担の考え方などを整理したガイドラインを作成すること。

カ 操業中の漁船に対し、近傍にミサイルが飛来する危険が及ぶと見込まれる場合には、即時、その情報を伝達する仕組みの導入に向けて早急に検討すること。

また、海上でミサイル等により、万一自国民・自国船が被災した場合の救援救出等も含め、EEZ内におけるわが国の国民の保護について、万全の対策を講じるよう、政府一丸となって検討すること。

キ 武力攻撃災害発生時の、国民や地方自治体への情報伝達体制を検証し、対策強化を図ること。

ク 事態の類型に応じた訓練想定の実施も含め、地方自治体と連携して、実効性のある訓練の推進に努めること。

ケ 訓練や資機材整備、避難体制整備等の地方自治体の取組について、財政支援の充実を図ること。

コ 国際情勢が緊迫する中、国民への適切な情報発信に努めるとともに、国民保護措置や訓練の重要性、状況に応じた具体的な避難方法について、国民や地方自治体の理解が進むよう、普及啓発を強化すること。特に、対応の暇がない弾道ミサイルの発射時の安全確保行動に関して、Jアラート発令時の対象エリアの住民の避難行動等を検証し、普及啓発を徹底すること。その際、国が避難行動としてQ&Aで示す「避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下施設に避難する」との考え方及び方針について、緊急時に指定の有無に関わらず民間を含めた施設管理者の協力が得られるよう、基本指針等に明示するとともに、周知を徹底すること。

サ 改正個人情報保護法に基づく「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が公表されたことを踏まえ、国民保護における安否不明者、死者・行方不明者の氏名等公表の考え方を示すこと。

シ 我が国の原子力発電所等に対する武力攻撃に関して、国において、次の事項について責任を持って対応すること。

(ア) 国においては、国際的な原子力安全と核セキュリティ確保対策の構築及び

国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。

(イ) それでもなお、原子力発電所等への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

(ウ) 万が一、原子力発電所等に対するミサイル攻撃等が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢に万全を期すこと。

ス 原子力発電所を含む重要生活関連等施設への武力攻撃事態等や複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定すること。併せて、生活関連等施設については、施設の性質、規模等が様々であり、施設数も多いことから重要施設に限定するなどの政令の基準の見直しを行うなど国民保護に関する業務が的確に実施できるよう努めること。

セ ミサイル攻撃等により原子力発電所から放射性物質が放出された場合に、都道府県へ避難等の防護措置を指示する国の指示・伝達体制の実効性を検証し、最適化すること。また、武力攻撃に対する原子力発電所の防御、原子力安全対策及び防災対策に係る関係法令等の内容を検証し、その結果及び対応方針を国民に示すこと。

ソ Jアラートの訂正等により国民に混乱が生じないように、情報収集・解析精度の更なる向上に努めること。

タ Jアラート等を含め、生活関連等施設や大規模集客施設に対する迅速・適切な情報伝達体制の強化を図ること。

チ 武力攻撃災害による被災者支援について、海外の被災事例などを踏まえ、被災者生活再建支援を含めた、支援策の在り方を検討、整理すること。

ツ 国民や来訪者の安全確保のため、放射性物質・爆薬の原料となりうる薬品等の管理強化、CBRNE 災害で必要とされる特殊医療に関する国立専門センターの設置をはじめ、総合的なテロ対策を推進するための体制を整備すること。

【地方行政関係】

1 地方公務員の定年引上げに係る制度移行について

令和5年度から施行された地方公務員の定年年齢の引上げにあたり、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引上げ期間中も行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する観点から、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために、人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講じること。

2 会計年度任用職員制度の運用について

会計年度任用職員制度の運用に必要となる財政需要については、各地方公共団体の実情を踏まえ、所要額について地方財政措置を講じること。特に、令和6年度から施行された勤勉手当の支給に当たっては、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。

また、地方公共団体によって、直面している行政課題や行政ニーズは様々であることから、地方の実情に応じた柔軟な運用が可能となるよう、不断に制度の検討を行うこと。併せて、制度の適切な運用に資する技術的な支援を継続して行うこと。

3 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の推進について

地方公会計については、平成27年1月総務大臣名の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知により、統一的な基準による財務書類等を全ての地方公共団体で作成し、活用を図ることとなったが、その運用については、地方公共団体の実態を踏まえ適切な支援を行うとともに、財政措置の継続を図ること。また、会計制度改革に先行して取り組んでいる地方公共団体が、これとは別に、従前と同様の財務書類等を作成・公表することについては、その創意と工夫を制約することのないよう、十分配慮すること。

さらに、地方公共団体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うこと。

なお、公営企業についても、平成31年1月総務大臣名の「公営企業会計の適用の更なる推進について」の通知により、公営企業会計に移行してきたところであるが、公営企業会計への移行後も、ノウハウや人材が不足する地方公共団体の負担を軽減するため、技術的な支援等必要な措置を引き続き講じるとともに、継続的な財政支援措置を講じること。

4 公金収納等事務手数料有償化等に係る地方財政措置について

- (1) 地方公共団体が指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務については、令和4年3月29日付け総務省発出の「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」により、適正な経費負担となるような見直しを行うよう要請があり、当通知を踏まえた指定金融機関等からの経費負担（手数料有償化等）を求める動きが全国的に活発化しているところである。

令和6年10月から地方公共団体の公金の支出（給与・賞与の支給に係るものは除く。）に対して一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」が適用されることに伴い地方公共団体が負担する経費については、新たに地方交付税措置が講じられることとされているが、地方公共団体事務の根幹である出納事務の遂行にあたって地方の財政負担が生じないように、確実に所要の地方財政措置を講じること。

- (2) 公金取扱事務のデジタル化が喫緊の課題となっているところであるが、公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化のためのシステムの抜本的な改修などに必要とする経費について、所要の地方財政措置を講じること。

5 国の地方公共団体に対する補充的な指示について

地方自治法第252条の26の5の規定に基づく国の地方公共団体に対する補充的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、衆・参両院の総務委員会の附帯決議（第213回国会提出閣法第31号に対するもの）を十分に踏まえ、抑制的に運用すること。具体的には、当該指示の行使に際して、国と地方公共団体が事前に適切な協議・調整を行うことができるよう、手続を明確化すること。また、目的達成のために必要最小限度の範囲となるよう、あらかじめ運用方針などを定めること。

想定外の事態に万全を期すため、今回の補充的指示権が行使される条件、想定される事態などについて可能な限り明確にし、あらかじめ、実際に指示権の影響を受ける国民に対して丁寧に説明すること。

6 地域国際化等の推進について

- (1) 多文化共生社会の実現に向けて、以下の取組を実施すること。

ア 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等において、国と地方公共団体の役割を明確にし、地方自治体等の意見を十分に聴取しながら、引き続き、その拡充を図ること。

イ 地方公共団体による外国人に対する日本語教育、生活支援や相談体制の整備・拡充などの取組に対し、各都道府県の必要額に不足が生じないように十分な予算を確保し、継続的で十分な財政的支援を行うこと。また、外国人受入環境整備交付金について、交付申請額を確保することはもとより、外国人住民の全住民

に占める割合や窓口の対応状況を考慮するなど、地方公共団体の実情に応じて限度額区分を見直すこと。

ウ 新たに受け入れる外国人材や在留外国人等が、地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、外国人材等のニーズに応じた日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを充実すること。

エ 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」について、各都道府県の交付申請額に不足が生じないよう十分な予算を確保することはもとより、国庫補助率の引き上げや都道府県に対する地方交付税措置など、地方公共団体における財政負担を軽減するとともに、都道府県の役割の明確化及び役割に応じた体制の維持・充実に向けた永続的な地方財政措置を講じること。

オ 外国籍の子どもの就学状況を把握し、就学促進を図るために必要な法整備を行うとともに、帰国・外国人児童生徒、外国につながる児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制の整備、教材等の開発に必要な措置を早急に講じること。

とりわけ、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」について、各都道府県の交付申請額に不足が生じないよう十分な予算を確保すること。

カ 帰国者や外国人及び外国にルーツを持つ人の雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。

とりわけ、医療分野では、地方公共団体での取組を踏まえ、国籍等にかかわらず外国人がどの地域でも利用でき、医療機関も活用しやすい医療通訳制度の導入やその代替手段となる仕組みの普及促進を図ること。

また、医療保険の適用のない外国人が受診した際の医療費の未払問題など外国人を受け入れることに伴う様々な課題については、国が主体的に対策を講じること。

キ 災害時に外国人支援を行う人材の養成等を早急に推進すること。また、地震、台風、感染症、家畜伝染病などといった各種の情報について、「やさしい日本語」及び多言語で提供するなど、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備の充実を図ること。特に、広域で発生した有事の際には、国において、統一された必要な情報を、「やさしい日本語」をベースに少数言語も含め多言語で迅速に発信するとともに、24時間相談対応が可能となるよう体制整備を図ること。

(2) 在外被爆者に対する援護については、在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、必要な改善を行うとともに、在外公館等において高齢化が進む被爆者支援の強化を行うこと。

(3) 来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを一層強化するため、地方警察官の増員を図ること。また、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。

(4) 法定受託事務として都道府県が行っている国内の一般旅券発給事務については本来国の事務であることや、既に全国の半数以上の市町村に旅券事務の一部が移譲され、住民に身近な窓口が開設されている実態を踏まえ、申請者の利便性の向上や旅券窓口の事務負担の軽減が図られるよう、次のとおり対応すること。

ア マイナポータル、領事業務情報システム及びこれらの連携により提供される旅券の電子申請において顕在化している問題点について、都道府県・市町村（以

下、都道府県等)の実態を把握し、十分に意見を聴取した上で、真に利用者の利便性向上及び都道府県等の業務効率化に資するものとなるよう、システムの改修や職権による修正等の運用の見直し等を早急に行い、問題の解消を図ること。

イ 令和6年度中の開始が予定されている居所申請者による電子申請については、居所申請者及び都道府県等の双方にとって効率的な制度設計及びシステム改修を行うこと。また、書面による居所申請についても、既に住所地で申請していた場合の取下げ手続き等において、他の都道府県等との連絡調整が必要となっている実態を踏まえ、電子申請の運用と合わせて効率的な制度となるよう見直すこと。

ウ 都道府県等では、マイナポータルからの申請者の操作画面を共有できず、問い合わせに対応できないため、国においてマイナポータル画面操作専用のコールセンターを整備し、すべての申請者の問い合わせに一元的に対応すること。

エ 令和5年6月9日付け国策定の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(P92)に基づき、外務省において電子申請と書面による申請との手数料の差別化の検討が行われているが電子申請に係る事務が書面による申請に係る事務より時間や人員を要し負担が大きい実態を踏まえ、国において電子申請開始後の都道府県等の事務の実態を把握し、都道府県等の意見を十分に聴取しながら進めること。

特に、上記アの問題が解消されていない現状では電子申請に係る手数料を引き下げるとする手数料の差別化を拙速に行わないこと。

オ 令和6年度から予定されている国立印刷局での旅券の集中作成方式導入に当たっては、旅券発給の標準処理期間が長くなることなど、国の責任において国民に十分周知すること。

カ 電子申請に係るシステム改修費や消耗品、紙申請用申請書の不足が生じないよう国の責任において予算を確保すること。

【基地対策・領土問題・拉致問題等関係】

1 基地対策の推進について

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置、計6回にわたり開催し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきた。

研究会終了後の平成30年7月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、国に対して要請を行ってきた。

また、令和元年7月開催の全国知事会議では、米軍機による低空飛行訓練について複数の知事から問題提起があったところであり、その後、令和2年11月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、同年12月に改めて国に対して要請を行った。

一方、国では、令和元年7月、日米両政府間で「日本国内における合衆国軍隊の使用施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」の改正について合意し、迅速かつ早期の制限区域内への立入り等をガイドラインに新たに規定することなども行われている。

しかしながら、このガイドラインの改正により、日米地位協定における運用面の一部改善は行われたものの、全国知事会の提言内容が実現したとは言い難い状況である。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国においては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、引き続き一層積極的に取り組んでいただきたい。

(1) 米軍機の飛行等について

飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とすること。

ア 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行い、人口密集地域等の上空の飛行回避、深夜、早朝など住民への影響が大きい時間帯や土曜日、日曜日、祝日等および重要な地元行事や学校行事等を避けるなど、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと。

イ 米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること。また、実効性ある再発防止策を講じること。

ウ 民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。

エ 米軍機による事故を防止するため、航空機の整備点検、パイロット等の安全教育や規律保持の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限並びに夜間連続離着陸訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。

オ 事故後の当該機及び同型機の運用再開にあたっては、日米協議を実施すること。また、協議にあたっては、安全性を十分に検証するとともに、地元の意向を尊重すること。

(2) 日米地位協定について

日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。

(3) 米軍人等による事件・事故防止について

米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること。

とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置するとともに、平成 29 年 1 月に日米両政府間で締結された軍属に関する補足協定を的確に運用し、事件・事故の防止に向けた取組を進めること。

(4) 基地周辺における措置等について

ア 飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。

イ 米軍基地に配備されているヘリコプター等の米軍機から発生する低周波音について、周辺住民の健康への影響等が懸念されることから、航空機による低周波音に係る環境基準を策定し、その基準が遵守されるよう措置すること。

ウ 基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。

エ 平成 27 年 9 月に日米両政府間で締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供、円滑な立入りや、返還前の早期の立入りの実現など、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化が着実に図れるよう努めること。

オ 基地対策に関する経費が地元へ転嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらさないよう、地方公共団体の意向を踏まえ新たな制度の創設を含め適正な措置を講ずること。

(5) 基地の整理・縮小・返還について

ア 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

イ 返還後の基地跡地利用について、国有財産の無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講ずること。

(6) 重要影響事態安全確保法等について

重要影響事態安全確保法等の運用にあたっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

2 北方領土及び竹島問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期返還及び竹島の領土権の早期確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決の促進を図ること。

北方領土問題については、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略により、平和条約交渉などの今後を見通すことが難しい状況が続いているが、政府の基本方針の下、外交交渉を継続するとともに、四島交流等事業の一日も早い再開に向け、具体的に進展するよう取り組むこと。

3 拉致問題の早期解決について

拉致問題の進展が見られない中、拉致被害者及びその御家族は高齢となっており、親世代は2人となった。拉致問題の解決はもはや一刻の猶予も許されない。

岸田総理大臣は、拉致問題を最重要課題に掲げ、全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合う覚悟を表明している。

令和5年8月の日米韓首脳会合では、拉致問題の即時解決に向けた引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領及びユン・ソンニョル大統領から、改めて全面的な支持を得た。

また、岸田総理大臣は令和5年11月の「国民大集会」で、拉致問題は時間的制約のある人権問題であるとした令和4年の「国民大集会」から1年が過ぎ、日本国内では御家族はもとより国民の間に差し迫った思いが一層強まっていることから、こうした思いをしっかりと共有しながら、全ての拉致被害者の方々の一日も早い御帰国を実現すべく、全力で、そして果敢に取り組んでいくことを明言した。

しかしながら北朝鮮は、国連安保理決議に明白に違反する弾道ミサイル発射等を繰り返し拉致問題の解決の気配は見えない。

政府においては、これまでの土台を引継ぎ、引き続き拉致問題を最重要課題として、具体的な成果を出せるよう取り組むこと。

また、米国、韓国、中国を始め関係諸国や国際関係機関等と連携・協調を図りながら、拉致問題の一刻も早い解決に全力を尽くし、拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない方々の早期帰国等の実現を図るため、以下の事項について適切な措置を講ずること。

- (1) 北朝鮮への圧力を緩めることなく、同時に北朝鮮国内の状況変化を的確に捉え、北朝鮮への直接の働きかけを含め、あらゆる可能性を探りながら一層の外交努力により事態を打開し、一刻も早く拉致被害者等の救出のための協議を行うこと。また、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持すること。
- (2) 北朝鮮の「拉致問題は解決済み」との立場を崩すため粘り強い交渉を行い、日朝首脳会談の実現を見据え、拉致被害者等家族及び国民に対し目に見える形で具体的な成果を早期に出すこと。
- (3) 米国を始めとする関係諸国に対し、北朝鮮と個別協議を行う際には、引き続き、日本人拉致問題の早期解決について北朝鮮側に働きかけるよう要請すること。

- (4) 行方不明者の情報等を逐次提供するなど、地元自治体との連携を密にとること。
- (5) 拉致被害者等の所在地情報等を把握し、有事の際には拉致被害者等の救出及び安全の確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、拉致の可能性を排除できない方々について徹底した調査・事実確認を行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。
- (6) 国民に拉致問題への関心を持ち続けてもらい、一層の世論喚起を進めていくために、拉致問題解決に向けた政府の取組の状況等について、可能な限り情報提供すること。

4 漂着船等に対する万全な対策について

木造船等が我が国に漂流、漂着する事案は、現在、減少傾向にあるが、地方公共団体では、生死に関わらず漂着者や漂着物など、その取扱いや対応に苦慮しているところであり、我が国の領土、領海を保全し、漁業者をはじめ、国民の生命、財産を守るためにも、早急な対策が必要である。

加えて、外国の不審船が容易に我が国の領土に接近しうる状況に、沿岸部の住民はもとより、多くの国民が不安を抱えていることから、国において、国民の安全・安心を確保する観点から、以下の事項について早急かつ適切に対処すること。

- (1) 我が国の領土、領海及び排他的経済水域を侵す、領海侵犯や違法操業など、あらゆる行為について毅然とした態度で外交交渉に臨むこと。
- (2) 海上及び沿岸における不審船等の監視、警備体制の強化と漁船などへの注意喚起を行うための連絡体制の整備を図るとともに、外国漁船等の我が国の排他的経済水域を含む周辺海域での違法操業や領海侵犯に対する取締りを強化し、拿捕を含む実効的な対抗措置を講じること。
- (3) 不審船等に由来する漂着者や漂着物などの取扱いや対応、漂着者が傷病人の場合の救助・搬送及び感染症対策などの対処方法、漂着者の給食、寝具、衣類等に係る経費負担について、明確な見解や指針を早急に示すこと。
- (4) 不審船等に由来する漂着者の対応や漂着物などの処理等の円滑かつ継続的な実施のため、地方負担が発生しないよう、地方公共団体に対する財政的支援を拡充すること。

5 ウクライナ避難民の受入について

ロシアの侵略を受けたウクライナ避難民の受入は、長期化が想定されることから、政府は、ウクライナ避難民が全国各地で等しく安心して暮らすことができるよう、以下の事項について早急に措置を講じること。

- (1) ウクライナ避難民にかかる支援については、新たに創設された「補完的保護対象者の認定制度」への適切な移行とともに、生活支援をはじめ、就労・就学、医療など、国において切れ目のない支援を行いつつ、ひいては避難民が自らの力で生活基盤を築けるようにすること。
- (2) 地方公共団体に対する情報提供を、適切かつきめ細やかに行うこと。

【道州制関係】

道州制については、自由民主党において基本法案の検討が行われてきた。

全国知事会では、これまで、平成 25 年 1 月に「道州制に関する基本的考え方」を、平成 25 年 7 月に「道州制の基本法案について」をとりまとめ、その検討に当たっては我々の考えを十分踏まえるよう求めてきた。

現在、我が国は度重なる大規模災害からの復旧・復興、経済の再生、エネルギー問題、少子高齢時代における持続可能で安定的な社会保障制度の構築、近い将来に発生が懸念されている巨大地震対策など多くの喫緊の課題への対応を迫られている。それだけに、道州制を議論するというのであれば、基本法案には、道州制の必要性、理念や姿が具体的かつ明確に示されなければならない。その上で、国の出先機関の廃止や中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であることが明記されなければならない。

自由民主党等において統治機構改革という最重要課題について積極的に問題提起されてきたことは評価するものの、基本法案においてこうした事項が明確にされていない。

については、基本法案の検討に当たっては、以下の内容を十分踏まえること。

1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について

基本法案は、以下の点が明記されなければならない。

- (1) 国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿を具体的かつ明確に示さなければならない。
 - ア 現行の都道府県制度の下で地方分権改革を進めた場合と比較した十分な議論を踏まえ、道州制の必要性を示すこと
 - イ 道州制の姿やメリット・デメリット等についての明確なイメージを示すこと
 - ウ 道州制については、国民に十分理解されているとは言い難いので、まずは積極的な情報発信を行い、国民的議論を巻き起こすこと
 - エ 道州制の根幹部分については、「国と地方の協議の場」をはじめ様々な機会を通じて十分協議し、地方の意見を十分に反映させること
- (2) 道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。
 - ア 国の出先機関の廃止はもちろんのこと、中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること
 - イ 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙し、その上で、道州はもとより、とりわけ市町村について、どういう役割を担うのか明確に示すこと
- (3) 道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならない。格差是正の仕組みを明確に示さなければならない。
 - ア 道州が財政的に自立し、国民生活のナショナル・ミニマムを維持可能な税財政制度の方向性を示すこと
 - イ 道州間や道州内の基礎自治体間の財政力格差が生じないような財政調整のあり方を示すこと

2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項について

我が国の閉塞状況を打破するために、地方の活力を伸ばし、地域間格差をなくすための統治機構のあり方について、全国知事会としても十分に議論をする必要性を感じているところである。

基本法案が、制度改革の根幹部分を曖昧にしたものではなく、真に地方分権改革を進めるためのものとなるよう、以下の点を重要課題として提起する。

- (1) 道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、併せて国の立法機関のあり方について十分に議論すべきである。
 - ア 道州の自治立法権、国会が引き続き担う立法権限の範囲及びその相互関係の見直しの方向性
 - イ 国会議員の削減数と国会の二院制の見直しの方向性
 - ウ 直接公選制と考えられる道州の首長と国における現行の議院内閣制の関係

- (2) 道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分に議論すべきである。
 - ア 道州制における基礎自治体の規模や権能の強化方針とその具体的な手法
 - イ (仮に現行の市町村のままであるなら、) 基礎自治体として十分な権能を発揮するための方策
 - ウ 政令指定都市等の大都市と道州との関係
 - エ 道州制における住民自治の強化方策

- (3) 道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきである。
 - ア 現在でも国及び地方の歳出に対し、十分な税収が確保できていない状況の中で、道州が安定して財政運営できる税財源を確保するための具体的な方策
 - イ 現在、国及び地方は多額の債務を負っているが、道州制の下での債務の削減についての十分な説明

3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について

これまでの地方分権改革推進委員会の勧告や「地方分権改革の総括と展望」などを踏まえ、国の出先機関の廃止、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実、国の政策決定に地方が参画する仕組みの拡充などの改革を進めるべきである。

- (1) 国の出先機関の廃止に向けた大幅な事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの更なる見直しなどを進めること
見直しにあたっては、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、広域連合の活用を含め、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること

- (2) 全国で唯一の府県域を越える広域自治体である関西広域連合等の取組について検証を行うとともに、希望する地域に国の出先機関を移管すること

- (3) 提案募集方式について、あらかじめ国において見直しの方針を示した上で提案を募り、個々の支障事例に拘泥せず、積極的に検討を行い、できる限り実現を図ること。また、過去に提案された類似の事例についても点検・見直しを行うなど、提案団体に負担を強いることなく、地方分権改革有識者会議において抜本的改革を図ること
- また、これまでの対応方針において、「検討を行う」又は年次を示して「結論を得る」とされた事項について、今後の検討において重点事項として取り上げるなど、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現に努めるとともに、その結果については地方に速やかに情報提供すること
- さらに、全国知事会が従前より求めている福祉等の分野における「従うべき基準」などについても制度的な課題として横断的な見直しを行うこと
- (4) 法令等に基づく計画策定事務については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド（以下「ナビゲーション・ガイド」という）」を踏まえ、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、引き続き制度的な課題として、計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを行うこと
- さらに、各府省においては、地方の意見を十分に反映しつつ、政策立案や法案作成の都度、「ナビゲーション・ガイド」の遵守状況を内閣府に報告するなど、当該ガイドが実効性を持つように運用するとともに、計画等の策定による地方の負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。
- その上で、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、立法過程でのチェック体制を構築すること
- (5) 憲法 92 条における「地方自治の本旨」について議論を深めるとともに、国と地方の役割分担の見直し、地方税財源の充実や税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築など、地方自治の確立に資する制度的課題について検討を行うこと
- (6) 国と地方の役割分担については、適切なガバナンススコープ（ガバナンスを効果的に発揮し得る範囲）に応じた、適切な責任・権限に基づく資源の配分の観点から見直しを行うこと
- (7) 税源移譲を含め、国と地方の税源配分をまずは 5 対 5 とすることを目標として、地方の役割に見合ったものとなるよう見直しを進めること
- また、地方交付税について、臨時財政対策債の廃止や法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより、持続可能な制度として確立するとともに、安定的な財政運営ができるよう地方一般財源を充実すること
- (8) 国と地方が協働して政策形成を行うことができるように、施策立案の段階から国と地方が実質的に協議を行う仕組みを深化させること

《参 考》

項目別担当部一覧

項目	頁	担当部
全国知事会議 宣言		
令和6年8月全国知事会議 福井宣言	1	総務部
政策提案		
1 人口減少問題打破により日本と地域の未来をひらく緊急宣言	2	調査第一部
2 子ども・子育て政策を強力に推進するための提言	3	調査第二部
3 地方創生・日本創造への提言	11	調査第一部
4 地方税財源の確保・充実等に関する提言	24	調査第一部
5 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進に関する提言	38	調査第三部
6 デジタル社会の実現に向けた提言 ～誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化のために～	46	調査第三部
7 万博を契機とした更なる地域の活性化に向けた提言	61	調査第三部
8 2040年を見据えた医療・介護提供体制の構築に向けた提言	62	調査第二部
9 ジェンダー平等の実現に向けた提言 ～一人ひとりが幸福を実現できる社会の実現に向けて～	69	調査第二部
10 学校教育を担う人材の確保に関する取組の充実について	76	調査第三部
11 高等学校段階におけるデジタル人材育成の抜本的強化について	80	調査第三部
12 L×で切り拓く持続可能な経済の実現に向けた提言	82	調査第三部
13 国産木材の需要拡大に向けた提言	102	調査第三部
14 豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止に向けた提言	110	調査第三部
15 農林水産物の輸出拡大のための提言	115	調査第三部
16 国土強靱化の推進と分散型国づくり及び地域経済を支える観光の本格的な復興提言	117	調査第二部
17 大規模災害への対応力強化に向けた提言	120	調査第二部
18 緊迫度を増す国際情勢等を踏まえた国民保護の更なる充実に係る提言	131	調査第二部

項 目	頁	担当部
19 原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言	133	調査第二部
20 東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言	147	調査第二部
21 地方分権改革の推進について	164	調査第一部 (地方分権改革推進本部)
22 参議院選挙における合区の解消に関する決議	171	調査第一部
23 3 巡目国スポの見直しに関する考え方	172	調査第三部
政 策 要 望		
農林水産関係	174	調査第三部
商工労働関係	189	調査第三部
消費生活関係	196	調査第三部
国土交通・観光関係	198	調査第二部
社会保障関係	211	調査第二部
文教関係	234	調査第三部
環境関係	245	調査第三部
エネルギー関係	253	調査第三部
災害対策・国民保護関係	258	調査第二部
地方行政関係	280	調査第一部・総務部
基地対策・領土問題・拉致問題等関係	284	調査第一部・総務部
道州制関係	289	調査第一部

全 国 知 事 会

〒102-0093

東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 6 階

総 務 部 電話 03-5212-9127

調 査 第 一 部 電話 03-5212-9130

調 査 第 二 部 電話 03-5212-9131

調 査 第 三 部 電話 03-5212-9134

地方分権改革推進本部 電話 03-5212-9206

◆本書に掲載している各提案・要望は、全国知事会のホームページからも
ご覧いただけます。

<https://www.nga.gr.jp/request/kunihenoteianyoubou/r7seisakuyoubou.html>

